

令和8年3月31日  
鹿児島県公報別冊

# 令和7年度

## 包括外部監査結果報告書

「県税の賦課徴収に係る事務の執行及び管理状況について」

鹿児島県包括外部監査人

公認会計士濱田典彰

令和8年3月



# 令和7年度包括外部監査報告書

## 目次

第1章	外部監査の概要	1
1.	外部監査の種類	1
2.	選択した特定の事件（監査のテーマ）	1
3.	監査対象年度	1
4.	監査対象部局	1
5.	監査の実施期間	1
6.	包括外部監査人及び補助者	1
7.	特定の事件（監査テーマ）を選定した理由	1
8.	包括外部監査の方法	2
9.	利害関係	3
10.	監査結果の記載方法	3
11.	その他	3
第2章	外部監査の結果	4
1.	県税の概要	4
2.	指摘と意見の一覧	28
3.	契約	38
4.	負担金及び交付金並びに補助金	45
5.	税務システム	48
6.	個人県民税	76
7.	県民税利子割	87
8.	個人事業税	95
9.	法人県民税	106
10.	法人事業税	117
11.	地方消費税	125
12.	不動産取得税	128
13.	県たばこ税	139
14.	ゴルフ場利用税	144
15.	軽油引取税	151
16.	自動車税（環境性能割・種別割）	160
17.	鉦区税	176
18.	核燃料税	183
19.	狩猟税	189
20.	産業廃棄物税	195
21.	徴収事務について	208
22.	総括	221

# 第1章 外部監査の概要

## 1. 外部監査の種類

地方自治法第252条の37第1項及び第2項に基づく包括外部監査

## 2. 選択した特定の事件（監査のテーマ）

県税の賦課徴収に係る事務の執行及び管理状況について

## 3. 監査対象年度

原則として令和6年度を監査対象とする。ただし、監査対象の性格から必要な範囲において過年度及び進行年度以降についても対象とする場合もある。

## 4. 監査対象部局

総務部財政課及び税務課並びに地域振興局及び支庁の総務企画部

## 5. 監査の実施期間

令和7年7月1日から令和8年1月31日まで

よって、令和8年2月1日以降に生じた事象については、報告書へ反映していない。

## 6. 包括外部監査人及び補助者

### 1) 包括外部監査人

公認会計士濱田典彰

### 2) 補助者

公認会計士岩切至久

公認会計士又木健文

公認会計士尾花洋一郎

## 7. 特定の事件（監査テーマ）を選定した理由

### 1) 鹿児島県の財政環境と県税収入確保の重要性

近年、鹿児島県の財政を取り巻く環境は厳しさを増しており、財政運営において深刻な課題が生じている。

今後、さらに、以下の要因が県の税収減少と歳出増加に大きな影響を与えていくと思われる。

- a) 税込減少の要因
  - 県内の労働人口の減少による県税収入の減少。
  - 年収の壁（給与所得控除の最低保証額）の引き上げによる県税収入の減少。
- b) 歳出増加の要因
  - 少子高齢化による福祉、医療支出の増加。
  - 社会インフラの老朽化による道路等の公共物や公共施設の維持管理費の増加。
  - 物価高騰による公共サービス維持にかかる費用の増加。

こうした状況の中で、今後、県が適切な施策及び事業を実施していくためには、県税収入の確保が重要な課題であり、税込の安定化を図るためには、徴収業務の効率化、未納税額の管理強化等が必要である。

よって、県税の賦課徴収に係る事務の執行及び管理状況について、包括外部監査人の立場から検討を加えることは、歳入確保の観点から有意義である。

## 2) 申告・納税等の手続きの電子化による県の税務行政への影響

県税等の申告・納税等の手続きは書面によるものから電子（地方税ポータルシステム（「eLTAX」））によるものへ移行している。電子化により県の税務行政がどのように変化してきたかを検証することも有意義である。

## 3) 過年度の包括外部監査における意見・指摘事項の改善状況

県税事務に関しては、平成 27 年度包括外部監査で取り上げられており、既に 10 年が経過していることも鑑み、再度監査することも意義がある。

上記 3 つの理由から県税の賦課徴収に係る事務の執行及び管理状況について検討し、その結果を公表することは有意義であると考え、包括外部監査の対象として選定した。

# 8. 包括外部監査の方法

## 1) 監査の要点

以下の項目について、財務事務の執行及び管理が法令、規則及び要綱等に準拠しているか、経済性、効率性、有効性及び公平性が確保されているかを監査する。

- 県税の賦課徴収事務
- 県税の減免事務
- 滞納整理事務
- 県税に係る情報システム
- その他

## 2) 主な監査手続

- 関係部署からの説明聴取及び関係者に対する質問
- 関係書類の閲覧
- 期別推移分析、比率分析等の分析的手続
- 関係帳票及び証拠書類との照合
- 現場視察及び現地調査

- その他包括外部監査人が準拠性監査及び業務監査に必要と認めた監査手続

## 9. 利害関係

包括外部監査の対象にした事件につき、地方自治法第 252 条の 29 の規定により記載すべき利害関係はない。

## 10. 監査結果の記載方法

財務事務の執行が法令・規則等に準拠していない、又はその適用・解釈に誤りがあるもの等については【指摘】としており、有効性、効率性、経済性等の観点から、事務の見直しや工夫が必要と判断したものを【意見】としている。

## 11. その他

報告書の数値は端数を切捨て又は四捨五入して表示していることがあるため、合計が一致しない場合がある。

## 第2章 外部監査の結果

### 1. 県税の概要

#### 1) 県の人口、歳入・歳出及び県税収入の状況

##### a) 鹿児島県の人口・財政指標の推移（平成元年～令和6年）

鹿児島県の総人口は、平成元年の約180万5千人から令和6年には約153万1千人へと、約27万人、率にして15%程度減少している。年平均に換算すると0.4～0.5%の減少であり、全国平均を上回るペースで人口減少が進行している。平成27年以降も概ね減少幅が拡大傾向にあり、出生率の低下と整合的に人口減少が加速していることが確認できる。

年少人口割合は、平成元年の21.4%から令和6年には13.1%へと約8ポイント低下し、相対的に約4割縮小した。出生率(人口千人あたりの出生数)も同様に、平成元年の人口千対12.4から令和6年には6.8、令和7年には6.4へと半減している。これらの指標は、少子化が一時的な現象ではなく、長期的かつ構造的に進行していることを示している。出生率の低下は年少人口割合の縮小を通じて将来の出生数をさらに減少させ、自然減を拡大させる要因となっている。

人口減少の主因は自然減である。出生数の減少に加え、高齢化の進展により死亡数が増加しており、人口動態全体としては「出生数の減少と死亡数の増加」が同時に進む構造となっている。社会増減については、近年、転入と転出が均衡する傾向も見られるが、自然減を補うには至っていない。

人口減少は財政基盤にも直結している。歳入規模は令和3年度に一時的に1兆円を超えたが、直近では9,300億円台に縮小している。県税収入は平成元年の1,127億円から令和6年には1,690億円へと名目上は増加しているが、その背景には税率改正や物価上昇といった外的要因が大きく、人口減少による自然減圧力を根本的に克服したものではない。結果として、一人当たりの県税額は増加している。つまり、人口が減る中で一人ひとりの負担が重くなっていることを意味しており、税収基盤が持続的に強化されているとは言い難い。

さらに、国の財政制約が強まる中で、地方交付税や補助金の増額余地は限られており、県税の安定的確保は、県政の自立性を担保し、持続可能な行政運営を実現するための重要課題となっている。

このような状況において、県税の賦課徴収に係る事務の執行及び管理状況を監査することは、①税収確保の実効性、②徴収事務の適正性・効率性、③滞納整理や収納率向上の取組みの妥当性を検証するうえで不可欠である。

	鹿児島県の 総人口	年少人口 割合 (%)	出生率 (人口千 対)	歳入決算額 (百万円)	歳出決算額 (百万円)	県税歳入決算 額 (百万円)
H1	1,805,884	21.4	12.4	719,955	716,697	112,745
H2	1,797,824	21.4	11.5	774,105	768,230	118,362
H3	1,792,214	21.4	10.9	819,281	813,889	124,454
H4	1,788,532	19.9	10.5	861,287	852,228	120,393
H5	1,787,979	19.9	10.3	990,361	958,339	120,036
H6	1,791,441	19.9	10.3	1,035,973	1,008,514	129,057
H7	1,794,224	19.9	10.3	1,028,713	987,171	133,606
H8	1,793,705	19.9	10.0	1,038,677	1,009,931	141,979
H9	1,793,010	17.8	9.3	1,028,104	997,282	138,213
H10	1,790,360	17.8	9.4	1,089,521	1,047,652	142,403
H11	1,787,421	17.8	9.2	1,099,360	1,063,634	140,020
H12	1,786,194	17.8	9.1	1,088,735	1,060,438	148,117
H13	1,781,393	17.8	8.8	1,086,869	1,064,327	145,163
H14	1,775,833	15.7	9.1	1,001,997	984,262	126,902
H15	1,769,652	15.4	9.0	945,896	928,782	123,569
H16	1,762,461	14.8	8.9	901,748	885,366	124,444
H17	1,753,179	14.6	8.8	848,760	833,289	128,951
H18	1,743,484	14.6	8.6	846,923	838,264	134,248
H19	1,732,568	14.4	8.5	812,833	807,738	151,023
H20	1,721,227	14.4	8.7	779,516	772,276	143,073
H21	1,712,950	14.4	8.7	859,667	848,117	125,835
H22	1,706,242	14.4	9.0	832,605	811,093	122,772
H23	1,696,815	14.4	8.8	808,050	789,547	118,792
H24	1,685,820	13.7	8.9	805,987	779,978	122,428
H25	1,674,781	13.7	9.0	842,584	814,079	125,392
H26	1,661,725	13.7	8.8	794,259	774,610	127,497
H27	1,648,177	13.7	8.7	827,070	808,090	143,745
H28	1,637,040	13.7	8.6	815,540	790,188	147,272
H29	1,624,970	13.5	8.6	831,070	813,398	149,127
H30	1,613,273	13.5	8.4	806,098	784,298	149,484
R1	1,600,783	13.5	8.4	827,539	796,262	148,114
R2	1,588,256	13.5	8.4	936,840	884,975	148,438
R3	1,576,488	13.5	7.5	1,021,858	971,513	160,328
R4	1,563,124	13.1	7.4	1,008,869	955,596	160,891

R5	1,548,684	13.1	7.4	936,017	891,600	163,200
R6	1,531,712	13.1	6.8	930,205	890,860	169,046
R7	1,514,181	13.1	6.4	852,734	852,734	168,410

出典等

○鹿児島県の総人口

(H元～H6)H11 県政概要本県人口の推移、(H7～R6) R7 県政概要本県の人口の推移に記載されている数値

(基となる資料は、H2、7、12、17、22、27、R2 は、国勢調査確報結果による。また、中間年のうち、H8以降は、県毎月推計人口による)

○年少人口割合 (%)

年少人口割合：全人口に対する15歳未満人口の割合

(H元～H9)各年の鹿児島県の地位、(H10～R7)各年の主要指標に掲載されている数値

(基となる資料は国勢調査確報結果による)

○出生率 (人口千対)

出生率：人口千人あたりの出生数

(H元～H9)各年の鹿児島県の地位、(H10～R7)各年の主要指標に掲載されている数値

(基となる資料は人口動態調査(国)による)

○歳入決算額 (百万円)、歳出決算額 (百万円)、歳出決算額 (百万円)

H元～R6 は実績 (決算に関する調書による)、R7 年は予算 (県政概要による)

歳入、歳出とも百万円未満は切捨てとしている

## b) 県の財政力指数

鹿児島県の財政力指数(基準財政収入額を基準財政需要額で除して得た数値の過去3年間の平均値)は、令和3年度から令和5年度にかけて 0.30740 → 0.35717 → 0.35580 と推移している。令和4年度に大きく改善した後、令和5年度はわずかに低下しているものの、3年間を通じては改善傾向にあると評価できる。ただし指数は0.4を下回っており、標準的な行政需要を自主財源のみで賄うことは依然として困難であり、財政基盤は脆弱な状態が継続している。

次に、鹿児島県が属するDグループ平均は、同期間に 0.31147 → 0.35923 → 0.36927 と一貫して上昇している。鹿児島県の指数は3年度ともにDグループ平均を下回っており、同規模の自治体群と比較しても財政力は相対的に低位にある。特に令和5年度は、Dグループ平均が上昇を続ける一方で鹿児島県は微減しており、グループ内での相対的な位置はやや後退したといえる。

最後に、全国平均(東京を含まず)は、令和3年度から令和5年度にかけて 0.44260 → 0.49357 → 0.49785 と上昇している。これに対し鹿児島県との差は 0.1352 → 0.1364 → 0.1421 と拡大傾向にあり、全国的な財政力の改善に対して鹿児島県の改善ペースが追いついていないことが明らかである。財政基盤の脆弱性は構造的な課題として残存していると考えられる。

なお、令和3年度から令和4年度にかけて財政力指数が大きく改善した要因としては、以下の点が想定される。

第一に、コロナ禍からの経済活動の再開に伴い、個人県民税（給与所得の回復）や法人関係税（企業収益の改善）など地方税収が増加したことが挙げられる。これにより基準財政収入額が増加し、指数を押し上げた可能性が高い。

第二に、コロナ関連需要の縮小や公共事業費の平準化等により、基準財政需要額の伸びが相対的に抑制されたことが考えられる。

第三に、D グループ平均及び全国平均も同様に大きく改善していることから、全国的な経済回復による税収増の影響が鹿児島県にも及んだと推察される。

以上のとおり、鹿児島県の財政力指数は一定の改善を示しているものの、D グループ平均及び全国平均との差は縮小しておらず、財政基盤の強化には自主財源の中心である県税収入の確保策や歳出構造の見直しが引き続き重要な課題である。

【財政指数の推移】

	令和3年度	令和4年度	令和5年度
鹿児島県	0.30740	0.35717	0.35580
D グループ平均	0.31147	0.35923	0.36927
総平均（東京を含む）	0.45285	0.50770	0.51321
総平均（東京を含まず）	0.44260	0.49357	0.49785

（出典：総務省 都道府県財政指数表より作成）

【都道府県累計区分一覧】

グループ	財政力指数 (令和3年度～令和5年度)	所属団体	団体数
A	1.000 以上	該当なし	—
B	B1 0.700 以上～1.000 未満	愛知県、神奈川県、千葉県、大阪府、埼玉県	5
	B2 0.500 以上～0.700 未満	静岡県、茨城県、福岡県、栃木県、兵庫県、群馬県、宮城県、広島県、三重県、京都府、滋賀県、岐阜県、岡山県、福島県、長野県	15
C	0.400 以上～0.500 未満	石川県、富山県、新潟県、北海道、香川県、山口県、愛媛県、奈良県	8
D	0.300 以上～0.400 未満	福井県、熊本県、山梨県、大分県、沖縄県、山形県、岩手県、宮崎県、青森県、佐賀県、鹿児島県、長崎県、和歌山県、徳島県、秋田県	15
E	0.300 未満	鳥取県、高知県、島根県	3
F	1.10065	東京都	1

（出典：総務省 都道府県財政指数表）

c) 県税収入の状況

年度別県税収入及び税目別収入額の状況は下記のとおりである。

(1) 年度別県税収入状況

(単位：千円，%)

区 分	年度	調 定 額	収入済額	不納欠損額	過誤納額	収入未済額	収 入 歩 合	
							対予算	対調定
総計	4	162,353,147	160,891,099	118,003	11,890	1,355,935	100.60	99.10
	5	164,737,328	163,200,342	118,555	14,818	1,433,249	100.93	99.07
	6	170,503,276	169,046,512	114,659	14,001	1,356,107	100.89	99.15
現年課税分	4	160,979,553	160,493,386	4,387	11,670	493,451	100.63	99.70
	5	163,405,708	162,804,677	6,591	14,511	608,951	100.92	99.63
	6	169,101,888	168,601,388	4,839	13,669	509,330	100.89	99.70
滞納繰越分	4	1,373,594	397,713	113,616	220	862,484	92.83	28.95
	5	1,331,620	395,666	111,963	307	824,298	104.15	29.71
	6	1,401,388	445,124	109,821	333	846,777	102.13	31.76

(出典：令和7年度定期監査調書より監査人が作成)

## (2) 税目別県税収入状況

(単位：千円，%)

税目		区分	年度	調定額	収入済額	不納欠損額	過誤納額	収入未済額	収入歩合	減免	
										件数	金額
県 税	総計	5	164,737,328	163,200,342	118,555	14,818	1,433,249	99.07	346	621,195	
		6	170,503,276	169,046,512	114,659	14,001	1,356,107	99.15	296	361,764	
		増減	5,765,948	5,846,170	-3,895	-817	-77,143	0.08	△ 50	-259,431	
	現年課税分	5	163,405,708	162,804,677	6,591	14,511	608,951	99.63	346	621,195	
		6	169,101,888	168,601,388	4,839	13,669	509,330	99.70	296	361,764	
		増減	5,696,179	5,796,711	-1,753	-842	-99,622	0.07	△ 50	-259,431	
	滞納繰越分	5	1,331,620	395,666	111,963	307	824,298	29.71	0	0	
		6	1,401,388	445,124	109,821	333	846,777	31.76	0	0	
		増減	69,769	49,458	-2,143	26	22,479	2.05	0	0	
個人 県民 税	総計	5	48,170,526	47,050,666	93,415	14,818	1,041,263	97.68	269	5,298	
		6	46,050,180	44,996,646	89,030	14,001	978,506	97.71	211	3,054	
		増減	-2,120,346	-2,054,019	-4,386	-817	-62,757	0.03	△ 58	-2,244	
	現年課税分	5	47,154,022	46,744,603	4,847	14,511	419,083	99.13	269	5,298	
		6	45,013,062	44,659,234	4,548	13,669	362,950	99.21	211	3,054	
		増減	-2,140,960	-2,085,369	-300	-842	-56,133	0.08	△ 58	-2,244	
	滞納繰越分	5	1,016,504	306,063	88,568	307	622,180	30.11	0	0	
		6	1,037,118	337,413	84,482	333	615,556	32.53	0	0	
		増減	20,614	31,350	-4,086	26	-6,624	2.42	0	0	

税目		区分	年度	調定額	収入済額	不納欠損額	過誤納額	収入未済額	収入歩合	減免	
										件数	金額
法人県民税	総計	5	3,463,322	3,443,135	1,801	0	18,386	99.42	0	0	
		6	3,762,495	3,743,547	1,223	0	17,725	99.50	0	0	
		増減	299,173	300,412	-578	0	-661	0.08	0	0	
	現年課税分	5	3,447,236	3,436,965	13	0	10,257	99.70	0	0	
		6	3,744,159	3,738,573	23	0	5,564	99.85	0	0	
		増減	296,924	301,608	9	0	-4,693	0.15	0	0	
	滞納繰越分	5	16,086	6,170	1,788	0	8,129	38.35	0	0	
		6	18,336	4,974	1,200	0	12,161	27.13	0	0	
		増減	2,249	-1,195	-588	0	4,032	△ 11.22	0	0	
県民税利子割	総計	5	78,862	78,862	0	0	0	100.00	0	0	
		6	197,628	197,628	0	0	0	100.00	0	0	
		増減	118,766	118,766	0	0	0	0.00	0	0	
	現年課税分	5	78,862	78,862	0	0	0	100.00	0	0	
		6	197,628	197,628	0	0	0	100.00	0	0	
		増減	118,766	118,766	0	0	0	0.00	0	0	
	滞納繰越分	5	0	0	0	0	0	100.00	0	0	
		6	0	0	0	0	0	—	0	0	
		増減	0	0	0	0	0	—	0	0	

税目		区分	年度	調定額	収入済額	不納欠損額	過誤納額	収入未済額	収入歩合	減免	
										件数	金額
個人事業税	総計	5	1,537,361	1,503,589	1,138	0	32,635	97.80	2	1,202	
		6	1,653,034	1,601,780	1,884	0	49,370	96.90	0	0	
		増減	115,673	98,192	747	0	16,735	△ 0.90	△ 2	-1,202	
	現年課税分	5	1,512,662	1,490,065	0	0	22,597	98.51	2	1,202	
		6	1,621,775	1,589,752	0	0	32,023	98.03	0	0	
		増減	109,112	99,686	0	0	9,426	△ 0.48	△ 2	-1,202	
	滞納繰越分	5	24,699	13,523	1,138	0	10,038	54.75	0	0	
		6	31,260	12,029	1,884	0	17,347	38.48	0	0	
		増減	6,561	-1,495	747	0	7,309	△ 16.27	0	0	
法人事業税	総計	5	34,228,937	34,151,305	6,298	0	71,334	99.77	19	85,625	
		6	37,831,993	37,753,925	5,068	0	73,000	99.79	23	76,497	
		増減	3,603,056	3,602,620	-1,230	0	1,666	0.02	4	-9,128	
	現年課税分	5	34,172,425	34,127,218	0	0	45,207	99.87	19	85,625	
		6	37,761,884	37,746,370	0	0	15,514	99.96	23	76,497	
		増減	3,589,459	3,619,152	0	0	-29,694	0.09	4	-9,128	
	滞納繰越分	5	56,511	24,087	6,298	0	26,127	42.62	0	0	
		6	70,109	7,555	5,068	0	57,487	10.78	0	0	
		増減	13,597	-16,533	-1,230	0	31,360	△ 31.84	0	0	

税目		区分	年度	調定額	収入済額	不納欠損額	過誤納額	収入未済額	収入歩合	減免	
										件数	金額
地方消費税	総計	5	37,110,768	37,110,768	0	0	0	100.00	0	0	
		6	39,759,517	39,759,517	0	0	0	100.00	0	0	
		増減	2,648,749	2,648,749	0	0	0	0.00	0	0	
	現年課税分	5	37,110,768	37,110,768	0	0	0	100.00	0	0	
		6	39,759,517	39,759,517	0	0	0	100.00	0	0	
		増減	2,648,749	2,648,749	0	0	0	0.00	0	0	
	滞納繰越分	5	0	0	0	0	0	—	0	0	
		6	0	0	0	0	0	—	0	0	
		増減	0	0	0	0	0	—	0	0	
不動産取得税	総計	5	4,066,224	3,934,833	4,611	0	126,780	96.77	43	518,353	
		6	4,356,907	4,212,173	4,640	0	140,094	96.68	62	282,213	
		増減	290,683	277,340	29	0	13,314	△ 0.09	19	-236,140	
	現年課税分	5	3,957,331	3,924,451	1,672	0	31,207	99.17	43	518,353	
		6	4,252,563	4,203,009	268	0	49,286	98.83	62	282,213	
		増減	295,233	278,557	-1,404	0	18,079	△ 0.34	19	-236,140	
	滞納繰越分	5	108,893	10,382	2,938	0	95,572	9.53	0	0	
		6	104,343	9,164	4,372	0	90,807	8.78	0	0	
		増減	-4,550	-1,218	1,433	0	-4,765	△ 0.75	0	0	

税目		区分	年度	調定額	収入済額	不納欠損額	過誤納額	収入未済額	収入歩合	減免	
										件数	金額
県たばこ税	総計	5	1,932,369	1,932,369	0	0	0	100.00	0	0	
		6	1,905,585	1,905,585	0	0	0	100.00	0	0	
		増減	-26,785	-26,785	0	0	0	0.00	0	0	
	現年課税分	5	1,932,369	1,932,369	0	0	0	100.00	0	0	
		6	1,905,585	1,905,585	0	0	0	100.00	0	0	
		増減	-26,785	-26,785	0	0	0	0.00	0	0	
	滞納繰越分	5	0	0	0	0	0	—	0	0	
		6	0	0	0	0	0	—	0	0	
		増減	0	0	0	0	0	—	0	0	
ゴルフ場利用税	総計	5	407,965	407,965	0	0	0	100.00	0	0	
		6	398,427	398,427	0	0	0	100.00	0	0	
		増減	-9,538	-9,538	0	0	0	0.00	0	0	
	現年課税分	5	407,965	407,965	0	0	0	100.00	0	0	
		6	398,427	398,427	0	0	0	100.00	0	0	
		増減	-9,538	-9,538	0	0	0	0.00	0	0	
	滞納繰越分	5	0	0	0	0	0	—	0	0	
		6	0	0	0	0	0	—	0	0	
		増減	0	0	0	0	0	—	0	0	

税目		区分	年度	調定額	収入済額	不納欠損額	過誤納額	収入未済額	収入歩合	減免	
										件数	金額
軽油取引税	総計	5	11,982,252	11,943,959	0	0	38,293	99.68	0	0	
		6	12,410,928	12,405,589	0	0	5,339	99.96	0	0	
		増減	428,676	461,630	0	0	-32,954	0.28	0	0	
	現年課税分	5	11,982,252	11,943,959	0	0	38,293	99.68	0	0	
		6	12,372,635	12,367,296	0	0	5,339	99.96	0	0	
		増減	390,382	423,337	0	0	-32,954	0.28	0	0	
	滞納繰越分	5	0	0	0	0	0	—	0	0	
		6	38,293	38,293	0	0	0	100.00	0	0	
		増減	38,293	38,293	0	0	0	100.00	0	0	
自動車税	総計	5	19,233,110	19,118,347	10,525	0	104,238	99.40	2	4	
		6	19,322,978	19,218,409	12,815	0	91,754	99.46	0	0	
		増減	89,868	100,062	2,290	0	-12,484	0.06	△ 2	-4	
	現年課税分	5	19,125,272	19,082,907	59	0	42,306	99.78	2	4	
		6	19,221,368	19,182,713	0	0	38,655	99.80	0	0	
		増減	96,096	99,806	-59	0	-3,652	0.02	△ 2	-4	
	滞納繰越分	5	107,838	35,440	10,466	0	61,932	32.86	0	0	
		6	101,610	35,696	12,815	0	53,099	35.13	0	0	
		増減	-6,228	256	2,349	0	-8,833	2.27	0	0	

税目		区分	年度	調定額	収入済額	不納欠損額	過誤納額	収入未済額	収入歩合	減免	
										件数	金額
鉦区税	総計	5	12,791	11,703	768	0	320	91.50	0	0	
		6	16,575	16,255	0	0	320	98.07	0	0	
		増減	3,784	4,552	-768	0	0	6.57	0	0	
	現年課税分	5	11,703	11,703	0	0	0	100.00	0	0	
		6	16,255	16,255	0	0	0	100.00	0	0	
		増減	4,552	4,552	0	0	0	0.00	0	0	
	滞納繰越分	5	1,088	0	768	0	320	0.00	0	0	
		6	320	0	0	0	320	0.00	0	0	
		増減	-768	0	-768	0	0	0.00	0	0	
狩猟税	総計	5	22,927	22,927	0	0	0	100.00	0	0	
		6	22,141	22,141	0	0	0	100.00	0	0	
		増減	-786	-786	0	0	0	0.00	0	0	
	現年課税分	5	22,927	22,927	0	0	0	100.00	0	0	
		6	22,141	22,141	0	0	0	100.00	0	0	
		増減	-786	-786	0	0	0	0.00	0	0	
	滞納繰越分	5	0	0	0	0	0	—	0	0	
		6	0	0	0	0	0	—	0	0	
		増減	0	0	0	0	0	—	0	0	

税目		区分	年度	調定額	収入済額	不納欠損額	過誤納額	収入未済額	収入歩合	減免	
										件数	金額
核燃料税	総計	5	2,257,031	2,257,031	0	0	0	100.00	0	0	
		6	2,638,221	2,638,221	0	0	0	100.00	0	0	
		増減	381,190	381,190	0	0	0	0.00	0	0	
	現年課税分	5	2,257,031	2,257,031	0	0	0	100.00	0	0	
		6	2,638,221	2,638,221	0	0	0	100.00	0	0	
		増減	381,190	381,190	0	0	0	0.00	0	0	
	滞納繰越分	5	0	0	0	0	0	—	0	0	
		6	0	0	0	0	0	—	0	0	
		増減	0	0	0	0	0	—	0	0	
産業廃棄物税	総計	5	184,379	184,379	0	0	0	100.00	0	0	
		6	176,670	176,670	0	0	0	100.00	0	0	
		増減	-7,709	-7,709	0	0	0	0.00	0	0	
	現年課税分	5	184,379	184,379	0	0	0	100.00	0	0	
		6	176,670	176,670	0	0	0	100.00	0	0	
		増減	-7,709	-7,709	0	0	0	0.00	0	0	
	滞納繰越分	5	0	0	0	0	0	—	0	0	
		6	0	0	0	0	0	—	0	0	
		増減	0	0	0	0	0	—	0	0	

税目		区分	年度	調定額	収入済額	不納欠損額	過誤納額	収入未済額	収入歩合	減免	
										件数	金額
旧自動車取得税	総計	5	48,505	48,505	0	0	0	100.00	0	0	
		6	0	0	0	0	0	—	0	0	
		増減	-48,505	-48,505	0	0	0	100.00	0	0	
	現年課税分	5	48,505	48,505	0	0	0	100.00	0	0	
		6	0	0	0	0	0	—	0	0	
		増減	-48,505	-48,505	0	0	0	100.00	0	0	
	滞納繰越分	5	0	0	0	0	0	—	0	0	
		6	0	0	0	0	0	—	0	0	
		増減	0	0	0	0	0	—	0	0	

(出典：令和7年度定期監査調書より監査人が作成)

令和5年度及び令和6年度の鹿児島県税収入状況を分析したところ、県税全体の収入率は令和5年度99.07%、令和6年度99.15%と高い水準で推移しており、現年課税分に限れば両年度とも99.6%前後と極めて安定している。これは全国平均（※99.5%）と同等であり、課税・徴収事務が適切に運用されていることを示している。

一方で、滞納繰越分の収入率は令和5年度29.71%、令和6年度31.76%にとどまり、全国平均（※40.0%）を下回っている。滞納整理の実効性については、引き続き改善の余地があると評価される。

税目別にみると、個人県民税の現年課税分収入率は令和5年度99.13%、令和6年度99.21%と安定しているが、滞納繰越分は令和5年度30.11%、令和6年度32.53%であり、全国平均（※約36.2%）比較しても低位で推移している。未済額は令和5年度6.22億円、令和6年度6.16億円と依然として大きく、件数規模の大きさからも重点的な滞納整理が必要である。

法人県民税は現年分がほぼ100%で推移しているものの、滞納繰越分は令和5年度38.35%から令和6年度27.13%へ低下しており、全国平均（※約31.3%）を下回る。特に令和6年度は収入率が大きく低下している。

個人事業税については、現年分は98%前後と安定しているが、滞納繰越分は令和5年度54.75%から令和6年度38.48%へ大幅に低下し、全国平均（※42.6%）と比較しても課題が大きい。令和6年度の未済額は約0.17億円であり、徴収効率の低下が顕著である。

法人事業税も同様に、現年分は99.8~99.9%と高いが、滞納繰越分収入率は令和5年度42.62%から令和6年度10.78%へ急落しており、全国平均（※36.5%）を大きく下回る。未済額は令和6年度で約0.57億円と県税収入全体に対する影響は限定的であるものの、収入率の急激な低下が徴収効率の悪化を示しており、原因分析と改善策の検討が必要である。

不動産取得税は現年分が98~99%台と安定している一方、滞納繰越分は令和5年度9.53%、令和6年度8.78%と極めて低く、全国平均（※31.8%）と比較しても著しく低い水準にある。未済額は約0.9億円と一定の規模であり、徴収率が極めて低いことから、徴収困難事案が多いことが推察される。

自動車税は現年分が99.7~99.8%と高いが、滞納繰越分は令和5年度32.86%、令和6年度35.13%であり、全国平均（※37.4%）と比較してもやや低い。未済額は令和6年度で約0.53億円と一定の規模であり、納税者数が多い税目であることから、滞納整理の効率化が求められる。

以上を総括すると、鹿児島県の県税収入は現年課税分については全国平均と同等以上の水準で安定しているものの、滞納繰越分については多くの税目で全国平均を下回っており、特に個人県民税、法人事業税、不動産取得税、自動車税などで未済額が一定規模で残存している。これらは県財政に対する潜在的なリスク要因であり、滞納整理の強化が求められる。具体的には、滞納類型別の管理指標の導入、早期督促の徹底、財産調査の強化、分納計画の適正化、徴収体制の重点化など、全国平均を上回る水準を目標とした計画的な改善が必要である。

※「令和5年度 地方税滞納等額等及び徴収率（総務省公表資料）」より

d) 徴収費について

賦課徴収コストについて、人口密度等の条件が類似している他県と比較した表は次のとおりである。総務省公表資料「税徴収の状況」に記載されている区分により財政力指数がDグループにある県を抽出した。

都道府県	令和5年度					
	道府県税 収入総額 (百万円) (A)	徴税费 (百万円) (B)	徴収費比率 (B)/(A)×100	徴税職員数 (人) (C)	職員1人当たり 税収入額(A)/(C) (千円)	職員1人当たり 徴税费(B)/(C) (千円)
福井県	146,531	3,404	2.3	114	1,285,360	29,858
熊本県	225,861	7,968	3.5	195	1,158,260	40,860
山梨県	133,340	2,770	2.1	103	1,294,560	26,896
大分県	154,043	3,770	2.4	187	823,759	20,160
沖縄県	186,468	4,356	2.3	164	1,137,000	26,558
山形県	148,479	3,264	2.2	163	910,911	20,022
岩手県	168,354	4,408	2.6	191	881,433	23,077
宮崎県	142,700	5,489	3.8	179	797,209	30,665
青森県	182,724	3,726	2.0	170	1,074,846	21,918
佐賀県	119,740	3,056	2.6	105	1,140,385	29,107
鹿児島県	204,841	4,741	2.3	181	1,131,718	26,196
長崎県	162,149	5,309	3.3	197	823,094	26,949
和歌山県	122,077	3,218	2.6	150	813,850	21,456
徳島県	105,040	2,440	2.3	119	882,685	20,505
秋田県	128,521	3,164	2.5	117	1,098,469	27,045
(平均)	155,391	4,072	2.6	156	998,230	26,160

総務省によるグループの設定は、財政力指数によって分類している。財政力指数とは、基準財政収入額を基準財政需要額で除して得た数値の過去3か年度の平均値である。

ここで、「基準財政収入額」とは、各地方団体の財政力を合理的に測定するために、当該地方団体について地方交付税法第14条の規定により算定した額である（地方交付税法第2条第4号）。具体的には、地方団体の標準的な税収入の一定割合により算定された額である。また、「基準財政需要額」とは、各地方団体の財政需要を合理的に測定するために、当該団体について地方交付税法第11条の規定により算定した額である（地方交付税法第2条第3号）。その算定は、各行政項目別にそれぞれ設けられた「測定単位」の数値に必要な「補正」を加え、これに測定単位ごとに定められた「単位費用」を乗じた額を合算することによって行われる。

なお、財政力指数をグループ設定の基準とした理由は、都道府県は市町村と異なりその数において非常に少なく、人口、産業構造等の要素を組み合わせ、細かく分類することが困難であると同時に、一応財政力指数によって産業構造、県民所得等の要素が加味されていると考えたためである。

鹿児島県の3か年度平均（令和3年度～令和5年度）の財政力指数は、0.34012であり、鹿児島県と財政力指数が0.300～0.400未満であるグループを対象に比較している。

鹿児島県の賦課徴収事務に係るコストについては、比較対象県と比べて概ね平均的な水準にあるが、徴収費比率や職員1人当たり税収入額といった主要指標では平均を上回る効率性が認められた。

まず、徴収費比率（徴税费／税収入額）は本県2.3%に対し、比較対象県の平均は2.6%であり、本県は平均を下回る水準にある。徴収費比率は徴税事務の効率性を示す代表的指標であることから、本県の徴税事務は一定程度効率的に運営されていると評価できる。

次に、職員1人当たり税収入額は本県1,131,718千円であり、比較対象県平均（998,230千円）を上回っている。これは、職員1人当たりの処理規模が比較的大きいことを示しており、人的資源の活用効率が高い水準にあると考えられる。一方で、職員1人当たり徴税费（26,196千円）は比較対象県平均（26,160千円）とほぼ同水準であり、徴税费の絶対額については特段の過大・過小は認められない。

以上を総合すると、鹿児島県の賦課徴収コストは、同グループに属する県と比較して概ね平均的またはやや効率的な水準にあると評価できる。ただし、徴収費比率が低いことは効率性の裏返しである一方、徴収対象の偏在や滞納整理の難易度等、個別要因による影響も考えられるため、今後も徴税事務の内容別コストや業務プロセスの分析を継続し、効率性と適正性の両面から検証を行うことが望ましい。また、今後人口減少や高齢化に伴い、自主財源の歳入が減少し社会保障関係の歳出が増加すると想定すると、1人当たり徴税费のさらなる低下が可能となるよう、ICTの導入を促進していくことが必要である。

e) 令和6年度税制改正について

① 個人住民税〔令和6年4月1日施行〕

● 定額減税

令和6年度分の個人住民税所得割額から、納税者及び配偶者を含めた扶養家族1人につき1万円の減税を実施する。

※ 納税者の合計所得金額が1,805万円（給与収入2,000万円）以下の場合に限る。

※ この措置に係る減収額は、全額国費で補填。

② 法人事業税

● 外形標準課税の適用対象法人の見直し

➤ 減資への対応〔令和7年4月1日施行〕

現行基準（資本金1億円超）を維持した上で、当分の間、前事業年度に外形標準課税の対象法人であった法人であって、当該事業年度に資本金1億円以下で、資本金と資本剰余金の合計額が10億円を超えるものは、外形標準課税の対象とする。

➤ 100%子法人等への対応〔令和8年4月1日施行〕

資本金と資本剰余金の合計額が50億円を超える法人等の100%子法人等のうち、資本金1億円以下で、資本金と資本剰余金の合計額が2億円を超えるものは、外形標準課税の対象とする。

③ 不動産取得税〔令和6年4月1日施行〕

● 住宅及び土地に係る税率の特例措置（4%→3%）を3年延長

● 宅地評価土地に係る課税標準の特例措置（2分の1）を3年延長

● 鉄道事業者が鉄道事業再構築事業により譲渡を受けた不動産に係る非課税措置を創設

④ 主な税負担軽減措置等

● 軽油引取税の課税免除の特例措置について、マリネジャー等に使われる自家用船舶（いわゆる「プレジャーボート」）を対象から除外等した上、3年延長〔令和6年4月1日施行〕

※ ただし、プレジャーボートを特例措置の対象から除外するにあたり、周知期間が必要であることから、令和7年3月31日までに行われる軽油の引取りについて課税免除とする。

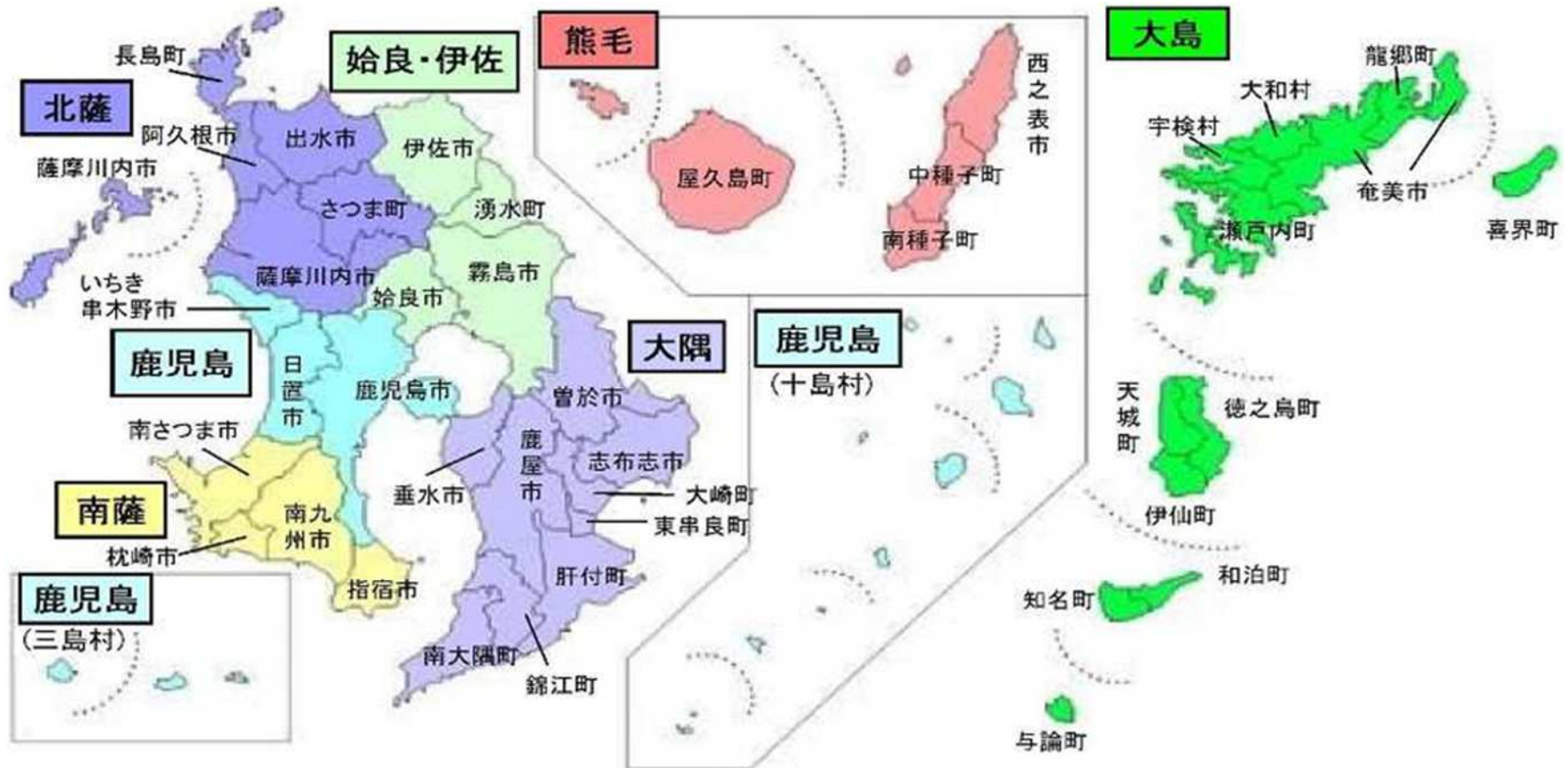
※ なお、業として行うマリネジャー等に使われる船舶については、引き続き免税とする。

## 2) 県の税務行政組織

### a) 組織体制について

鹿児島県は、県税賦課徴収の事務を取り扱う組織として、本庁に総務部税務課を置き、地方機関として鹿児島地域振興局、南薩地域振興局、北薩地域振興局、始良・伊佐地域振興局、大隅地域振興局、熊毛支庁、大島支庁の7拠点に税務機構を設置している。

なお、各地域振興局・支庁ごとの所管エリアは以下のとおりである。

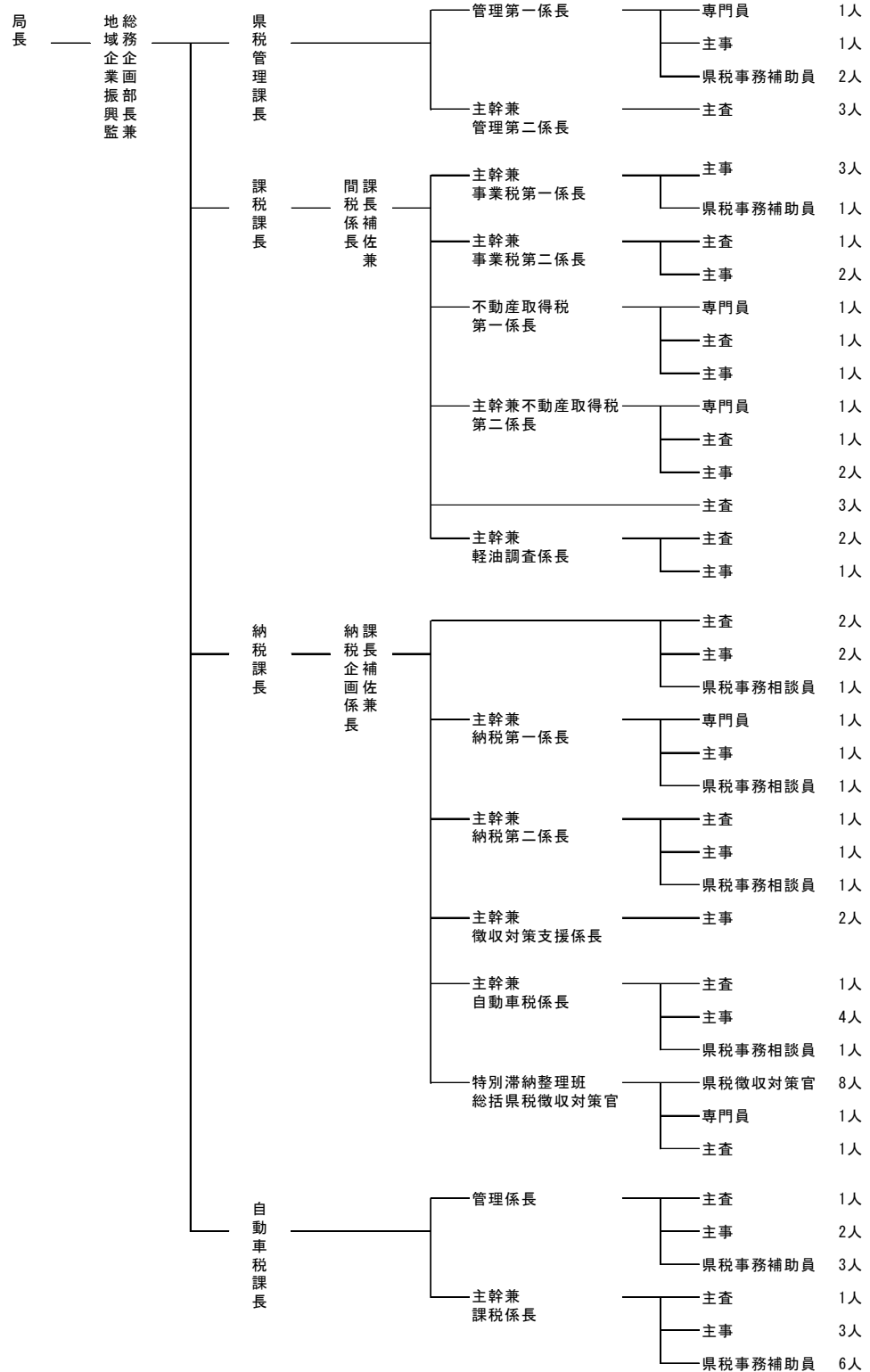


(出典：県税のしおり)

次に、各地域振興局、支庁の事務機構、職員数及び分掌事務については次のとおりである。

① 鹿児島地域振興局 県税管理課、課税課、納税課、自動車税課

● 事務機構及び職員数



● 分掌事務

1. 県税管理課

- (1) 窓口収納事務に関すること
- (2) 過誤納金等の還付・充当に関すること
- (3) 納税証明に関すること
- (4) 領収済通知書の入力及び収入事務に関すること
- (5) 督促状の発付及び滞納整理票の交付に関すること
- (6) 滞納処分の執行停止及び不納欠損処理に関すること
- (7) 自動車税（種別割）の課税減免に関すること
- (8) 軽油取引税の徴収猶予及び特徴者交付金に関すること
- (9) 産業廃棄物税の徴収猶予及び特徴者報奨金に関すること
- (10) 税務広報、租税教育に関すること

2. 課税課

- (1) 個人県民税、法人県民税、県民税利子割、法人事業税、個人事業税、不動産取得税、鉦区税、狩猟税及びみんなの森づくり県民税の賦課に関すること
- (2) 地方消費税、県たばこ税、ゴルフ場利用税、産業廃棄物税及び軽油取引税の賦課に関すること
- (3) 軽油取引税の犯則取締りに関すること

3. 納税課

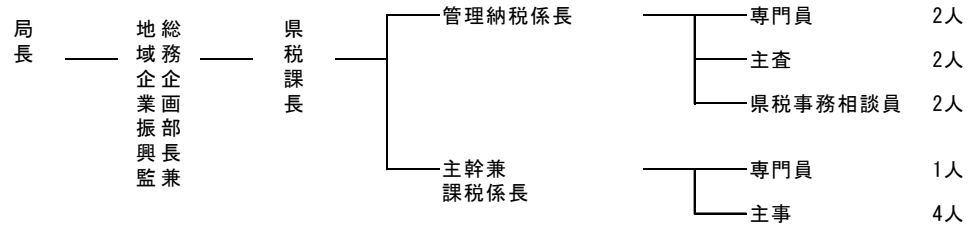
- (1) 県税滞納縮減特別対策の実施に関すること
- (2) 納税催告及び財産調査に関すること
- (3) 財産差押え、公売及び交付要求に関すること
- (4) 特別滞納整理班による徴収対策に関すること

4. 自動車税課

- (1) 自動車税（種別割）及び自動車税（環境性能割）に係る徴収金、歳入歳出外現金及び有価証券の出納保管に関すること
- (2) 課税台帳の保管に関すること
- (3) 自動車税（種別割）及び自動車税（環境性能割）に係る不服審査及び税務相談に関すること
- (4) 自動車税（種別割）及び自動車税（環境性能割）の課税に関すること

② 南薩地域振興局 県税課

● 事務機構及び職員数

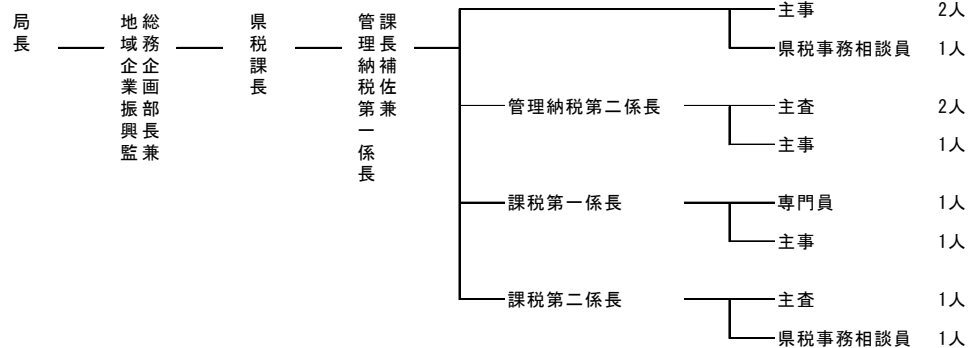


● 分掌事務

- (1) 県税に係る徴収金、歳入歳出外現金及び有価証券の出納管理に関すること
- (2) 県税に係る決算及び統計に関すること
- (3) 県税に係る不服審査及び税務相談に関すること
- (4) 県税に係る徴収金の徴収に関すること
- (5) 納税貯蓄組合に関すること
- (6) 県税の課税に関すること

③ 北薩地域振興局 県税課

● 事務機構及び職員数

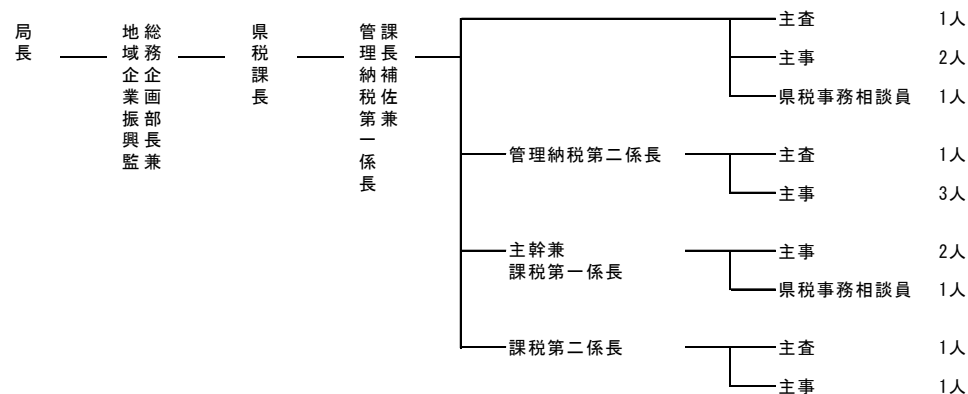


● 分掌事務

- (1) 県税に係る徴収金、歳入歳出外現金及び有価証券の出納管理に関すること
- (2) 県税に係る決算及び統計に関すること
- (3) 県税に係る税務相談に関すること
- (4) 県税に係る徴収金の徴収に関すること
- (5) 県税の課税に関すること

④ 始良・伊佐地域振興局 県税課

● 事務機構及び職員数

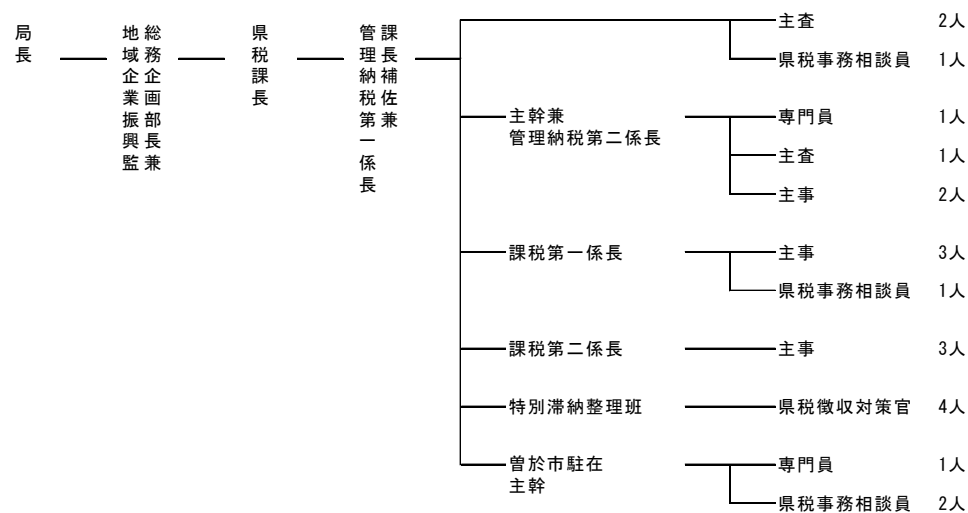


● 分掌事務

- (1) 県税に係る徴収金、歳入歳出外現金及び有価証券の出納管理に関すること
- (2) 県税に係る決算及び統計に関すること
- (3) 県税に係る不服審査及び税務相談に関すること
- (4) 県税に係る徴収金の徴収に関すること
- (5) 県税の課税に関すること

⑤ 大隅地域振興局 県税課

● 事務機構及び職員数



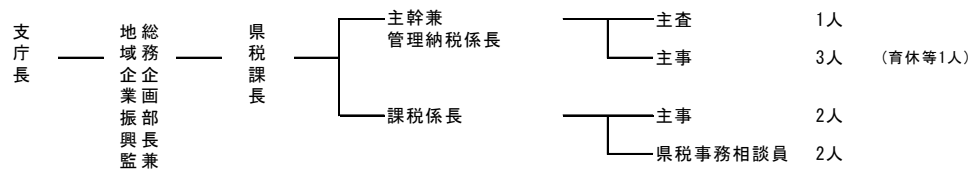
● 分掌事務

- (1) 県税に係る徴収金、歳入歳出外現金及び有価証券の出納保管に関すること
- (2) 県税に係る決算及び統計に関すること
- (3) 県税に係る不服審査及び税務相談、税務広報、租税教室に関すること
- (4) 県税に係る徴収金の徴収に関すること

(5) 県税の課税に関すること

⑥ 熊毛支庁 県税課

● 事務機構及び職員数

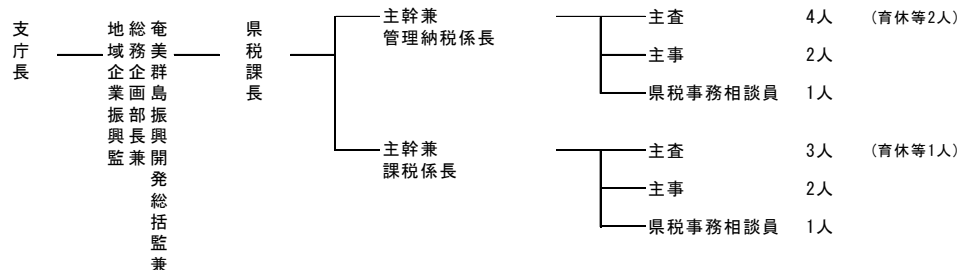


● 分掌事務

- (1) 県税に係る徴収金、歳入歳出外現金及び有価証券の出納・保管に関すること
- (2) 県税に係る決算及び統計に関すること
- (3) 県税に係る税務相談に関すること
- (4) 県税に係る徴収金の徴収に関すること
- (5) 納税貯蓄組合に関すること
- (6) 県税の課税に関すること

⑦ 大島支庁 県税課

● 事務機構及び職員数



● 分掌事務

- (1) 県税に係る徴収金、歳入歳出外現金及び有価証券の出納管理に関すること
- (2) 自動車税証紙及び狩猟税証紙の出納、保管及び記録管理に関すること
- (3) 県税に係る決算及び統計に関すること
- (4) 県税に係る不服審査及び税務相談、税務広報に関すること
- (5) 県税に係る徴収金の徴収に関すること
- (6) 県税の課税に関すること

## 2. 指摘と意見の一覧

総務部財政課及び税務課並びに地域振興局及び支庁の総務企画部の監査において、指摘及び意見とすべきと判断して記載した事項は次のとおりである。

財務事務の執行が法令・規則等に準拠していない、又はその適用・解釈に誤りがあるもの等については【指摘】としており、有効性、効率性、経済性等の観点から、事務の見直しや工夫が必要と判断したものを【意見】としている。

### 【指摘】 14件

番号	ページ	税目等	指摘事項の概要
指摘 5-1	66～ 71	5 税務総合システム	<p><b>仕様書の記載が曖昧で追跡可能性に乏しい点について</b></p> <p>鹿児島県公文書等の管理に関する条例第4条に照らすと、次期税務総合システム調査業務の仕様書には「要望アンケート」の実施が記載されているが、成果物には鹿児島県職員向けアンケートが存在せず、他県向けアンケートのみが提出されていた。アンケート対象者が仕様書に明記されていないため、第三者が読んでも意図が把握しづらく、成果物との対応関係が不明確である。また、スクラッチ開発と SaaS 利用の双方を想定した広範な業務内容が列挙されている一方、どの方式でどの業務が必要となるかの条件が整理されておらず、仕様書としての追跡可能性が確保されていない。契約後の業務変更を示す覚書等も存在せず、公文書管理条例が求める「意思決定過程の跡付け」が不十分である。検査は仕様書に基づいて行われるため、アンケート対象者の明示、方式別の業務区分、条件付き業務の明記など、成果物と仕様書が1対1で対応する構成とする必要がある。第三者が読んでも誤解しない仕様書作成を徹底することが求められる。</p>
指摘 6-1	85～ 86	6 個人県民税	<p><b>個人県民税賦課徴収に関する県の閲覧・記録権限行使の必要性について</b></p> <p>家屋敷課税の課税件数は平成27年度以降大幅に減少しており、市町村間で増減の傾向が大きく異なる。これは、市町村ごとの捕捉方法や運用姿勢の差異が影響している可能性がある。個人県民税の賦課徴収は市町村の権</p>

番号	ページ	税目等	指摘事項の概要
			<p>限であるものの、県にとって重要な財源である以上、課税の網羅性を確認する責務がある。地方税法及び県税条例は、市町村の課税事務に関する書類を県が閲覧・記録できる権限を明確に規定しているが、現状では「異動報告書」の確認にとどまり、課税件数に異常な減少が見られても、県は閲覧・記録権限を十分に活用していない。課税の公平性と網羅性を確保するためには、課税件数に異常値が見られる市町村に対し、地域振興局・支庁が積極的に書類閲覧を行い、課税事務が適切に執行されているか確認する必要がある。また、捕捉方法の差異を縮小するため、県が助言的立場から統一基準の策定を促し、課税事務の均質化を図ることが求められる。</p>
<p>指摘 6-2</p>	<p>86</p>	<p>6 個人県民税</p>	<p><b>平成 27 年度の包括外部監査における指摘・意見に対する改善措置の未履行について(家屋敷課税に係る課税対象者の把握)</b></p> <p>平成 27 年度包括外部監査では、家屋敷課税の捕捉方法を県が十分に把握していない点が指摘され、改善が求められた。しかし、県は平成 28 年度に市町村へ照会し結果を共有したのみで、捕捉方法の統一や実効性ある改善には至っていない。平成 29 年度以降は特段の取組も行われておらず、過年度の監査意見が事実上放置されている状況である。捕捉方法の不統一は課税の公平性を損なう重大な問題であり、地方自治法第 252 条の 37 に基づき報告された監査結果について、県として必要な対応が講じられておらず、過年度の指摘等が十分に反映されていない状況にある。県は、市町村の捕捉方法を把握したうえで、主体的に関与し、統一的な基準づくりや改善の働きかけを行う必要がある。過年度意見の未履行は行政運営の信頼性を損なうため、早急な改善が求められる。</p>
<p>指摘 7-1</p>	<p>91～ 94</p>	<p>7 県民税利子割</p>	<p><b>誤謬処理すべき事案を修正申告として処理したこと に起因する二重調定及び収入未済発生事案について</b></p> <p>本件は、県民税利子割の申告支払額入力誤りに対し、本来行うべき誤謬処理を行わず、地域振興局が誤って修</p>

番号	ページ	税目等	指摘事項の概要
			<p>正申告として税務課へ照会したことが発端である。税務課も照会内容を十分に確認せず修正申告手続きを案内したため、誤った処理が実行された。さらに、修正申告処理においても増額分ではなく全額を再入力したため、二重調定が発生し、未納がないにもかかわらず収入未済として決算書に計上された。調定決議書の決裁時には修正申告書の提出確認や金額整合性の確認が行われず、決算書作成時の未納チェックも機能していなかった。制度理解不足、照会対応の不備、調定決議書の決裁時の確認漏れ、決算書チェック体制の不徹底が重なった結果であり、再発防止には制度理解の徹底、照会手順の標準化、決裁時のチェック項目明確化、異常値検知の仕組み強化が必要である。</p>
指摘 8-1	101 ～ 103	8 個人事業 税	<p><b>雑所得の内容確認の未実施について</b></p> <p>弁護士等が講演料や執筆料を得た場合、所得税では職務と直接関連する収入は事業所得に含まれるとされている。しかし地方税法では執筆業が課税対象業種に含まれないため、雑所得として申告されると個人事業税の課税対象外となる。太陽光発電収入についても、事業所得・不動産所得・雑所得の区分により課税の有無が変わるが、県は雑所得の内容確認を行っておらず、税務署の判断に依存している。このため、本来は課税対象となる収入が雑所得として申告され、課税漏れが生じる可能性がある。県は、太陽光発電設備の設置状況把握や所得区分の案内送付など、独自の確認体制を整備し、課税の公平性を確保する必要がある。</p>
指摘 9-1	112 ～ 113	9 法人県民 税	<p><b>鹿児島県税事務処理規程第31条第2項違反について</b></p> <p>法人県民税・法人事業税の分割関係が消滅した場合、地域振興局等の長は鹿児島県税事務処理規程第31条第2項の規程に基づき、関係都道府県へ「分割関係消滅通知書」を送付する義務がある。しかし、県では支店廃止届や申告書で実態を把握できるとして通知を行っておらず、規定に反する運用が常態化していた。通知を省略すると、他都道府県との情報共有が途絶え、分割課税の</p>

番号	ページ	税目等	指摘事項の概要
			正確性や公平性に影響するおそれがある。背景には、通知書作成・送付の手順が業務として明確に位置付けられていないことがあり、担当者が規定どおりの処理を行う体制が整っていなかった。今後は、通知手順をマニュアルに明記し、実施状況を定期的に点検するなど内部統制を強化する必要がある。分割関係の消滅通知は、都道府県間の課税情報の正確性を担保する重要な手続であり、法令遵守の徹底が求められる。
指摘 9-2	113 ～ 114	9 法人県民 税	<b>鹿児島県税事務処理規程第33条第4項違反について</b> 鹿児島県税事務処理規程第33条第4項は、実体のない法人について実態調査を行い、「法人仮除却決議書」により課税対象から仮に除却することを義務付けている。しかし、県では第1項各号に該当する法人のみ除却処理を行い、実体のない法人に対する仮除却処理を実施していなかった。これは規定に反する運用であり、実体のない法人が課税対象として残存することで、課税の適正性や公平性が損なわれるおそれがある。背景には、仮除却の対象判断や調査方法、決議書作成手順が業務として明確化されていないことがある。今後は、仮除却処理の手順をマニュアル化し、定期的な点検を通じて未処理を防ぐ内部統制の強化が必要である。適切な仮除却処理は、課税対象の正確性を確保し、課税事務の信頼性向上に不可欠である。
指摘 13-1	142 ～ 143	13 県たばこ 税	<b>調定内訳書と申告書の間で生じた申告納税者の食い違いについて</b> 令和6年12月、県は同一事業者から提出された2枚の申告書を受理したが、単月分9,450円の申告が別の事業者コードに紐づく整理番号で税務総合システムに入力されたと推察される。税務総合システムでは、調定前に整理番号検索を行い、その結果に基づき調定処理を進めるため、整理番号と申告書の事業者コードが一致しているかの確認が不可欠である。整理番号を誤ると、納税額との消込が不正確となり、収入未済の誤認や差異特定の事務負担増につながる。鹿児島県税事務処理規程第72

番号	ページ	税目等	指摘事項の概要
			<p>条では、電算処理前に申告内容を精査し、事業者コード誤りがあれば訂正させることが義務付けられているが、提出資料には事業者コードと整理番号の照合や訂正指導の証跡が確認できなかった。本来、調定内訳書が出力される段階では申告書と完全に整合している必要がある。納税者名が一致していても、事業者コードと整理番号が一致しなければ規程に沿った処理とはいえ、税務総合システムでの納税時の消込処理及び鹿児島県税事務処理規程第 72 条の趣旨を考慮すると、今後は納税者名・税額に加え、事業者コードと整理番号の照合を必須とし、証跡を残す体制整備が求められる。</p>
指摘 15 — 1	159	1 5 軽油引取 税	<p><b>免税軽油使用実績報告書の受理手続に係る改善の必要性について</b></p> <p>免税軽油使用実績報告書には、アワメーター数や受払数量など数量情報が記載されているが、免税軽油を使用した具体的作業内容欄が未記入のまま受理されている事案が確認された。免税軽油制度は、法令で認められた用途に限定して使用されることを前提としており、作業内容欄は目的外使用や不正使用を抑止・検証するための重要情報である。数量のみの確認では制度趣旨を十分に担保できず、未記入のまま受理する運用が常態化すれば、使用実態の検証が困難となり、制度運用上のリスクが高まる。県は、報告書様式の各記載項目の趣旨を整理し、作業内容が未記入の場合は補正を求める運用を明確化する必要がある。また、受付時の確認事項をチェックリスト化し、記載要領を使用者に周知することで、事務の標準化と制度の適正運用を確保すべきである。</p>
指摘 16 — 1	171 ～ 172	1 6 自動車税	<p><b>社会福祉施設車両の減免審査における再評価手続の公正性確保について</b></p> <p>福祉車両の減免審査では、半年間の運行記録から目的使用率を算定し、区分に応じて免除継続・改善指導・再評価・課税復活を判断している。このうち、目的使用率が 60%以上 70%未満の場合、問題のある期間を除外し、指導後の 2 か月間のみで再評価する方式は、改善状況を</p>

番号	ページ	税目等	指摘事項の概要
			<p>迅速に確認できる点で合理性がある。しかし、この短期間のみを評価対象とすることで、提出義務者が意図的に目的使用を集中させる余地が生じ、公平性を損なう可能性がある。年間を通じた利用実態が改善されていないにもかかわらず、短期的改善のみで免除が維持される事態は、制度趣旨である「専ら福祉目的への利用」との整合性を欠く。県は、年間記録の併用、改善計画書の提出、翌年度の重点モニタリングなどを組み合わせ、より公正で妥当な判断基盤を確保する必要がある。</p>
指摘 16 — 2	172	1 6 自動車税	<p><b>実態調査票の手書き修正に伴う修正履歴の記録及び根拠資料の管理について</b></p> <p>課税免除車実態調査票において、目的使用日数や走行距離に多数の手書き修正が確認されたが、根拠となる資料が一元管理されていないことで、誰がどのような経緯で修正したのか等を追跡することが困難な状況であった。中には、修正により目的使用率が区分を跨ぎ、減免判断に直接影響する事案も見られた。実態調査票は減免制度の適正運用を支える基礎資料であり、内容の正確性と改ざん防止は極めて重要である。修正履歴が残らない状態は、内部統制の不備を示し、課税の公平性を損なうおそれがある。県は、修正者・日時・理由を記録する仕組みを導入し、調査票と根拠資料を一元管理する体制を整備する必要がある。</p>
指摘 16 — 3	172	1 6 自動車税	<p><b>突発事案控除後の目的使用率に基づく改善指導未実施の問題について</b></p> <p>福祉車両の自動車税減免の適否を確認する実態調査において、目的外使用が突発的な事案（行方不明者の捜索）により一時的に増加したことを理由に、目的使用率が本来の基準を下回っていたにもかかわらず、「適正」と判断された事案が確認されたが、本件を「適正（80%以上）」として整理した判断は、県が定める基準に照らして整合性を欠き、減免制度の適正運用に影響を及ぼすおそれがある。目的外使用の特殊事情を考慮すること自体は否定されるものではないが、その場合においても基</p>

番号	ページ	税目等	指摘事項の概要
			<p>準に基づく区分判定が揺らいではならず、透明性と一貫性の確保が不可欠である。</p> <p>今後は、目的使用率の算定の際における突発事案の位置付けや取扱いを明確化し、考慮すべき事案を例示するとともに、目的外使用を控除した再計算値と区分判定の双方を調査票に明記し、複数者による確認体制を導入するなど、判断過程の適正化と基準運用の統一を図ることが望まれる。</p>
指摘 16 — 4	172 ～ 173	1 6 自動車税	<p><b>県公式サイト掲載の自動車税種別割税額表における誤記載について</b></p> <p>県公式サイト「県税のしおり」に掲載された自動車税種別割の年税額表において、「トラック（3人以下）」区分の単位に誤記が確認された。当該資料は県民・事業者が税額判断の基礎とする重要情報であり、誤記は誤った納税判断につながるおそれがある。税務情報は本来、複数の確認工程を経て正確性が担保されるべきであり、誤記が公開されたまま残存していたことは、情報提供体制や内部統制の不備を示す。影響範囲が広いウェブ掲載資料であることを踏まえ、再発防止には、作成から公開までの校正・確認体制の見直し、数値・単位情報の専門部署による最終確認、チェックリスト運用、過年度資料との照合など、体系的な品質管理の導入が必要である。</p>
指摘 17 — 1	181 ～ 182	1 7 鉦区税	<p><b>納税義務者への申告義務の周知徹底について</b></p> <p>鉦区税の納税義務者は、課税事実の発生・消滅から7日以内に申告書を提出する義務があるが、鹿児島県では納税義務者からの自発的申告が行われておらず、九州経済産業局からの通知や鉦業原簿閲覧に依存している状況が確認された。本来、課税情報は納税義務者の申告により県が把握する仕組みであり、申告が適正に行われれば、県は必要な情報を確実に把握できる。申告が行われていない現状は、制度の趣旨に反し、課税漏れのリスクを高める。県は、申告義務の内容や手続を納税義務者に周知し、適正な申告が行われる体制を整える必要がある。</p>

【意見】 27件

番号	ページ	税目等	意見の表題
意見 3-1	42～ 43	3 契約	自動車税に係る申告書受付に係る業務（一者随契）及び軽自動車税環境性能割に係る申告書受付に関する業務（一者随契）における随意契約の継続に伴う競争導入可能性の検証及び選定理由の明確化について
意見 3-2	44	3 契約	自動車税納税通知書等作成に係る業務委託（一般競争入札）における一者応札の継続と競争性確保の課題について
意見 5-1	71～ 72	5 税務総合システム	電子申告利用率向上に向けた周知広報活動について
意見 5-2	72～ 74	5 税務総合システム	実際に作業するシステムエンジニアの能力の吟味について
意見 5-3	74	5 税務総合システム	受託業者が将来も安定して古いプログラミング言語に対応するために次世代の人材育成体制を構築していることの確認について
意見 5-4	75	5 税務総合システム	セキュリティ対策（ウイルス対策）の適用状況とサービスレベル指標について
意見 6-1	84～ 85	6 個人県民税	市町村における家屋敷課税対象者の捕捉方法を十分把握していないことに起因する課税公平性上の課題について
意見 8-1	103 ～ 105	8 個人事業税	平成27年度の包括外部監査における指摘・意見に対する改善措置の未履行について（個人事業税内訳書に係る現地調査の実施状況）
意見 9-1	114 ～ 116	9 法人県民税	平成27年度の包括外部監査の指摘・意見に対する改善措置の未履行について（ハローワーク等の求人情報を利用した未登録法人の捕捉、返戻法人一覧表を利用した追加調査の実施）
意見 10-1	122	10 法人事業税	外形標準課税対象法人に限定した調査運用の問題について

番号	ページ	税目等	意見の表題
意見 10 - 2	122 ～ 124	1 0 法人事業 税	平成 27 年度の包括外部監査の指摘・意見に対する改善措置の未履行について(外形標準課税対象の会社への法人調査の実施間隔)
意見 12-1	136	1 2 不動産取 得税	減額申告処理の遅延及び情報伝達体制の不備に伴う延滞金発生事案について
意見 12 - 2	137 ～ 138	1 2 不動産取 得税	不動産取得税における課税権消滅発生と未然防止体制強化の必要性について
意見 14 - 1	149 ～ 150	1 4 ゴルフ場 利用税	鹿児島県税条例第 66 条第 2 項の適用可能性の通知について
意見 15 - 1	156 ～ 157	1 5 軽油引取 税	軽油引取税納入申告書における免税証添付状況の記録方法について
意見 15 - 2	157	1 5 軽油引取 税	免税軽油申請手続における確認用チェックリスト運用上の問題点について
意見 15 - 3	158	1 5 軽油引取 税	免税証交付申請書の決裁欄運用の不統一によるリスクについて
意見 15 - 4	158 ～ 159	1 5 軽油引取 税	免税証受付枚数確認事務の効率化及び正確性向上について
意見 16 - 1	170	1 6 自動車税	使用実態を失った福祉車両の把握体制について
意見 16 - 2	171	1 6 自動車税	目的使用率の算定及び区分判定に係るチェック体制の強化について
意見 17 - 1	181	1 7 鉾区税	鉾区税の 1 0 0 %徴収について

番号	ページ	税目等	意見の表題
意見 18 - 1	188	1 8 核燃料税	核燃料税の現地調査方法について
意見 19 - 1	194	1 9 狩猟税	申告書への書類の添付について
意見 20 - 1	205 ～ 206	2 0 産業廃棄 物税	産業廃棄物税に関する現地調査について
意見 20 - 2	206	2 0 産業廃棄 物税	特別徴収義務者の登録、登録内容の変更及び消滅の処理について
意見 21 - 1	217	2 1 徴収事務	個人県民税の重点強化対策について
意見 21 - 2	218	2 1 徴収事務	事業別滞納整理状況一覧表の活用について

### 3. 契約

#### 1) 概要

県が締結する契約は、地方自治法第 234 条に基づき、原則として一般競争入札により行うこととされ、契約の公正性・透明性及び財務執行の適正性を確保する制度的枠組みが設けられている。一方、契約の性質上、競争に付することが適当でない場合や、緊急性・専門性等の理由により一般競争入札が困難な場合には、同施行令第 167 条の 2 に規定する要件を満たす場合に限り、随意契約を選択することが認められている。

鹿児島県では、これら上位法の趣旨を受け、「鹿児島県契約規則」において契約方式の選定手続、契約締結に必要な書類、契約保証金の取扱い、履行確認及び検査の実施方法等を定め、契約事務全体の統一的運用を図っている。

特に委託契約については、事業内容の専門性や実施主体の限定性を理由とする随意契約の選定が一定数存在することから、その適否の判断過程、比較対象の検討状況、価格の妥当性確認等について、文書により合理的に説明できる体制を整備することが重要である。

今回の包括外部監査においては、監査のテーマである「県税の賦課徴収に係る事務の執行及び管理の状況」に鑑み、県本庁（税務課）が主体となって締結する委託契約を調査対象として選定した。当該契約件数は 26 件であり、概要は「契約一覧表」のとおりである。

なお、契約一覧表にある契約方法の「一般」とは、一般競争入札等による契約であり、「一者随契」は一者随意契約を表す。

[契約一覧表]

番号	委託名称	委託先	委託金額 (円)	委託期間	契約方法	備考
1	税務総合システム管理業務委託	A 社	12,265,000	R6. 4. 1 ～R7. 3. 31	一者随契	
2	税務総合システム運用及び維持保守業務委託	B 社	65,340,000	R6. 4. 1 ～R7. 3. 31	一者随契	
3	自動車税申告情報等適正化支援業務委託	C 社	3,710,000	R5. 8. 21 ～R6. 8. 31	一般	
4	自動車税に係る申告書受付に係る業務	D 法人	218,856	R6. 4. 1 ～R7. 3. 31	一者随契	
5	自動車税に		1,060,356	R6. 4. 1	一者随契	

番号	委託名称	委託先	委託金額 (円)	委託期間	契約方法	備考
	係る申告書 受付に係る 業務	E 法人		～R7. 3. 31		
6	軽自動車税 環境性能割 に係る申告 書受付に関 する業務	F 法人	2,167,440	R6. 4. 1 ～R7. 3. 31	一者随契	
7	自動車登録・ 検査情報都 道府県提供 業務委託	地方公共 団体情報 システム 機構	5,350,807	R6. 4. 1 ～R7. 3. 31	一者随契	
8	電子計算組 織に係るデ ータ入力業 務委託(5月 まで)	G 社	572,636	R6. 4. 1 ～R6. 5. 31	デジタル 推進課で 契約	
9	電子計算組 織に係るデ ータ入力業 務委託(6月 以降)	G 社	2,901,228	R6. 6. 1 ～R7. 3. 31	デジタル 推進課で 契約	
10	自動車税環 境性能割の 課税標準基 準額及び税 額一覧表に 係る磁気情 報(データ 型)の作成業 務委託	H 法人	385,000	R6. 4. 1 ～R7. 3. 31	一者随契	
11	電子申告等 システム(審 査システム 及び国税連 携システム)	I 社	3,232,350	R3. 4. 21 ～R6. 12. 31	一般	長期継続 契約 (R3. 4. 21～ R6. 12. 31)

番号	委託名称	委託先	委託金額 (円)	委託期間	契約方法	備考
	に係る ASP 委託					
12	電子申告等 システム(審 査システム 及び国税連 携システム) に係る ASP 委託	I 社	1,077,450	R6. 8. 1 ~R9. 12. 31	一者随契	長期継続 契約 契約日 (R6. 7. 24)
13	電子申告手 続の拡充に 係る初期導 入業務委託 (軽油引取 税)	I 社	110,000	R6. 9. 2 ~R6. 10. 25	一者随契	
14	税務総合シ ステム再構 築の検討に 係る技術支 援業務委託	A 社	3,245,000	R6. 5. 13 ~R7. 3. 31	一者随契	
15	軽油引取税、 産業廃棄物 税及び核燃 料税の電子 化対策に係 る税務総合 システム改 修業務委託	B 社	42,570,000	R6. 5. 7 ~R7. 3. 31	一者随契	
16	電子申告手 続の拡充に 係る初期導 入業務委託 (法定外目 的税等)	I 社	110,000	R6. 10. 23 ~R7. 3. 28	一者随契	
17	製造たばこ の流通に関	地方公共 団体情報	1,672,000	R6. 4. 1 ~R7. 3. 31	一者随契	

番号	委託名称	委託先	委託金額 (円)	委託期間	契約方法	備考
	する情報管理システム運用業務委託	システム 機構				
18	軽油流通情報管理システムの運用業務委託	地方公共 団体情報 システム 機構	4,774,440	R6.4.1 ～R7.3.31	一者随契	
19	地方消費税都道府県間清算システムの運用業務委託	地方公共 団体情報 システム 機構	451,880	R6.4.1 ～R7.3.31	一者随契	
20	「自動車税環境性能割の課税標準額及び税額一覧表」に係る磁気情報(CD-ROM)の作成業務委託	H 法人	727,760	R6.4.1 ～R7.3.31	一者随契	
21	軽油引取税に係る業務委託(軽油の抜き取り及び定性分析検査)	J 組合	3,542,000	R6.4.1 ～R7.3.31	一者随契	
22	軽自動車税(環境性能割)申告書(報告書)の印刷業務委託	鹿児島県 町村会	1,460,250	R6.4.1 ～R7.3.31	一者随契	
23	自動車税納税通知書等	K 社	23,100,000	R5.12.25 ～R6.10.31	一般	

番号	委託名称	委託先	委託金額 (円)	委託期間	契約方法	備考
	作成に係る 業務委託					
24	自動車税種 別割の納期 内納付促進 を図ること を目的とす る広告業務 委託	L社	3,200,000	R6.4.1 ～R6.6.7	一者随契	企画提案 方式
25	鹿児島県自 動車税収納 事務委託	M社他7社	15,857,462	R6.4.1 ～R7.3.31	一者随契	
26	鹿児島県自 動車税種別 割納税お知 らせセンタ ー運用業務 委託	N社	5,005,000	R6.4.30 ～R6.9.30	一者随契	企画提案 方式

(税務課監査調書一式を基に監査人作成)

2) 委託契約に関して適用される規定と検討内容

鹿児島県が締結する委託契約に関する規定としては、地方自治法（第234条）や同施行令（第167条以下）、鹿児島県契約規則（第33条他）などがある。

当該規定の内容を踏まえた上で、個々の契約について、次の観点から検討を実施した。

- ① 契約締結までの手続が法令や県の定める規則等に従っているか
- ② 入札、随意契約等について当該方法を採用した根拠は適切か
- ③ 不適切な再委託はされていないか
- ④ 予定価格が適切に積算されているか
- ⑤ 必要に応じて現地調査や証憑の確認をしているか
- ⑥ 個人情報取扱委託基準等に基づいた契約がなされ、履行されているか

3) 意見及び指摘並びに過年度の包括外部監査における指摘・意見に対する措置状況

a) 意見

- i) **【意見3-1】自動車税に係る申告書受付に係る業務（一者随契）及び軽自動車税環境性能割に係る申告書受付に関する業務（一者随契）における随意契約の継続に伴う競争導入可能性の検証及び選定理由の明確化について**

本件業務については、利用者の利便性及び事務の効率化を重視し、推薦委員会の選定を経て、いずれも地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 2 号を根拠とする随意契約が継続的に締結されている。県によれば、当該業務の要件を形式的に満たし得る団体が複数存在する可能性は否めないものの、利用者の利便性及び事務の効率化まで加味すれば、現状、実質的に対応可能な団体は、自動車の登録機関と近接している事業者に限られるとの見解である。

この点、自動車の登録手続と申告手続が物理的に近接した場所で実施されることは、利用者の移動負担の軽減や手続時間の短縮といった実務上の利点を有しており、行政サービスの円滑な提供という観点からは一定の合理性が認められる。

しかしながら、地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 2 号は、競争に付することが不利又は適当でない場合に限定して随意契約を認める例外規定であり、その適用に当たっては、当該要件が市場構造上、特定の事業者に不可避免的に帰結するものであるかを慎重に検討する必要がある。入札契約適正化法第 18 条に基づき国が定めた「公共工事の入札及び契約の適正化を図るための措置に関する指針」及び、総務省・財務省・国土交通省による通知・運用基準においても、業務の利便性、継続性、慣行といった理由による随意契約の漫然たる継続を厳しく戒めており、随意契約は毎案件ごとに競争導入可能性を検証すべきとされている。また、鹿児島県契約規則施行指針第 24 条関係第 2 項 13 号(特別の目的により買入先が特定されているとき)の適用についても、本条項が対象とする「特別の目的」とは、一般的には、特許、独自技術、部品の互換性等により供給者が市場構造上必然的に特定される場合が想定され、利用者の利便性や業務効率の観点から事実上特定事業者を選定しているにすぎない状況は、同号の適用要件を満たさないと解される。

以上のように、随意契約はその締結に当たり客観的な要件が求められる例外的な契約方式であることからすれば、一般競争入札や指名競争入札の導入可能性について、どの程度検討を行ったのか、また競争性を確保することが困難であると判断した具体的理由を、より明確に整理しておくことが望ましい。本件においては、利用者の利便性や事務処理上の効率性が重視されている一方で、これらの要素を踏まえた場合でも競争的手法の導入が困難であるか否かについて、検討過程が必ずしも十分に可視化されているとは言い難い。

また、推薦委員会における選定過程についても、評価基準や比較の観点が具体的に整理されている記録は限定的であり、選定理由が結果的に抽象的な説明にとどまっている印象は否めない。こうした状況が続く場合、随意契約の選択が形式的に継続されているとの受け止めを招くおそれもある。

については、随意契約の適否について、一般競争入札等の導入可能性を含めた検討を定期的に行い、その検討内容を記録として明確化するとともに、推薦委員会における評価基準や選定理由をより客観的かつ具体的に整理する必要がある。また、随意契約の適用基準及び選定プロセスについて、継続的な点検と見直しを行い、契約手続の透明性及び説明責任の一層の向上を図ることが望まれる。

ii) **【意見 3-2】自動車税納税通知書等作成に係る業務委託（一般競争入札）における一者応札の継続と競争性確保の課題について**

一般競争入札は、広く事業者に参加機会を提供することにより、価格及び内容面での競争を確保し、もって契約の透明性・公平性を担保することを目的とする制度である。しかしながら、本件においては、手続上は一般競争入札として執行されているものの、実際には一者応札となっており、競争による価格形成が実質的に機能しているとは言い難い状況が認められた。

一者応札は、制度上直ちに手続の瑕疵を生じさせるものではなく、予定価格の範囲内であれば落札決定を行うこと自体は許容される。しかしながら、一般競争入札の本旨である競争性の確保という観点からは、応札者数が一者にとどまることは、競争環境の不十分さを示す重要な指標といえる。とりわけ、当該状況が特定の業務において継続的に生じている場合、参加要件の硬直性、市場構造上の競争事業者の不足等、入札制度の運用面における課題が存在する可能性がある。

本件は、手続面では一般競争入札の形式を保持しつつも、制度が本来期待する競争性を十分に発揮していない状況として位置付けられる。よって、実務担当課においては、公告期間の在り方、仕様書の記述方法、参加資格要件の適切性等について適宜見直しを行い、競争参加が制約されていないかを定期的に検証することが望ましい。また、必要に応じて市場調査を実施し、競争性確保に向けた改善方策を講じることにも引き続き配慮されたい。

b) 指摘

監査した範囲において、違法または不当な事項は見受けられず、報告すべき指摘事項はない。

c) 平成 27 年度の包括外部監査における指摘・意見に対する措置状況

平成 27 年度の鹿児島県包括外部監査において、契約に係る指摘又は意見はない。

#### 4. 負担金及び交付金並びに補助金

##### 1) 概要

負担金は、国・地方公共団体・公的団体等が実施する事務事業に対し、鹿児島県がその経費の一部を分担する趣旨で支出するものであり、地方自治法及び地方財政法又は契約に基づき、法定受託事務や広域的行政サービスの実施に伴う費用負担など、制度上明確に位置付けられている経費である。負担金は補助金や委託料と異なり、県が主体的に事務を行うのではなく、他の行政主体等が実施する事務に対して一定割合を負担する性質を有するため、その要否・金額・算定根拠が妥当であるかを事前に検証することが重要となる。

交付金は、県が特定の目的を達成するため、市町村や関係団体等に対し財源を配分するものであり、地方自治法及び地方財政法又は条例等に基づき、事業実施主体の自主性を尊重しつつ必要な財政的支援を行う制度である。補助金と異なり、交付金は使用目的の範囲が比較的広く設定され、事業主体側に裁量を持たせる点に特徴があり、地域の実情に応じた柔軟な事業展開が可能となる。一方で、目的外使用を防止し、財源の適正かつ効果的な活用を確保するためには、交付要綱等により目的・対象事業・交付基準・実績報告等を明確に定めることが不可欠である。

補助金は、特定の行政目的の達成を図るため、県が事業主体（市町村、団体、事業者等）に対し、事業費の一部を補填する形で交付する財政支出である。補助金は、その目的・対象事業・補助率・対象経費等が明確に規定され、県が事業の進行や成果について一定の関与・管理を行う点に特徴を有する。従って、補助金の交付に際しては、目的適合性、採択基準の明確性、事業計画の妥当性、対象経費の適切性等を事前に審査し、透明で公平な選定手続を確保することが求められる。

今回の包括外部監査においては、監査のテーマである「県税の賦課徴収に係る事務の執行及び管理状況について」に鑑み、県本庁（税務課）が主体となって支出する負担金、交付金、補助金を調査対象として選定した。当該件数は、それぞれ5事業、7事業、1事業であり、概要は下表のとおりである。

〔負担金一覧表〕

番号	負担金名称	負担金交付額 (円)	負担金 交付先	負担 割合	支出の根拠法令等
1	地方税共同機構 負担金	77,738,679	地方税共同機 構	定額	地方税共同機構負 担金規程第3条
2	鹿児島県租税教 育推進協議会負 担金	857,000	鹿児島県租税 教育推進協議 会	1 / 3	鹿児島県租税教育 推進協議会会則第 11条
3	核燃料税関係団 体連絡協議会負 担金	5,000	核燃料税関係 団体連絡協議 会	定額	核燃料税関係団体 連絡協議会要綱第 10条
4	地方消費税貨物 割に係る徴収取	18,522,713	長崎税関長	10 / 10	地方税法第72条 の113、同法施行

番号	負担金名称	負担金交付額 (円)	負担金 交付先	負担 割合	支出の根拠法令等
	扱費負担金				規則第7条の2の8
5	地方消費税譲渡 割に係る徴収取 扱費負担金	78,918,307	国税庁長官	10/10	地方税法附則第9 条の14、同法施行 規則附則第3条の 2の3

(税務課監査調書一式を基に監査人作成)

[交付金一覧表]

番号	交付金名称	交付金交付額 (円)	交付金 交付先	負担 割合	支出の根拠法令等
1	県民税利子割市町村 交付金	74,349,000	市町村	10/10	地方税法第71条の 26、同法施行令第 9条の15
2	県民税配当割市町村 交付金	850,357,000	市町村	10/10	地方税法第71条の 47、同法施行令第 9条の19
3	県民税株式等譲渡所 得割市町村交付金	1,185,908,000	市町村	10/10	地方税法第71条の 67、同法施行令第 9条の23
4	法人事業税市町村交 付金	2,910,657,000	市町村	10/10	地方税法第72条の 76、同法施行令第 35条の4の5～ 7、同法施行規則 第3条
5	地方消費税市町村交 付金	40,868,342,000	市町村	10/10	地方税法第72条の 115、同法施行令第 35条の21
6	ゴルフ場利用税市町 村交付金	278,978,000	市町村	10/10	地方税法第103条、 同法施行規則第8 条の13
7	自動車税環境性能割 市町村交付金	604,946,000	市町村	10/10	地方税法第177条 の6、同法施行令 第44条の8

(税務課監査調書一式を基に監査人作成)

〔補助金一覧表〕

番号	補助金名称	補助金交付額 (円)	補助金 交付先	負担 割合	支出の根拠法令等
1	ゴルフ場利用税 交付金	5,000,000	0 協会	10/10	鹿児島県ゴルフ場利 用税交付金交付要綱

(税務課監査調書一式を基に監査人作成)

2) 負担金及び交付金並びに補助金に関して適用される規程と検討内容

鹿児島県が支出する負担金及び交付金並びに補助金に関して、根拠となる法令等は上表に記載したとおりである。これらの法令等と照らし、個々の支出について、次の観点から検討を実施した。

- ① 支出までの手続が根拠となる法令等に従っているか
- ② 支出の目的、金額、算定根拠は適切か
- ③ 必要に応じて事業内容の見直し等が行われ、透明性のある財務運営が行われているか

3) 意見及び指摘並びに過年度の包括外部監査における指摘・意見に対する措置状況

a) 意見

監査した範囲において、組織及び運営の合理化、より経済的、効率的、効果的な事業となるように改善や検討が望まれるような事項は見受けられず、報告すべき意見事項はない。

b) 指摘

監査した範囲において、違法または不当な事項は見受けられず、報告すべき指摘事項はない。

c) 平成 27 年度の包括外部監査における指摘・意見に対する措置状況

平成 27 年度の鹿児島県包括外部監査において、負担金及び交付金並びに補助金に係る指摘又は意見はない。

## 5. 税務システム

### 1) 地方税のデジタル化推進に係る国の対応

説明資料「地方税における税務手続のデジタル化」(令和6年6月4日、総務省)によると、平成16年度の一部税目の電子申告からはじまり、徐々に国税との連携を深めつつ地方税務の電子化が進められてきたが、令和4年度の税制改正をきっかけにして、一気に電子納付も含め地方税務事務の電子化が加速した。

このような我が国の動向を考慮すると、鹿児島県独自で電子申告及び電子納付のシステムを先行導入するよりも、国及び地方税共同機構と歩調を合わせて申告及び納付の電子化を推進する方が合理的と考えられる。

### 2) 鹿児島県電子計算機等情報処理規程

本規程は、電子計算機等(サーバ及びその端末機、パーソナルコンピュータ並びにこれらの周辺機器をいう。)の適正な利用及びデータの保護を図り、事務の効率化及びサービスの向上を目的として策定された(同規程第1条)。その概要は、以下のとおりである。

[鹿児島県電子計算機等情報処理規程のあらまし]

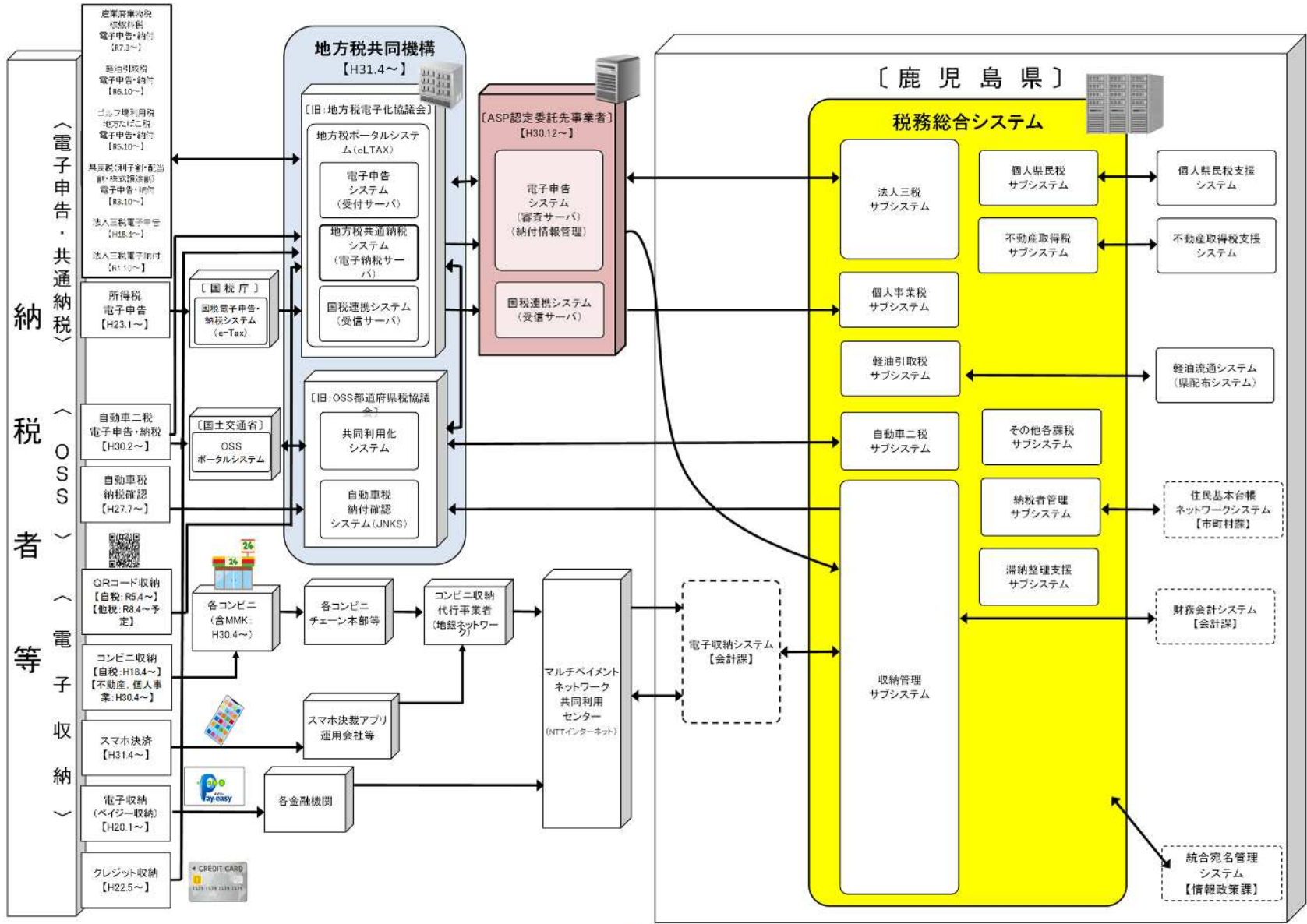
大項目	中項目	内 容	規定
システム開発又は電子計算機等の導入若しくは変更	事前協議	各部の部長等はシステム開発等を行おうとする場合は、事前に総合政策部長と協議しなければならない。	第8条第1項
システム開発又は電子計算機等の導入若しくは変更	事前協議	総合政策部長は、事前協議を受けた場合は、総務部長と協議し、当該システム開発等の可否を決定する。	第8条第2項
システム開発又は電子計算機等の導入若しくは変更	実施協議	部長等は、システム開発等を行う場合は、電子計算機等の基本仕様、システムの基本仕様又は利用するネットワークの決定等を総合政策部長と協議しなければならない。	第9条
システム開発又はハードウェア導入若しくは変更	実施報告	部長等は、システム開発等を行ったときは、システム開発実施報告書により総合政策部長に報告しなければならない。	第10条
障害対策等		①電子計算機等、システム又はネットワークを管理する所属の長は、地震、火災等の災害及びその他の原因による障害の発生に対処するために必要な措置(安全対策)をあらかじめ講じておくとともに、当該電子計算機等システム又はネットワークに障害が発生した場合の回復措置(障害対策)もあらかじめ講じておかなければならない。	第24条

(鹿児島県電子計算機等情報処理規程より監査人編集)

3) 鹿児島県税務総合システムの概況

鹿児島県税務総合システム及びその電子化等のイメージ図は次ページに掲載する。  
各サブシステムと他のシステムとのインターフェースの詳細について、監査人は税務課税務電算係との監査過程で把握しているものの、公表すると悪意ある者に利する情報となるおそれがあることから、本報告書上は非公表とした（地方税法第 788 条第 2 項を類推適用）。

※ 納税者等に示す各手続きの開始年月は、鹿児島県における利用開始年月を表記している。



※ QRコードは株式会社デンソーウェブの登録商標です。

(鹿児島県税務課作成)

4) 鹿児島県の税務総合システムの内容

a) 税務総合システム内のサブシステム

鹿児島県では、紙ベースの申告書提出等による申告か eLTAX による電子申告かを問わず、税目ごと又は主要な税に係る事務ごとに 26 のサブシステムを設けている。

b) eLTAX と連携しているサブシステム

鹿児島県の税務総合システムのうち、eLTAX と電子申告の連携をしているサブシステムは下表のとおりである。

[税務総合システムのうち、eLTAX と電子申告の連携があるサブシステム]

サブシステム名称	連携開始時期	令和 6 年度電子申告割合	電子申告目標
法人三税サブシステム	平成 18 年 1 月	83.20%	毎年 2 % の電子申告率上昇
県民税利子割・配当割・株式等譲渡割サブシステム	令和 3 年 10 月	利子割 6.5% 配当割 18.5% 譲渡割 58%	利子割・配当割は毎年 3 %、譲渡割は毎年 5 % の電子申告率上昇
県たばこ税サブシステム	令和 5 年 10 月	64.70%	今後の状況を注視
ゴルフ場利用税	令和 5 年 10 月	0.60%	今後の状況を注視
軽油引取税サブシステム	令和 6 年 10 月	2.50%	今後の状況を注視
産業廃棄物税サブシステム	令和 7 年 3 月	0 %	今後の状況を注視
核燃料税サブシステム	令和 7 年 3 月	0 %	今後の状況を注視
自動車二税サブシステム	平成 30 年 2 月	—	—

(鹿児島県総務部税務課税務電算係回答より監査人一部編集)

このような状況の下で、**②電子申告の利用率を上げ県行政の効率化及び国民の利便性の向上等のメリットを広く享受するために、しっかりとした広報施策が継続的に行われることが重要となる。**

5) 使用するネットワーク

eLTAX による電子申告において、申告者と eLTAX システム間はインターネット上で TLS (Transport Layer Security) による通信が用いられ、税務総合システムと eLTAX システム等の鹿児島県庁外のシステム間の通信は LGWAN (LGWAN-ASP) が用いられており、通信の安全性は確保されている。

6) アクセス管理

各サブシステムのアクセス権限は、概ね以下のように設計されていた。

各サブシステム		データベース	
入力又は更新	本庁、各地域振興局又は各支庁の担当者	データベース直接修正	③システム運用及び保守・維持事業者
入力又は更新の内容検査	本庁、各地域振興局又は各支庁の担当係長	データベース直接修正の検査	本庁税務課税務電算係担当
入力又は更新の承認	本庁、各地域振興局又は各支庁の所属長	データベース直接修正の承認	本庁税務課税務電算係長

(鹿児島県総務部税務課税務電算係回答より監査人一部編集)

例えば、地方消費税及び県たばこ税サブシステムは本庁及び鹿児島地域振興局の対象者のみに、同様に核燃料税サブシステムも本庁及び北薩地域振興局の対象者のみにアクセスが許可されているように、各サブシステムで、税目ごと、職位ごとに必要最低限のアクセス範囲が設計されていた。

システム管理基準ガイドラインでは、情報セキュリティを確保したシステムの運用を担保すべく、④リスク評価の結果に基づいた情報システムへのアクセス権の設定・変更・削除、定期的な見直しの実施を推奨している(同ガイドライン178頁、例7③)

## 7) 税務総合システムの管理業務委託並びに運用及び維持保守業務委託

### a) 税務総合システム管理業務委託の概要

税務総合システム管理業務委託の概要は以下のとおりである。

[税務総合システム管理業務委託のあらまし]

委託件名	令和6年度 税務総合システム管理業務委託
委託内容	税務事務の標準化・効率化を担う基幹システムである税務総合システムの専門的かつ中立的立場による管理
契約期間	令和6年4月1日から令和7年3月31日
予算科目	税務総務費 — 委託料
予算額(税込)	12,267,000円
積算額(税込)	12,266,375円 鹿児島県予算要求単価(一般財団法人経済調査会発行の「積算資料」の福岡における適用単価と同額)により積算している。
契約金額(税込)	12,265,000円
契約の方法	随意契約
上記契約方法を採用した理由	税務総合システム、各種ソフトウェア及び機器等に関して高度な知識を有し、かつ、鹿児島県の立場に立脚して関係業者等に対し、中立公正な立場で業務を行い、システムの高度な機能性・安定性・機密性を実現することができる者が後述の業者以外にいないことから、競争入札に適さないものとして、地方自治法施行令第167条の2第1項第2

	号及び鹿児島県契約規則施行指針第 24 条関係第 2 項第 13 号（特殊の技術を要するとき）に該当し、随意契約とした。
契約の相手方	委員長を本庁税務課長とし、同課課長補佐、同課課長補佐兼総務企画係長及び本庁税務課税務電算係長の 4 名で構成される推薦委員会において決定された Z A 社（本社：鹿児島県鹿児島市）。
プロジェクト体制の概要	✓ プロジェクト体制は、本庁税務課に Z A 社のシステムエンジニア 1 名が常駐する形となっている。不在時は、Z A 社本社のシステムエンジニアが常駐サポートする。なお、 <b>⑤鹿児島県税務課税務電算係が当該常駐エンジニアの IT 関連資格の合格証書や職務経歴書等</b> を入手し、その能力を吟味した形跡は見当たらなかった。
その他	✓ Z A 社は、税務課以外の本庁執行機関にもシステムエンジニアを常駐させている。

（出典：税務総合システム管理業務委託ファイル）

b) 税務総合システム運用及び維持保守業務委託の概要

他方、税務総合システム運用及び維持保守業務委託の概要は以下のとおりとなっている。

〔税務総合システム運用及び維持保守業務委託のあらまし〕

委託件名	令和 6 年度 税務総合システム運用及び維持保守業務委託
委託内容	税務事務の標準化・効率化を担う基幹システムである税務総合システムの運用及び維持管理
契約期間	令和 6 年 4 月 1 日から令和 7 年 3 月 31 日
予算科目	税務総務費 — 委託料
予算額（税込）	66,567,000 円
積算額（税込）	66,566,500 円 うち、維持・保守は 52,024,280 円、運用は 14,542,220 円。 受託者の親会社は、東京に本社を置くグローバル企業であり、鹿児島県予算要求のシステムエンジニア単価では、要員を確保できないと見込まれることから、一般財団法人経済調査会発行の「積算資料」の東京における適用単価によって、積算している。
契約金額（税込）	65,340,000 円
契約の方法	随意契約
上記契約方法を採用した理由	既契約特定役務に調達の手続き以外の者から調達したならば既調達物品等の使用又は既契約特定役務の便益を享受することに著しい支障が生ずる恐れがあることから、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第 11 条第 1 項第 2 号に沿って、随意契約とした。

契約の相手方	委員長を本庁税務課長とし、同課課長補佐、同課課長補佐兼総務企画係長及び本庁税務課税務電算係長の4名で構成される推薦委員会において決定されたZ B社（本社：神奈川県川崎市）。
プロジェクト体制の概要	<p>✓ プロジェクト体制は、Z B社のプロジェクト責任者を筆頭に、Z B社のプロジェクト管理者、Z B 〳社（Z B社の連結子会社）の業務管理者と続く。その下に、Z B 〳社7名の担当者によって基盤又はサブシステムを分担する体制となっている。ただし、<b>⑥鹿児島県税務課税務電算係が、これらの責任者や管理者等について IT 関連資格の合格証書や職務経歴書等を入手し、その能力を吟味した形跡は見当たらなかった。</b></p> <p>なお、<b>⑦各担当者は主担当と副担当をもち、主要な税目に関しては主担当が不在時に別の副担当によって業務を支援できる体制となっている。</b></p>
その他	<p>✓ <b>⑧鹿児島県税務総合システムには古いプログラミング言語を用いて構築された部分が残っている。</b></p>

（出典：税務総合システム運用及び維持保守業務委託ファイル）

c) 税務総合システム運用及び維持保守業務委託の作業内容

税務総合システムの運用体制は、運用及び維持保守契約の相手方Z B社が最前線で実施し、それを管理監督し、かつシステムの大枠や方針を決定する等のマネジメント全般を行うのが管理業務委託契約の相手方Z A社、それを管理監督する鹿児島県税務課税務電算係という構造になっている。

d) 設定されたサービスレベル指標

管理業務委託契約の相手方Z A社が遵守すべきサービスレベル指標は以下のように設定されていた。

[管理業務委託契約の相手方Z A社のサービスレベル指標]

指標項目	評価式等	指標値
管理業務のスケジュール遵守 （定期作業の履行確認）	遅延率：実績作業日数÷計画作業日数×100	100%以内
新規ヘルプデスク処理日数 （案件の迅速な処理）	登録日～配布日の日数	2日以内
適正期限設定 （適切なスケジューリング）	期限超過残案件数÷期限設定案件数×100	5%未満
期限変更案件数 （ただし、期限延長に限る）	対応期限変更案件÷対応指示中案件×100	10%未満
連携確保	連携数÷異常発生件数×100	100%

指標項目	評価式等	指標値
(異常時等の連絡体制の維持)		
記録作成遅延率 (迅速な記録作成)	(打合せ等開催日～記録作成日) ÷ 打合せ数 ※定例会資料を除く。	原則 2 日以内

(出典：税務総合システム管理業務委託仕様書)

⑨管理業務委託契約対象の一つとしてセキュリティ対策（ウイルス対策）が掲げられておりサーバや各端末への適用状況が作業内容として仕様書に記載されているものの、サービスレベル指標として設定されていない。

e) 鹿児島県税務課税務電算係を含めた 3 者によるコミュニケーション

共通の問題意識を持って課題に対応すべく、鹿児島県税務課税務電算係、運用マネジメント担当 Z A 社及び運用及び維持保守 Z B 社等により構成される 2 種類の会議体において、定期的な報告等を実施している。

名 称	税務総合システム定例会議
目 的	システム運用状況の確認と問題点の共有化、解決策の検討
開催周期	原則月 1 回
参加者	鹿児島県税務課税務電算係、管理業務担当 Z A 社、運用及び維持保守担当 Z B 社並びに機器等保守業務受託者
議事録	それぞれの業務受託者が原案を作成し、システム等管理業務受託者 Z A 社が取りまとめて精査の上、鹿児島県税務課税務電算係に提出する。⑩提出された議事録は、税務課運用担当者である税務電算係長が内容を承認後、保管する。

(出典：各業務委託仕様書)

f) 再委託

Z B 社から Z B 〃社へ一部再委託が行われているが、再委託する理由、再委託する処理が一括委託でないことの検討、再委託先で取り扱う情報、再委託先における安全性及び信頼性を確保する対策及び再委託先に対する管理及び監督の方法という 5 つの観点から税務課税務電算係において、審査した上で、再委託を承認している。

なお、再委託の理由は、再委託予定者は、本件システムの構築業務から事業に参画し、運用業務を支援して継続して実施しており、税務業務全般及び県独自の運用等の知見を有しているため、高度な知識を有し、業務を十分に遂行可能な実績があると判断したことによる。

また、Z B 社は、再委託先に対し、本件契約に基づく一切の義務を遵守させるとともに、鹿児島県に対して、再委託先の全ての行為及びその結果について責任を負うことで合意していることから（契約書別紙 2、情報セキュリティ対策特記事項第 8. 3 及び契

約書別紙 1、個人情報取扱特記事項第 10. 2)、再委託先の行為等の責任の所在が分散することなく、明確になっていた。

この他、鹿児島県税務課税務電算係が令和 6 年度に締結した契約のうち、再委託があるものは上記と同様に審査され、承認されていた。

g) その他

⑩成果物の検収に際し、鹿児島県契約規則様式 7 (第 46 条関係) その 3 の検査調書を使用しており、当該ひな形では、検査員職員及び立会人職員二人の記名押印が指定されているが、いずれの委託業務の検査調書においても、検査員の記名押印のみで立会人のそれはなかった。

8) 軽油引取税、産業廃棄物税及び核燃料税の電子化対応に係る税務総合システム改修

a) 本件委託業務の概要

委託件名	軽油引取税、産業廃棄物税及び核燃料税の電子化対応に係る税務総合システム改修
委託内容	地方税に係る手続をインターネット経由で電子的に行っているシステムである eLTAX において、電子納付の対象税目に令和 6 年度から軽油引取税、産業廃棄物税及び核燃料税が追加されることに対応するための業務
契約期間	令和 6 年 5 月 7 日から令和 7 年 3 月 31 日 (履行期限)
予算科目	税務総務費 — 委託料
予算額 (税込)	42,900,000 円
積算額 (税込)	42,900,000 円 鹿児島県予算要求単価 (一般財団法人経済調査会発行の「積算資料」の福岡における適用単価と同額) により積算している。
契約金額 (税込)	42,570,000 円
契約の方法	随意契約
上記契約方法を採用した理由	税務総合システムは、非常に機密性の高い個人情報を取り扱っており、当該業務の履行にあたっては、高度な機能性、安定性及び機密性を実現しなければならないことから、業務を確実に遂行するための高度な技術力、実績及び体制を有している必要があり、それは、税務総合システムの開発業務並びに運用及び維持保守業務を受託し、その全業務を正確かつ誠実に遂行している者に行わせることが合理的である。従って、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第 3 条第 1 項及び同政令第 11 条第 1 項第 2 号に基づく 1 者随意契約とした。
契約の相手方	委員長を本庁税務課長とし、同課課長補佐、同課課長補佐兼総務企画係長及び本庁税務課税務電算係長の 4 名で構成される推薦委員会において決定された Z B 社 (本社：神奈川県川崎市)。

その他	—
-----	---

(出典：軽油引取税、産業廃棄物税及び核燃料税の電子化対応に係る税務総合システム改修ファイル)

b) 本件委託業務の作業及び成果物等

開発工程は、独立行政法人情報処理推進機構が共通フレーム 2013 内で推奨する V 字モデルに準じており、問題は見受けられなかった。

c) プロジェクト体制とコミュニケーション

税務総合システム運用管理者たる Z A 社の常駐 S E 並びに Z B 社のプロジェクト管理者と開発リーダーを税務総合システム運用及び維持保守業務委託メンバーとの兼務としている。運用の観点からの意見を開発に反映できるようにすることで、将来の運用を考慮しない不適切な開発を防ぎ、将来の運用コストの予期せぬ肥大化を抑止する効果が期待できることから、本プロジェクトの体制は評価できる。

ただし、⑫鹿児島県税務課税務電算係が、プロジェクト責任者、管理者及びリーダー等について IT 関連資格の合格証書等を入手し、その能力を吟味した形跡は見当たらなかった。

d) 鹿児島県電子計算機等情報処理規程で求められる手続

⑬本件改修は、鹿児島県電子計算機等情報処理規程上システムの変更に該当し（同規程第 7 条及び事前協議実施要領第 2 条第 1 項）、開発と同様の手続によることが求められる。

9) 税務総合システム再構築の検討に係る技術支援業務委託

a) 本件委託業務の概要

委託件名	税務総合システム再構築の検討に係る技術支援業務委託
委託内容	税務総合システム再構築の検討に必要な情報収集及び現行システムの課題や次期システムの要望等に係る調査について、専門的かつ中立的立場による技術的支援。
契約期間	令和 6 年 5 月 13 日から令和 7 年 3 月 31 日（履行期限）
予算科目	税務総務費 — 委託料
予算額（税込）	3,364,000 円
積算額（税込）	3,357,585 円 鹿児島県予算要求単価（一般財団法人経済調査会発行の「積算資料」の福岡における適用単価と同額）により積算している。
契約金額（税込）	3,245,000 円
契約の方法	随意契約
上記契約方法を採	機器及びソフトウェアの多様なメーカーと直接的な関係がなく、中立公

用した理由	正な立場で業務遂行が可能であり、かつ、税務総合システムの構成、機能及び鹿児島県のネットワーク等に関する高度な知識を有する者が他にいないことから、地方自治法施行令第167条の2第1項第2号及び鹿児島県契約規則施行指針第24条関係第2項第13号(特殊の技術を必要とするとき)に基づき、1者随意契約とした。
契約の相手方	委員長を本庁税務課長とし、同課課長補佐、同課課長補佐兼総務企画係長及び本庁税務課税務電算係長の4名で構成される推薦委員会において決定されたZ A社(本社:鹿児島県鹿児島市)。
その他	—

(出典:税務総合システム再構築の検討に係る技術支援業務委託ファイル)

b) 本件委託業務の作業内容

成果物として調査報告書が仕様書上で要求されている。調査報告書の概要は、以下のc)~h)である。

c) 情報提供依頼書(RFI: Request For Information)

Sier(システムインテグレーター)やベンダーに対し、基本情報や技術情報、製品情報等の提示を求める際に提出する依頼書であり、製品やサービスの情報を幅広く収集することが目的である。

d) 現行システム分析

現行システム分析として、現行の税務総合システム概要図、機能要件一覧(兼)機能要件比較表及び現行の税務総合システム外部連携調査が、本件の調査報告書に綴じられていた。

e) 先進地視察同行調査

i) 視察内容

AA県は、パッケージソフトウェアを活用する方針の下、完全ノンカスタマイズ方針を採用し、業務側がシステム標準機能に適用する形で運用している。

BB県は、視察時は、単独SaaSに移行した直後であった。

ii) 先進地視察調査の結論の概要

本件の視察において、次期税務総合システムにSaaSによる運用を採用するか否かについて明確な答えは出ていない。しかしながら、戦略として、現在の業務プロセスを見直すことなく現行の税務総合システムをそのまま次期システムで再現することを否定し、全庁的な観点から鹿児島県が目指す将来のあるべき業務プロセス像をよく検討し、確定した上で、次期税務総合システム更改に反映する姿勢が見て取れた。

この点、システム管理基準ガイドラインが、組織体全体の IT 基盤は組織の将来の変化に対応できるか検討すること（同ガイドライン 76 頁）や、システムの企画プロセス段階で、あるべきビジネスモデル及び業務プロセス等の将来像を明確にすること（同ガイドライン 133 頁）を推奨されている。これを鑑みるに、本件視察の方向性として、鹿児島県として庁内を横断する形で、将来のあるべき業務プロセスを検討し、次期システムの開発に反映することを提言した点は評価できる。

f) 打合せ記録

RFI 送付先のうち、3 者との間で打合せが行われた。それぞれのベンダーとの記録の概要は以下のとおりである。なお、いずれも鹿児島県側として同県総務部税務課職員（主に税務電算係）と Z A 社担当者 2 名が参加している。

i) 甲株式会社

甲株式会社とは、スクラッチ開発を想定した打合せが行われた。甲株式会社の構想では、次期税務システムにおいても、現行システムで使用されている古いプログラミング言語が引き続き使われる部分があることにつき、⑭甲株式会社内で当該古いプログラミング言語の技術継承が可能か否か鹿児島県側から確認が行われた。

ii) 乙株式会社

乙株式会社とは、パッケージソフトの導入を想定した打合せが行われた。事務をパッケージソフトに合わせる作業が大変であることから、導入にあたって鹿児島県の事務に多少カスタマイズする想定であること、鹿児島県の税務事務は、税制改正があった場合を除き、平成 17 年度以降変えていないこと、及び次期税務総合システムの導入に向けて、現在使用していない帳票の精査を行い見直す想定であることが示されていた。

iii) 丙株式会社

丙株式会社とは、SaaS の導入を想定した打合せが行われた。本件 SaaS は、丙株式会社が複数の地方公共団体の税務事務の事例から標準化し、効率を追求した仕様に仕上げていることを踏まえ、鹿児島県独自の税務事務に対応するようカスタマイズを行うと SaaS のメリットがなくなる影響等の確認が行われた。

システム管理基準ガイドライン（特定非営利活動法人日本システム監査人協会、令和 5 年 8 月 10 日）7 頁では、IT ガバナンスを「組織体のガバナンスの構成要素で、取締役会等がステークホルダーのニーズに基づき、組織体の価値及び組織体への信頼を向上させるために、組織体における IT システムの利活用のあるべき姿を示す IT 戦略と方針の策定及びその実現のための活動」と定義し、取締役会等及びその指示を受けた経営者のシステム管理における役割の重要性を強調する。

他方、令和 4 年 3 月に策定された鹿児島県デジタル推進戦略では、鹿児島県のデジタル戦略の方向性として、行政事務の効率化を進め、デジタル化できない若しく

はしない方がよい分野への人的資源の再配分を行うことが挙げられている（同戦略 15 頁）。そして、10 年後の鹿児島県の将来像の一つとして、行政事務の効率化が進み、少人数でも効果的な行政運営が図られている社会が掲げられ（同戦略 20 頁）、具体的には、行政サービスも ICT を活用した業務の省力化や業務プロセスの効率化が図られ、人的資源の再配分や行政サービスの在り方の見直しにより、限られた職員の中で、高度化・多様化・複雑化する行政需要に対応できるようになっているとしている（同戦略 19 頁）。

この点、鹿児島県の税務事務は約 20 年大きく変わっておらず、既存職員も慣れ親しんだプロセスとなっていることから、SaaS 移行の際に、現行の鹿児島県独自部分の全事務についてカスタマイズを希望し変化を望まないのが人情であり、その結果、現行の業務が見直されることなく、無尽蔵にカスタマイズ範囲が広がり、初期費用と年間保守費が膨張し、SaaS に移行したにもかかわらず、将来の費用の削減に一切寄与しないことも懸念される。このような事態を避けるために、原則、カスタマイズは行わず、SaaS 移行により他県の優秀な事例を吸収する方針とし、例外的に、承認が得られたもののみカスタマイズする等の体制を構築し、SaaS 移行が業務の効率化のきっかけとなることに期待したい。

g) スクラッチ開発と SaaS サービス利用の比較

「各団体動向」、「コスト比較」、「SaaS サービス利用の目的」及び「政府方針」の 4 つの内容で構成されている。

h) 次期税務システム更新における検討

今回実施された調査では、次期税務総合システムは、パッケージソフトに依らないとすることのみ確定しており、従前と同様に鹿児島県独自でスクラッチ開発を行うか SaaS を利用するかについては結論が出ていない。

なお、**⑮将来次期税務総合システムの SaaS への移行が確定した場合に備え、鹿児島県税務課税務電算係は国の制度を含めた SaaS の情報収集及び学習を始めている。**

i) その他

**⑯提出された調査報告書一式の中に、仕様書に記載された「(ア) 現行システム・業務等の課題・要望等アンケート作成」、「(イ) 現行システム・業務等のアンケート調査結果のとりまとめ・整理」及び「(ウ) 現行システム・業務等のアンケート調査結果の検討協議」の成果物と思しき文書を見つけることができなかった。**

10) 自動車税申告情報等適正化支援業務委託

a) 本件委託業務の概要

委託件名	自動車税申告情報等適正化支援業務委託
委託内容	鹿児島地域振興局自動車税課における、自動車二税申告書の光学式文字読取装置 (OCR) による電子化並びに電子化後の情報の確認及び修正作業等
契約期間	令和5年9月1日から令和6年8月31日 (債務負担行為)
予算科目	税務総務費 — 委託料
予算額 (税込)	総額：8,387,817 円 内訳：令和5年度 4,604,817 円 令和6年度 3,783,000 円 (債務負担限度額 3,783 千円)
積算額 (税込)	総額：7,986,235 円 (端数処理により下記合計と不一致) 内訳：令和5年度 4,203,328 円 令和6年度 3,782,908 円 工数は直近1年の実績を基礎として、単価は一般財団法人経済調査会発行の「積算資料」を基礎として積算している。
契約金額 (税込)	総額：7,810,000 円 内訳：令和5年度 4,100,000 円 (R5.9.1~R6.3.31) 令和6年度 3,710,000 円 (R6.4.1~R6.8.31)
契約の方法	一般競争入札 (地方自治法第234条第1項)
一般競争入札の概況	一般競争入札公告により参加した1者が、再々度入札で予定価格7,260,214円 (税抜) を下回る7,100,000円 (同) を入札し、落札した。鹿児島県契約規則第11条第1項、第12条第1項、第15条及び第16条に沿って、執行されていた。
契約の相手方	上記の一般競争入札において、本件業務を落札したZC社 (本社：鹿児島県鹿児島市)
その他	✓ 令和6年度分の予算は、令和5年第1回鹿児島県議会定例会の議案第20号第2表に掲載されており、県議会で本件債務負担行為が可決されていた。

(出典：自動車税申告情報等適正化支援業務委託ファイル)

b) その他

本件業務委託に係る一般競争入札公告2.(4)に掲げる一般財団法人日本情報経済社会推進協会によるプライバシーマーク付与認定の参加要件に基づき、プライバシーマーク登録証の写しが徴取されていた。ただし、**⑰当該登録証写しに記載されたプライバシーマーク付与期間は令和4年7月7日～令和6年7月6日となっており、本件委託業務契約の残期間 (令和6年7月7日～同年8月31日) にかかる登録証の写しは、本件業務委託に関して税務課から提出された資料の中に見当たらなかった。**

これまで見た契約と同様に「自動車登録・検査情報都道府県提供業務委託」、「電子計算組織に係るデータ入力業務（軽油流通データ）」及び「電子申告等システム（審査システム及び国税連携システム）に係る ASP 委託」について、資料を閲覧し検討したが、監査した範囲において、財務事務の執行に関し指摘すべき点は検出されなかった。

11) 鹿児島県税務総合システムに関して検討した結果、指摘及び意見が検出されなかったもの

a) **下線①、税務課における障害対策と机上訓練**

鹿児島県税務課税務電算係によれば、税務総合システムの安全対策及び障害対策として、鹿児島県情報セキュリティポリシーに則り、情報セキュリティ対策を実施するための具体的な手順を定めた「税務総合システムセキュリティ対策実施手順」を策定し、また、自然災害、大規模・広範囲にわたる疾病等に備え、「税務総合システムに係る業務継続計画」(ICT-BCP)を策定している。前者の「税務総合システムセキュリティ対策実施手順」は外部への公開は一切認められておらず入手できなかったが、後者の「税務総合システムに係る業務継続計画」を入手し、策定されていることを確認した。

「税務総合システムに係る業務継続計画」4頁に記載された訓練計画のとおり、直近の令和7年7月7日に実施された机上訓練の報告書を入手し、実施されていることを確認した。ただし、税務総合システムの電算処理を行う部分は各地域振興局及び支庁に存在しないことから、本庁の税務課関係者のみで実施している。なお、各地域振興局及び支庁の税務電算推進員への研修を毎年度実施しており、その内容は、情報セキュリティ対策及び個人番号利用事務等である。令和6年9月に実施された書面開催の通知を入手し、研修が行われていることを確かめた。

監査した範囲において、財務事務の執行に関し指摘すべき点は検出されなかった。

b) **下線③及び⑦、データベース直接修正の体制整備及び開発又は保守担当者と運用担当者の職務の分離**

下線③のとおり、鹿児島県税務総合システムのデータベースを直接修正するのは、当該システムの運用及び保守・維持を委託された事業者である。また、下線⑦に記載のとおり、主要なサブシステムごとに主担当と副担当を配置し冗長化を図っているものの、保守と運用で担当者を明確に分離している体制図には見受けられなかった。

外部の受託業者により本システムのデータベースを直接修正される場合、鹿児島県の意図しないデータ修正が勝手に行われることが懸念される。

また、個人情報も多く抱え鹿児島県行政でも重要な役割を担う本システムで、保守と運用の担当者が明確に分離されていない場合、保守作業で悪意のあるプログラムを仕込み、運用時の本番環境においてそれを発動し情報を窃取又は改変することなどが懸念される（日本公認会計士協会 監査基準報告書 315 実務ガイダンス第1号 58頁 A40）。

鹿児島県税務課税務電算係では、データベースを直接修正する必要がある場合、依頼者からの「税務総合システムデータ修正依頼票」の提出を受け、税務電算係員が「作業指示書兼報告書」を作成し、税務電算係長の決裁を経てシステム運用及び保守・維持事

業者へ作業を依頼する。当該データベース修正作業完了後、システム運用及び保守・維持事業者から報告される「作業指示書兼報告書」を税務電算係員が確認後、作業結果を依頼者へ報告する。このように正当な権限を有する鹿児島県職員による検査及び承認が完了しないとデータベースの直接修正が反映されない仕組みとなっている。

保守作業が必要な場合も同様に、税務電算係長の決裁を経た「作業指示書兼報告書」により行われ、税務電算係員による完了確認が行われる。

なお、「作業指示書兼報告書」では、作業前並びに作業中及び作業後において、作業実施者による確認と当該実施者以外による確認も必要とされる。

このように、監査した範囲において、鹿児島県税務課税務電算係では、鹿児島県税務総合システムのデータベースの直接修正及び本システムの保守作業につき、事前及び作業完了後の適切な権限者による確認と決裁手続が整備されており、悪意のある者により情報の窃取並びに不適切なプログラム改変及びそれが実行されるリスクを低減する体制が取られている。

c) **下線④、アクセスコントロールリストによる税務総合システムへのアクセス管理と棚卸**

鹿児島県では、税務総合システム及び電子申告システム並びに国税連携システムの利用者について、「税務総合システム端末組織利用者情報管理規程」及び「電子申告システム及び国税連携システムセキュリティ対策実施手順」に基づき、毎年度ごとに全削除及び新規登録させることでアクセス権限の正当性を担保している。すなわち、毎年度、各地域振興局及び支庁で税務事務に関わる職員ごとに予定する税務総合システムへのアクセス権限を記載した利用届出書を作成し、税務課税務電算係で当該届出書に記載された各職員のアクセス権限に付与すべきでない機能が含まれていないことを確認した上で、同係により税務総合システムへの権限登録が実施される。権限が付与される期間は概ね年度末までの最長約1年間で設定され、年に1回アクセス権限の棚卸ができる仕組みが組み込まれている。

令和7年3月13日付本庁税務課長から各地域振興局及び支庁の税務担当課長に宛てた「令和7年度税務総合システム及び電子申告等に係る利用届出等について（依頼）」、利用届出書の様式及び令和7年度分の利用届出書を閲覧し、アクセス権限の管理が適切に行われていることを確認した。なお、本包括外部監査の対象年度は令和6年度であるが、アクセスコントロールはセキュリティ上重要であることから、報告書作成時の事業年度の最新の状態をその対象とした。

なお、税務課税務電算係において税務総合システムのログも取得しており、ログには操作した職員とその作業内容等が記録されている。

d) **下線⑩、税務総合システム定例会議の運用状況**

システム運用状況の確認と問題点の共有化、解決策の検討を目的として開催される税務総合システム定例会議は月次の内部統制であることから、令和6年度において開催された中から2件（令和6年9月13日と令和7年3月14日開催分）をサンプルとして任

意に抽出した。

Z A社による管理受託者作業報告書及び議事録を閲覧した。設定されたサービスレベル指標と実績比の対比、定例業務、随時業務及びヘルプデスクの対応状況一覧等が報告されていた。また、管理業務に係る議事録も適切に作成され保管されていた。

なお、報告されたサービスレベル指標は、仕様書に記載された項目に「他委託業務の進行管理（設定期間超過数÷交渉有無数×100で算出。100%未満が指標値として設定されている。）」が追加されている。

Z B社による運用維持受託作業報告及び議事録を閲覧した。設定されたサービスレベル指標と実績比の対比、前月の稼働時間、前月の作業内容サマリ及び各月の電子申告システム利用状況といった運用報告並びに維持管理作業報告等が報告されていた。

また、運用維持に係る議事録も適切に作成され保管されていた。

機器保守受託業者によるハードウェア機器保守状況報告書及び議事録を閲覧した。これまでと同様に設定されたサービスレベル指標と実績比の対比、発生した障害と対応状況及び原因等が報告されていた。また、機器保守に係る議事録も適切に作成され保管されていた。

監査した範囲において、財務事務の執行に関し指摘すべき点は検出されなかった。

e) **下線⑩、委託業務の成果物の検収における立会人**

成果物の検収に際し、鹿児島県契約規則様式7（第46条関係）その3の検査調書を使用しており、当該ひな形では、検査員職員及び立会人職員両人の記名押印が指定されているが、今回の包括外部監査で閲覧したいずれの委託業務の検査調書においても、検査員の記名押印のみで立会人のそれはなかった。

同規則第36条第2項において、検査を実施するときは、契約の相手方又はその代理人及び必要に応じ関係職員を立ち合わせるものとしてされている。また、同規則及び施行指針に検査実施時の立会人の免除に関する定めはなかった。

鹿児島県税務課税務電算係によると、鹿児島県出納局会計課編集「会計規則等様式指針及び記載例集（契約規則関係）」において“物品の売買契約又は建設工事請負契約に伴う検査以外の検査を実施したとき”に鹿児島県契約規則様式7（第46条関係）その3の検査調書を使用することと定められているとのことであった。当該検査調書見本の4番目の注意書きに、立会者とは「必要に応じ関係職員が検査に立ち会った場合、当該職員」と定義されていた。なお、立会者が必要な場合とは、契約担当の事務職員と専門の技術職員が検査する場合を想定したものである。

従って、税務課税務電算係における委託契約の成果物の検収は、事務職員のみで足りることから、鹿児島県契約規則様式7（第46条関係）その3の検査調書に立会人の記名押印がなくても何らの支障もないと考えられる。

監査した範囲において、財務事務の執行に関し指摘すべき点はなかった。

f) **下線⑬、鹿児島県電子計算機等情報処理規程で定められた手続**

軽油引取税、産業廃棄物税及び核燃料税の電子化対応に係る改修が、鹿児島県電子計算機等情報処理規程及び事前協議実施要領のシステム開発等に係る定めに従って実施されていることを関連資料の閲覧により確かめた。

監査した範囲において、財務事務の執行に関し指摘すべき点は検出されなかった。

g) **下線⑮、将来、新税務総合システムが SaaS に移行した場合に備えて**

現行のオンプレミス環境から SaaS に移行すると、当然に利用者側の体制や内部統制も変化する。

システム管理基準ガイドライン（特定非営利活動法人日本システム監査人協会、令和5年8月10日）では、外部サービスの選定基準及び利用者システム監査の権利が無い契約の代替手段として、外部監査人による保証報告書（SOC：System and Organization Controls）と政府情報システムのためのセキュリティ評価制度（ISMAP：Information system Security and Assessment Program）の有無が例示されている（同ガイドライン238頁、243頁）。この他にも、日本公認会計士協会公表の保証業務実務指針3402「受託業務に係る内部統制の保証報告書に関する実務指針」又は同3702「情報セキュリティ等に関する受託業務の Trust に係る内部統制の保証報告書に関する実務指針」に基づき監査された「受託会社のシステムに関する記述書並びに内部統制のデザイン及び運用状況に関する報告書」がある。

現行の鹿児島県税務総合システムを担当する受託業者の技術者は庁舎内に常駐しているため、当該常駐技術者を直に観察することができ、本システムを管理する内部統制が適切であるか否かを容易に把握できる。SaaS に移行すると、直接に作業を観察することができなくなることから、対象システムに係る内部統制の整備及び運用状況を把握することがほぼ不可能となる。

その対応策として、先述の外部監査人による保証報告書又は ISMAP により把握することとなるが、これらは保証又は評価の対象がシステムの一部にとどまっていたりして、必ずしも当然に利用しようとする SaaS サービス全体を保証又は評価の対象としているわけではない場合がある。例えば、一般に公開されている ISMAP クラウドサービスリストにおいて、登録番号 C21-0004-2 と C21-0005-2 のように、同一のクラウドサービス事業者であっても特定のアプリケーションについては、言明の対象範囲を分けていることがある。また、外部監査人の保証報告書は、特定の期日時点での保証と期間全体を通じた保証の2種類のものが存在する。

特に、ハードウェア部分を構成するクラウド提供会社とアプリケーションを構成する SaaS 提供会社が別の事業体で、外部監査人による保証報告書又は ISMAP がクラウド部分しか対象にしていない場合、SaaS 提供会社がアプリケーション部分を継続して適切に運用、保守及び維持できる体制と仕組みを整備し運用しているか利用者側では一切把握できないこととなり、結果的に脆弱な SaaS を選定するリスクを孕むこととなる。

従って、先述した鹿児島県税務課の他係が現行の税務総合システムに求めるセキュリ

ティレベルを鑑みると、利用する外部監査人による保証報告書又は ISMAP が、自己が採用しようとするシステムの全てが対象となっているのか、クラウド等ハードウェア部分しか保証又は評価対象でない場合は、SaaS 等のソフトウェア部分に係る外部監査人による保証報告書又は ISMAP を別途検討する必要があることに留意されたい。また、外部監査人による保証報告書を利用する場合は、保証の対象が特定の期日なのか期間に留意する必要がある。

この点、鹿児島県税務課税務電算係も、情報収集し準備を開始している様子が窺えた。令和 7 年度以降を含む当該情報収集に係る資料のうち、SaaS を想定した箇所を閲覧した結果、監査した範囲において、これらの点について適切に検討していた。

ただし、鹿児島県税務総合システムの刷新時に SaaS によらない時は、これらの対応は要しない。

h) **下線⑰、プライバシーマーク認定証の契約履行期間途中における失効**

鹿児島県税務課税務電算係によると、当時の担当が令和 6 年の認定期限を迎える前に、令和 6 年 7 月 7 日から 2 年間有効となるプライバシーマーク認定証を受託業者から入手し、税務電算係の共有フォルダに保存していた。

鹿児島県公文書等の管理に関する条例第 2 条第 2 項で「公文書」とは、実施機関の職員が職務上作成し、又は取得した文書、図画及び電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られた記録をいう。）であって、当該実施機関の職員が組織的に用いるものとして、当該実施機関が保有しているものとされる。

プライバシーマーク認定証の更新確認に使用した証憑は、入札時と異なり、紙媒体に印刷した上でファイルに綴じられていないものの、電磁的記録として税務電算係の共有フォルダに保存され、組織的に用いることができる状態にあることから、公文書としての要件を満たす。

従って、税務電算係は、契約期間の最終日までプライバシーマーク認定証が有効であることを適切に確認していたと認められる。

監査した範囲において、財務事務の執行に関し指摘すべき点は検出されなかった。

12) 鹿児島県税務総合システムに関して検討した結果、指摘となったもの

a) **【指摘 5－1】仕様書の記載が曖昧で追跡可能性に乏しい点について（下線⑱）**

i) 納品された成果物の内容

[本件委託業務の作業内容と調査報告書の内容の対比]

業務委託契約書に付随する仕様書			調査報告書
項目	内容	詳細	内容
システム調査に関する	パッケージシステム等調査	先進自治体システム視察・同行調査	(3) 先進地視察動向調査

業務委託契約書に付随する仕様書			調査報告書
項目	内容	詳細	内容
る技術支援	業務課題・要望等の調査・検討支援（ワーキンググループへの支援）	<p>ア 現行システム・業務等の課題・要望等アンケート作成</p> <p>イ 現行システム・業務等のアンケート調査結果のとりまとめ・整理</p> <p>ウ 現行システム・業務等のアンケート調査結果の検討協議</p> <p>エ ワーキンググループによる業務等の課題調査・検討協議 （滞納整理支援、自動車二税、法人三税、電子申告、納税者管理、証紙証券等管理、収納管理、不動産取得税、個人事業税、県民税利子割、鉦区税、個人県民税、地方消費税、県たばこ税、ゴルフ場利用税、狩猟税、核燃料税、軽油引取税、産業廃棄物税、県民税株式譲渡割、県民税配当割、汎用課税、業務系共通、業務外系、機器環境等、電子収納）</p> <p>オ 既存システム移行データ等の可能性調査・仕様確認・協議</p> <p>カ 外部連携システム等の調査・仕様確認・協議</p> <p>キ 課題調査結果・要望事項等のとりまとめ・整理支援</p> <p>ク 作成帳票等の調査・とりまとめの支援</p>	<p>(2) 現行システム分析 税務総合システム概要図、機能要件一覧（兼）機能要件比較表及び税務総合システム外部連携調査が収録されている。</p> <p>(5) スクラッチ開発と SaaS サービス利用の比較 他の地方公共団体の動向、コスト比較、SaaS サービス利用の目的及び政府方針が収録されている。</p> <p>(6) 次期税務システム更新における検討 次期税務システム更新における検討、情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律の一部を改正する法律案の概要、地方公共団体情報システムの標準化に関する法律及び地方公共団体情報システム標準化基本方針が収録されている。</p> <p>※ アンケートに係る成果物は一切見当たらない。</p>
システム更新等の検討に係る技術支援	RFI 支援	<p>ア RFI (Request For Information) 仕様の作成・修正</p> <p>イ RFI 仕様のヒアリング・協議</p>	<p>(1) 情報提供依頼 送付した情報提供依頼書及びその回答が収録されている。</p>
	システム要件すり合わせ協議 (Fit	業者提案の精査・協議	<p>(4) 打合せ記録 RFI の回答があった業者を含む業者と鹿児島県側の</p>

業務委託契約書に付随する仕様書			調査報告書
項目	内容	詳細	内容
	& Gap)		間でそれぞれ打合せした 議事録が収録されている。

(鹿児島県税務課税務電算係提出資料より監査人作成)

監査人は、仕様書中のアンケートに係る文言から鹿児島県税務総合システムに関する鹿児島県職員（受託業者を含む。）に対するアンケートを想定していたが、実際に税務課税務電算係から追加で提出された証憑は他県に対するアンケート一式のみで、鹿児島県職員に対するアンケートはなかった。

監査人が、仕様書に記載されたアンケートは鹿児島県職員向けのアンケートと判断した根拠として、アンケート対象が明記されていない中で、上表アにおいて現行システム・業務等の“要望”等アンケートとされ、鹿児島県が鹿児島県のシステムを自ら構築するにあたり、他県の要望を実現する必要性は皆無であることから、本件のアンケートは、鹿児島県職員に向けたものと解することが社会通念上自然であることを挙げる。

鹿児島県税務課税務電算係の説明では、当初より他県へのアンケートを依頼することにつき、鹿児島県と受託業者と間で認識に齟齬はなく、他県のアンケート回答取りまとめ結果及び上表の「(5)スクラッチ開発と SaaS サービス利用の比較」を成果物として適切に検収したとのことであった。ただし、監査人がそれらを閲覧したところ、他県へのアンケート項目中に“要望”に関連する質問はなく、当然他県から鹿児島県に対する“要望”もない。

また、契約締結後に契約時の仕様書に記載された“要望”に係る業務を本件業務委託契約から外すことについて当事者間で合意した覚書又は鹿児島県税務課税務電算係から受託業者への変更指示書等も監査人が受け取った資料一式内に見当たらなかった。

ii) 2つの問題点

仕様書と成果物の突合による検査（次の iii～vi で検討。）及び第三者の誤解を招くような仕様書（その後の vii～viii で検討。）の2点が問題となる。

iii) 検査又は監督に関する定め

地方自治法において、普通地方公共団体の職員は、契約の適正な履行を確保するため又はその受ける給付の確認をするため必要な監督又は検査をしなければならないとされる（同第234条の2第1項）。この監督は立会い、指示その他の方法によって行わなければならない（同施行令第167条の15第1項）、検査は契約書、仕様書及び設計書その他の関係書類に基づいて行わなければならない（同施行令同条第2項）。

iv) 本件検査に係る鹿児島県税務課税務電算係の説明

まず、鹿児島県税務課税務電算係から、本件仕様書作成の前段階では以下のような状況であることが説明された。

1	次期税務総合システムをスクラッチ開発によるかSaaS利用によるかで結論が出ていない。
2	受託業者たるZ A社との間で、次の2点について合意していた。 <ul style="list-style-type: none"><li>✓ スクラッチ開発の場合、現行の税務総合システムの延長と見込まれることから、現行システムにおける解決すべき課題の把握のため、当該システムを利用する鹿児島県職員にアンケートを実施し、次期税務総合システムへの要望を募る。</li><li>✓ SaaS利用の場合、極力カスタマイズを行わず、鹿児島県職員が提供される標準仕様に合わせることを念頭に、県職員の次期税務総合システムに対する要望は不要であることから、要望に係るアンケートは実施しない。</li></ul>

続いて、本件仕様書の“要望”とは、「次期税務総合システムをスクラッチ開発によるか SaaS 利用によるかといった方針を決定するために必要な情報は何かを知りたいという鹿児島県の要望」を指し、その県の要望に沿って作成されたものが、他県に対するアンケート一式であることの説明がなされた。そして、当該アンケート結果を取りまとめた「スクラッチ開発と SaaS サービス利用の比較」が次期税務総合システムの方針を決定するために必要な情報であり、成果物であるとのことであった。

v) 上記の説明に対する監査人の見解

本件仕様書の2. 基本事項において「本仕様書は、税務総合システム再構築の検討に必要な情報収集及び現行システムの課題や次期システムの要望等に係る調査について、専門的かつ中立的な立場による技術的支援を目的」と明記され、本件仕様書上での“要望”は次期税務総合システムに対するものと解するのが自然である。また、本件仕様書の3. 業務内容において「②業務課題・要望等の調査・検討支援」と明記されており、“要望”は調査及び検討の対象となる概念と考えるのが自然である。

このように、前出の鹿児島県税務課税務電算係による「次期税務総合システムの方針を決定するために必要な情報は何かを知りたいという鹿児島県の要望」という定義を本件仕様書の“要望”の定義として適用することは甚だ困難である。思うに、本件仕様書作成の前段階では、税務電算係の説明のとおり、スクラッチ開発と SaaS 利用の二つの可能性が併存しており、本件仕様書の履行途中でスクラッチ開発を主軸に据えた調査となった場合には鹿児島県職員に対してアンケートを行い、要望をまとめる必要があることから、どちらの方式にも契約の変更を行うことなく対応できるように、両方式のすべての可能性を予め包含した業務内容を仕様書に記載し、事務の効率化を図った可能性が高いと思料する。

しかし、既に、クラウドサービスを第一候補としてシステムの検討を行うものと

する、いわゆる“クラウド・バイ・デフォルトの原則”が、政府情報システムの基本方針として明示されており（「政府情報システムにおけるクラウドサービスの利用に係る基本方針」4頁。令和3年3月30日、各府省情報化統括責任者（CIO）連絡会議決定）、本件業務委託開始後、徐々に次期税務総合システムをSaaS利用によった場合に注力した調査にシフトしていき、本件業務委託契約の中で、スクラッチ開発を想定した鹿児島県職員に対する次期税務総合システムへの要望をアンケートにより調査することはなかったと考えられる。

税務電算係とZ A社間で連絡手段として利用しているビジネス用メッセージアプリの該当箇所を閲覧し、本件アンケートの設問作成段階から、本件仕様書5. その他に定める税務電算係の指示に従ってZ A社が業務を履行している様子が窺えた。

vi) 本件業務委託の検査へのあてはめと結論

本件仕様書は、スクラッチ開発とSaaS利用の両方の方式を想定し、すべてに対応できるような広範な業務内容を記載しているものの、本件アンケートの作成過程で、税務電算係からの指示に沿ってZ A社は業務を履行している。従って、予定した業務内容と実際の成果物について、鹿児島県とZ A社の間で認識に齟齬はなく、本件業務委託契約は適切に履行されていたと言える。

本件業務委託の成果物の検収につき、監査した範囲において、財務事務の執行に関し指摘すべき点は検出されなかった。

vii) 本件の仕様書をはじめとする鹿児島県の公文書に関する定め

鹿児島県公文書管理条例において、実施機関の職員は、処理に係る事案が軽微である場合を除き、経緯を含めた意思決定に至る過程を合理的に跡付け又は検証できるように文書を作成しなければならないとされる（同条例第4条）。同条例の目的の一つ、県の有する諸活動を現在又は将来の県民に説明する責務が全うされるようにすること（同条例第1条）を鑑みると、当事者と第三者で解釈が異なる事のないように公文書を作成する必要があると考える。

viii) 本件の仕様書の記述へのあてはめと結論

次期税務総合システム構築は、鹿児島県にとって重要なプロジェクトであることから軽微な事案とはいえ、仕様書の記述は、目的語たるアンケートの対象者が一切明記されていないことで当事者以外の第三者の誤解を招くものとなっている。

また、本件仕様書は、スクラッチ開発とSaaS利用の両方の方式を想定し、すべてに対応できるような広範な業務内容を構成しているものの、どちらか一方の方式に該当する場合にのみ必要となる業務内容について、発動条件等が記載されておらず、かつ、各方式に応じた適当な区分による業務内容の整理もないため、第三者の混乱を招くものになっている。

このように、本件仕様書は、同条例第4条で求められる合理的に跡付け又は検証

できる状態になっていないものと認められる。

本件仕様書をはじめ公文書の作成にあたっては、当事者間で理解できるかという観点を捨て、何も知らない第三者が見た時に正しく伝わるかという観点により作成し、追跡可能性を確保することが必要と考えられる。

検査が仕様書に基づいて実施されることを鑑みると（地方自治法施行令第167条の15第2項）、本件の仕様書では、アンケート対象者の明示、及びどちらか一方の方式でのみ適用される業務内容は、但し書きや括弧書きにより条件に当てはまったときに適用又は除外する旨を明記し、若しくは、各方式別にわかりやすく区分し業務内容を整理したものを記載し、必要な成果物と仕様書の個別の内容が1対1で対応する状態が望ましい。

13) 鹿児島県税務総合システムに関して検討した結果、意見となったもの

a) 【意見5-1】電子申告利用率向上に向けた周知広報活動について（下線②）

電子申告に関して地方税法第747条の2第2項で準用される「情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律」が、手続等に係る関係者の利便性の向上、行政運営の簡素化及び効率化並びに社会経済活動の更なる円滑化を図ることを目的とし（同第1条）、急速な少子高齢化の進展等の課題解決が重要であることに鑑み、情報通信技術を活用した社会生活の利便性の向上及び事務の効率化を促進することを基礎として基本原則が定められており（同第2条）、国と地方公共団体等の関係機関が協働して税の電子申告を推進している。

このような状況の下で、鹿児島県税務課から提示された直近の電子申告に係る税務広報の取組は以下のとおりであった。

〔鹿児島県税務課が行った電子申告に係る税務広報〕

対象税目	媒体	内容等
<ul style="list-style-type: none"> <li>✓ 法人県民税・法人事業税（特別法人事業税、地方法人特別税を含む。）</li> <li>✓ 道府県民税（利子割・配当割・株式譲渡所得割）</li> <li>✓ 県たばこ税</li> <li>✓ ゴルフ場利用税</li> <li>✓ 軽油引取税</li> <li>✓ 核燃料税</li> <li>✓ 産業廃棄物税</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>ホームページ</li> <li>ラジオ</li> </ul>	<p>経路は以下のとおりである。</p> <p>鹿児島県 HP ホーム &gt; くらし・環境 &gt; 税金 &gt; 申請の手続き案内 &gt; 電子申告（eLTAX） &gt; eLTAX</p> <p>を使って電子申告、電子申請・届出、電子納税ができます</p> <p>概要説明と eLTAX ホームページへのリンクあり。</p>
<ul style="list-style-type: none"> <li>✓ 法人三税（法人県民税・法人事業税）</li> </ul>	紙	eLTAX ホームページで法人三税のほか、法人設立（設置）申告書、法人異動申告書及び登記事項証明書等の添付書類も電子申請・届出が可能なことを記載した文

対象税目	媒体	内容等
		書並びに地方税共同機構作成のリーフレットを申告書に同封して送付。
✓ 産業廃棄物税	紙 口頭	令和7年5月27日に開催された産業廃棄物税に係る意見交換会において、地方税共同機構作成のリーフレットを配布し、かつ、令和7年3月31日から産業廃棄物税も電子申告及び電子納付対象に追加されたことを本庁税務課長が出席した事業者に対して直接紹介。
✓ 軽油引取税	紙	令和6年10月28日から軽油引取税の電子申告及び電子納付が始まることを記載した地方税共同機構作成のリーフレットを申告書とともに送付。

(鹿児島県税務課提出資料より監査人作成)

鹿児島県税務課税務電算係によると、令和5年10月に開始したゴルフ場利用税(令和6年度電子申告利用率0.60%)及び令和7年3月に開始した核燃料税の電子申告は、鹿児島県のホームページとラジオで広報しているのみとのことであった。

鹿児島県税務課が所管する地方税の電子申告によって、情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律第1条と同等の目的を達成するためには、利用率の上昇が不可欠なのは自明である。導入から相当程度の期間が経過し、利用率が低迷したままであるにもかかわらず、当該地方税目の納税義務者に対して何らの個別の周知施策を行うことがないとするれば、最少の経費で最大の効果を義務付けた地方自治法第2条第14項の趣旨に悖るものとする。

他方、同法同条第15項は地方公共団体に対し、常にその組織及び運営の合理化に努めるとともに、他の地方公共団体に協力を求めてその規模の適正化を図らなければならないとしている。

従って、産業廃棄物税等と同様に、ゴルフ場利用税についても、地方税共同機構作成のリーフレットを各特別徴収義務者への送付並びに県職員による各ゴルフ場の現地調査時に口頭で紹介及び当該リーフレットの手渡し等の普及活動が必要と考える。特にゴルフ場利用税は、鹿児島県税事務処理規程第75条に基づく現地調査を毎年行っていることから、それと一緒に周知活動を展開すれば追加の費用も抑えられるものとする。

また、核燃料税は導入から日が浅いことから、核燃料税を課す他県と協働して個別訪問により利用を促す方法も視野に入れて広報戦術を検討されることが望ましい。

**b) 【意見5-2】実際に作業するシステムエンジニアの能力の吟味について(下線⑤、⑥及び⑫)**

鹿児島県税務課税務電算係の説明では、鹿児島県出納局管財課の「役務の提供等の業務に関する契約に係る競争入札参加資格者名簿」において、システム開発業務、コンピュータ関連保守業務の入札資格ありとして記載されていることを以て確かめたとしてい

る。ただし、当該説明の裏付けとなる根拠資料は何一つ監査人に提出されなかった。

包括外部監査人が「役務の提供等の業務に関する契約に係る競争入札参加資格審査申請の手引き（鹿児島県出納局管財課 令和7年9月版）」を独自に入手したところ、3頁の提出書類の一覧に“自己及び自社の役員等の名簿”及び“登記事項証明書 ※法人のみ”とあることから、税務電算系の回答にある名簿に記載されていることを確認とは法人名称のみを確認したことを指すものと推察する。

そして、同手引きによると、情報処理業務、システム開発業務及びコンピュータ関連保守業務の各区分は許可業でないことから、申請に際し、営業許可証並びに必置の有資格者職員名簿及びそれを証する書類の提出は不要となっている。申請者は、この有資格者職員名簿以外に業務上の資格を持つ職員について、技術者名簿を作成し提出することができるが、任意となっており（同手引き3頁）、かつ、その資格を証する書類の提出は求められていない（同手引き12頁）。ゆえに令和6年度の鹿児島県税務総合システムに係るシステム開発及び運用維持保守における受託者が、そもそも技術者名簿を提出していないこともありえ、そうなると、税務電算系の回答では、関与する個々のエンジニアの能力を全く確認できていないことになる。

このように、実際に鹿児島県税務総合システムの各業務を担当する個人の資格や能力等について鹿児島県としてどこまで把握できているか不明である。

この点、システム管理基準ガイドライン（特定非営利活動法人日本システム監査人協会令和5年8月10日）106頁では、外部委託先選定の例として「作業要員の資格・スキル」が挙げられている。

ところで、鹿児島県監査委員事務局は、前年に入手したか否かにかかわらず、毎年すべての包括外部監査人及びその補助者から日本公認会計士協会が発行する資格証明書と履歴書を取得し、その適格性を吟味している。また、過去の包括外部監査において、鹿児島県が施工する工事等では、責任者や監理者から資格を証明する書類を工事ごとに徴求し、その適格性を確認した上で保管していた。

鹿児島県税務総合システムには数多の個人情報をはじめ重要なデータが蓄積されており、情報セキュリティの観点にとどまらず、厳格な取り扱いが求められる。地方税法は地方税共同機構から委託を受けた者（再委託以降も含む。）にも秘密保持義務を課しており（同法第788条第2項）、今回、包括外部監査人及びその補助者に提出された税務資料も納税者が推察できるような箇所をすべて黒塗りするほどに鹿児島県税務課も慎重な扱いをしていることから、鹿児島県税務総合システムに係る業務を受託した各システムエンジニアについてもその能力を吟味し、一定の水準以上のスキルを担保することは、鹿児島県税務課の他係の求めるセキュリティレベルに合わせるためにも重要である。従って、委託契約時又はプロジェクト体制の確認時において、各人からIT関連資格の証書の写し等入手しその能力を適切に吟味することが望ましい。

特に、今後は国の電子申告・電子納税の施策に合わせて鹿児島県の税務システム戦略を考える技術や能力が必要とされる場面が増えると考えられ、鹿児島県税務総合システムのみ精通しているだけでは足りず、それ以外の一般的又は最新の技術とその動向に

も精通していることが求められる。従って、税務電算係は、鹿児島県税務総合システムを実際に担当する者のプロジェクト体制の確認にとどまることなく、独自にプロジェクトメンバーから保有する IT 関連資格の証書等を入手し、技術と能力を吟味する態勢が重要性を増すものとする。

c) **【意見 5-3】 受託業者が将来も安定して古いプログラミング言語に対応するために次世代の人材育成体制を構築していることの確認について（下線⑧及び⑭）**

鹿児島県税務総合システムでは、歴史的に見ても古いプログラミング言語を用いて構成された部分が残存している。本システムは鹿児島県行政の中でも重要な位置にあり、常時安定して利用できることが求められることから、今後も当該プログラミング言語を刷新することなく使用し続ける場合、受託業者において当該プログラミング言語に精通した人材を将来も確保し続ける必要がある。

今回の包括外部監査の過程において把握できた当該懸念に対する鹿児島県税務課の対応は、4.9)税務総合システム再構築の検討において、甲株式会社に当該プログラミング言語の技術承継に係る質疑応答を行っているにとどまる。

鹿児島県税務課税務電算係によると、同係で当該プログラミング言語に係る研修は行っていない。そして、現状の税務総合システムの運用及び維持保守業務の受託者たる Z B社は、これまで税務総合システムの高度な機能性、安定性及び機密性を維持してきた実績及び体制が認められ、その業務を正確かつ誠実に行ってきたことから、当該プログラミング言語の将来の技術承継についても、当然必要な体制が構築されていると考えているとの回答であった。ただし、当該回答の根拠資料は何一つ監査人に提出されなかった。

この点、税務電算係が、“当然”必要な体制が構築されているとしていることから明らかのように、これは、Z B社の研修記録や研修参加者名簿等の根拠資料を入手して得た結論ではなく、あくまでZ B社のこれまでの債務履行状況から漠然と推定しているにすぎない。

Z B社のこれまでの債務履行状況からの根拠のない推定及び同社から得た回答の裏付けの無い鵜呑みによって、将来の鹿児島県税務総合システムの持続可能性に疑義なしとの結論を出すのは、いささか乱暴であろう。

今後は、定期的に受託業者から当該プログラミング言語に係る研修記録や研修参加者名簿を入手し、その内容及び次代を担う若いエンジニアがある程度的人数参加していることを確認し、当該プログラミング言語について十分なスキルを有している人材を受託業者が輩出し続け、当該プログラミング言語で構成された現行の鹿児島県税務総合システムの持続可能性が高いことまで、然るべき根拠を以って検討することが望ましいと考える。

ただし、鹿児島県税務総合システムの刷新時に歴史的に見ても古いプログラミング言語の使用をやめた時は、これらの対応は要しない。

d) 【意見5-4】セキュリティ対策（ウイルス対策）の適用状況とサービスレベル指標について（下線⑨）

確かに、鹿児島県税務総合システムはインターネットに接続しておらず、閉域網の中にあるため、外部の悪意ある者から比較的攻撃を受けにくい状況にある。しかしながら、本システムは鹿児島県行政の中でも特に機密情報を扱うものであるから、閉域網内部からの攻撃にも注意を払う必要がある。

鹿児島県税務課税務電算係の回答では、セキュリティパッチ適用を一つサービスレベル指標として個別に設定していないものの、別のサービスレベル指標である「管理業務のスケジュール遵守」に含まれているとされていた。ただし、当該回答の根拠資料は一つ監査人に提出されなかった。

そこで、監査人の手元にある令和6年9月度及び令和7年3月度のZ A社による鹿児島県税務総合システム管理受託者作業報告書とその議事録を改めて確認した。その結果、報告対象の令和6年8月及び令和7年2月の管理業務作業報告書にセキュリティパッチ適用に係る記述は一つもなかった。そして、報告対象の令和6年9月、10月、11月、令和7年3月、4月、5月の鹿児島県税月間スケジュールも同様に確認したが、セキュリティパッチ適用に係る記述は一切なかった。また、議事録も確認したが、セキュリティパッチ適用について言及した記録はなかった。

つまり、監査した範囲において、監査人は税務電算係の回答の裏付けとなる十分かつ適切な監査証拠を確保できなかった。よって、今回の包括外部監査の主たる対象である令和6年度において、セキュリティパッチ適用は、実際にはサービスレベル指標の一つである「管理業務のスケジュール遵守」に含まれておらず、鹿児島県税務課は、税務総合システムへのセキュリティパッチの適用状況を一切把握していないのが実態であると推定する。

従って、先述した鹿児島県税務課の他係が現行の税務総合システムに求めるセキュリティレベルを鑑みると、サービスレベル指標にセキュリティ対策（ウイルス対策）に係る目標値を設定することを検討されたい。ただし、セキュリティパッチの適用により、本システムが予期せぬ動作を起こす可能性も考えられることから、“シミュレーション等による事前の適用調査で問題が検出されなかった場合に限り”という条件を付した上で、セキュリティパッチ適用又はウイルス定義の更新等のサービスレベル目標値を検討することが望ましいと考える。

なお、セキュリティパッチの適用に係るサービスレベル目標値が設定不可能な場合、定例会の報告事項の一つとし、鹿児島県としても適時にセキュリティパッチの適用状況を把握できる態勢の構築が望ましい。

## 6. 個人県民税

### 1) 概要

個人県民税は、個人市町村民税と合わせて一般に「住民税」と呼ばれており、個人市町村民税と一緒に市町村が賦課徴収している。県民税も市町村民税も、前年の所得に対して課税される所得割と、所得の多寡に関係なく額が一律である均等割からなっている。

個人県民税のあらまし]

#### a) 納税義務者

- ① 毎年1月1日現在で県内に住所がある人：均等割と所得割
- ② 毎年1月1日現在で県内に事務所、事業所又は家屋敷を有し、その事務所等が所在する市町村に住所がない人：均等割

#### b) 納税額

均等割	1,500円（うち500円はみんなの森づくり県民税相当額である。）
所得割	課税所得金額の4%

《 所得割額の計算方法 》 ※一般的な例

前年の 収入金額	－	必要経費 (サラリーマン等の 給与所得者の場合は 給与所得控除額)	－	所得 控除額	=	課税所得 金額
課税所得 金額	×	上記税率	－	税額控除額	=	所得割額

(注) 土地・建物等の譲渡所得、山林所得及び退職所得は、別の方法で計算される。

個人県民税は、均等割と所得割からなる。

#### c) 申告と納税

個人県民税の課税と収納の事務は、個人市町村民税と併せて市町村が行っている。

##### ① 申告

前年1年間の所得について、3月15日までに、その年の1月1日現在の住所所在地の市町村へ申告する。ただし、所得税の確定申告をした人、給与所得のみの人及び公的年金等の所得のみ的人是、原則としてこの申告をする必要はない。

##### ② 納税

###### ● 給与所得者

給与の支払者(会社など)が、通常は6月から翌年5月までの12回に分けて、毎月の給料から差し引いて納める。

###### ● 公的年金等所得者(4月1日現在 65歳以上の年金受給者)

年金保険者(日本年金機構など)が、年金支払い月(4月、6月、8月、10

月、12月、2月)に、各支払い時の年金から差し引いて納める。

● 上記以外の所得者

市町村から送付される納税通知書により、通常6月、8月、10月、1月の4回に分けて納める。

d) 所得控除

種類	令和7年度住民税の所得控除額
雑損控除	1か2のうち多い額 1. (損失額－保険金等の補填額)－(総所得金額等×10%) 2. (災害関連支出額－保険金等の補填額)－50,000円
医療費控除	1か2のうち有利な方を選択 1. (6年中に支払った医療費(保険金等の補填額を除く))－(総所得金額等×5% (注)10万円超のときは10万円) ※1控除最高限度額=200万円 2. 医療費控除の特例(控除限度額88,000円) (6年中の特定一般用医療品等購入費の金額(保険金等の補填額を除く))－12,000円
社会保険料控除	6年中に支払った額
小規模企業 共済等掛金控除	6年中に支払った額
生命保険料控除	1. 一般の生命保険料 新契約(※2)：最高28,000円 旧契約：最高35,000円
	2. 介護医療保険料：最高28,000円
	3. 個人年金保険料 新契約(※2)最高：28,000円 旧契約：最高35,000円
	1、2、3を合わせた場合 最高70,000円
地震保険料控除	1. 最高25,000円
	2. 旧長期損害保険：最高10,000円(※3)
	1、2両方の場合：最高25,000円
障害者控除	本人・控除対象配偶者・扶養親族 1人につき：26万円 特別障害者の場合：30万円 同居特別障害者の場合：53万円
寡婦控除	本人が寡婦：26万円
ひとり親控除	本人がひとり親(※4)：30万円
勤労学生控除	本人が勤労学生：26万円
配偶者控除	控除対象配偶者：33万円
	70歳以上の控除対象配偶者：38万円
配偶者特別控除	最高33万円

種類	令和7年度住民税の所得控除額
扶養控除	一般の扶養親族(16歳以上19歳未満)：33万円
	特定扶養親族(19歳以上23歳未満)：45万円
	一般の扶養親族(23歳以上70歳未満)：33万円
	70歳以上の扶養親族：38万円
	70歳以上の同居の親等：45万円
基礎控除	最高43万円

※1 総所得金額等により控除額に差が生じることがある。

※2 新契約とは、平成24年1月1日以後に契約されたものをいう。

※3 平成18年末までに締結した長期損害保険にかかる保険料については、従前どおり、損害保険料控除を適用できる。(地震保険料控除と併用することができる。)

※4 ひとり親とは、現に婚姻をしていない人又は配偶者の生死不明などの人のうち、  
 ①所得金額の合計額(繰越損失控除後)が48万円以下の生計を一にする子があること、  
 ②所得金額の合計額(繰越損失控除前)が500万円以下であること、  
 ③住民票に事実上婚姻関係と同様の事情にある続柄である旨(例えば、未婚の妻・夫)の記載がされていないことの要件を満たす人をいう。

※令和7年度の住民税は、令和6年中の所得にかかる。

※寡婦控除から基礎控除までは、所得要件がある。

e) 税額控除

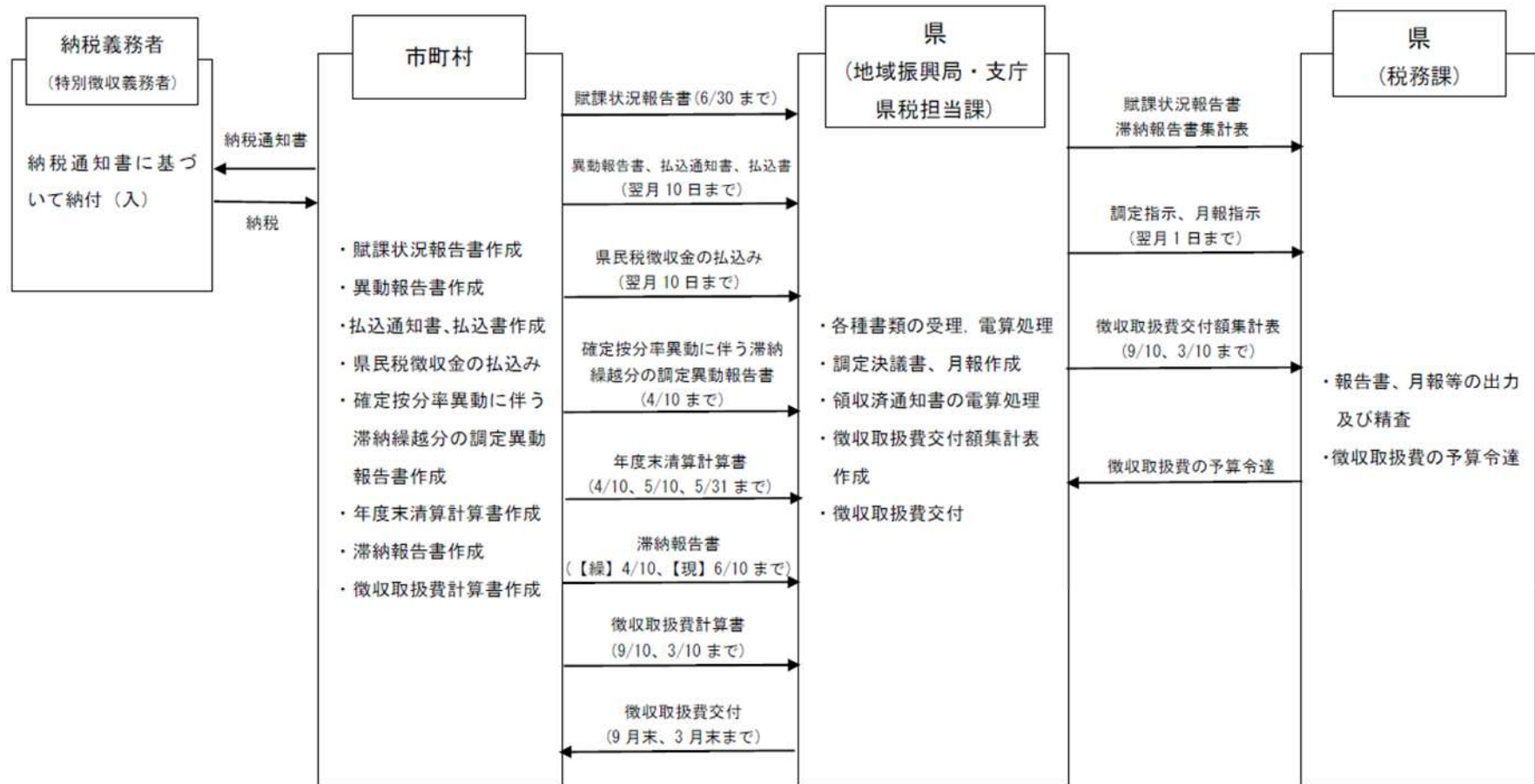
外国税額控除	外国で得た所得について、その国の所得税や住民税に相当する税金を課税された場合、一定の方法により計算された金額が控除される。
配当控除	株式の配当所得がある場合、その金額に一定の率(県民税0.15%~1.2%、市町村民税0.2~1.6%)を乗じた金額が控除される。
調整控除	<p>税源移譲に伴い、所得税と住民税の人的控除の差額により生じる負担増を調整するため、次の計算に従って求めた金額が控除される。</p> <p>〈控除額〉</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>● 個人住民税の課税所得金額が200万円以下の場合        次の1、2のいずれか少ない額×5%(県民税2%、市町村民税3%)       <ul style="list-style-type: none"> <li>①人的控除差額の合計額</li> <li>②個人住民税の課税所得金額</li> </ul> </li> <li>● 個人住民税の課税所得金額が200万円超の場合        {人的控除差額の合計額-(課税所得金額-200万円)}        ×5%(県民税2%、市町村民税3%)</li> </ul> <p>※ この金額が2,500円未満の場合は、        2,500円(県民税1,000円、市町村民税1,500円)</p>

<p>住宅借入金等 特別税額控除 (住宅ローン控除)</p>	<p>所得税の住宅借入金等特別控除が適用される方(平成21年から令和7年12月末までに入居された方)で、所得税において控除しきれなかった額が生じた場合は、住民税から控除することができる。</p> <p>〈控除額〉</p> <p>①平成26年3月末までの居住の場合 前年度所得税の課税総所得金額の5%を限度とし、最大9.75万円</p> <p>②平成26年4月から令和4年12月末までの居住の場合(令和4年は契約期間に定めあり) 前年度所得税の課税総所得金額の7%を限度とし、最大13.65万円 ※令和元年10月1日から令和4年12月31日までに居住した場合、一定の要件を満たせばさらに控除期間を3年延長し、年末ローン残高の2%(2/3×3年間)の範囲で減税。 ※令和4年入居は、消費税率10%適用の住宅取得であり、契約期間が下記の場合 新築 ⇒令和2年10月1日から令和3年9月30日まで 建売・中古・増改築等⇒令和2年12月1日から令和3年11月30日まで</p> <p>③令和4年1月から令和7年12月末までの居住の場合 前年度所得税の課税総所得金額の5%を限度とし、最大9.75万円 ※一定の要件を満たす住宅については、控除期間を13年とし、年末ローン残高の0.7%の範囲で減額</p>
<p>寄附金税額控除</p>	<p>都道府県、市区町村、鹿児島県共同募金会及日本赤十字社鹿児島支部に対する寄附金について、一定の方法により計算された金額が控除される。</p> <p>また、所得税の寄附金控除が認められる寄附金のうち、県が条例で指定した寄付金(県内に主たる事務所を有する法人又は団体等に対する寄附金)及び知事が指定した法人等に対する寄附金についても、申告により一定の額が個人県民税の税額から控除される。</p> <p>〈控除額〉</p> <p>1 (寄附金額－2,000円)×10%(県民税4%,市町村民税6%)</p> <p>2 都道府県、市区町村に対する寄附金の場合、住民税の所得割額の2割を上限として次を加算 (寄附金額－2,000円)×(90%－0～45%) ※ 0～45%は、寄附者に適用された所得税の限界税率です。所得税の限界税率とは、所得税を計算するときに適用される最も高い税率を指す。</p> <p>(注) 寄附金額は総所得金額等の30%が上限である。</p>
<p>配当額・株式等譲渡 所得割額の控除</p>	<p>特別徴収済みの配当所得及び株式等譲渡所得を申告した場合には、他の所得と合算して所得割額が課税されるとともに、二重課税にならないように、配当割額・株式等譲渡所得割額が控除される。</p>

2) 鹿児島県における個人県民税の課税・徴収事務

a) 課税・徴収事務の業務フロー

下表は個人県民税に係る業務フローを示したものである。毎月ほぼ同様の業務が繰り返されており、県の関与は限定的である。



b) 直近5年間の調定額、徴収率、不納欠損額、収入未済額等の状況

鹿児島県の個人県民税の徴収状況を踏まえると、現年課税分の徴収率は令和2年度から令和6年度まで一貫して99%前後と高水準で推移しており、徴収体制の安定性は評価できる。しかしながら、不納欠損額は年度ごとに増減があり、令和5年度には4,800千円を超えるなど徴収不能事案のやや増加が見られる点は注視すべきである。滞納繰越分については徴収率が3割前後にとどまり、収入未済額も一定規模で推移していることから、滞納整理の進展は限定的であり、収納率向上のための更なる努力が求められる。また、過誤納額は年度によって大きく変動しており、納税者の手続きや事務処理の精度に課題が残ることを示唆している。鹿児島県においては、過誤納の発生要因を分析し、内部管理体制の改善や納税者への周知徹底を図ることが重要である。さらに、減免金額は減少傾向にあり、制度運用の適正化が進んでいる可能性が認められるが、引き続き公平性と透明性を確保する姿勢が求められる。総じて、現年課税分の徴収は良好であるものの、滞納繰越分の整理、不納欠損額の抑制、過誤納の縮減といった課題に対し、改善策を着実に実行することが税務行政の信頼性向上につながると考える。

〔鹿児島県の個人県民税の調定額等〕

(単位：百万円)

現年又は滞納	項目	R2年度	R3年度	R4年度	R5年度	R6年度
現年課税	調定額	45,059	45,659	46,007	47,154	45,013
	収入済額	44,691	45,325	45,636	46,745	44,659
	徴収率	99.18%	99.27%	99.19%	99.13%	99.21%
	不納欠損額	4	4	4	5	5
	過誤納額	14	10	12	15	14
	収入未済額	379	340	379	419	363
	減免金額	6	5	3	5	3
滞納繰越	調定額	1,309	1,155	1,049	1,017	1,037
	収入済額	422	338	316	306	337
	徴収率	32.21%	29.23%	30.10%	30.11%	32.53%
	不納欠損額	95	101	90	89	84
	過誤納額	0	0	0	0	0
	収入未済額	793	716	644	622	616
	減免金額	-	-	-	-	-

(出典：鹿児島県定期監査調書)

c) 徴収率と全国順位

鹿児島県の令和7年5月末時点における令和6年度の個人県民税の徴収率は、現年分99.21%、滞繰分32.53%、計97.71%である。前年同時期(現年分99.13%、滞繰分30.11%、計97.68%)と比較すると、全体で0.03ポイントの改善が見られる。

- ・ 現年分は前年より0.08ポイント上昇しており、安定的な徴収状況を維持している。

- ・滞繰分は前年より 2.42 ポイント増加しており、過年度分の収納努力が成果として表れている。
- ・徴収率は前年からわずかに改善し、全国平均（97.78%）とほぼ同水準を確保している。

総じて、鹿児島県は現年分の高い徴収率を維持しつつ、滞繰分の収納改善によって全体の徴収率を底上げしている点が特徴的である。今後も滞繰分の更なる回収強化が、徴収率全体の安定化に寄与すると考えられる。

〔都道府県個人県民税の徴収率と全国順位〕

順位	県名	徴収率	順位	県名	徴収率
1	京都府	98.84%	25	<b>鹿児島県</b>	<b>97.71%</b>
2	愛媛県	98.77%	26	宮崎県	97.70%
3	高知県	98.50%	27	岩手県	97.65%
4	大分県	98.47%	28	岡山県	97.62%
5	長野県	98.40%	29	愛知県	97.61%
6	島根県	98.36%	30	秋田県	97.60%
7	山梨県	98.31%	31	熊本県	97.58%
8	奈良県	98.21%	32	栃木県	97.55%
9	新潟県	98.11%	33	北海道	97.53%
10	神奈川県	98.10%	34	群馬県	97.52%
11	鳥取県	98.09%	35	滋賀県	97.51%
12	和歌山県	98.07%	36	三重県	97.49%
13	大阪府	98.04%	37	石川県	97.43%
14	東京都	98.04%	38	茨城県	97.18%
15	徳島県	98.00%	39	千葉県	97.14%
16	兵庫県	97.96%	40	富山県	97.08%
17	佐賀県	97.90%	41	福岡県	97.07%
18	埼玉県	97.90%	42	青森県	97.06%
19	山口県	97.86%	43	宮城県	96.98%
20	広島県	97.83%	44	山形県	96.98%
21	静岡県	97.81%	45	岐阜県	96.68%
22	香川県	97.81%	46	福島県	96.65%
23	福井県	97.80%	47	沖縄県	96.58%
24	長崎県	97.78%			

（出典：一般社団法人地方行財政調査会 2024 年度都道府県税決算見込額調べ（出納閉鎖日現在））

※ 本表における徴収率は小数点第二位までを表示しているが、全国順位は小数点第三位以下の実績値を用いて算定している。そのため、表示上は同率であっても、実際の数値の差により順位が異なることがある。

5月末	徴収率（5年度）				徴収率（6年度）			
	現年	滞繰	計	順位	現年	滞繰	計	順位
鹿児島県	99.13%	30.11%	97.68%	22	99.21%	32.53%	97.71%	25

（出典：一般社団法人地方行財政調査会 2024 年度都道府県税決算見込額調べ（出納閉鎖日現在））

### 3) 意見及び指摘並びに過年度の包括外部監査における指摘・意見に対する措置状況

#### a) 個人県民税について実施した手続

##### i) はじめに

鹿児島県税務課は、今回の包括外部監査への対応方針として、地方税に係る秘密漏えいに関する罪を定めた地方税法第 22 条に則り、納税者が推測できるような情報の一切を黒塗りし秘匿した上で包括外部監査人及びその補助者に提供するものとしている。

この地方税法第 22 条は、地方税の徴税に関わる事務に従事する者が、過去にそうであった者を含み、遵守すべき定めであり、違反すると刑事罰の招来を招くおそれがある。

他方、地方自治法第 252 条の 33 第 1 項は、「普通地方公共団体の議会、長その他の執行機関又は職員は、外部監査人の監査の適正かつ円滑な遂行に協力するよう努めなければならない」と努力義務を定めるにとどまり、県職員等に対し必ず遵守することが要求されておらず、当然違反しても刑事罰はない。

従って、単純に条文の文言のみで比較した場合、地方税法第 22 条と地方自治法第 252 条の 33 第 1 項の力関係は地方税法第 22 条の方が強いと考えられる。

しかし、包括外部監査人及びその補助者は公務に従事する職員とみなされ（地方自治法第 252 条の 31 第 5 項、第 252 条の 32 第 7 項）、刑事罰を伴う守秘義務（同法第 252 条の 31 第 3 項及び第 4 項、第 252 条の 32 第 5 項及び第 6 項）を負うことから、地方税法第 22 条の構成要件の対象となるか否かについては議論の余地があるものと思料する。

この点、地方税法第 22 条が想定する税務に係る秘密漏洩先は第三者であると考えられ、刑事罰を伴う守秘義務を負い、かつ、公務に従事する職員とみなされる包括外部監査人及びその補助者は同法の想定する第三者に該当しないと考えるのが自然である（広島県包括外部監査人による令和 6 年度包括外部監査結果報告書 268 頁-270 頁）。

これを本件にあてはめると、包括外部監査人及びその補助者に対する税務情報の提供は、第三者に対する漏洩という同法同条の刑事罰の構成要件を満足せず、鹿児島県税務課職員はその罪に問われることはないものと思料する。よって、広島県包括外部監査人による令和 6 年度包括外部監査結果報告書 270 頁の結論のとおり、鹿児島県税務課職員は、地方自治法第 252 条の 33 第 1 項が求める適正な監査の遂行

という目的のために、包括外部監査人及びその補助者に対し、同人らが要求する税務資料等について黒塗り等を施すことなく提出する必要があった。結果として、一部の監査手続を鹿児島県民が納得すると見込まれる水準で実施できなかったことは誠に遺憾である。

鹿児島県から提出された資料では、納税者等の氏名又は名称、住所又は所在地、電話番号、個人番号又は法人番号及び還付を受けようとする金融機関及び支払方法等、納税者を特定し得る記載については黒塗り処理が施されており、黒塗り部分の証憑間における整合性や正確性の検証はできていない。なお、この点については、他の税目についても同様である。

ii) 実施した手続

- ① 関係部署からの説明聴取及び関係者に対する質問
- ② 関係書類の閲覧
- ③ 期別推移分析、比率分析等の分析的手続
- ④ 関係帳票及び証拠書類との照合
- ⑤ 現場視察及び現地調査（鹿児島地域振興局及び北薩地域振興局）

b) 意見

**【意見 6－1】市町村における家屋敷課税対象者の捕捉方法を十分に把握していないことに起因する課税公平性上の課題について**

個人県民税については、市町村民税と併せて課税徴収が行われており、その事務は市町村に依拠している。各地域振興局・支庁においては、家屋敷課税を実施している市町村がどのような方法で課税対象者を捕捉しているかについて十分に把握していない状況が認められる。

● 課税の公平性を阻害する要因（捕捉方法の不統一）

市町村ごとに家屋敷課税対象者の捕捉方法が異なる場合には、同一条件下にある納税義務者であっても課税の有無や範囲に差異が生じる可能性がある。この捕捉方法の不統一は、課税の公平性を阻害する主要な要因となり得る。すなわち、課税対象者の把握が市町村ごとに異なる基準で行われることにより、県民間で課税負担に不均衡が生じるおそれがある。

● 県の役割と改善提言

県は地域振興局・支庁を通じて、市町村に対し以下のような助言を行うことが望ましい。

- 家屋敷課税対象者の捕捉方法について、統一的な基準やガイドラインを策定するよう促すこと
- 捕捉方法の差異を縮小し、課税の公平性を確保するための情報共有体制を強化すること

これらの助言を通じて、県は課税事務の透明性と統一性を確保するための支援

的役割を果たし、県民税の課税徴収に関する公平性を高めることが期待される。

c) 指摘

**【指摘6-1】個人県民税賦課徴収に関する県の閲覧・記録権限行使の必要性について**

● 背景

地方税法第46条第4項及び第5項において、県は、市町村や政府の個人県民税等の賦課徴収に関する書類を閲覧し、記録する権限のあることが規定されており、これを受けて県税条例第29条第4項で下記のように規定されている。

○地方税法第46条

第4項 道府県知事が、市町村長に対し、個人の道府県民税及び市町村民税の賦課徴収に関する書類を閲覧し、又は記録することを請求した場合には、市町村長は、関係書類を道府県知事又はその指定する職員に閲覧させ、又は記録させるものとする。

第5項 道府県知事が、政府に対し、所得割の賦課徴収に関し必要な書類を閲覧し、又は記録することを請求した場合には、政府は、関係書類を道府県知事又はその指定する職員に閲覧させ、又は記録させるものとする。

○県税条例第29条

第4項 知事は、必要がある場合においては、前3項に規定するもののほか、市町村長に対し、個人の県民税の賦課徴収に関し、必要な事項の報告を求めることができる。

● 現状

平成27年から令和6年にかけて、家屋敷課税の課税件数は大幅に減少している。鹿児島市や霧島市など主要自治体において顕著な減少が確認される一方で、南種子町のように増加傾向を示す自治体も存在する。これらの動向は、市町村ごとの捕捉方法や運用姿勢の差異に起因している可能性を示唆している。

	平成27年	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年	令和6年
鹿児島市	475	137	124	94	76	65
鹿屋市	45	10	7	10	23	39
枕崎市	12	15	14	15	4	14
阿久根市	0	0	0	0	0	0
指宿	12	0	0	0	0	0
霧島市	376	279	254	237	220	198
いちき串木野市	0	0	0	0	0	0
南さつま市	9	0	6	4	0	0
奄美市	5	0	0	0	0	0
南九州市	5	0	0	0	1	0
姪良市	0	0	0	0	0	0
さつま町	1	0	0	0	0	0
長島町	0	1	1	1	1	1
中種子町	0	0	0	0	0	0
南種子町	8	6	6	6	0	34
屋久島町	28	25	25	24	20	18
知名町	1	2	2	2	2	2
与論町	0	0	1	1	1	1
その他25市町村	0	0	0	0	0	0
合計	977	475	440	394	348	372

(鹿児島県総務部税務課資料)

- 課題

課税徴収義務は市町村にあるため、県は直接的な課税権限を有していない。しかし、県の重要な財源である個人県民税の税込確保の観点から、課税の網羅性に問題がないかを確認する責務がある。現状では、市町村から提出される「個人県民税異動報告書」等の確認にとどまり、異常な減少が識別されても閲覧・記録権限を十分に活用していない。

- 指摘

課税件数に異常な増減が認められる場合、県は法令に基づき付与された閲覧・記録権限を積極的に行使し、市町村の課税事務が適切に執行されているかを確認すべきである。これにより、課税対象者の捕捉方法に不統一や漏れがないかを検証し、課税の公平性及び網羅性を確保することが可能となる。

- 改善提案

家屋敷課税の課税件数に異常な減少が認められる場合には、地域振興局・支庁の県税担当課が市町村に対して書類の閲覧及び記録を請求し、課税事務が適切に執行されているかを確認することが必要である。また、市町村間で課税対象者の捕捉方法に差異が生じることのないよう、県は助言的立場から統一的な基準やガイドラインの策定を促し、課税事務の均質化を図るべきである。さらに、課税件数の推移を定期的に分析し、異常値を早期に識別できる仕組みを構築することで、課税の網羅性及び公平性を確保し、県の重要な財源である個人県民税の適正な確保につなげることが求められる。

d) 平成 27 年度の包括外部監査における指摘・意見に対する措置状況

**【指摘 6－2】平成 27 年度の包括外部監査における指摘・意見に対する改善措置の未履行について**

平成 27 年度包括外部監査においても、家屋敷課税に係る課税対象者の捕捉方法を十分に把握していないことについて、改善の必要性が指摘されている。しかしながら、平成 28 年度に各市町村へ照会を行い、その結果を共有したにとどまり、実効性ある捕捉方法への統一を促すまでには至っていない。さらに、平成 29 年度以降は特段の取組が実施されていない状況が認められる。

このように、過年度監査意見に対する改善措置が十分に履行されていないことは、課税の適正性及び公平性を損なうおそれがあり、地方自治法第 252 条の 37 に基づき報告された監査結果について、県として必要な対策が講じられておらず、過年度の指摘等が十分に反映されていない状況にある。

従って、県は各市町村における家屋敷課税の課税対象者の捕捉方法を把握するとともに、県が主体的に関与し、実効性ある捕捉方法の統一を促す取組を推進することが必要である。

## 7. 県民税利子割

### 1) 概要

この税は、金融機関等から受け取る利子等について、支払を受けるときに課税されるものである。

[県民税利子割のあらまし]

#### a) 納税義務者

県内の金融機関等から利子等の支払を受ける個人

#### b) 納税額

利子等の額の5%（同時に所得税及び復興特別所得税として15.315%が課税される。）

※ 利子等には、公社債、預貯金の利子のほか、一時払養老保険等の金融類似商品の収益も含まれる。ただし、平成28年1月1日以後に支払を受ける特定公社債等の利子等については、利子割の課税対象から除外された上、配当割の課税対象となった。

#### c) 申告と納税

金融機関等が利子等の支払の際に徴収し、翌月10日までに申告し、納める。

#### d) 非課税

種類	非課税限度額	対象者
マル優（少額貯蓄非課税制度）	元本それぞれ 350万円	遺族基礎年金を受給する妻、寡婦年金の受給者、身体障害者手帳の交付を受けている人等
特別マル優（少額公債非課税制度）		
財産形成住宅貯蓄	元本合計 550万円	勤労者
財産形成年金貯蓄		

※ 表以外に所得税法等において非課税とされている利子等がある。（当座預金、納税準備金、納税貯蓄組合預金、こども銀行預金の利子等）

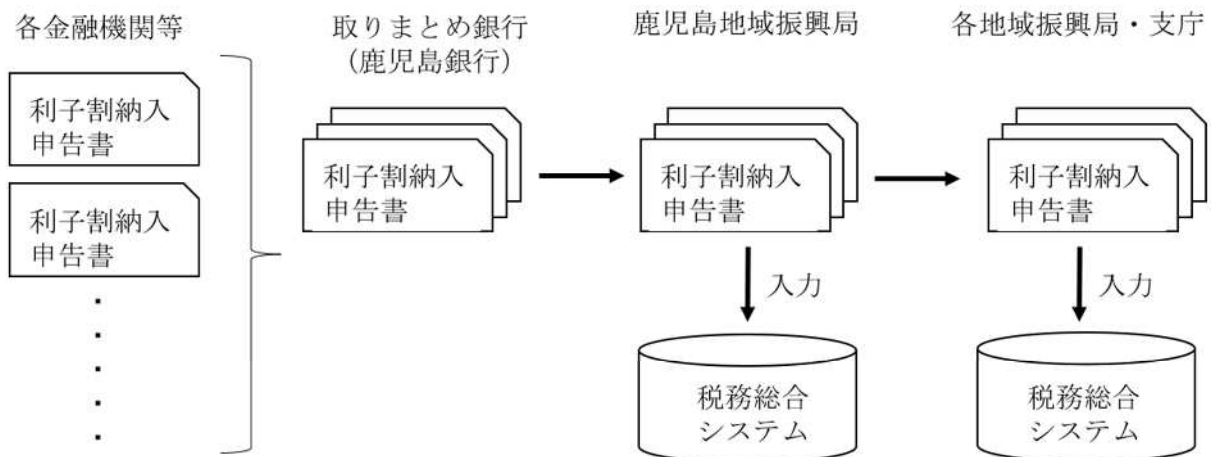
#### e) 市町村への交付

県に納められた県民税利子割のうち、59.4%が県内の市町村に交付される。

### 2) 鹿児島県における県民税利子割の課税・徴収事務

#### a) 課税・徴収事務の業務フロー

県民税利子割の事務の流れは概ね以下のとおりである。



各金融機関等は毎月10日までに前月に徴収した利子割税額をまとめて、道府県民税利子割納入申告書（以下、申告書）を作成する。この申告書は取りまとめ銀行から鹿児島地域振興局へ送付される。

鹿児島地域振興局において、各地域振興局・支庁へそれぞれ管轄分の申告書を送付し、各地域振興局・支庁は、送付された申告書に基づき、システム入力を行う。

県民税配当割と県民税株式譲渡所得割においても、特別徴収義務者が配当等の支払者や証券会社が変わるだけで、事務処理の流れは基本的に同様である。

b) 電子申告・納付推進の取組

県の主な取組は以下のとおりである。

① キャッシュレス納付推進連絡会（管理納税係）

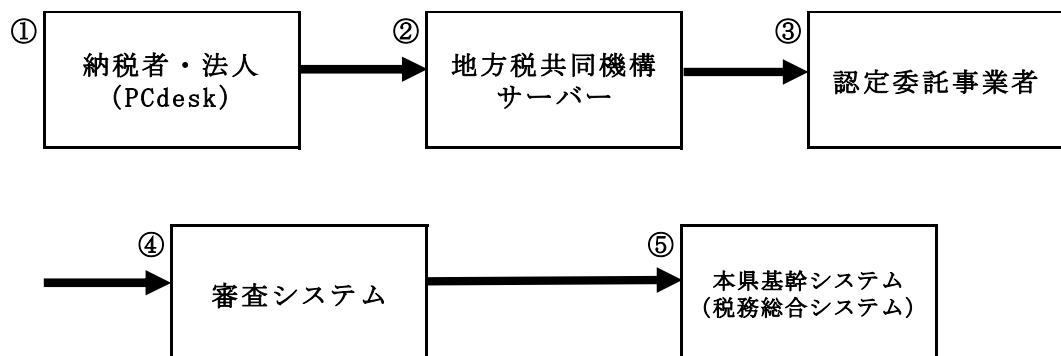
税務署が主催する「キャッシュレス納付推進連絡会」に出席し、キャッシュレス納付の利用拡大に向けた意見交換や、各団体の取組状況の共有を行っている。参加団体は、県・市、県内金融機関、法人会などの関係団体である。

② 鹿児島県ホームページへの掲載（税務電算係）

鹿児島県のホームページにおいて、eLTAX を利用した電子申告、電子申請・届出、電子納付の利用を呼びかけている。

[鹿児島県/eLTAX を使って電子申告、電子申請・届出、電子納税ができます \(pref.kagoshima.jp\)](http://pref.kagoshima.jp)

電子申告の流れは下記のとおりである。



① 納税者は、地方税共同機構が運営する Web サイト（PCdesk）を利用して申告書を

- 作成し、申告にあわせて電子納付を行う。
- ② PCdesk に入力された申告・納付情報は、地方税共同機構のサーバーへ送信される。
  - ③ 認定委託事業者は、地方税共同機構のサーバーにアクセスし、本県宛ての情報を取得する。
  - ④ 各地域振興局・支庁の職員は、審査システム（認定事業者運用アプリ）を通じて本県宛ての情報を確認できる。申告・納付情報は本県基幹システムに直接取り込まれる。
  - ⑤ 取り込まれた申告データはシステムにより自動入力され、不足部分については職員が補完作業を行い、調定を経て課税処理が行われる。

c) 直近5年間の調定額、徴収率、不納欠損額、収入未済額等の状況

県民税利子割については、金融機関等が特別徴収義務者としてチェック機能を有していることから、誤謬が発生する可能性は極めて低いと考えられる。しかしながら、令和4年度に収入未済額 159 円が発生し、翌年度に滞納繰越として処理された事例が認められた。詳細は下記指摘のとおりである。

〔鹿児島県の県民税利子割の調定額等〕

(単位：千円)

現年又は滞納	項目	R2 年度	R3 年度	R4 年度	R5 年度	R6 年度
現年課税	調定額	221,067	168,300	84,551	78,862	197,628
	収入済額	221,067	168,300	84,551	78,862	197,628
	徴収率	100.00%	100.00%	99.99%	100.00%	100.00%
	不納欠損額	-	-	-	-	-
	過誤納額	-	-	-	-	-
	収入未済額	-	-	0	-	-
	減免金額	-	-	-	-	-
滞納繰越	調定額	-	-	-	0	-
	収入済額	-	-	-	0	-
	徴収率	-%	-%	-%	100.00%	-%
	不納欠損額	-	-	-	-	-
	過誤納額	-	-	-	-	-
	収入未済額	-	-	-	-	-
	減免金額	-	-	-	-	-

(出典：鹿児島県定期監査調書)

d) 徴収率と全国順位

県民税利子割の徴収率と全国順位は下表のとおりである。

[都道府県県民税利子割の徴収率と全国順位]

順位	県名	徴収率	順位	県名	徴収率
1	神奈川県	100.00%	2	京都府	100.00%
2	北海道	100.00%	2	大阪府	100.00%
2	青森県	100.00%	2	奈良県	100.00%
2	岩手県	100.00%	2	和歌山県	100.00%
2	宮城県	100.00%	2	鳥取県	100.00%
2	秋田県	100.00%	2	島根県	100.00%
2	山形県	100.00%	2	岡山県	100.00%
2	福島県	100.00%	2	広島県	100.00%
2	茨城県	100.00%	2	山口県	100.00%
2	栃木県	100.00%	2	徳島県	100.00%
2	群馬県	100.00%	2	香川県	100.00%
2	埼玉県	100.00%	2	愛媛県	100.00%
2	千葉県	100.00%	2	高知県	100.00%
2	新潟県	100.00%	2	福岡県	100.00%
2	富山県	100.00%	2	佐賀県	100.00%
2	石川県	100.00%	2	長崎県	100.00%
2	福井県	100.00%	2	熊本県	100.00%
2	山梨県	100.00%	2	大分県	100.00%
2	長野県	100.00%	2	宮崎県	100.00%
2	岐阜県	100.00%	2	<b>鹿児島県</b>	<b>100.00%</b>
2	静岡県	100.00%	2	沖縄県	100.00%
2	愛知県	100.00%	46	東京都	99.89%
2	三重県	100.00%	47	兵庫県	99.50%
2	滋賀県	100.00%			

(出典：一般社団法人地方行財政調査会 2024年度都道府県税決算見込額調べ(出納閉鎖日現在))

※ 本表における徴収率は小数点第二位までを表示しているが、全国順位は小数点第三位以下の実績値を用いて算定している。そのため、表示上は同率であっても、実際の数値の差により順位が異なることがある。

5 月末	徴収率（5 年度）				徴収率（6 年度）			
	現年	滞繰	計	順位	現年	滞繰	計	順位
鹿児島県	100.00%	100.00%	100.00%	2	100.00%	0.00%	100.00%	2

（出典：一般社団法人地方行財政調査会 2024 年度都道府県税決算見込額調べ（出納閉鎖日現在））

### 3) 意見及び指摘並びに過年度の包括外部監査における指摘・意見に対する措置状況

#### a) 県民税利子割について実施した手続

##### i) はじめに

「6. 個人県民税」に記載のとおり、県から提供を受けた資料は納税者を特定し得る記載は黒塗り処理が施されていた。

そのため、黒塗り部分に関する証憑間の整合性や正確性については検証できていない。

##### ii) 実施した手続

- ① 関係部署からの説明聴取及び関係者に対する質問
- ② 関係書類の閲覧
- ③ 期別推移分析、比率分析等の分析的手続
- ④ 関係帳票及び証拠書類との照合
- ⑤ 現場視察及び現地調査（鹿児島地域振興局及び北薩地域振興局）

#### b) 意見

監査した範囲において、財務事務の執行に関し意見すべき点はなかった。

#### c) 指摘

##### **【指摘 7-1】 誤謬処理すべき事案を修正申告として処理したことに起因する二重調定及び収入未済発生事案について**

##### ● 発見事項

##### 1. 令和 5 年 3 月

地域振興局において、県民税利子割の申告支払額について以下のとおり入力誤りが発生した。

- ・ 誤った入力：支払額 3,164 円（税額 159 円）（以下、調定 1 という）
- ・ 正しい金額：支払額 3,264 円（税額 159 円）（以下、調定 2 という）

入力誤りが判明した後、地域振興局において本来確認すべきであった誤謬処理の方法について照会を行わず、誤って修正申告手続に関する照会を税務課へ行った。税務課においては、当該照会内容をそのまま修正申告手続に関する問

い合わせとして受け取り、修正申告時の手続を地域振興局へ案内した。その結果、地域振興局は、本来必要であった誤謬処理ではなく、税務課からの案内に基づき修正申告として処理を行った。

さらに、修正申告処理においても、増額分（支払額+100円）の入力ではなく、正しい支払額・税額の全額（支払額3,264円、税額159円）を入力したため、二重課税の状態が生じた。

この誤入力により、

- ・ 正：支払額 3,264円（税額 159円）となるべきところ、
- ・ 誤：支払額 6,428円（税額 318円）となり、二重課税の状態が発生した。

## 2. 令和5年6月

二重課税の状態のまま年度を跨いだことにより、実際には納付漏れがないにもかかわらず、令和4年度決算書において収入未納として表示された。

すなわち、誤った支払額で立てられた「調定1」と、正しい支払額で立てた「調定2」が並存した結果、システム上未納額が発生したものである。

## 3. 令和5年7月

実態と異なる収入未済の状態を解消するため、過年度調定減の処理により、二重調定及び収入未済の状態を是正した。

なお、調定減が行われるまでの間、システム上は未納状態が継続していた。

## ● 問題点

### 1. 修正申告に関する理解不足と照会内容の確認・判断プロセスの不備

修正申告とは、納税者が税額を実際より少なく申告していた場合、または還付税額を過大に申告していた場合に行う手続きであり、過少申告の是正を目的とするものである。この点、本件は申告支払額の入力誤りであり、修正申告に該当する事案ではない。

地域振興局から税務課へ修正方法の照会が行われた際には、支払額及び税額の正誤表が添付されており、税額に誤りがないことは明らかであった。このため、税務課は当該照会の段階で、修正申告ではなく誤謬処理により対応すべき事案であることを判断する必要があった。

しかし、税務課において照会内容の確認が十分に行われず、また、修正申告に関する理解が不十分であったことから、当該照会を修正申告手続に関する問い合わせと誤認し、そのまま修正申告の手続きを案内した。その結果、本来行うべき誤謬処理ではなく修正申告として誤った処理が行われることとなった。これらの点は、税務課における照会対応時の確認体制が十分に機能していなかったことに加え、修正申告に関する理解不足が誤処理の直接的な要因となったものである。

### 2. 調定決議書の決裁時における確認漏れ

地域振興局においては、修正申告処理に係る調定決議書の決裁時に、処理方

法や入力金額の誤りを確認できなかった。

本来、修正申告処理を行う場合には、金融機関から修正申告書が提出されていることが前提であり、決裁時にはその提出の有無を確認することが基本的なチェック項目である。しかし、本件では金融機関から修正申告書が提出されていないにもかかわらず、また修正申告処理それにもかかわらず、決裁過程において、

- ・ 修正申告書が提出されていないこと、
- ・ 修正申告として処理する合理的な根拠がないこと、
- ・ 入力金額が本来の金額と整合していないこと、

といった点がいずれも確認されず、誤った処理がそのまま承認される結果となった。

このことは、調定決議書の決裁における確認手続が形式化し、処理内容の妥当性や前提条件の確認が十分に行われていなかったことを示している。

結果として、誤った修正申告処理が組織内の複数の決裁段階を通過し、是正されないまま確定する事態となった。

### 3. 決算書の確認漏れ

税務課では、年度決算書を作成する際、管理事務担当が収入状況を確認することとしており、特に県民税利子割は収入歩合が通常 100%となる税目であることから、未納が発生していないかを重点的にチェックする運用となっている。未納が確認された場合には、管理事務担当が税目担当に情報を共有し、誤入力や処理誤りによる未済が紛れ込むことを防止する仕組みである。

本件では、令和5年度決算書（R5.5月分）において県民税利子割に159円の収入未済が計上されていたにもかかわらず、決算書作成時の未納チェック、未納発生時の税目担当への共有、税目担当による対象案件の確認のいずれも実施されていなかった。

県民税利子割は本来未納が生じない税目であるため、159円の未済は明らかに異常値であり、通常のチェック体制が機能していれば早期に誤処理を発見できたと考えられる。それにもかかわらず、これらの確認が行われなかった結果、誤った処理に基づく収入未済がそのまま決算書に反映される事態となった。

このことは、県民税利子割に係る決算書作成時の確認体制が十分に機能していなかったことを示しており、誤処理の早期発見・是正が行われなかった要因の一つとなっている。

#### ● 改善提案

本件では、修正申告制度に関する理解不足や照会内容の確認不備、調定決議書決裁時の確認漏れ、さらに決算書作成時のチェック体制の不十分さが重なり、二重調定及び収入未済という誤処理が年度を跨いで継続する結果となった。これらの問題を踏まえ、以下の観点から改善を図る必要がある。

➤ 修正申告制度に関する理解の向上と照会対応プロセスの改善

まず、修正申告制度及び誤謬処理の適用要件について、担当者間で共通理解を確保するための研修を実施し、制度趣旨や判断基準を明確に共有することが求められる。併せて、照会対応に際しては、税額の正誤、処理区分の判断、添付資料の確認など、確認すべき事項を明確化した手順を整備し、照会内容を誤認することのないよう対応プロセスを標準化する必要がある。また、照会の受理から回答までの経緯を記録し、課内で共有する仕組みを構築することで、判断の透明性と正確性を高めることができる。

➤ 調定決議書決裁時の確認体制の強化

次に、調定決議書の決裁においては、修正申告書の提出確認や処理理由の妥当性、入力金額の整合性など、決裁時に必ず確認すべき事項を明文化し、決裁手続に組み込む必要がある。決裁が形式的に流れることを防ぐため、決裁者が確認すべきポイントを明示したチェック欄を設けるなど、内容確認が実質的に行われる体制を整備することが望ましい。さらに、同一税目・同一期間に複数の調定が存在する場合に警告を表示するなど、システム面での二重調定防止策を検討することも有効である。

➤ 決算書作成時の確認体制の実効性向上

また、決算書作成時の確認体制については、県民税利子割のように収入歩合が通常 100%となる税目について、未納の有無を重点的に確認する運用を徹底する必要がある。未納が確認された場合には、管理事務担当から税目担当へ速やかに情報共有を行い、原因を確認する手順を明確にすることで、誤入力や処理誤りによる未済の早期発見につながる。加えて、未納が通常発生しない税目に未納が計上された場合に自動的にアラートが表示される仕組みを導入するなど、異常値を検知する仕組みを整備することも検討すべきである。

➤ 総括

以上の改善策を講じることにより、修正申告処理や調定決議書決裁、決算書作成における確認体制の実効性が高まり、同種の誤処理の再発防止と税務事務の適正性向上が期待される。

d) 平成 27 年度の包括外部監査における指摘・意見に対する措置状況

平成 27 年度の鹿児島県包括外部監査において、県民税利子割に係る指摘又は意見はない。

## 8. 個人事業税

### 1) 概要

事業を行うに当たり、道路・港湾・橋梁・公衆衛生設備・その他の都道府県の施設を利用し、または、これらの行政サービスを受けてその活動を行うことから、これらの施設の設置や行政サービスに必要な経費について応分の負担を求めている税である。

[個人事業税のあらまし]

#### a) 納税義務者

県内に事務所（事業所）を有し、次の表に掲げる事業を行っている個人

#### b) 納税額

$$\boxed{\text{税額}} = \boxed{\text{事業の課税所得金額}} \times \boxed{\text{税率}}$$

区分	事業の種類	税率
第1種事業 (37業種)	物品販売業 / 保険業 / 金銭貸付業 / 物品貸付業 / 不動産貸付業 / 製造業 / 電気供給業 / 土石採取業 / 電気通信事業 / 運送業 / 運送取扱業 / 船舶定係場業 / 倉庫業 / 駐車場業 / 請負業 / 印刷業 / 出版業 / 写真業 / 席貸業 / 旅館業 / 料理店業 / 飲食店業 / 周旋業 / 代理業 / 仲立業 / 問屋業 / 両替業 / 公衆浴場業のうちサウナ等 / 演劇興行業 / 遊技場業 / 遊覧所業 / 商品取引業 / 不動産売買業 / 広告業 / 興信所業 / 案内業 / 冠婚葬祭業	5%
第2種事業 (3業種)	畜産業 / 水産業 / 薪炭製造業	4%
第3種事業 (30業種)	医業 / 歯科医業 / 薬剤師業 / 獣医業 / 弁護士業 / 司法書士業 / 行政書士業 / 公証人業 / 弁理士業 / 税理士業 / 公認会計士業 / 計理士業 / 社会保険労務士業 / コンサルタント業 / 設計監督者業 / 不動産鑑定業 / デザイン業 / 諸芸師匠業 / 理容業 / 美容業 / クリーニング業 / 公衆浴場業のうち銭湯 / 歯科衛生士業 / 歯科技工士業 / 測量士業 / 土地家屋調査士業 / 海事代理士業 / 印刷製版業	5%
	あん摩・マッサージ・指圧・はり・きゅう・柔道整復 その他の医業に類する事業 / 装蹄師業	3%

#### ○事業の課税所得金額

前年の事業の総収入金額から必要経費を差し引き、事業専従者控除、損失の繰越控除、事業主控除等の各種控除を行った金額である。

※所得税にある、青色申告特別控除の制度はない。

#### ○必要経費

商品や製品の売上原価、土地、家屋その他事業を行うために必要な物件の修繕費又は借入料、事業用固定資産の減価償却費、公租公課（事業税、固定資産税、自動車税等）、使用人の給与等で事業の収入を得るために必要な一切の経費をいう。

c) 申告と納税

前年分の事業の所得について、毎年3月15日までに、事務所等の所在地を管轄する県の地域振興局・支庁へ申告する。ただし、所得税の確定申告書又は住民税の申告書を提出された方は、申告の必要はない。(確定申告書の「住民税・事業税に関する事項」欄に所定の事項を記入すれば、その確定申告書の提出をもって事業税の申告があったものとみなす。)

※ この場合、申告書の事業税に関する事項を漏れなく記載する必要がある。年の途中で事業を廃止された方は、廃止した日から1か月以内(死亡により事業を廃止した場合は4か月以内)に申告する。

○ マイナンバー制度の開始により、平成28年1月1日以降に提出する申請・届出書には個人番号を記載する必要がある。※ 個人番号(マイナンバー)を記載した書類を提出する際、個人番号カード等の提示による番号確認・身元確認が必要となる。

d) 税額控除

種類	青色申告者	白色申告者
1. 事業専従者控除 事業主と生計を一にする15歳以上の親族で、専らその事業に従事する方がいる場合	事業専従者に支払われた給与額を控除できる。	配偶者：86万円 配偶者以外：50万円を控除できる。
2. 損失の繰越控除 事業による所得が損失(赤字)となる場合	損失の生じた年の翌年から3年にわたって控除できる。	控除できない。
3. 被災事業用資産の損失の繰越控除 地震・風水害・火災等により事業に使っていた資産(建物・機械・車両等)が被害を受け、損失が生じた場合	損失の生じた年の翌年から3年にわたって控除できる。	
4. 特定非常災害に係る損失の繰越控除 特定非常災害指定を受けた災害により生じた損失の割合が10%以上である場合	その年に発生した全純損失を5年間にわたって控除できる。	特定被災事業用資産の損失と変動所得に係る損失を5年にわたって控除できる。
	10%未満の場合	特定被災事業用資産の損失を5年にわたって控除できる。
5. 事業用資産の譲渡損失控除及び事業用資産の譲渡損失繰越控除 事業に使っていた資産のうち、土地や建物以外の機械・車両等を譲渡	損失の生じた年及び翌年から3年にわたって控除できる。	損失の生じた年のみ控除できる。
6. 事業主控除	年額290万円が控除できる。(事業を行った期間が1年未満の場合は月割計算する。(1月に満たない端数は切り上げる。))	

## 2) 鹿児島県における個人事業税の課税・徴収事務

### a) 課税・徴収事務の業務フロー

#### ① 県民による申告

事業所得を有する者は、所得税の確定申告を行う必要がある。このため、個人事業税の課税対象となる者も、基本的には所得税の確定申告を行うこととなる。そして、所得税の確定申告を行った場合には、個人事業税の申告をしたものとみなされる。

#### ② 所得税（国税）データの取り込み

各個人事業主が確定申告で申告した国税（所得税）のデータは、国税連携システムに自動的に取り込まれる。

#### ③ 個人事業税（国税連携データ）リストの配信

下記（ア）～（エ）に該当する者を抽出した「個人事業税（国税連携データ）リスト」が、税務総合システムを通じて各局・支庁に配信される。

（ア）事業所得または不動産所得を有し、青色申告特別控除の適用を受けている者

（イ）第二表の「住民税・事業税に関する事項」欄に記載がある者

（ウ）第一表と「青色申告決算書」とで青色申告特別控除額が異なる者（すなわち、第一表の記載漏れ又は誤りがある者等）

（エ）（減額）更正・（減額）決定のある者

#### ④ 資料収集

税務署に紙で提出された添付資料（収支内訳書等）のうち、国税連携システムに取り込まれないものについては、税務署に赴き閲覧・複写を行っている。

#### ⑤ 対象事業の判定

各地域振興局・支庁においては、個人事業税（国税連携データ）リストを基に、事業所得（営業等＋農業）、不動産所得、青色申告特別控除額の合計（ただし、マイナス所得は合算しない）が事業主控除額〔年 290 万円〕を超える事業主を抽出する。

抽出された事業主については、国税連携システムにより帳票を印刷し、必要に応じて照会等を行った上で課否判定を実施する。課税となる者については、税務総合システムに所得金額や業種等を入力し（税額は自動計算）、決裁を受ける。

#### ⑥ 調定

税務総合システムに正常に入力された案件については、同システムで「調定指示」を行うことにより個人事業税額が確定する。

その後、調定指示に基づき作成される調定決議書を出力し、決裁を受ける。

#### ⑦ 納付書の送付

調定指示後、税務総合システムから納税通知書が配信される。各地域振興局・支庁においては、これを出力し、内容を確認した上で封入・発送を行っている。

内容に誤りがある場合は、該当する納税通知書を引き抜き、誤賦課処理を実施する。誤賦課分については、後日調査の上で改めて処理を行う。

#### ⑧ 賦課漏れのチェック

定期賦課後、前 3 年税歴対比賦課状況確認表を帳票出力し、賦課漏れがないか確認

する。この確認表は、過去3年間に個人事業税の課税歴がある事業者のうち、今年度に定期賦課されていない者を一覧にしたものである。

b) 電子申告・納付推進の取組

県の主な取組は以下のとおりである。

① キャッシュレス納付推進連絡会（管理納税係）

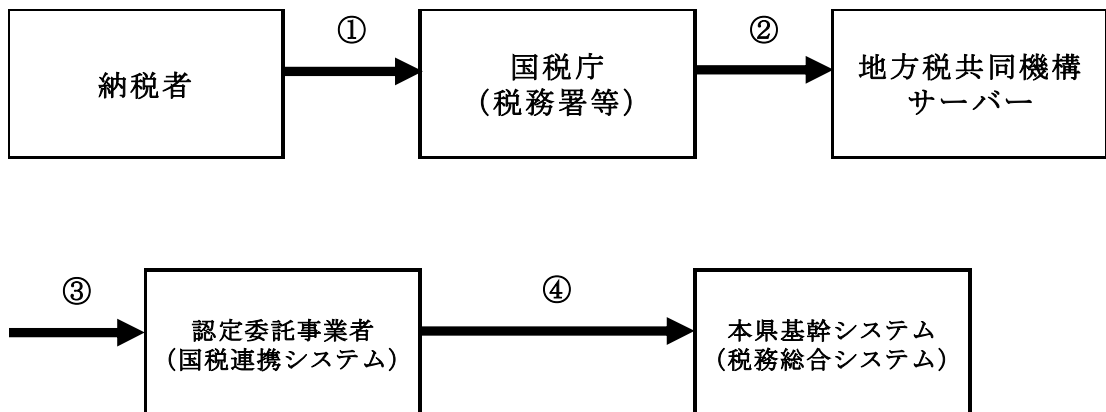
税務署が主催する「キャッシュレス納付推進連絡会」に出席し、キャッシュレス納付の利用拡大に向けた意見交換や、各団体の取組状況の共有を行っている。参加団体は、県・市、県内金融機関、法人会などの関係団体である。

② 鹿児島県ホームページへの掲載（税務電算係）

鹿児島県のホームページにおいて、eLTAX を利用した電子申告、電子申請・届出、電子納付の利用を呼びかけている。

[鹿児島県/eLTAX を使って電子申告，電子申請・届出，電子納税ができます \(pref.kagoshima.jp\)](http://pref.kagoshima.jp)

電子申告の流れは下記のとおりである。



① 納税者は、国税庁の e-TAX 等の申告・納付システムを利用して、国税に関する申告・納付を行う。

② 国税庁は、受け付けた申告情報を地方税共同機構のサーバへ送付する。

③ 認定委託事業者は、地方税共同機構のサーバにアクセスし、本県宛ての申告情報を取得して国税連携システムに格納する。

④ 各地域振興局・支庁の職員は、国税連携システムを通じて本県宛ての申告情報を取得できる。この際、税務総合システムから週1回、受信データのリストが配信される。職員は届いた申告情報をもとに調定を行い、課税処理を進める。不明点がある場合には、税務署等へ照会を行う。

c) 直近5年間の調定額、徴収率、不納欠損額、収入未済額等の状況

鹿児島県の個人事業税の徴収状況をみると、現年課税分の徴収率は令和2年度から令和6年度にかけて概ね98～99%台で推移しており、一定の高水準を維持している。しか

し、令和5年度以降は徴収率がやや低下し、令和6年度には98.0%まで下がっている点は注視すべきである。収入未済額も増加傾向にあり、令和6年度には32,023千円と過去5年間で最大となっている。これは徴収体制の安定性に課題があることを示唆しており、滞納防止策の徹底が求められる。一方、滞納繰越分の徴収率は年度によって大きく変動し、令和5年度には54.8%と改善が見られたものの、令和6年度には再び38.5%に低下している。収入未済額も増加しており、滞納整理の進捗は十分とは言えない。不納欠損額は毎年度一定規模で発生しており、徴収不能事案の縮減に向けた取り組みも必要である。県においては、現年課税分の高水準維持を成果として認識しつつ、滞納繰越分の整理強化、収入未済額の縮減、不納欠損額の抑制に重点を置いた改善策を講じることが重要である。特に、納税者への周知徹底、督促・滞納処分の適正執行、内部事務処理の精度向上を通じて、徴収実務の信頼性を高めることが今後の課題である。

[鹿児島県の個人事業税の調定額等]

(単位：千円)

現年又は滞納	項目	R2年度	R3年度	R4年度	R5年度	R6年度
現年課税	調定額	1,387,580	1,509,729	1,525,102	1,512,662	1,621,775
	収入済額	1,378,300	1,502,540	1,512,413	1,490,065	1,589,752
	徴収率	99.33%	99.52%	99.17%	98.51%	98.03%
	不納欠損額	-	-	-	-	-
	過誤納額	-	-	-	-	-
	収入未済額	9,280	7,190	12,689	22,597	32,023
	減免金額	-	-	-	-	-
滞納繰越	調定額	23,593	22,980	20,669	24,699	31,260
	収入済額	8,604	7,570	7,795	13,523	12,029
	徴収率	36.47%	32.94%	37.72%	54.75%	38.48%
	不納欠損額	1,289	1,879	785	1,138	1,884
	過誤納額	-	-	-	-	-
	収入未済額	13,699	13,531	12,088	10,038	17,347
	減免金額	-	-	-	-	-

(出典：鹿児島県定期監査調書)

#### d) 徴収率と全国順位

鹿児島県の令和6年度の個人事業税徴収率は、現年分では98.03%と全国平均並みを維持しているものの、滞納繰越分は38.48%にとどまり、前年から▲16ポイント以上の大幅な低下を示している。これにより合計の徴収率も97.80%から96.90%へと低下し、全国順位も13位から28位へ後退した。現年分の収納努力は一定の成果を上げているが、滞納繰越分の急落は収納体制の脆弱性を示しており、財源確保上の課題が顕著である。県においては、現年分の高水準を維持しつつ、滞納繰越分の整理・回収を重点化する必要がある。特に、督促の徹底、分納計画の適切な運用、滞納者への早期対応など、収納対

策の強化が不可欠であり、全国水準との比較を通じて弱点を把握し改善策を講じることが求められる。

[都道府県個人事業税の徴収率と全国順位]

順位	県名	徴収率	順位	県名	徴収率
1	和歌山県	99.45%	25	愛媛県	96.98%
2	奈良県	99.28%	26	山形県	96.93%
3	徳島県	98.60%	27	京都府	96.92%
4	佐賀県	98.47%	<b>28</b>	<b>鹿児島県</b>	<b>96.90%</b>
5	栃木県	98.38%	29	山口県	96.48%
6	千葉県	98.18%	30	茨城県	96.40%
7	長野県	98.11%	31	大阪府	96.32%
8	埼玉県	98.07%	32	大分県	96.28%
9	東京都	98.00%	33	熊本県	96.24%
10	宮崎県	97.95%	34	広島県	96.11%
11	新潟県	97.85%	35	沖縄県	95.98%
12	秋田県	97.77%	36	岡山県	95.93%
13	神奈川県	97.74%	37	岩手県	95.68%
14	群馬県	97.68%	38	宮城県	95.51%
15	静岡県	97.45%	39	福岡県	95.30%
16	香川県	97.40%	40	島根県	95.27%
17	愛知県	97.39%	41	高知県	95.25%
18	滋賀県	97.36%	42	鳥取県	94.96%
19	山梨県	97.33%	43	岐阜県	94.80%
20	三重県	97.30%	44	富山県	94.72%
21	長崎県	97.22%	45	福島県	94.04%
22	福井県	97.13%	46	北海道	93.46%
23	兵庫県	97.11%	47	石川県	92.86%
24	青森県	97.07%			

(出典：一般社団法人地方行財政調査会 2024年度都道府県税決算見込額調べ(出納閉鎖日現在))

※ 本表における徴収率は小数点第二位までを表示しているが、全国順位は小数点第三位以下の実績値を用いて算定している。そのため、表示上は同率であっても、実際の数値の差により順位が異なることがある。

5月末	徴収率（5年度）				徴収率（6年度）			
	現年	滞繰	計	順位	現年	滞繰	計	順位
鹿児島県	98.51%	54.75%	97.80%	13	98.03%	38.48%	96.90%	28

（出典：一般社団法人地方行財政調査会 2024 年度都道府県税決算見込額調べ（出納閉鎖日現在））

### 3) 意見及び指摘並びに過年度の包括外部監査における指摘・意見に対する措置状況

#### a) 個人事業税について実施した監査手続

##### i) はじめに

「6. 個人県民税」に記載のとおり、県から提供を受けた資料は納税者を特定し得る記載は黒塗り処理が施されていた。そのため、黒塗り部分に関する証憑間の整合性や正確性については検証できていない。

##### ii) 実施した手続

- ① 関係部署からの説明聴取及び関係者に対する質問
- ② 関係書類の閲覧
- ③ 期別推移分析、比率分析等の分析的手続
- ④ 関係帳票及び証拠書類との照合
- ⑤ 現場視察及び現地調査（鹿児島地域振興局及び北薩地域振興局）

#### b) 意見

監査した範囲において、財務事務の執行に関し意見すべき点はなかった。

#### c) 指摘

##### 【指摘 8-1】雑所得の内容確認の未実施について

##### ● 雑所得に含まれる講演料等収入の取扱い

個人事業税は、地方税法に定める課税対象業種を営む個人にのみ課される。この点、地方税法上は執筆業等が個人事業税の課税対象業種に含まれていないことから、弁護士や医師等（以下「弁護士等」という。）が講演や執筆を行った際の収入の取扱いが問題となる。

国税不服審判所の裁決事例（裁決事例集 No.65）によれば、弁護士の職務に関連した執筆による印税収入について、以下のように判断されている。

##### 1. 事業所得の範囲

所得税法施行令第 63 条において事業の範囲が列举されており、弁護士業は同条第 11 号の「その他のサービス業」に該当すると解される。

##### 2. 弁護士業に係る収入の範囲

弁護士の事業所得には、本来の弁護士の職務に伴う報酬のみならず、講演料、出演料、印税、原稿料等であっても、その内容が弁護士としての知識や経験に基づき、職務との直接の結び付きが認められるものは含まれると解するのが相当である。

### 3. 本件著書の内容との関連性

当該著書は、多重債務者や倒産危機に直面した会社経営者の救済方法等を実例を交えて記述したものであり、弁護士としての知識と経験に基づくものであることから、本来の弁護士の職務との直接の結び付きが認められる。従って、当該印税収入は事業所得に係る総収入金額に含まれると判断される。

一方、地方税法上は執筆業等が課税対象業種に含まれていないことから、弁護士等が執筆収入を雑所得として申告した場合には、個人事業税の課税対象とされていない。

しかしながら、上記裁決事例に照らせば、弁護士等が本来の職務と直接の結び付きのある執筆等の業務を行って得た収入は事業所得に含まれると解される。従って、課税の公平を確保する観点からは、所得税の申告区分に依拠するのではなく、収入の内容に基づき課税判定を行う必要性について検討することが望まれる。

## ● 太陽光発電収入に係る所得区分と課税の取扱い

太陽光発電による収入については、事業所得又は不動産所得として申告した場合には個人事業税の課税対象となる一方、雑所得として申告した場合には課税対象外となる。

所得区分の判定は、社会通念上「事業」と認められるか否かによって判断されることとされており、何をもって「事業」とするかは判断が難しいところであるが、その判断基準は国税庁のホームページに示されており、また、過去には経済産業省資源エネルギー庁のグリーン投資減税のページに以下のような判断基準が掲げられていた。

納税者がこれらの基準に従い適切に申告している限り、課税上の問題は生じない。

しかしながら、現状では所得区分の調査が税務署に一任されており、県においては雑所得の内容について調査を実施していない。そのため、本来は事業所得又は不動産所得として申告すべき収入が、雑所得として申告されている可能性がある。

この状況を踏まえ、県としては以下の対応を検討することが望ましい。

- 太陽光発電設備の設置状況を把握し、申告漏れの有無を調査する。
- 所得区分の判断基準や申告方法について、納税者に対して案内を送付する。

これにより、課税の公平性を確保し、適正な課税の実現につながることを期待される。

売電方法		一般的な所得区分
余剰売電	賃貸アパートの屋上に太陽光発電設備を設置し、これにより発電した電力をその賃貸アパートの共用部分で使用し、その余剰電力を売却している場合	不動産所得
	自宅に設置している場合	雑所得
	事業所得者が事業所に設置している場合	事業所得（付随収入）
全量売電	<ul style="list-style-type: none"> <li>●電気主任技術者の選任を行っている場合（出力量 50kW 以上の場合）</li> <li>●一定の管理を行っている場合（出力量 50kW 未満の場合） <ul style="list-style-type: none"> <li>① 土地の上に設備を設置した場合で当該設備の周囲にフェンス等を設置しているとき</li> <li>② 土地の上に設備を設置した場合で当該設備の周囲の除草や当該設備に係る除雪等を行っているとき</li> <li>③ 建物の上に設備を設置した場合で当該設備に係る除雪等を行っているとき</li> <li>④ 賃借した建物や土地の上に設備を設置したとき、など</li> </ul> </li> </ul>	事業所得
	自己の建物の上に設備を設置した場合で、特段の管理を行っていないとき	雑所得

d) 平成 27 年度の包括外部監査における指摘・意見に対する措置状況

平成 27 年度の包括外部監査における指摘・意見に対する措置状況については、下記のとおりである。

項番	平成 27 年度の意見・指摘	措置状況等
1	<p><b>【意見 (P51)】</b></p> <p>県は、医業等を行う個人に対しては「医業等を行う個人の社会保険診療等に係る収入金額等の明細について」を送付し、内訳を記載させて回収し、それをもとに事業税を計算している。明細の記載に誤りがある場合には、事業税の計算に影響を与え、課税漏れ等になる可能性があることから、個人</p>	<p><b>【現在の措置状況】</b></p> <p>医業等を行う個人に対する現地調査は実施していない。</p>

項番	平成 27 年度の意見・指摘	措置状況等
	事業税内訳書に関する現地調査の実施を検討すべきである。	
2	<p>【意見 (P52)】</p> <p>県は、確定申告書の「職業」欄に「システムエンジニア」や「プログラマー」などが記載されていると、法定事業として列挙されていないことから非課税事業と判断しているが、形式的に職業名で判断するのではなく、業務が実質的に請負業に該当するか否かという観点から、課税事業となるかを検討すべきである。</p>	<p>【現在の措置状況】(鹿児島県総務部税務課回答)</p> <p>「システムエンジニア・プログラマー等が第一種の請負業に該当するか否かの検討」については、関係文書の照会を行い、当該業務が請負業に該当すると判断される場合には、適切に事業税を課税している。</p>

**【意見 8-1】平成 27 年度の包括外部監査における指摘・意見に対する改善措置の未履行について**

● **個人事業税内訳書に係る現地調査の実施状況について**

平成 27 年度包括外部監査において、個人事業税内訳書（「医業等を行う個人の社会保険診療等に係る収入金額等の明細について」ほか）に関する現地調査の必要性について改善提案がなされた。しかしながら、平成 28 年度以降も現地調査は実施されていない。その理由について確認したところ、以下の回答が得られた。

- ① 医業に係る個人事業税の申告の約 9 割は関与税理士が行っており、算定誤りは考えにくいとため、現地調査を実施しても効果が小さいと考えられること。
- ② 自由診療に係る収入等については、医業経理に関する高度な専門知識がなければ帳簿書類を精査して申告漏れや税額計算の誤りを判定・指導することは困難であり、税務課の現体制では専門知識の習得や調査手法の確立が難しい状況にあること。
- ③ 全国的にも現地調査は未実施であり（平成 28 年 10 月時点）、今回の包括外部監査の指摘を踏まえ、改めて全国に照会する予定であること。

● **問題**

①について

税理士が関与している場合でも申告誤りや見落としの可能性は否定できず、残り 1 割の自己申告分については誤りのリスクが高いと考えられる。現地調査を行うことにより、不適正申告の抑止効果や納税者への啓発効果が期待できるため、「効果が小さい」とする説明は十分ではない。

②について

専門知識の不足を理由に調査を行わないことは、行政としての責務を果たして

いないと評価される。必要な人材育成や外部専門家の活用を検討するなど、改善に向けた具体的な取組が求められる。

③について

全国的に未実施であることを理由に自らも実施しないという姿勢は、改善案に対する真摯な対応とは言えない。むしろ率先して調査を試行し、制度改善のモデルケースを示すことが期待される。

● 改善提案

以上のことから、現地調査を実施しない理由として示された①～③はいずれも合理性に乏しく、過年度に示された改善提案に対する十分な対応が行われているとは認められない。

過年度監査意見に基づく改善措置が履行されていないことは、課税の適正性及び公平性を損なうおそれがあり、地方自治法第 252 条の 37 に基づき報告された監査結果について、県として必要な対策が講じられておらず、過年度の指摘等が十分に反映されていない状況にある。

従って、県は、調査体制の強化、専門人材の確保、試行的な現地調査の実施等、積極的な改善策を講じることが必要である。

## 9. 法人県民税

### 1) 概要

法人県民税は、会社等の法人も私たち個人と同様に法律上の権利・義務を持ち、様々な活動を行っていることから、県の行政に必要な経費を個人と同様広く負担してもらおうという趣旨で設けられたもので、県内に事務所や事業所等を有する法人に課税されるものである。

[法人県民税のあらまし]

#### a) 納税義務者

法人等の区分		均等割	法人税割
県内に事務所（事業所）がある法人		○	○
県内に事務所（事業所）はないが、寮・宿泊所・クラブ等を持っている法人		○	—
公共法人	県内に事務所（事業所）がある場合	○ (一部免除あり)	—
公益法人等・人格のない社団等	県内に事務所（事業所）があり、収益事業を行っている場合	○	○
公益法人等	県内に事務所（事業所）があり、収益事業を行っていない場合、または県内に寮等のみがある場合	○ (一部免除あり)	—

#### b) 納税額

法人県民税は、均等割と法人税割からなる。

税額	=	均等割	+	法人税割
----	---	-----	---	------

##### ●均等割

法人の資本金等の額に応じた定額の金額である。

法人等の区分	税率（税額）
(1) 資本金等の額が1千万円以下の法人（公共法人・公益法人等、人格のない社団等、一般社団・財団法人〔非営利型以外〕、資本金の額又は出資金の額を有しない法人〔相互会社除く〕）	年額21,000円 (1,000円)
(2) 資本金等の額が1千万円超～1億円以下の法人	年額52,500円 (2,500円)
(3) 資本金等の額が1億円超～10億円以下の法人	年額136,500円 (6,500円)
(4) 資本金等の額が10億円超～50億円以下の法人	年額567,000円 (27,000円)
(5) 資本金等の額が50億円超の法人	年額840,000円 (40,000円)

※ 税率（税額）の欄の（ ）内の額は、均等割額のうちみんなの森づくり県民税相当額である。みんなの森づくり県民税は、従来の均等割額の5%に相当する額で、平成17年4月1日以降に開始する事業年度分の法人県民税から適用されている。

※ 事業年度が1年未満の場合は、月割計算した金額になる。（1月に満たないときは1月とし、1月に満たない端数は切り捨てる。）

※ 平成27年4月1日以後に開始する事業年度から、税率区分の基準となる資本金等の額については、資本金等の額に無償増減資等の額を加減算するとともに、資本金等の額が「資本金+資本準備金」の額を下回る場合は、「資本金+資本準備金」の額を税率区分の基準とする。

●法人税割

法人税（国税）の額に次の税率をかけた金額である。

法人等の内容	税率
(1) 資本金の額又は出資金の額が1億円を超える法人	1.80%
(2) 保険業法に規定する相互会社	
(3) 法人税額が年1千万円を超える法人	
(4) 上記以外の法人	1.00%

※ (3)の「年1千万円」は、事業年度が1年未満の場合、月割計算する。（1月に満たない端数は切り上げる。）

分割基準

2以上の都道府県に事務所等を有する場合は、

法人税額	÷	全従業者数	×	当県の事務所等の 従業者数
------	---	-------	---	------------------

に上の表の税率をかけた金額になる。

c) 申告と納税

申告の種類		納める額	申告・納税期限
1. 中間申告 (事業年度が6月を超える法人)	(1) 予定申告	前事業年度の法人税割額 × 6 ÷ 前事業年度の月数 + 均等割額	事業年度開始の日以後6月 を経過した日から2月以内
	(2) 仮決算に基づく中間申告	法人税額 × 税率 + 均等割額	
2. 確定申告		(法人税額 × 税率 + 均等割額) - 中間納付額	事業年度終了の日から2月 (会計監査人の監査を受けること等の理由によって決算が確定しない法人にあっては3月) 以内
3. 修正申告	(1) 申告した県民税額に不足額があったとき	法人税総額 × 税率 - 既納付額	速やかに
	(2) 法人税について修正申告をしたとき又は更正を受けたとき		法人税を納付すべき日
4. 公共法人 公益法人等で収益事業を行わないもの		均等割額	4月30日

※ 前事業年度の法人税額×6/前事業年度の月数が10万円以下となった場合や、当県に事務所等を設置した最初の事業年度、公益法人等、人格のない社団等については、中間申告(1)(2)とも)を行う必要はない。

## 2) 鹿児島県における法人県民税の課税・徴収事務

### a) 課税・徴収事務の業務フロー

#### (ア) 税務総合システムへの登録

法人設立（設置）申告書が提出された場合、その内容を審査し、法人区分等の法人基本情報を税務総合システムへ登録する。

#### (イ) 法人による申告

県内に事務所等を有し、法人県民税の納付義務がある法人は、原則として事業年度終了の日から2か月以内に法人県民税の申告をしなければならない。申告方法は、地方税の電子申告（eLTAX）による提出と、書面による申告書提出の2通りである。

なお、事業年度終了後に提出する確定申告に加え、中間申告の制度があり、予定申告または仮決算に基づく中間申告を行う。

#### (ウ) 申告書の税務総合システムへの入力

電子申告の場合も、申告書を印刷し、紙申告書を基にシステムへ入力する。

#### (エ) 調定

記入漏れや誤記によるエラーを解消し、正常に入力されたものについて、税務総合システムにより調定指示を行い、調定する。

#### (オ) 国税データとの照合による国税突合結果リスト等の作成

申告書から作成した調定データと法人税（国税）データを税務総合システムで照合し、差異がある場合には自動的に国税突合結果リストが作成される。

#### (カ) 国税突合結果リストの内容の精査

国税突合結果リスト（要更正・要決定等）に記載された法人については、税務署において申告書や決議書等を閲覧し、修正申告のしょうようや更正、必要に応じて各種加算金の決定が必要かどうかを確認する。

#### (キ) 2以上の都道府県に事務所等がある場合の対応

2以上の都道府県に事務所・事業所を有する他県本店法人については、本店所在地の都道府県から通知される課税標準額通知書を基に、分割基準の記載項目等が本店所在地の都道府県と相違ないことを確認する。

なお、令和元年10月からは、eLTAXにより地方税の申告に係るデータのやり取りが可能となっている。

### b) 電子申告・納付推進の取組

県の主な取組は以下のとおりである。

#### ① キャッシュレス納付推進連絡会（管理納税係）

税務署が主催する「キャッシュレス納付推進連絡会」に出席し、キャッシュレス納付の利用拡大に向けた意見交換や、各団体の取組状況の共有を行っている。参加団体は、県・市、県内金融機関、法人会などの関係団体である。

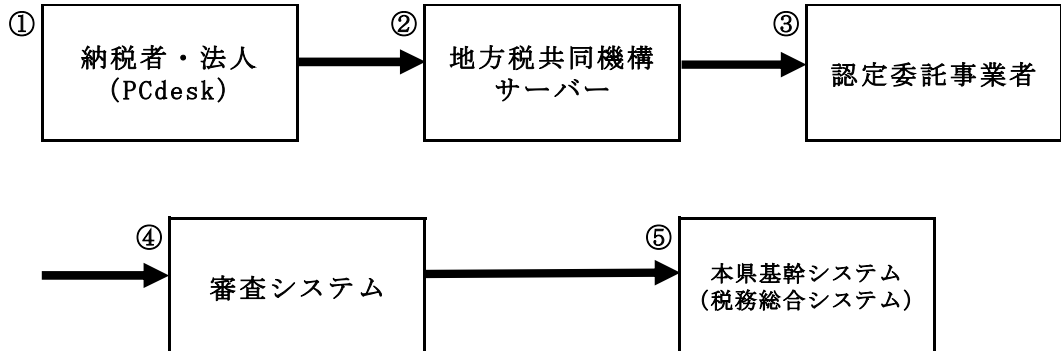
#### ② 鹿児島県ホームページへの掲載（税務電算係）

鹿児島県のホームページにおいて、eLTAXを利用した電子申告、電子申請・届出、

電子納付の利用を呼びかけている。

[鹿児島県/eLTAX](http://pref.kagoshima.jp) を使って電子申告、電子申請・届出、電子納税ができます  
([pref.kagoshima.jp](http://pref.kagoshima.jp))

電子申告の流れは下記のとおりである。



- ① 納税者は、地方税共同機構が運営する Web サイト (PCdesk) を利用して申告書を作成し、申告にあわせて電子納付を行う。
- ② PCdesk に入力された申告・納付情報は、地方税共同機構のサーバーへ送信される。
- ③ 認定委託事業者は、地方税共同機構のサーバーにアクセスし、本県宛ての情報を取得する。
- ④ 各地域振興局・支庁の職員は、審査システム (認定事業者運用アプリ) を通じて本県宛ての情報を確認できる。申告・納付情報は本県基幹システムに直接取り込まれる。
- ⑤ 取り込まれた申告データはシステムにより自動入力され、不足部分については職員が補完作業を行い、調定を経て課税処理が行われる。

c) 直近5年間の調定額、徴収率、不納欠損額、収入未済額等の状況

鹿児島県の法人県民税の徴収状況をみると、現年課税分の徴収率は令和2年度から令和6年度まで一貫して99%台後半で推移しており、調定額と収入済額がほぼ一致していることから、課税・収納事務の適正性は高く評価できる。不納欠損額も毎年度数万円から数十万円規模にとどまり、徴収不能事案は限定的である。一方で、収入未済額は年度ごとに存在し、令和2年度の20,868千円から令和6年度の5,564千円まで推移している。金額規模は縮小傾向にあるものの、完全な解消には至っていない点は留意すべきである。滞納繰越分については徴収率が年度により大きく変動し、令和3年度には56.3%と高水準を示したが、令和6年度には27.1%まで低下している。収入未済額も増加傾向にあり、滞納整理の進捗は十分とは言えない。不納欠損額も毎年度一定規模で発生しており、徴収不能事案の縮減に向けた取組が求められる。県においては、現年課税分の高水準維持を成果として認識しつつ、滞納繰越分の整理強化、収入未済額の縮減、不納欠損額の抑制に重点を置いた改善策を講じることが重要である。特に、法人に対する督促・滞納処分 of 適正執行、納税者への周知徹底、内部事務処理の精度向上を通じて、徴収実

務の信頼性を高めることが今後の課題である。

〔鹿児島県の法人県民税の調定額等〕

(単位：千円)

現年又は 滞納	項目	R2 年度	R3 年度	R4 年度	R5 年度	R6 年度
現年課税	調定額	3,900,217	3,702,416	3,531,911	3,447,236	3,744,159
	収入済額	3,878,914	3,693,326	3,525,677	3,436,965	3,738,573
	徴収率	99.45%	99.75%	99.82%	99.70%	99.85%
	不納欠損額	435	126	12	13	23
	過誤納額	-	-	-	-	-
	収入未済額	20,868	8,964	6,222	10,257	5,564
	減免金額	-	-	-	-	-
滞納繰越	調定額	20,378	30,615	16,508	16,086	18,336
	収入済額	6,318	17,226	5,269	6,170	4,974
	徴収率	31.01%	56.27%	31.91%	38.35%	27.13%
	不納欠損額	2,822	5,685	1,180	1,788	1,200
	過誤納額	-	-	-	-	-
	収入未済額	11,237	7,703	10,060	8,129	12,161
	減免金額	-	-	-	-	-

(出典：鹿児島県定期監査調書)

d) 法人二税（法人県民税及び法人事業税）の徴収率と全国順位

鹿児島県の令和6年度の法人二税徴収率は、現年分では99.95%と全国的に高水準を維持している一方、滞納繰越分は14.17%と著しく低く、全国順位も大幅に低下している。前年に比べ現年分は改善しているが、滞納繰越分の収納率は▲27ポイント以上の急落を示し、収納努力の成果が十分に発揮されていない状況が明らかである。県においては、現年分の高い収納率を確保しつつ、滞納繰越分の徴収体制を見直す必要がある。特に、滞納整理の重点化、納税者への適切な督促・指導、分納計画の徹底など、実効性ある施策を講じることが不可欠である。

〔都道府県法人二税（法人県民税及び法人事業税）の徴収率と全国順位〕

順位	県名	徴収率	順位	県名	徴収率
1	大阪府	100.03%	25	石川県	99.76%
2	京都府	99.98%	26	兵庫県	99.75%
3	愛知県	99.97%	27	長崎県	99.74%
4	和歌山県	99.92%	28	山梨県	99.73%
5	佐賀県	99.92%	29	岡山県	99.71%
6	長野県	99.90%	30	宮城県	99.69%

順位	県名	徴収率	順位	県名	徴収率
7	三重県	99.89%	31	埼玉県	99.66%
8	静岡県	99.86%	32	徳島県	99.63%
9	岩手県	99.85%	33	岐阜県	99.62%
10	群馬県	99.84%	34	茨城県	99.61%
11	富山県	99.84%	35	熊本県	99.61%
12	鳥取県	99.84%	36	大分県	99.57%
13	福井県	99.83%	37	宮崎県	99.57%
14	青森県	99.83%	38	香川県	99.56%
15	秋田県	99.82%	39	広島県	99.56%
16	島根県	99.82%	40	北海道県	99.53%
17	山口県	99.82%	41	千葉県	99.53%
18	滋賀県	99.81%	42	沖縄県	99.50%
19	栃木県	99.79%	43	東京都	99.41%
20	神奈川県	99.77%	44	福岡県	99.39%
21	新潟県	99.77%	45	福島県	99.35%
22	山形県	99.77%	46	奈良県	99.31%
23	愛媛県	99.77%	47	高知県	98.92%
<b>24</b>	<b>鹿児島県</b>	<b>99.77%</b>			

(出典：一般社団法人地方行財政調査会 2024年度都道府県税決算見込額調べ(出納閉鎖日現在))

※ 本表における徴収率は小数点第二位までを表示しているが、全国順位は小数点第三位以下の実績値を用いて算定している。そのため、表示上は同率であっても、実際の数値の差により順位が異なることがある。

5月末	徴収率(5年度)				徴収率(6年度)			
	現年	滞繰	計	順位	現年	滞繰	計	順位
鹿児島県	99.85%	41.68%	99.74%	24	99.95%	14.17%	99.77%	24

(出典：一般社団法人地方行財政調査会 2024年度都道府県税決算見込額調べ(出納閉鎖日現在))

### 3) 意見及び指摘並びに過年度の包括外部監査における指摘・意見に対する措置状況

#### a) 法人県民税について実施した監査手続

##### i) はじめに

「6. 個人県民税」に記載のとおり、県から提供を受けた資料は納税者を特定し得る記載は黒塗り処理が施されていた。そのため、黒塗り部分に関する証憑間の整合性や正確性については検証できていない。

ii) 実施した手続

- ① 関係部署からの説明聴取及び関係者に対する質問
- ② 関係書類の閲覧
- ③ 期別推移分析、比率分析等の分析的手続
- ④ 関係帳票及び証拠書類との照合
- ⑤ 現場視察及び現地調査（鹿児島地域振興局及び北薩地域振興局）

b) 意見

監査した範囲において、財務事務の執行に関し意見すべき点はなかった。

c) 指摘

**【指摘 9－1】鹿児島県税事務処理規程第 31 条第 2 項違反について**

● 発見事項

鹿児島県税事務処理規程第 31 条第 2 項では、「地域振興局等の長は、前項後段の規定により、他の都道府県との分割関係の消滅に係る処理をしたときは、法人県民税・法人事業税に係る分割関係の消滅通知書（別記第 41 号様式）により、関係都道府県知事に通知しなければならない。」と規定されているが、支店廃止法人から各都道府県に支店廃止届出が提出されており、また、期中に支店廃止の場合は、当該支店廃止事業年度の申告書で確認しているため、実務上分割関係の消滅通知については行っていないことが確認された。

● 問題点

現状の運用は、規定に定められた通知義務が履行されていない状態であり、法令遵守の観点から問題があるといえる。また、通知を行わないことにより、関係都道府県との情報共有が不十分となり、課税の適正性や公平性に影響を及ぼす可能性がある。

● 改善提案

1. 規定遵守の徹底

本件では、鹿児島県税事務処理規程第 31 条第 2 項に定められた分割関係の消滅通知が実施されておらず、規定に基づく通知義務が履行されていない状態であった。支店廃止届出や申告書により実態を把握できるとして通知を省略する運用が行われていたが、実務上の便宜を理由に規定を逸脱することは適切ではない。今後は、規定に沿った通知を確実に実施する体制を整備し、法令遵守を徹底する必要がある。

2. 業務手順の明確化

分割関係の消滅通知が実施されていなかった背景には、通知書作成・送付に関する手順が業務として明確に位置付けられていなかったことがある。支店廃止届

出や申告書による確認に加えて、通知書の作成及び送付の手順を業務マニュアルに明記し、担当者が迷うことなく規定に沿った処理を行えるよう手順の明確化を図ることが求められる。

### 3. 内部統制の強化

通知が行われていなかった事実は、内部統制が十分に機能していなかったことを示している。通知の実施状況を定期的に確認する仕組みを導入し、未通知が発生しないよう管理体制を強化する必要がある。また、定期的な監査や自己点検を通じて規定遵守状況を確認し、問題があれば速やかに改善につなげる体制を構築することが望ましい。

### 4. 関係都道府県との連携強化

分割関係の消滅通知は、関係都道府県との情報共有を確保し、課税の適正性・公平性を担保するために重要な手続である。通知を適切に履行することで、他都道府県との連携が円滑となり、法人県民税・法人事業税の分割課税における情報の正確性が高まる。結果として、課税の適正性及び公平性の確保に資することが期待される。

## 【指摘 9-2】 鹿児島県税事務処理規程第 33 条第 4 項違反について

### ● 発見事項

鹿児島県税事務処理規程第 33 条第 4 項では、「地域振興局等の長は、第 1 項各号に該当しない法人で、事務所、事業所等の実体がないと認められるものその他これに類する状態にあるものについては、実態調査を行い、法人仮除却決議書(別記第 46 号様式)により課税の対象から仮に除却するとともに必要な事項について電算処理をしなければならない。」と規定されているが、第 1 項各号に該当する場合についてのみ除却処理を行っており、仮除却処理は行っていないことが確認された。

### ○ 関連法規：鹿児島県税事務処理規程第 33 条第 1 項

地域振興局等の長は、次の各号のいずれかに該当する法人については、課税の対象から除却しなければならない。

- (1) 税務官署において法人税に係る除却の処理のされた法人
- (2) 主たる事務所又は事業所所在地の都道府県知事において除却の処理のされた法人

### ● 問題点

現状の運用は、規定に定められた手続が履行されていない状態であり、法令遵守の観点から問題がある。また、仮除却処理を行わないことにより、実体のない法人が課税対象として残存する可能性があり、課税の適正性や公平性を損なうおそれがある。

### ● 改善提案

1. 規定遵守の徹底

本件では、鹿児島県税事務処理規程第 33 条第 4 項に定められた仮除却処理が実施されておらず、規定に基づく手続が履行されていない状態であった。第 1 項各号に該当する法人についてのみ除却処理を行い、実体のない法人に対する仮除却処理が行われていなかったことは、法令遵守の観点から問題がある。今後は、規定に基づき、実体のない法人については必ず仮除却処理を行う体制を整備し、規定遵守を徹底する必要がある。

## 2. 業務手順の明確化

仮除却処理が実施されていなかった背景には、対象法人の判定基準や調査方法、決議書作成・電算処理の流れが業務として明確に位置付けられていなかったことがある。従って、仮除却処理に関する一連の手順を業務マニュアルに明記し、担当者が迷うことなく規定に沿った処理を行えるよう、業務手順の明確化を図ることが求められる。

## 3. 内部統制の強化

仮除却処理が行われていなかったことは、内部統制が十分に機能していなかったことを示している。今後は、仮除却処理の実施状況を定期的に点検し、未処理が発生しないようチェック体制を導入する必要がある。また、必要に応じて監査や自己点検を行い、規定遵守状況を継続的に確認することで、内部統制の実効性を高めることができる。

## 4. 課税の適正性確保

仮除却処理を適切に行うことは、実体のない法人を課税対象から除外し、課税の公平性及び適正性を確保するうえで重要である。規定に基づく手続を確実に履行することで、実体のない法人が課税対象として残存することを防ぎ、課税事務の信頼性向上につながることを期待される。

### d) 平成 27 年度の包括外部監査における指摘・意見に対する措置状況

平成 27 年度の包括外部監査における指摘・意見に対する措置状況については、下記のとおりである。

項番	平成 27 年度の意見・指摘	措置状況等
1	<p><b>【指摘 (P61～63)】</b></p> <p>法人解散後の均等割の納税義務については、「均等割については、その性格からして、清算期間中に現存する事務所、事業所、寮等に限って納付するものであること。」とされている。従って、清算中の法人については、清算期間中の課税の要否について検討し、事務所の要件を満たさず課税とならない場合については、その判断根拠と処理内容を整理して明記しておくことが必要である。また、清算法人に対して均等割の納税義務がある</p>	<p><b>【左記指摘に対する措置 (鹿児島県公報第 3239 号 H28.8.1) 及び現在の状況】</b></p> <p>清算中の法人については、清算期間中の課税の要否について検討したうえで、事業、清算事業等を行</p>

項番	平成 27 年度の意見・指摘	措置状況等
	ことを説明しておく必要もある。	っている場合は、均等割を賦課している。
2	【意見 (P65)】 ハローワークの求人情報から未登録法人の事業実態を捕捉すべきである。	【現在の措置状況】 ハローワーク等の求人情報を利用した未登録法人の捕捉は実施していない。
3	【意見 (P66)】 送付した法人県民税の申告書のうち、あて先不明で返戻してきたものについては、返戻法人一覧表を作成し、このうち税務署から除却通知のない法人については、国税の申告状況について税務署へ照会する、もしくは登記簿調査等により確認するなどの対応が望まれる。	【現在の措置状況】 返戻法人一覧表を利用した追加調査は実施していない。
4	【意見 (P67)】 未申告法人一覧表を地域振興局や支庁で活用し、効率的に無申告法人実態確認調査を進めることが望まれる。また、法人税は所得がない法人に対しては課税されないため国税当局には捕捉のインセンティブが乏しく、県として独自に未申告法人の取扱いを明確にするべきである。県は国税当局のように十分な調査人員を持たないため、効率性を考慮した情報連携の仕組みを整えることが求められる。	【現在の措置状況】 (鹿児島県総務部税務課回答) 未申告法人一覧表を税務課内で回覧し、組織的に無申告法人の状況把握に努めている。

### 【意見 9-1】平成 27 年度の包括外部監査における指摘・意見に対する改善措置の未履行について

#### ● 現状と問題点

平成 27 年度の意見・指摘のうち項番 2 及び 3 については、現在に至るまで改善措置が講じられておらず、意見事項が未解消のまま残存していることが確認された。このように過年度の指摘・意見に対する対応が進んでいない状況は、以下の観点から問題がある。

#### 1. 非効率の固定化

まず、意見・指摘事項に基づく改善が行われないうまま事務が継続されることで、非効率な事務処理や不合理な慣行が固定化するおそれがある。これにより、業務の停滞や財政負担の増大を招き、行政運営の効率性が損なわれる点が懸念される。

#### 2. 行政運営の信頼性低下

また、意見・指摘事項が長期間にわたり未解決である状況は、住民や関係者に対して行政の透明性や説明責任が十分に果たされていないとの印象を与え、行政運営に対する信頼を低下させる要因となる。改善が進まないこと自体が、組織としての対応姿勢に疑念を生じさせる可能性がある。

### 3. 再発防止の不徹底

さらに、過年度の意見・指摘事項が繰り返される状況は、再発防止策が十分に機能していないことを示している。同種の問題が再度発生するリスクが高まり、監査指摘が行政運営の改善に結びつかない結果、監査の効果が限定的なものとなる点も看過できない。

## ● 改善提案

上記の問題を踏まえ、以下の改善策を提案する。

### ➤ 改善措置の確実な実施体制の構築

過年度の意見・指摘事項が未改善のまま残存している状況を踏まえると、まず、意見・指摘事項に対する改善措置を確実に実施するための体制整備が必要である。改善方針の策定から実施、進捗管理に至るまでの一連のプロセスを明確化し、担当部署が責任を持って改善を進められる仕組みを構築することが求められる。また、改善措置の実施状況を定期的に確認し、必要に応じて見直しを行うことで、意見・指摘事項が放置されることを防止することができる。

### ➤ 業務の効率化に向けた見直しの推進

過年度の意見・指摘事項が改善されないまま継続することは、非効率な事務処理や不合理な慣行の固定化につながるおそれがある。このため、業務プロセス全体を点検し、改善が必要な箇所を明確にしたうえで、効率化に向けた具体的な見直しを進めることが重要である。改善が進むことで、業務負担の軽減や財政面での効果も期待できる。

### ➤ 透明性・説明責任の確保

意見・指摘事項が長期間にわたり未改善である状況は、行政運営に対する信頼性を損なう要因となる。住民や関係者に対して透明性を確保し、説明責任を果たすためにも、改善措置の内容や進捗状況を適切に整理し、必要に応じて公表するなど、組織としての対応姿勢を明確に示すことが求められる。これにより、行政運営に対する信頼の維持・向上につながる。

### ➤ 再発防止策の強化

過年度の指摘・意見が繰り返される状況は、再発防止策が十分に機能していないことを示している。今後は、意見・指摘事項の原因分析を行い、再発防止に向けた具体的な対策を講じるとともに、その実効性を検証する仕組みを整備する必要がある。また、改善措置が確実に定着するよう、職員への周知徹底や研修の実施など、継続的な取り組みを行うことが望ましい。

## 10. 法人事業税

### 1) 概要

この税は、会社等の法人が事業を行う場合には、道路・港湾・教育・保健衛生その他各種の公共施設を利用し、様々な行政サービスを受けていることから、その経費を負担していただくという趣旨で設けられたもので、県内に事務所又は事業所を有する法人に課税されるものである。

[法人事業税のあらまし]

#### a) 納税義務者

- ① 県内に事務所（事業所）を有し、事業を行っている法人
- ② 人格のない社団等（法人でない社団又は財団で代表者又は管理人の定めがあり、かつ収益事業を行っているもの）

#### b) 納税額

$$\boxed{\text{税額}} = \boxed{\text{所得割額}} + \boxed{\text{付加価値割額}} + \boxed{\text{資本割額}} + \boxed{\text{収入割額}}$$

課税標準について

所得割額	……	所得
付加価値割額	……	付加価値額（収益配分額（報酬給与額＋純支払利息＋純支払賃借料）±単年度損益） ※ 報酬給与額が収益配分額の70%を超える場合には、その超える額（雇用安定控除額）を収益配分額から控除する。
資本割額	……	資本金等の額（法人税法第2条第16号に規定された額） ※ 平成27年4月1日以後に開始する事業年度については、資本金等の額が「資本金＋資本準備金」の額を下回る場合は、「資本金＋資本準備金」の額が資本割の課税標準となる。
収入割額	……	収入金額（電気供給業、ガス供給業及び保険業）

#### ① 普通法人（外形標準課税対象法人以外）

割	区分	課税標準	令和元年10月1日から開始する事業年度の税率
所得割	軽減税率適用法人	所得のうち年400万円以下の金額	3.50%
		所得のうち年400万円超年800万円以下の金額	5.30%
		所得のうち年800万円超の金額	7.00%
	軽減税率不適用法人	所得全額	7.00%

※ 「軽減税率不適用法人」とは、三つ以上の都道府県に工場や支店等がある法人で、資本金の額又は出資金の額が1千万円以上の法人をいい、「軽減税率適用法人」とは、それ以外の法人をいう。特別法人や外形標準課税対象法人についても同様である。

#### ② 特別法人（協同組合・信用金庫・医療法人等）

割	区分	課税標準	令和元年10月1日から開始する事業年度の税率
所得割	軽減税率適用法人	所得のうち年400万円以下の金額	3.50%
		所得のうち年400万円超の金額	4.90%
	軽減税率不適用法人	所得全額	4.90%

③ 外形標準課税対象法人（資本金の額又は出資金の額が1億円を超える普通法人）

割	区分	課税標準	令和4年4月1日から開始する事業年度の税率
所得割	軽減税率適用法人	所得のうち年400万円以下の金額	1.00%
		所得のうち年400万円超年800万円以下の金額	
		所得のうち年800万円超の金額	
	軽減税率不適用法人	所得	
付加価値割		付加価値額	1.20%
資本割		資本金等の額	0.50%

④ 電気供給業（下記5の事業を除く。）、導管ガス供給業、保険業を行う法人

割	課税標準	令和元年10月1日から開始する事業年度の税率
収入割	収入金額	1.00%

⑤ 電気供給業のうち小売電気事業等、発電事業等及び特定卸供給事業を行う法人

【資本金1億円超の法人】

割	課税標準	令和2年4月1日から開始する事業年度の税率
収入割	収入金額	0.75%
付加価値割	付加価値額	0.37%
資本割	資本金等の額	0.15%

【資本金1億円以下の法人等】

割	課税標準	令和2年4月1日から開始する事業年度の税率
収入割	収入金額	0.75%
所得割	所得	1.85%

⑥ ガス供給業のうち特定ガス供給業を行う法人

割	課税標準	令和4年4月1日から開始する事業年度の税率
収入割	収入金額	0.48%
付加価値割	付加価値額	0.77%
資本割	資本金等の額	0.32%

c) 申告と納税

申告の種類		納める額	申告・納税期限
1. 中間申告（事業年度が6月を超える法人）	(1) 予定申告	前事業年度の事業税額 × 6 ÷ 前事業年度の月数	事業年度開始の日以後6月を経過した日から2月以内
	(2) 仮決算に基づく中間申告	課税標準額（所得等） × 税率	
2. 確定申告		（課税標準額（所得等） × 税率） － 中間納付額	事業年度終了の日から2月（会計監査人の監査を受けること等の理由によって決算が確定しない法人にあっては3月）以内

d) 分割基準

2以上の都道府県に事務所（事業所）がある法人は、次の分割基準により関係都道府県ごとに課税標準額を按分したものに税率をかけて計算した税額を申告し、納める。

事業の種類	分割基準	
(1) (2)～(5)以外の業種 銀行業、証券業、保険業、運輸・通信業、卸売・小売業、サービス業等	課税標準の2分の1：事務所数（各月末日の合計） 課税標準の2分の1：従業者数（事業年度末日現在）	
(2) 製造業	従業者数（事業年度末日現在） ※資本金1億円以上の法人は、工場の従業者数を1.5倍	
(3) 鉄道事業 軌道事業	軌道の延長キロメートル（事業年度末日現在）	
(4) ガス供給業 倉庫業	事務所等の固定資産の価額（事業年度末日現在）	
(5) 電気供給業	発電事業等、 特定卸供給事業	課税標準の3/4：事務所等の固定資産で発電所の用に供するものの価額 課税標準の1/4：事務所等の総固定資産の価額
	送配電事業	課税標準の3/4：事務所等の所在する都道府県において発電所に接続する電線路の送電容量 課税標準の1/4：事務所等の総固定資産の価額
	小売電気事業等	課税標準の1/2：事務所等の数 課税標準の1/2：従業者の数

e) 特別法人事業税

① 納税者

法人事業税（所得割又は収入割）の納税義務がある法人

② 納税額

税額	=	基準法人所得割額 又は 基準法人収入割額	×	税率
区分				令和4年4月1日から開始する事業年度の税率
外形標準課税法人・特別法人以外の法人の基準法人所得割額				37.0%
外形標準課税法人の基準法人所得割額				260.0%
特別法人の基準法人所得割額				34.5%
電気供給業のうち送配電事業、導管ガス供給業、保険業を行う法人の基準法人収入割額				30.0%
電気供給業のうち小売電気事業等、発電事業等及び特定卸供給事業を行う法人の基準法人収入割額				40.0%
ガス供給業のうち特定ガス供給業を行う法人の基準法人収入割額				62.5%

※ 基準法人所得割額又は基準法人収入割額とは、標準税率で計算された法人事業税（所得割・収入割）の税額をいう。

2) 鹿児島県における法人事業税の課税・徴収事務

a) 課税・徴収事務の業務フロー

(ア) 税務総合システムへの登録

法人設立（設置）申告書が提出された場合、その内容を審査し、法人区分等の法人基本情報を税務総合システムへ登録する。

(イ) 法人による申告

県内に事務所等を有し、法人事業税の納付義務がある法人は、原則として事業年度終了の日から2か月以内に法人県民税の申告をしなければならない。申告方法は、地方税の電子申告（eLTAX）による提出と、書面による申告書提出の2通りである。

なお、事業年度終了後に提出する確定申告に加え、中間申告の制度があり、予定申告または仮決算に基づく中間申告を行う。

(ウ) 申告書の税務総合システムへの入力

電子申告の場合も、申告書を印刷し、紙申告書を基にシステムへ入力する。

(エ) 調定

記入漏れや誤記によるエラーを解消し、正常に入力されたものについて、税務総合システムにより調定指示を行い、調定する。

(オ) 国税データとの照合による国税突合結果リスト等の作成

申告書から作成した調定データと法人税（国税）データを税務総合システムで照合し、差異がある場合には自動的に国税突合結果リストが作成される。

(カ) 国税突合結果リストの内容の精査

国税突合結果リスト（要更正・要決定等）に記載された法人については、税務署において申告書や決議書等を閲覧し、修正申告のしょうようや更正、必要に応じて各種加算金の決定が必要かどうかを確認する。

(キ) 2以上の都道府県に事務所等がある場合の対応

2以上の都道府県に事務所・事業所を有する他県本店法人については、本店所在地の都道府県から通知される課税標準額通知書を基に、分割基準の記載項目等が本店所在地の都道府県と相違ないことを確認する。

なお、令和元年10月からは、eLTAXにより地方税の申告に係るデータのやり取りが可能となっている。

(ク) 外形標準課税法人調査

外形標準課税の対象法人のうち、県内に本店を置く法人については、原則として3年に1度の周期で調査を実施している。

b) 電子申告・納付推進の取組

法人二税（法人県民税及び法人事業税）の電子申告・納付推進の取組については、第2章「9. 法人県民税」に記載しているとおりである。

c) 直近5年間の調定額、徴収率、不納欠損額、収入未済額等の状況

鹿児島県の法人事業税の徴収状況をみると、現年課税分の徴収率は令和2年度から令和6年度まで一貫して99%以上を維持しており、課税・収納事務の適正性は高く評価できる。収入未済額も毎年度数千万円規模にとどまり、徴収体制は安定しているといえる。特に不納欠損額については、令和2年度に3,625千円が計上されたが、その後はゼロまたは極めて小規模に抑えられており、徴収不能事案の縮減に向けた取組が成果を上げていると評価できる。一方で、滞納繰越分の徴収率は年度により大きく変動し、令和3年度には61.0%と改善が見られたが、令和6年度には10.8%まで低下している。収入未済額も増加傾向にあり、滞納整理の進捗は十分とは言えない。県においては、現年課税分の高水準維持と不納欠損額の縮減を成果として認識しつつ、滞納繰越分の整理強化、収入未済額の縮減に重点を置いた改善策を講じることが重要である。特に、法人に対する督促・滞納処分 of 適正執行、納税者への周知徹底、内部事務処理の精度向上を通じて、徴

収実務の信頼性をさらに高めることが今後の課題である。

〔鹿児島県の法人事業税の調定額等〕

(単位：百万円)

現年又は 滞納	項目	R2 年度	R3 年度	R4 年度	R5 年度	R6 年度
現年課税	調定額	26,773	34,819	34,315	34,172	37,762
	収入済額	26,654	34,787	34,290	34,127	37,746
	徴収率	99.55%	99.91%	99.92%	99.87%	99.96%
	不納欠損額	4	0	-	-	-
	過誤納額	-	-	-	-	-
	収入未済額	116	32	26	45	16
	減免金額	16	23	37	86	76
滞納繰越	調定額	67	132	56	57	70
	収入済額	10	81	17	24	8
	徴収率	15.44%	60.97%	29.78%	42.62%	10.78%
	不納欠損額	7	25	7	6	5
	過誤納額	-	-	-	-	-
	収入未済額	49	27	32	26	57
	減免金額	-	-	-	-	-

(出典：鹿児島県定期監査調書)

d) 徴収率と全国順位

法人二税（法人県民税及び法人事業税）の徴収率と全国順位については、第2章「9. 法人県民税」に記載しているとおりでである。

3) 意見及び指摘並びに過年度の包括外部監査における指摘・意見に対する措置状況

a) 法人事業税について実施した監査手続

i) はじめに

「6. 個人県民税」に記載のとおり、県から提供を受けた資料は納税者を特定し得る記載は黒塗り処理が施されていた。そのため、黒塗り部分に関する証憑間の整合性や正確性については検証できていない。

ii) 実施した手続

- ① 関係部署からの説明聴取及び関係者に対する質問
- ② 関係書類の閲覧
- ③ 期別推移分析、比率分析等の分析的手続
- ④ 関係帳票及び証拠書類との照合
- ⑤ 現場視察及び現地調査（鹿児島地域振興局及び北薩地域振興局）

b) 意見

**【意見 10-1】外形標準課税対象法人に限定した調査運用の問題について**

● 発見事項

法人事業税について、外形標準課税の対象法人のみが調査対象とされており医療法人や、収入金課税法人についての調査が未実施である。

● 問題点

現状の取扱いには以下の問題が認められる。

➤ 課税公平性の損失

外形標準課税対象法人のみが調査され、医療法人や収入金課税法人が調査対象外となる状況は、同じ法人事業税の納税義務を負う法人間で不公平を生じさせる。

➤ 課税の正確性の欠如

特に医療法人については、社会保険診療報酬分が非課税である一方、自由診療収入等は課税対象となるため、収入区分の正確な把握が不可欠である。調査が未実施であることは、課税額の算定に誤りを生じさせるおそれがある。

➤ 制度信頼性の低下

特定法人のみを対象とする調査運用は、住民や事業者に対して制度の透明性や説明責任を果たしていないと受け止められるおそれがあり、制度全体への信頼を損なう。

● 改善提案

法人事業税において外形標準課税対象法人のみを調査対象とする現行の運用は、網羅性・正確性・公平性のいずれの観点からも問題を抱えている。制度の信頼性を維持し、適正な課税を確保するためには、医療法人や収入金課税法人を含めた調査体制の整備・強化が不可欠である。

c) 指摘

監査した範囲において、法人事業税に係る財務事務の執行に関し指摘すべき点はなかった。

d) 平成 27 年度の包括外部監査における指摘・意見に対する措置状況

平成 27 年度の包括外部監査における指摘・意見に対する措置状況については、下記のとおりである。

項番	平成 27 年度の意見・指摘	措置状況
1	<b>【意見 (P58、59)】</b> 外形標準課税対象の会社への法人調査は概ね 3 年に 1 度の頻度で実施する方針とされているが、地域振興局・支	<b>【現在の措置状況】</b> 直近 5 年間では、実施頻度が 4~5 年に 1

項番	平成 27 年度の意見・指摘	措置状況
	<p>庁によっては3年に1度の頻度で行われていない。外形標準課税対象の会社は、規模も大きく、計算に誤りがあった場合の影響も大きいと考えられるため、同一法人については、方針に基づき、3年に1度の頻度で法人調査を実施すべきである。</p>	<p>度にとどまっております、県が定める「3年に1度」という方針は守られていない。</p>

## 【意見10-2】平成27年度の包括外部監査における指摘・意見に対する改善措置の未履行について

### ● 現状と問題点

平成27年度の意見については、現在に至るまで改善措置が講じられておらず、意見事項が未解消のまま残存していることが確認された。このように過年度の指摘・意見に対する対応が進んでいない状況は、以下の観点から問題がある。

#### 1 効率の固定化

まず、意見・指摘事項に基づく改善が行われずまま事務が継続されることで、非効率な事務処理や不合理な慣行が固定化するおそれがある。これにより、業務の停滞や財政負担の増大を招き、行政運営の効率性が損なわれる点が懸念される。

#### 2 行政運営の信頼性低下

また、意見・指摘事項が長期間にわたり未解決である状況は、住民や関係者に対して行政の透明性や説明責任が十分に果たされていないとの印象を与え、行政運営に対する信頼を低下させる要因となる。改善が進まないこと自体が、組織としての対応姿勢に疑念を生じさせる可能性がある。

#### 3 再発防止の不徹底

さらに、過年度の意見・指摘事項が繰り返される状況は、再発防止策が十分に機能していないことを示している。同種の問題が再度発生するリスクが高まり、監査指摘が行政運営の改善に結びつかない結果、監査の効果が限定的なものとなる点も看過できない。

### ● 改善提案

上記の問題を踏まえ、以下の改善策を提案する。

#### ➤ 改善措置の確実な実施体制の構築

過年度の意見・指摘事項が未改善のまま残存している状況を踏まえると、まず、意見・指摘事項に対する改善措置を確実に実施するための体制整備が必要である。改善方針の策定から実施、進捗管理に至るまでの一連のプロセスを明確化し、担当部署が責任を持って改善を進められる仕組みを構築することが求められる。また、改善措置の実施状況を定期的に確認し、必要に応じて見直しを行うことで、意見・

指摘事項が放置されることを防止することができる。

➤ 業務の効率化に向けた見直しの推進

過年度の意見・指摘事項が改善されないまま継続することは、非効率な事務処理や不合理な慣行の固定化につながるおそれがある。このため、業務プロセス全体を点検し、改善が必要な箇所を明確にしたうえで、効率化に向けた具体的な見直しを進めることが重要である。改善が進むことで、業務負担の軽減や財政面での効果も期待できる。

➤ 透明性・説明責任の確保

意見・指摘事項が長期間にわたり未改善である状況は、行政運営に対する信頼性を損なう要因となる。住民や関係者に対して透明性を確保し、説明責任を果たすためにも、改善措置の内容や進捗状況を適切に整理し、必要に応じて公表するなど、組織としての対応姿勢を明確に示すことが求められる。これにより、行政運営に対する信頼の維持・向上につながる。

➤ 再発防止策の強化

過年度の指摘・意見が繰り返される状況は、再発防止策が十分に機能していないことを示している。今後は、意見・指摘事項の原因分析を行い、再発防止に向けた具体的な対策を講じるとともに、その実効性を検証する仕組みを整備する必要がある。また、改善措置が確実に定着するよう、職員への周知徹底や研修の実施など、継続的な取り組みを行うことが望ましい。

## 11. 地方消費税

### 1) 概要

地方消費税は、普通税に分類され（地方税法第4条第2項第3号、鹿児島県税条例第3条第1号）、消費一般に広く公平に負担を求める都道府県税である。平成6年の税制改革の一環として、地方分権の推進、地域福祉の充実等を達成すべく地方財源の充実を図る観点から、消費贈与税に代わって創設され、平成9年4月に導入された。

平成26年4月以降の税率引き上げ分の用途は、制度として確立された年金、医療及び介護の社会保障給付並びに少子化に対処するための施策に要する経費その他社会保障施策（社会福祉、社会保険及び保健衛生に関する施策）に要する経費である。

税率は消費税額に対して78分の22であり、消費税10%対象に換算すると2.2%、同様に8%で換算すると1.76%となる。

### 2) 鹿児島県における地方消費税の課税・徴収事務

#### a) 課税・徴収事務の業務フロー

鹿児島県税事務処理規程に地方消費税に係る賦課事務の規定は存在しない。従って、実務上、直接税収については、毎月、国から送付される「特定地方税都道府県別払込金通知書」に基づき、鹿児島県税務課において、地方消費税に係る国庫金受入のための一連の処理を行い、最終的に鹿児島地域振興局において調定処理を行う。他方、都道府県間清算については、年4回、地方公共団体情報システム機構において、「地方消費税都道府県間精算システム」上の処理を行い、当該処理の完了連絡を受け、鹿児島県税務課が他都道府県との間で清算事務を執行している。

また、地方消費税が消費税（国税）と共に申告及び納税されるため、国の事務との重複を避けるという効率性の観点から、国の消費税の調査に委ねることとし、鹿児島県独自で地方消費税の無申告等の調査事務は実施していない。

#### b) 電子申告・納付推進の取組

地方消費税は、消費税と併せて、国が課税及び徴収を行うものであるから、国の施策による。また、県に帰属する地方消費税は国から支払われるため、特筆すべき点はない。

#### c) 直近5年間の地方消費税の調定額、徴収率、不納欠損額、収入未済の状況

鹿児島県の地方消費税の調定額等は下表のとおりである。収入未済、不納欠損又は減免はいずれも発生していない。

[鹿児島県の地方消費税の調定額等の推移]

(単位:百万円)

現年又は 滞納	項目	令和 2年度	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度	令和 6年度
現年 課税	調定額	32,331	35,748	36,368	37,110	39,759
	収入済額	32,331	35,748	36,368	37,110	39,759
	収入歩合	100.00%	100.00%	100.00%	100.00%	100.00%
	不納欠損額	—	—	—	—	—
	過誤納額	—	—	—	—	—
	収入未済額	—	—	—	—	—
	減免金額	—	—	—	—	—

(出典:鹿児島県定期監査調書)

d) 徴収率と全国順位

鹿児島県の地方消費税の徴収率と全国順位は下表のとおりである。地方消費税の徴収率に係る全国順位は1位であり、指摘すべき点はない。

[都道府県地方消費税の徴収率と全国順位]

順位	都道府県名	徴収率
1	★ 鹿児島県ほか46都道府県	100.00%

(出典:一般社団法人地方行財政調査会 2024年度都道府県税決算見込額調べ(出納閉鎖日現在))

※ 本表における徴収率は小数点第二位までを表示しているが、全国順位は小数点第三位以下の実績値を用いて算定している。そのため、表示上は同率であっても、実際の数値の差により順位が異なることがある。

3) 意見及び指摘並びに過年度の包括外部監査における指摘・意見に対する措置状況

a) 地方消費税について実施した手続

i) 地方消費税の調定(当初調定)

監査人がサンプルとして抽出した「地方消費税調定決議書」、「地方消費税調定内訳書(当初調定)」、「地方消費税割毎調定明細書(当初調定)」、「払込金通知書」及び「金融機関の領収証書又は国庫金振込通知書等の入金証憑」を閲覧し、資料間の金額に齟齬が無いこと及び「地方消費税調定決議書」において鹿児島地域振興局総務企画部長の決裁が適切になされていることを確かめた。

監査した範囲において、財務事務の執行に関し指摘すべき点はなかった。

ii) 地方消費税清算金(鹿児島県への歳入)

地方消費税に係る都道府県間の清算は3か月ごとに行われる。

[地方消費税の清算と対象期間]

期	期間	処理月	期	期間	処理月
I 期	当年 2 月～ 4 月	当年 5 月	III 期	当年 8 月～10 月	当年 11 月
II 期	当年 5 月～ 7 月	当年 8 月	IV 期	当年 11 月～翌年 1 月	翌年 2 月

(監査人作成)

監査人がサンプルとして抽出した「執行伺い」、「地方消費税（一般財源又は社会保障財源）清算による収支金額の都道府県別明細書」、「調定票」、「調定内訳票」、「支出負担行為・支出命令票（公金振替）」及び「現金収納（払込）票（領収済通知書）」を閲覧し、「執行伺い」と「支出負担行為・支出命令票（公金振替）」が本庁税務課長により決裁されていること及び「調定票」が本庁税務課長補佐により決裁されていること並びに資料間の金額に齟齬がないことを確かめた。

監査した範囲において、財務事務の執行に関し指摘すべき点はなかった。

iii) 地方消費税清算金（鹿児島県からの歳出）

監査人がサンプルとして抽出した「執行伺い」、「地方消費税（一般財源又は社会保障財源）清算による収支金額の都道府県別明細書」、「支出負担行為票」、「支出負担行為内訳票（債権者）」、「支出命令票」、「支出命令内訳票（債権者）」及び「各都道府県からの地方消費税清算金請求書」を閲覧し、「執行伺い」と「支出負担行為」が本庁税務課長により決裁されていること及び「支出命令票」が本庁税務課長補佐により決裁されていること並びに資料間の金額に齟齬がないことを確かめた。

監査した範囲において、財務事務の執行に関し指摘すべき点はなかった。

a) 指摘

監査した範囲において、地方消費税に係る財務事務の執行に関し指摘すべき点はなかった。

b) 意見

監査した範囲において、地方消費税に係る財務事務の執行に関し意見すべき点はなかった。

c) 平成 27 年度の包括外部監査における指摘・意見に対する措置状況

平成 27 年度の鹿児島県包括外部監査において、地方消費税に係る指摘及び意見はない。

## 12. 不動産取得税

### 1) 概要

不動産取得税は、地方税法第73条の2第1項に基づく都道府県税であり、不動産（土地・家屋）の取得に担税力が認められることから、当該不動産の所在する都道府県が取得者に課税する普通税として位置付けられている。鹿児島県では、県税条例第47条以下において納税義務者等、課税標準、税率、各種軽減措置を規定している。

不動産の取得とは、土地または家屋の所有権の取得を指し、その形態は売買、交換、贈与、寄付、法人に対する現物出資、建設行為、公有水面埋立や干拓による造成など多岐にわたり、有償・無償を問わない。

また、不動産登記は第三者に対する対抗要件に過ぎず、登記の有無は課税関係の成否に直結しない。このため、不動産取得税は、不動産を実質的に取得した者に対して課税される点に特徴がある。不動産取得税は、地方公共団体による道路・上下水道整備、防災・消防体制、住環境の維持など各種行政サービスの提供と密接に関連しており、受益と負担の均衡の観点からも合理性を有する。こうした性質から、本税は鹿児島県における安定的かつ重要な自主財源の一つとして位置付けられている。

[不動産取得税のあらまし]

#### a) 納税義務者

土地や家屋を、売買、贈与、交換、建築（新築、増築、改築）などにより取得した者で、有償無償を問わない。

#### b) 納税額

不動産取得税の税額は、「取得した不動産の価格×税率」により算出される。

「不動産の価格」とは、市町村の固定資産課税台帳に登録されている価格（＝固定資産評価額）である。なお、家屋を新築、増築等したときは家屋が台帳に登録されていないため、固定資産評価基準により新たに評価した額を用いる。

「税率」は、原則として4%と規定されているが、平成20年4月1日～令和9年3月31日までに取得した土地及び住宅に関しては3%を適用する。

#### c) 非課税対象

次の場合には、不動産取得税の課税対象に含まれない。

- i) 相続により不動産を取得した場合
- ii) 法人の合併又は分割により不動産を取得した場合（ただし一定の要件あり）
- iii) 公共的用途に供する不動産を取得した場合（広く不特定多数の人の利用に供するもので、法律で定める一定の要件に該当するものが対象）
- iv) 土地改良事業又は土地区画整理事業の施行に伴い換地を取得した場合
- v) 取り壊すことを条件として家屋を取得し、取得後使用することなく直ちに取り壊した場合（不動産としてではなく、動産を取得したとみられるときに限る）

- vi) 国や地方公共団体が不動産を取得する場合
- vii) 一定の公益法人等が、その本来の事業のように供する不動産を取得する場合

d) 免税点

次の場合には、不動産取得税は課税されない。

- i) 取得した土地の価格が 10 万円未満の場合
- ii) 建築（新築・増築・改築）した家屋の価格が 23 万円未満の場合
- iii) 売買・贈与等により取得した家屋の価格が 12 万円未満の場合

e) 軽減措置

一定の条件に合う住宅または住宅用土地を取得した場合には、住宅に係る控除又は減額及び住宅用土地に係る減額を受けることができる。

i) 住宅を取得したときの税の軽減措置

取得した住宅が、次の要件に該当する場合には、その住宅の価格から一定の額が控除される。

軽減される場合の税額 = (住宅の価格 - 控除額) × 3%

① 特例適用住宅（次の要件を満たすもの）を取得した場合

<要件>

・床面積(※1)が 50 m<sup>2</sup>以上 240 m<sup>2</sup>以下

(戸建て以外の貸家は 40 m<sup>2</sup>以上 240 m<sup>2</sup>以下) (※2)

※1 別棟であっても、住宅に付属している車庫や物置等も床面積に含める。

※2 床面積の要件判定は、独立した区画ごとに行う。

<控除額>

1 戸につき 1,200 万円

(不動産の価格が、1,200 万円未満である場合はその額)

上記のうち、平成 21 年 6 月 4 日から令和 8 年 3 月 31 日までの間に、長期優良住宅の普及の促進に関する法律に規定する認定長期優良住宅を取得した場合

<控除額>

1 戸につき 1,300 万円

(不動産の価格が、1,300 万円未満である場合はその額)

② 次の全ての要件を満たした中古住宅（耐震基準適合既存住宅）を取得した場合

<要件>

・取得者個人がその住宅に居住するもの

・床面積が 50 m<sup>2</sup>以上 240 m<sup>2</sup>以下

・次のいずれかに該当する住宅

ア. 昭和 57 年 1 月 1 日以後に新築されたもの

イ. 上記ア.に該当しない住宅で、建築士等から耐震基準に適合していることの証明がされたもの（ただし、証明に係る調査が住宅の取得日前2年以内に終了しているもの）

<控除額>

次のとおり、取得した中古住宅の新築年月日に応じた額が控除される。

新 築 年 月 日	控 除 額
昭和 56 年 7 月 1 日 (※) ～昭和 60 年 6 月 30 日	420 万円
昭和 60 年 7 月 1 日 ～平成元年 3 月 31 日	450 万円
平成元年 4 月 1 日 ～平成 9 年 3 月 31 日	1,000 万円
平成 9 年 4 月 1 日以降	1,200 万円

※ 昭和 56 年 12 月 31 日以前に新築された住宅については、耐震基準に適合していることの証明がされたものに限る。なお、この証明がされた場合、他の要件を満たせば、昭和 56 年 6 月 30 日以前に新築された住宅についても、新築年月日に応じた額が控除される。

ii) 住宅用土地を取得したときの税の軽減措置

住宅の敷地となる土地で次の要件に該当する場合には、その土地の税額から一定の額が軽減される。

軽減される場合の税額＝当初税額－軽減額

区分	要 件	軽 減 額
新築 住宅用 土地	<p>① 土地を取得した日から2年以内(※1)に、その土地の上に特例適用住宅が新築された場合（ただし、次のいずれかの場合に限る。）</p> <p>ア. 土地を取得した人が特例適用住宅の新築までその土地を引き続き所有している場合</p> <p>イ. 土地を取得した人から最初にその土地を取得した人が特例適用住宅を新築した場合</p> <p>※1 令和8年3月31日までに土地を取得した場合には、3年以内</p> <p>② 特例適用住宅を新築した人が、新築</p>	<p>次の①、②のいずれか高い方が税額から軽減される。</p> <p>① 45,000 円</p> <p>② 土地の1㎡当たりの価格(※2) × 住宅の床面積の2倍 (200㎡を限度) × 3%</p> <p>※2 令和9年3月31日までに取得した宅地等（宅地及び宅地評価された土地）は、固定資産課税台帳に登録されている価格の2分の1に相当する額を「土地の1㎡当たりの価格」として、軽減される額を計算す</p>

	<p>後1年以内にその敷地を取得した場合</p> <p>③ 新築未使用の特例適用住宅とその敷地（いわゆる「土地付建売住宅」）を、その住宅の新築後1年以内（同時取得を含む。）に同じ人が取得した場合</p>	る。
中古住宅用土地	<p>① 土地を取得した日から1年以内に、その土地の上にある耐震基準適合既存住宅を同じ人が取得した場合</p> <p>② 耐震基準適合既存住宅を取得した日から1年以内にその敷地を同じ人が取得した場合</p> <p>③ 耐震基準適合既存住宅とその敷地を同時に同じ人が取得した場合</p> <p>※耐震基準に適合しない中古住宅の敷地の取得であっても、取得後6か月以内に耐震改修を行い、耐震基準に適合していることの証明を受け、居住した住宅の敷地である場合等、軽減を受けられる場合がある（平成30年4月1日以降の土地の取得に限る。）。</p>	

iii) その他の主な軽減措置

次のような場合に、軽減措置を受けられる場合がある。

- ① 災害で損害を受けた不動産に代わる不動産を3年以内に取得した場合や、取得した不動産が納期限までに災害で損害を受けた場合
- ② 公共事業のために不動産を譲渡し、譲渡した日から2年以内に代替りの不動産を取得した場合や、譲渡した日の前1年以内に代替りの不動産を取得していた場合
- ③ 譲渡担保財産を取得した後、債権の消滅により、設定の日から2年以内に譲渡担保財産が設定者に戻った場合

f) 申告と納税

不動産を取得した場合は、取得した日から30日以内に、その不動産所在の市町村を経由して、鹿児島県の各地域振興局・支庁に申告する。ただし、当該期間内に表示に関する登記又は所有権の登記の申請をした場合はこの限りではない。

不動産取得申告書の提出にあたっては、個人番号（マイナンバー）又は法人番号の記載及び本人確認の書類が必要となる。

納税については、鹿児島県の各地域振興局・支庁から送付される納税通知書により、納税通知書に記載されている納期限までに納付する。

## 2) 鹿児島県における不動産取得税の課税・徴収事務

### a) 課税・徴収事務の業務フロー

#### i) 申告書の受理

不動産の取得者から不動産取得申告書の提出があったときは、その内容を精査し、不動産取得税関係申告整理簿に必要な事項を記載して整理する。

#### ii) 課税資料の調査収集

市町村長から賦課資料の通知を受けたとき、又は課税資料を収集したときは、不動産取得税賦課事務整理簿により、市町村別に区分して整理し、事務処理の状況を明確にする。

#### iii) 不動産取得税賦課事務整理簿の作成

市町村長から賦課資料の通知を受けたとき、又は課税資料を収集したときは、不動産取得税賦課事務整理簿により、市町村別に区分して整理し、事務処理の状況を明確にする。

#### iv) 原始取得に係る不動産の価格の決定

不動産取得税賦課事務整理簿に記載された不動産の取得者のうち納税義務があると認められる者に対して、区分に応じて定められた評価調書により調査し、当該不動産の価格を決定する。

#### v) 課税標準額及び税額の算定

決定した不動産の価格又は市町村長から通知を受けた賦課資料による不動産の価格に基づき、必要な事項について税務総合システムへ登録することで、不動産取得税に係る課税標準額及び税額が算定される。

なお、算定した税額を変更し、又は取り消す場合は、必要な事項について税務総合システムへ登録するとともに、不動産取得税申告等決議書により処理を行う。

#### vi) 調定

税額の算定に係る処理及び算定した税額の変更又は取消しに係る処理をしたときは、税務総合システムから出力される不動産取得税調定決議書により調定を行う。

- vii) 市町村長に対する通知  
不動産価格決定通知書によって、市町村長に通知を行う。
- viii) 減額、徴収猶予又は納税義務の免除に係る申告に係る処理  
不動産取得税の減額、徴収猶予又は納税義務の免除に係る申告があったときは、不動産取得税関係申告整理簿に必要な事項を記載して整理し、その処理の状況を明確にする。  
また、当該申告について調査した事項について税務総合システムへ登録するとともに、減額、徴収猶予又は納税義務の免除の可否を不動産取得税申告等決議書により処理した上、その結果を不動産取得税減額・徴収猶予・納税義務免除承認通知書又は不動産取得税減額・徴収猶予・納税義務免除不承認通知書により、減額、徴収猶予又は納税義務の免除に係る申告をした者に通知する。
- ix) 減免  
不動産取得税の減免をする場合は、必要な事項について税務総合システムへ登録するとともに、不動産取得税申告等決議書により処理する。
- b) 電子申告・納付推進の取組  
不動産取得税については、現在、電子申告の仕組みはあるものの実務上では利用されていない。一方で、電子納税に関しては、スマホ決済に加え、納付書に Pay-easy マークが印刷されたものについてはペイジーによる納付も可能となっている。  
これら電子申告・納付推進に係る取り組みとして、鹿児島県では、不動産取得税の申請ページのサイドメニューから「電子申告 (eLTAX)」「電子収納 (ペイジー収納)」等、県税の電子的手続案内ページへの導線を設け、県税全体として電子化手段があることを周知している。また、県税の納税方法に関する県作成のリーフレット・PDF において、地方税共通納税システムや電子収納 (ペイジー収納) など、電子的・キャッシュレスな納付方法を案内し、自宅やオフィスからの納付が可能である旨を周知している。
- c) 直近5年間の調定額、徴収率、不納欠損額、収入未済額等の状況  
鹿児島県の不動産取得税に関する調定額及び徴収状況をみると、現年課税分については令和2年度から令和6年度にかけて調定額が3,655百万円から4,252百万円へと増加傾向を示している。収入済額もほぼ同水準で推移し、徴収率は概ね99%前後と高水準を維持している点は評価できる。収入未済額は毎年度30~50百万円程度で推移しており、全体規模からみれば軽微であるが、徴収率の安定維持に向けて引き続き適切な督促・納付指導が求められる。  
一方、滞納繰越分については調定額が毎年度100百万円前後で推移する中、収入済額は9~37百万円にとどまり、徴収率は10~30%程度と低迷している。収入未済額は90百万円前後で恒常的に残存しており、滞納整理の実効性に課題があることが明らかである。

滞納繰越は年度を跨いで累積する性質を持つため、徴収率の改善がなければ不納欠損の増加や徴収コストの増大につながりかねない。特に令和6年度の徴収率は8.7%と低く、早急な改善策が必要である。

総じて、現年課税分については高い徴収率を維持しているものの、滞納繰越分の低調な徴収状況が税務行政上の主要課題である。今後は、滞納整理体制の強化、納税者への早期対応、減免制度の適正運用などを通じて、税収の安定確保と公平性の維持を図ることが求められる。

〔鹿児島県の不動産取得税の調定額等〕

(単位：百万円)

現年又は滞納	項目	R2年度	R3年度	R4年度	R5年度	R6年度
現年課税	調定額	3,655	3,841	4,113	3,957	4,252
	収入済額	3,600	3,810	4,087	3,924	4,203
	徴収率	98.51%	99.18%	99.37%	99.17%	98.83%
	不納欠損額	-	-	-	1	0
	過誤納額	-	-	-	-	-
	収入未済額	54	31	26	31	49
	減免金額	196	165	200	518	282
滞納繰越	調定額	115	130	114	108	104
	収入済額	16	37	16	10	9
	徴収率	14.19%	29.17%	14.46%	9.53%	8.78%
	不納欠損額	6	3	1	2	4
	過誤納額	-	-	-	-	-
	収入未済額	92	88	96	95	90
	減免金額	-	-	-	-	-

(出典：鹿児島県定期監査調書)

d) 徴収率と全国順位

令和6年度における鹿児島県の不動産取得税の徴収率は96.68%であり、全国平均97.58%を下回り、全国順位も38位に位置している。現年分の徴収率は98.83%と高水準を維持しているものの、滞納繰越分の処理率が8.78%にとどまっており、全体の徴収率を押し下げる要因となっている。不動産取得税は課税対象が一時的かつ高額であるため、納税者の資金繰りや納付時期の遅延が滞納に直結しやすい特徴を持つ。鹿児島県においてもこの傾向が顕著であり、滞納整理の効率化や分割納付制度の周知など、納税者の負担軽減と徴収率向上を両立させる取組が求められる。

〔都道府県不動産取得税の徴収率と全国順位〕

順位	県名	徴収率	順位	県名	徴収率
1	高知県	99.59%	25	愛知県	98.01%
2	福井県	99.42%	26	熊本県	97.98%
3	群馬県	99.41%	27	福岡県	97.92%
4	大分県	99.40%	28	奈良県	97.76%
5	三重県	99.36%	29	千葉県	97.74%
6	青森県	99.15%	30	香川県	97.60%
7	宮崎県	99.07%	31	富山県	97.55%
8	長野県	99.02%	32	和歌山県	97.19%
9	山口県	99.00%	33	島根県	97.04%
10	東京都	98.99%	34	福島県	97.01%
11	栃木県	98.91%	35	山形県	96.97%
12	宮城県	98.90%	36	北海道	96.84%
13	岐阜県	98.88%	37	新潟県	96.77%
14	山梨県	98.74%	<b>38</b>	<b>鹿児島県</b>	<b>96.68%</b>
15	兵庫県	98.68%	39	沖縄県	96.45%
16	愛媛県	98.52%	40	神奈川県	96.38%
17	徳島県	98.51%	41	京都府	96.15%
18	静岡県	98.49%	42	石川県	95.30%
19	長崎県	98.48%	43	大阪府	94.96%
20	岡山県	98.28%	44	鳥取県	94.53%
21	岩手県	98.19%	45	秋田県	93.60%
22	佐賀県	98.18%	46	広島県	92.41%
23	茨城県	98.09%	47	滋賀県	88.25%
24	埼玉県	98.01%			

(出典:一般社団法人地方行財政調査会 2024年度都道府県税決算見込額調べ(出納閉鎖日現在))

※ 本表における徴収率は小数点第二位までを表示しているが、全国順位は小数点第三位以下の実績値を用いて算定している。そのため、表示上は同率であっても、実際の数値の差により順位が異なることがある。

3) 意見及び指摘並びに過年度の包括外部監査における指摘・意見に対する措置状況

a) 不動産取得税について実施した監査手続

i) はじめに

「6. 個人県民税」に記載のとおり、県から提供を受けた資料は納税者を特定し得る記載が黒塗り処理されており、不動産取得税に関連して提供を受けた資料にお

いても、納税者に加えて対象物件（課税客体）を特定し得る記載には黒塗り処理が施されていた。そのため、黒塗り部分に関する証憑間の整合性や正確性については検証できていない。

ii) 実施した手続

- ① 不動産取得税の課税事務手続き等の業務内容について質問を実施した。
- ② 適切な手続きに従って不動産取得税に関する賦課徴収業務が行われているかを確かめるため、調定内訳書を母集団として抽出したサンプルについて、課税額の再計算を実施した。
- ③ 不動産取得税の非課税、減免、減額に関する手続きが適切に行われているかを確かめるため、減額データ一覧を母集団として抽出したサンプルについて、「不動産取得税一覧表」「課税データ照合表」「調定内訳書」「不動産取得税申告等決議書（減額）」「減額申請書」といった申告書や決裁関連書類等と、その根拠証憑となる資料を閲覧、照合した。
- ④ 令和6年度における不動産取得税の課税権消滅事案について質問を実施した。
- ⑤ 課税時に不動産取得者に対して実施した文書照会や、課税後に誤賦課が判明したことによる現地調査についての関連書類を閲覧した。
- ⑥ その他、未登記物件の把握に関する体制等について質問を実施した。

b) 意見

**【意見 12-1】減額申告処理の遅延及び情報伝達体制の不備に伴う延滞金発生事案について**

令和6年度において、納税義務者（法人）から提出された減額申告に基づき県が減額処理を行ったものの、事務処理に時間を要した結果、納期限以降の指定日までに納付するよう連絡を行う対応となり、減額決議が納期限後にずれ込んだ事案が発生した。

県は延滞金が発生しないよう、あらかじめ納税義務者へ連絡をした上で納付書を郵送していたが、減額担当者と納税義務者との意思疎通の齟齬により、納税義務者の納付が遅れ、延滞金が発生したため、当初課税を取り消して再課税・減額処理を行うという、事務負担の大きい対応を選択せざるを得なかった。

この経過は、県の減額申告処理における迅速性確保が十分でなかった点に加え、納税義務者に対する情報伝達が不十分であった可能性をも示している。県においては、減額対象外となる税額部分については課税決定後直ちに納付書を送付する、という改善策を継続するとともに、減額申告の審査・決議のタイムライン管理を徹底し、納期限直前や納期限後の決議を極力回避する仕組みが必要である。また、納税義務者の内部体制を想定した通知方法の標準化（担当者複数名への同時送付、メール併用、注意喚起文言の明確化等）を検討し、延滞金の発生を未然に防ぐ実効的なコミュニケーション体制の整備が求められる。

c) 指摘

監査した範囲において、不動産取得税に係る財務事務の執行に関し違法または不当な事項は見受けられず、報告すべき指摘事項はない。

d) 平成 27 年度の包括外部監査における指摘・意見に対する措置状況

項番	平成 27 年度の意見・指摘	措置状況等
1	<p><b>【意見 (P70)】</b></p> <p>課税権の消滅に対する対策</p> <p>鹿児島県税条例に従って不動産を取得してから 30 日以内に申告するケースはほとんどなく、義務を怠ったものへの過料をとることもない。不動産の取得に関する申告がないことが、登記を伴わない不動産の実質取得に対する不動産取得税課税の対象の捕捉を難しくしている重要な要因と考えられる。</p>	<p><b>【現在の措置状況】</b>（鹿児島県総務部税務課回答）</p> <p>申告義務の周知のため、ホームページにおける掲載内容の充実を行うとともに、(社)鹿児島県宅地建物取引業協会等へのチラシ送付を行い、制度の周知・広報を図った。</p>

**【意見 1 2 - 2】 不動産取得税における課税権消滅発生と未然防止体制強化の必要性について**

令和 6 年度の不動産取得税に係る課税権消滅は、件数・金額ともに平成 26 年度（104 件・10,122 千円）から大幅に減少し、11 件・427 千円となっており、一定の改善が確認できることは評価に値する。しかし、依然として課税権消滅が発生していることは事実であり、課税適正確保の観点から看過することはできない。課税権消滅は、取得事由の把握遅れや申告漏れへの対応の遅延など、事務処理プロセスの不備に起因する可能性が高いことから、県においては市町村からの情報提供体制の強化、登記情報の適時確認、到達管理を含む内部事務フローの点検を進める必要がある。また、課税遅延リスクの高い案件を早期に把握できる管理指標の導入など、未然防止策をより実効的に運用することが求められる。

なお、平成 26 年度と令和 6 年度における課税権消滅の件数等は以下のとおりである。

平成 26 年度

単位：千円

地域振興局 ・支庁	土地		家屋		合計	
	件数	調定額	件数	調定額	件数	調定額
鹿児島	93	3,844	3	2,428	96	6,272
南薩	0	—	0	—	0	—
北薩	1	5	3	3,365	4	3,370
姶良・伊佐	1	430	1	6	2	437
大隅	2	44	0	—	2	44
熊毛	0	—	0	—	0	—
大島	0	—	0	—	0	—
計	97	4,325	7	5,799	104	10,124

(鹿児島県総務部税務課作成資料)

令和 6 年度

単位：千円

地域振興局 ・支庁	土地		家屋		合計	
	件数	調定額	件数	調定額	件数	調定額
鹿児島	2	175	2	84	4	260
南薩	0	—	0	—	0	—
北薩	0	—	0	—	0	—
姶良・伊佐	1	26	0	—	1	26
大隅	0	—	1	6	1	6
熊毛	1	98	0	—	1	98
大島	4	36	0	—	4	36
計	8	336	3	91	11	427

(鹿児島県総務部税務課作成資料)

## 13. 県たばこ税

### 1) 概要

県たばこ税は、普通税に分類され（地方税法第4条第2項第5号、鹿児島県税条例第3条第1号）、製造業者等から小売販売業者等に売渡し等された、製造されたたばこに課される税である。食料品等のような生活必需品とは異なる、特殊な嗜好品としての性格に着目し、いわゆる財政物資として課税している。たばこ事業法にも、製造たばこに係る租税は財政収入において占める地位等に鑑み、財政収入の安定確保を目的としていることが明記されている（同法第1条）。

ここに、製造たばことは、葉たばこを原料の全部又は一部とし、喫煙用、かみ用又はかぎ用に供し得る状態に製造されたものをいう（同法第2条第3号）。また、特定販売業者とは自ら輸入をした製造たばこの販売を業とし財務大臣の登録を受けた者をいう（同法第11条第1項、第14条第1項）。

県たばこ税の税率は製造たばこ1,000本につき1,070円となっている（同法第74条の5）。

### 2) 鹿児島県におけるたばこ税の課税・徴収事務

#### a) 課税・徴収の業務フロー

卸売販売業者等は毎月末までに、前月1日から同月末日までの課税標準数量及び対応する道府県たばこ税額等を申告し、納付する（鹿児島県税条例第59条の5第1項）。

たばこ税は、国税、都道府県税、市町村税で構成されており、提出された申告書の内容は、国税準拠のため、国において調査が行われると考えられ、税務事務の効率化の観点から、鹿児島県による県たばこ税に係る実態調査は行われていない。

製造たばこの売渡数量、買受数量及び申告数量等の情報は、地方公共団体情報システム機構が提供する「製造たばこの流通に関する情報管理システム」上で全国的に一元管理されている。

なお、令和5年10月より電子申告（eLTAX）が導入されており、申告における鹿児島県職員による電算処理が省力化される見込みである。

#### b) 電子申告・納付推進の取組

令和5年10月より電子申告（eLTAX）が導入されており、令和5年10月から令和6年3月の半年間で電子申告実績は6件、その電子申告割合は6.12%であったが、令和6年度の電子申告割合は64.70%と急速に上昇した。

また、令和5年度より、地方税共通納税システム（eLTAX）によるキャッシュレス納付が導入された。なお、鹿児島県から督促状又は催促状を受領した場合は、当該納付に加え、ペイジーにより納付することも可能である。

c) 直近5年間の県たばこ税の調定額、徴収率、不納欠損額、収入未済の状況

鹿児島県のたばこ税の調定額等は下表のとおりである。

[鹿児島県のたばこ税の調定額等の推移]

(単位:百万円)

現年又は 滞納	項目	令和 2年度	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度	令和 6年度
現年課税	調定額	1,682	1,807	1,916	1,932	1,905
	収入済額	1,682	1,807	1,916	1,932	1,905
	収入歩合	99.99%	100.00%	100.00%	100.00%	100.00%
	不納欠損額	—	—	—	—	—
	過誤納額	—	—	—	—	—
	収入未済額	0	—	—	—	—
	減免金額	—	—	—	—	—
滞納繰越	調定額	—	—	—	—	—
	収入済額	—	—	—	—	—
	収入歩合	-%	-%	-%	-%	-%
	不納欠損額	—	—	—	—	—
	過誤納額	—	—	—	—	—
	収入未済額	—	—	—	—	—
	減免金額	—	—	—	—	—

(出典：鹿児島県定期監査調査書)

d) 徴収率と全国順位

県たばこ税の徴収率と全国順位は下表のとおりである。鹿児島県の県たばこ税に係る徴収率は全国1位であり、指摘すべき点はない。

[都道府県たばこ税の徴収率と全国順位]

順位	都道府県名	徴収率	順位	都道府県名	徴収率
1	★ 鹿児島県 ほか38道県	100.00%	44	東京都	99.99%
40	兵庫県	99.99%	45	愛媛県	99.99%
41	島根県	99.99%	46	大阪府	99.99%
42	京都府	99.99%	47	岡山県	99.99%
43	奈良県	99.99%			

(出典：一般社団法人地方行財政調査会 2024年度都道府県税決算見込額調べ(出納閉鎖日現在))

※ 本表における徴収率は小数点第二位までを表示しているが、全国順位は小数点第三位以下の実績値を用いて算定している。そのため、表示上は同率であっても、実際の数値の差により順位が異なることがある。

3) 意見及び指摘並びに過年度の包括外部監査における指摘・意見に対する措置状況

a) 県たばこ税について実施した監査手続

i) はじめに

「6. 個人県民税」に記載のとおり、県から提供を受けた資料は納税者を特定し得る記載が黒塗り処理されており、県たばこ税に関連して提供を受けた資料についても、納税者等の氏名又は名称、住所又は所在地、電話番号、個人番号又は法人番号及び還付を受けようとする金融機関及び支払方法が黒塗りされており、黒塗り部分の証憑間における整合性や正確性の検証はできていない。

ii) 県たばこ税の調定事務

包括外部監査人がサンプルとして抽出した「県たばこ税調定決議書」、「県たばこ税調定内訳書」、「事業者別申告状況」、「県たばこ税調定内訳表」、「県たばこ税申告書受付簿」及び「都道府県たばこ税の申告書」を閲覧し、「県たばこ税調定決議書」が鹿児島地域振興局総務企画部長により決裁されていることを確かめた。資料間の整合性の主な検証結果は以下のとおりである。ただし、「事業者別申告状況」は整理番号及び事業者コードともに記載がなく、黒塗りされた事業者名と金額のみで記述されていたため、事業者間で税額の入り繰りが生じていないか等の他の資料との整合性は検証できていない。

[令和6年12月分県たばこ税資料間の整合性]

(単位:円)

整理番号 (調定内訳書)	事業者コード (申告書)	調定内訳書	申告書受付簿	申告書	
				税額	Excel、システム入力
101300100002	1300100006	77,542,165	12/17	77,542,165	12/18
101300200001	1300200001	80,698,635	12/12	80,698,635	12/12
101300300001	1300300007	24,139	12/27	24,139	12/27
101302300001	1302300006	—	—	—	—
101306400001	1306400000	54,351	12/19	54,351	12/19
101308300001	1308300003	①9,450	12/23		
101312900001	1312900002	58,928	12/6	58,928	12/9
101316300001	1316300008			②9,450	12/23
		803	12/23	803	12/24
101318600001	1318600003	10,432	12/13	10,432	12/17
101320000001	1320000008	—	—	—	—
101319500001	1319500002	—	—	—	—
101301900001	1301900004	181,040	12/19	181,040	12/23

(鹿児島県税務課間税係提出資料より監査人作成)

b) 意見

監査した範囲において、財務事務の執行に関し意見すべき点はなかった。

c) 指摘

**【指摘 13-1】 調定内訳書と申告書の間で生じた申告納税者の食い違いについて  
(下線①及び②)**

鹿児島県は、令和6年12月に事業者コード“1316300008”（整理番号“101316300001”）から2枚の申告書を受領しており、1つ目は同年11月分の県たばこ税9,450円に係るもの、今一つは同年9月から11月の3か月分の県たばこ税803円に係るものである。このうち、単月分の9,450円を事業者コード“1308300003”（整理番号“101308300001”）の申告として税務総合システムに入力したものと推察される。

そして、県たばこ税に係る鹿児島県税務総合システム操作マニュアルにおいて、調定の前に行う税歴検索で整理番号の入力が必須とされており、以降の調定入力事務はその検索結果を基礎として進んでいくことから、システムが有する整理番号と対応する申告書が一致しているか確認することが業務上の要点となる。

ゆえに、整理番号を間違えて調定すると、税務総合システム上で事業者ごとの納税金額との消込がうまくいかず、収入未済の把握が不正確になるほか、差異の特定等の余計な事務負担が増し、それに伴い時間も浪費することが懸念される。

この点、鹿児島県税事務処理規程第72条前段において、電算処理の前に申告書の内容を精査することが規定されている。鹿児島県からの提出資料を閲覧したところ、少なくとも「県たばこ税調定内訳書」及び「都道府県たばこ税の申告書」上で、納税者名又は事業者名と税額につき、県職員がその一致を検証した蛍光ペン等の証跡が残されていたが、申告書の事業者コードと「県たばこ税調定内訳書」の整理番号及び整理番号と事業者コードの対応表の役割を担う「県たばこ税申告書受付簿」との検証をした証跡はなかった。

また、当該申告納税者が当該申告書に記載した事業者コードが誤りである場合は、鹿児島県税事務処理規程第72条後段に基づき、直ちに訂正させた上で電算処理しなければならない。しかしながら、鹿児島県から入手した資料には、訂正を指導したメモ書き等の証跡も一切見当たらなかった。

すなわち、同規程同条に従うと、税務総合システムへの入力前に当該申告書の訂正がなされる訳で、税務総合システムへ入力が終わり、調定内訳書が出力される段階においては、申告書と調定内訳書の内容は完全に整合していなければならない。

従って、鹿児島県から提出された資料は納税者名又は事業者名が全て黒塗りされており、事業者コード“1316300008”と“1308300003”が同一人物であるかどうかにつき、包括外部監査人の側で検証できないが、例え、調定内訳書と提出された申告書の間で納税者名又は事業者名が一致しており、税務総合システム上での調定金額と納税金額の消込処理に影響がないとしても、事業者コードとそれに対応する税務総合システム上の整理番号が両者間で一致していなければ、同規程同条に則った事務を執行していると捉え

ることはできない。

このように、税務総合システムでの納税時の消込処理及び同規程同条の趣旨を考慮すると、納税者名又は事業者名のみならず、事業者コードとシステムで把握している整理番号でも申告書及び電算入力の正確性を確認することが望ましい。

d) 平成 27 年度の包括外部監査における指摘・意見に対する措置状況

平成 27 年度の鹿児島県包括外部監査において、県たばこ税に係る指摘又は意見はない。

## 14. ゴルフ場利用税

### 1) 概要

ゴルフ場利用税は、普通税に分類され（地方税法第4条第2項第6号、鹿児島県税条例第3条第1号）、ゴルフ場が開発許可、道路整備、防災、廃棄物処理などの地方公共団体の行政サービスと密接な関連を有していること、及び、ゴルフ場の利用料金は、他のスポーツ施設の利用料金と比較して一般的に高額であり、その利用者の支出行為には、十分な担税力が認められることに着目し、ゴルフ場利用者に課されている。

税率とゴルフ場の等級は、下表のとおりとなっている。

[鹿児島県のゴルフ場利用税に係るゴルフ場の等級と一人一日当たりの税率]

ホール数	利用料金	等級	税率
18ホール未満	2,000円未満	1級	400円
	2,000円以上	2級	480円
18ホール以上	2,500円未満	2級	
	2,500円以上3,000円未満	3級	560円
	3,000円以上3,500円未満	4級	640円
	3,500円以上5,000円未満	5級	800円
	5,000円以上7,000円未満	6級	960円
	7,000円以上10,000円未満	7級	1,120円
	10,000円以上	8級	1,200円

(出典：鹿児島県税条例第61条、鹿児島県税条例施行規則第20条)

等級決定基準となる利用料金は、非会員が平日の利用に対して支払うべきグリーンフィー及びその意思にかかわらず当該利用につき対価又は負担として支払うべき金額とされ（鹿児島県税条例施行規則第20条第2項）、各ゴルフ場で公表されているプレー代金総額からカート代、キャディ代等を控除したものとなる。

### 2) 鹿児島県におけるゴルフ場利用税の課税・徴収事務

#### a) 課税・徴収事務の業務フロー

ゴルフ場利用税は、各ゴルフ場の特別徴収義務者からの申告により調定され（鹿児島県税条例第68条、鹿児島県税事務処理規程第76条、第79条）、鹿児島県が全て徴税した後で、ゴルフ場所在の市町村に対し、当該市町村に所在するゴルフ場に係るゴルフ場利用税の10分の7が交付される（地方税法第103条）。

令和5年10月より電子申告（eLTAX）が導入されており、申告における鹿児島県職員による電算処理が省力化される見込みである。

#### b) 電子申告・納付推進の取組

令和5年10月より電子申告（eLTAX）が導入されており、令和5年10月から令和6年3月の半年間でゴルフ場利用税の電子申告実績は0件で令和5年度中に使用された実

績はなく、令和6年度の電子申告利用率は0.60%である。

また、令和5年度より、地方税共通納税システム（eLTAX）によるキャッシュレス納付が導入された。なお、鹿児島県から督促状又は催促状を受領した場合は、当該納付に加え、ペイジーにより納付することも可能である。

c) 直近5年間のゴルフ場利用税の調定額、徴収率、不納欠損額、収入未済の状況

鹿児島県のゴルフ場利用税の調定額等は下表のとおりである。

収入未済、不納欠損又は減免はいずれも発生していない。

[鹿児島県のゴルフ場利用税の調定額等の推移]

(単位:百万円)

現年又は 滞納	項目	令和 2年度	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度	令和 6年度
現年課税	調定額	371	404	403	407	398
	収入済額	371	404	403	407	398
	収入歩合	100.00%	100.00%	100.00%	100.00%	100.00%
	不納欠損額	—	—	—	—	—
	過誤納額	—	—	—	—	—
	収入未済額	—	—	—	—	—
	減免金額	—	—	—	—	—
滞納繰越	調定額	—	—	—	—	—
	収入済額	—	—	—	—	—
	収入歩合	-%	-%	-%	-%	-%
	不納欠損額	—	—	—	—	—
	過誤納額	—	—	—	—	—
	収入未済額	—	—	—	—	—
	減免金額	—	—	—	—	—

(出典：鹿児島県定期監査調書)

d) 徴収率と全国順位

ゴルフ場利用税の徴収率と全国順位は下表のとおりである。鹿児島県のゴルフ場利用税に係る徴収率は全国1位であり、指摘すべき点はない。

[都道府県ゴルフ場利用税の徴収率と全国順位]

順位	都道府県名	徴収率	順位	都道府県名	徴収率
1	★ 鹿児島県 ほか 36 都府県	100.00%	43	岡山県	99.64%
38	静岡県	99.99%	44	宮城県	99.50%

順位	都道府県名	徴収率	順位	都道府県名	徴収率
39	広島県	99.98%	45	栃木県	99.32%
40	大阪府	99.86%	46	福島県	98.47%
41	北海道	99.68%	47	鳥取県	98.42%
42	石川県	99.66%			

(出典：一般社団法人地方行財政調査会 2024年度都道府県税決算見込額調べ(出納閉鎖日現在))

※ 本表における徴収率は小数点第二位までを表示しているが、全国順位は小数点第三位以下の実績値を用いて算定している。そのため、表示上は同率であっても、実際の数値の差により順位が異なることがある。

### 3) 意見及び指摘並びに過年度の包括外部監査における指摘・意見に対する措置状況

#### a) ゴルフ場利用税について実施した手続

##### i) はじめに

「6. 個人県民税」に記載のとおり、県から提供を受けた資料は納税者を特定し得る記載が黒塗り処理されており、ゴルフ場利用税に関連して提供を受けた資料についても、ゴルフ場の名称及び所在地、特別徴収義務者の氏名又は名称、住所又は所在地、特別徴収義務者が法人の場合の代表者の氏名並びに商業登記簿の一部(会社法人等番号・商号・本店・会社成立日・役員に関する事項)が黒塗りされており、黒塗り部分の証憑間における整合性や正確性の検証はできていない。

なお、鹿児島県ホームページ(<https://www.pref.kagoshima.jp/ab07/kurashi-kankyo/zei/aramashi/kurashi/kurasi3.html>)で、「ゴルフ場利用税特別徴収者一覧」というPDFファイルが公開されており、令和7年8月時点のゴルフ場名、ゴルフ場住所及び特別徴収義務者・事業者名が一般公開されている。そして、商業登記は商号、会社等に係る信用の維持を図り、取引の安全と円滑に資することが目的であり(商業登記法第1条)、だれでも登記所に手数料を納付し商業登記簿の交付を請求できる(同法第10条第1項)。

##### ii) ゴルフ場利用税の調定事務

監査人がサンプルとして抽出した証憑の中で、①大島支庁から提出された「ゴルフ場利用税納入申告書」の課税台帳欄は、閲覧した全てで空欄となっており、当該欄の外でも税務総合システムへの入力を確認した押印が見当たらなかった。

##### iii) ゴルフ場利用税の調査事務

ゴルフ場利用税の課税標準を正確に把握するために、鹿児島県税事務処理規程第75条に基づき実施される調査である。調査した内容は、ゴルフ場利用税調査票を作成し、その記録を明確にしなければならない(同規程同条第2項)。

令和6年度に各地域振興局及び支庁で実施されたゴルフ場利用税調査の全てにつ

き「ゴルフ場利用税調査票（現地調査用）」を閲覧した。そのうち懸念点が検出されたものは以下のとおりである。

〔令和6年度のゴルフ場利用税調査票（現地調査用）の概要〕

項番	地域振興局・支庁等	ゴルフ場利用税調査票（現地調査用）の概要
4	北薩地域振興局 （調査1）	<ul style="list-style-type: none"> <li>✓ ゴルフ場利用税調査票の各項目に則り、調査が行われていた。</li> <li>✓ 県税課長による確認印がなかった。また、②他の執行機関で運用されている県税課長以下担当係までの対象者全員が回覧した際に押印する欄すら設けられていなかった。</li> </ul>
5	北薩地域振興局 （調査2）	<ul style="list-style-type: none"> <li>✓ ゴルフ場利用税調査票の各項目に則り、調査が行われていた。</li> <li>✓ 70歳未満であるにもかかわらず、70歳以上として非課税対象に登録されていた1件の誤謬に対し、職権更正を行った。</li> <li>✓ 県税課長による確認印がなかった。また、③他の執行機関で運用されている県税課長以下担当係までの対象者全員が回覧した際に押印する欄すら設けられていなかった。</li> </ul>
7	始良・伊佐地域振興局 （調査2）	<ul style="list-style-type: none"> <li>✓ ゴルフ場利用税調査票の各項目に則り、調査が行われていた。</li> <li>✓ ④前回の調査時に鹿児島県から指摘されたにもかかわらず、今回の調査でも同条例同条同項に定める料金表が掲示されていなかった。調査員により掲示するよう指導し、掲示後に画像により報告するようゴルフ場に依頼している。</li> <li>✓ 県税課長による確認印が押印されていた。</li> </ul>
8	大隅地域振興局	<ul style="list-style-type: none"> <li>✓ ゴルフ場利用税調査票の各項目に則り、調査が行われていた。</li> <li>✓ 70歳以上の利用者を18歳未満として計上していたが税額に影響がないことから、修正申告はせずに指導のみ実施。</li> <li>✓ 令和6年5月分の非課税利用申請書が見当たらなかったため、調査員は営業報告書（日報）及び非課税利用簿を閲覧し、非課税利用人員に相違が無いことを確認し、行方不明の非課税利用申請書を引き続き検索するよう依頼している。</li> <li>✓ 県税課長による確認印がなかった。また、⑤他の執行機関で運用されている県税課長以下担当係までの対象者全員が回覧した際に押印する欄すら設けられていなかった。</li> </ul>

（鹿児島県税務課提出資料より監査人作成）

iv) ゴルフ場利用税特別徴収義務者登録又は変更の事務

ゴルフ場利用税特別徴収者登録事項変更申請書とともに履歴事項全部証明書（商業登記簿）を徴求し、申請書の記載内容と照らしたうえで鹿児島地域振興局総務企画部長が決裁されていることが読み取れ、ゴルフ場利用税特別徴収者登録事項変更

申請書に係る事務プロセスが整備されていることは分かった。

しかし、事務プロセスの運用については、監査手続に必要な全ての項目、すなわち、特別徴収義務者の氏名又は名称、住所、代表者名並びに履歴事項全部証明書（商業登記簿）の代表取締役氏名が黒塗りされており、何一つ検証できなかった。

b) 予定した監査手続が実施できなかった部分について

既に記載のとおり、ゴルフ場利用税特別徴収義務者登録事項変更申請書の監査手続に必要な部分がすべて黒塗りされていたことにより事務プロセス運用の正確性を一切検証できなかった。当該論点について指摘又は意見すべき点が存在すること若しくはしないことは不明であり、外部監査人に常に公正不偏の態度を保持し、自らの判断と責任において監査することを義務付けた地方自治法第 252 条の 31 第 2 項に基づき、当該申請書の正確かつ適切な運用に係る結論の表明はこれを差し控える。

c) 検討の結果、指摘及び意見が検出されなかったもの

i) **下線①、「ゴルフ場利用税納入申告書」の課税台帳欄への押印**

「ゴルフ場利用税納入申告書」では、各地域振興局及び支庁において、内容を精査した際に確認した項目に蛍光ペン等による証跡を、税務総合システムへ入力した際に課税台帳欄又は当該欄外に入力済みを示す押印による証跡を残す運用がなされている。ところが、大島支庁では今回の包括外部監査で閲覧した全てにおいて入力済みを示す押印がなかった。

この点、鹿児島県公文書管理条例第 4 条は、合理的に跡付け又は追跡できるように文書を作成することを求めている。

鹿児島県税務課間税係によると、大島支庁においては、「申告・更正・決定・加算金決定入力確認リスト」の回覧と押印により税務総合システムへの入力確認を行っていることから、「ゴルフ場利用税納入申告書」の課税台帳欄への確認印の押印は省略しているとのことであった。令和 6 年 4 月分及び同年 12 月分の「申告・更正・決定・加算金決定入力確認リスト」を閲覧し、税務総合システムへ入力したことを示す証跡があることを確認した。

税務総合システムへ入力した証跡のあり方は、各執行機関の裁量の範囲内であり、その置かれた状況に応じて、事務の効率化等を図って適切な創意工夫を行うことに何らの問題もないと考える。

監査した範囲において、財務事務の執行に関し指摘すべき点は検出されなかった。

ii) **下線②、③及び⑤「ゴルフ用調査票（現地調査用）」の回覧押印欄の運用**

平成 27 年度の鹿児島県包括外部監査の結果を受け、鹿児島県税務課は平成 28 年 8 月 19 日付「鹿児島県公報 No.3239 号」上で、「ゴルフ場利用税調査票（現地調査用）の上段余白に回覧押印欄を新設し、調査終了後に、上長の確認を得るように改善した。」と公表した。しかし、北薩地域振興局及び大隅地域振興局の 2 箇所において、回答押印欄が設けられていなかった。

鹿児島県税務課間税係によれば、北薩地域振興局においては、電子回覧機能を用いた回覧を実施し、大隅地域振興局においては、本件調査票を回覧する際に併せて出張復命書を添付し、出張復命書上で上長による確認と押印がなされているとのことであった。北薩地域振興局の本件ゴルフ場利用税調査に係る電子回覧記録及び大隅地域振興局の本件ゴルフ場利用税調査に係る出張復命書を閲覧し、共に県税課長による確認印が押印されていることを確認した。

ゴルフ場利用税調査票の上長への回覧のあり方は、各執行機関の裁量の範囲内であり、その置かれた状況に応じて、事務の効率化等を図って適切な創意工夫を行うことに何らの問題もないと考える。

監査した範囲において、財務事務の執行に関し指摘すべき点は検出されなかった。

d) 意見

**【意見 14-1】鹿児島県税条例第 66 条第 2 項の適用可能性の通知について（下線④）**

鹿児島県税条例第 66 条第 1 項は「そのゴルフ場の公衆の見やすい場所に、その特別徴収すべきゴルフ場利用税額及び利用料金の金額を表示しなければならない」とし、これに違反した者は 6 月以下の懲役又は 10 万円以下の罰金に処するとされる（同条例同条第 2 項）。

他方、刑事訴訟法第 239 条第 2 項は「官吏又は公吏は、その職務を行うことにより犯罪があると思料するときは、告発しなければならない」として公務員の犯罪告発義務を定める。

本件調査対象者は、前回の調査時に鹿児島県から受けた料金表揭示の指導を無視しており、悪質性が垣間見え、これを鹿児島県税条例第 66 条第 2 項違反として告発しなければならないか否かが問題となる。

この点、告発を行うことによりその行政機関にもたらされる不利益の方が大きい場合には行政機関の判断で告発しなくても刑事訴訟法第 239 条第 2 項違反とはならないと解されている。すなわち、行政機関には、達成しようとしている目的を踏まえ、犯罪があると思料することの相当性、犯罪の重大性及び今後の行政運営に与える影響等を総合的かつ慎重に検討した上で、その犯罪の告発を決定する裁量権が与えられていると考えられている。

これを本件に当てはめると、料金表の不揭示は誰が見ても鹿児島県税条例第 66 条第 2 項に違反したと事実認定できるものの、料金表の不揭示のみで税額に与える影響はないこと及び租税回避の意図も見受けられないため軽微な犯罪といえる。また、本件の料金表不揭示を調査後速やかに告発した場合、鹿児島県税務行政にもたらされる負担は、通常業務を予想以上に圧迫するものと推定され、告発しないことが直ちに刑事訴訟法第 239 条第 2 項違反として地方公務員法第 29 条第 1 項第 2 号に定める懲戒処分の対象とはならないものと思料する。

しかしながら、本件調査対象者は前回の指導を無視しており、悪質性が垣間見えることから、調査時に鹿児島県税条例第 66 条第 2 項による刑事罰が招来する可能性があることを本件調査対象者に通知し、料金表揭示完了予定日を確定させ、その経緯をゴルフ場

利用税調査票（現地調査用）に記録する必要があったものとする。

なお、後日、本件ゴルフ場から料金表を掲示したことを証する画像が始良・伊佐地域振興局に届いており、現在は適法に料金表が掲示されている状態にあることを確認している。

e) 指摘

監査した範囲において、財務事務の執行に関し指摘すべき点は検出されなかった。

f) 平成 27 年度の包括外部監査における指摘に対する措置状況

項番	平成 27 年度の意見・指摘	措置状況等
1	<p><b>【指摘 (P43)】</b></p> <p>ゴルフ場利用税の調査の際に、鹿児島県税事務処理規程に基づいた様式を使用しておらず、規定に準拠した手続きがとられていない。</p> <p>具体的には、ゴルフ場利用税調査票の様式を使用すべきところ、誤って等級決定用の様式を使用しており、「証票の掲示」及び「料金表掲示」等の調査項目が漏れていた。</p>	<p><b>【左記指摘に対する措置状況（鹿児島県公報第 3239 号 H28.8.19）】</b></p> <p>✓ 調査目的に沿った所定の様式を用いるよう課税担当者等に周知・徹底を図る。</p> <p>✓ ゴルフ場利用税調査票（現地調査用）の上段余白に回覧押印欄を新設し、調査終了後に、上長の確認を得るよう改善した。</p> <p>✓ 税務事務執行状況調査において、事務改善の取組状況を確認することにした。</p> <p><b>【現在の措置状況】</b></p> <p>✓ 現在も上記の対応を継続している。</p>

(出典：鹿児島県総務部税務課間税係回答)

## 15. 軽油引取税

### 1) 概要

軽油引取税は、地方税法第 144 条以下に基づいて課される都道府県税であり、軽油の「引取り」に伴う担税力に着目して課税される普通税として位置付けられている。軽油の引取りには、特約業者・元売業者による受領のほか、軽油の譲受、輸入、自家消費など多様な取得形態が含まれる。

[軽油引取税のあらまし]

#### a) 納税義務者

元売業者または特約業者から軽油を引き取った者（購入者）。

- ① 元売業者とは、軽油の製造業者、輸入業者、または販売業者で、総務大臣が指定した事業者をいう。
- ② 特約業者とは、元売業者との販売契約に基づき、継続的に軽油の供給を受けて販売する事業者で、都道府県知事が指定した事業者をいう。

#### b) 納税額

軽油引取税の税額は、「課税標準量×税率」により算出される。

「課税標準量」とは、引取数量（軽油引取りで当該引取りに係る軽油の現実の納入を伴うものの数量）から法定欠損量（※）を控除して得た数量である。

また、軽油引取税の「税率」は、課税標準量 1 リットルにつき、32 円 10 銭である。

（なお、当該税率には当分の間税率として 1 リットルにつき 17 円 10 銭が含まれているが、令和 7 年度末をもって廃止されることが決定している。廃止後は、本則税率の 1 リットルにつき 15 円へと移行する予定である）

（※）法定欠損量の算出方法は次のとおり

- ① 元売業者からの引取りに係る軽油については、当該軽油の数量に 0.3% を乗じて得た数量
- ② 特約業者からの引取りに係る軽油については、当該軽油の数量に 1% を乗じて得た数量

#### c) 課税免除・免税

石油化学製品を製造する事業を営む者が、当該事業の事業場においてエチレンその他の一定の石油化学製品を製造するための原料の用途に供する軽油に係るものは課税が免除される。

また、特例として、一定要件に該当する次のものについては、免税証交付手続を経た上で、令和 9 年 3 月 31 日までの期間に限り免税となる。

- ① 船舶、鉄道、軌道用車両の動力源に使用する場合
- ② 農業、林業用機械の動力源に使用する場合

- ③ セメント製品製造業、生コンクリート製造業、鉱物の採掘事業、港湾運送業、倉庫業、廃棄物処理事業、木材加工業、木材市場業など

d) 申告と納税

元売業者及び特約業者が、毎月分を翌月末までに申告、納付する。

e) 混和軽油の販売等に対する課税

軽油に灯油等を混ぜて販売したり、バスやトラック等の保有者が軽油に灯油等を混ぜて使用している場合にも軽油引取税が課税される。

2) 鹿児島県における軽油引取税の課税・徴収事務

a) 申告と納税

a) 課税・徴収事務の業務フロー

i) 申告書の受理

軽油引取税の特別徴収義務者又は軽油引取税を申告納付すべき納税者(以下「納税者」という。)から納入申告書又は納付申告書の提出があったときは、その内容を精査し、必要な事項について税務総合システムへ登録する。

納入申告書又は納付申告書の記載に誤りがあったときは、直ちに、当該特別徴収義務者又は納税者に連絡し、所要の訂正をさせた上で処理を行う。

ii) 更正又は決定に係る処理

軽油引取税について更正又は決定をする場合は、必要な事項について税務総合システムへ登録するとともに、軽油引取税更正・決定・加算金決定調査書により処理を行う。

iii) 加算金に係る処理

軽油引取税に係る過少申告加算金若しくは不申告加算金又は重加算金を決定する場合においては、当該加算金額の計算の基礎となった税額に係る処理と併せて行う。

iv) 普通徴収に係る税額の算定

普通徴収の方法によって徴収する軽油引取税の税額を算定する場合は、軽油引取税普通徴収税額調査書を作成するとともに、必要な事項を税務総合システムへ登録する。

v) 調定

納入申告書又は納付申告書の受理に係る処理をしたとき、更正又は決定に係る処理をしたとき、加算金に係る処理をしたとき、普通徴収に係る税額の算定に係る処理をしたときは、税務総合システムから出力される軽油引取税調定決議書により調

定を行う。

vi) 徴収猶予又は徴収不能額等の還付若しくは納入義務免除の申請に係る処理

軽油引取税の特別徴収義務者から徴収猶予の申請があったときは、その内容を調査し、申請書に添付された軽油引取税に係る売掛金・貸倒金明細書の内容を確認し、必要な事項について税務総合システムへ登録するとともに、徴収猶予(換価の猶予)(期間延長)承認・不承認決議書により処理し、その結果を徴収猶予(換価の猶予)(期間延長)承認通知書又は徴収猶予(換価の猶予)(期間延長)不承認通知書により当該申請をした者に通知を行う。

また、軽油引取税の特別徴収義務者から徴収不能額等の還付又は納入義務の免除の申請があったときは、その内容を調査し、申請書に添付された軽油引取税に係る売掛金・貸倒金明細書の内容を確認し、必要な事項について税務総合システムへ登録するとともに、軽油引取税徴収不能額等還付・納入義務免除決議書により処理を行う。この場合において、当該申請に理由がないと認めるときは、軽油引取税徴収不能額等還付・納入義務免除不承認通知書により当該申請をした者にその旨を通知する。

vii) 免税軽油以外の軽油を免税の用途に供した場合の承認申請に係る処理

石油化学製品を製造する事業を営む者が、当該事業場においてエチレンその他の政令で定める石油化学製品を製造するために、免税証の交付を受けた後当該免税証に記載された数量を超える数量の軽油(=免税軽油以外の軽油)を引き取り、免税の用途に供したことの承認申請があったときは、その内容を精査した上、免税軽油以外の軽油を免税の用途に供した場合の承認決議書により処理を行う。この場合において、当該申請に理由がないと認めるときは、免税軽油以外の軽油を免税の用途に供したことの不承認通知書により当該申請者に通知する。

viii) 使用済免税証の処理

軽油引取税の特別徴収義務者から提出された納入申告書に使用済免税証が添付されている場合は、当該使用済免税証をバーコード読取機で処理し、当該納入申告書に記載された免税証による軽油の引渡し数量と当該使用済免税証の数量を照合する。

b) 電子申告・納付推進の取組

軽油引取税については令和6年10月より電子申告(eLTAX)が導入されたことに加え、納付書にPay-easyマークが印刷されたものについてはペイジーによる納付も可能となっている。

これら電子申告・納付推進に係る取り組みとして、鹿児島県では「電子申告(eLTAX)」専用の案内ページを設け、eLTAXによる電子申告・電子申請・電子納税の利用が可能であることを明示している。また、ウェブサイトにおいて、「よくある質問(FAQ)」を整

備し、初めて申告・納税手続をする人でも理解しやすいように配慮している。

c) 直近5年間の調定額、徴収率、不納欠損額、収入未済額等の状況

鹿児島県の軽油引取税に関する調定額及び徴収状況をみると、令和2年度から令和6年度にかけて調定額はおおむね12,000百万円前後で安定的に推移している。収入済額もほぼ同額で推移し、徴収率は各年度で99.6%から100%に達しており、現年課税分については極めて高水準の徴収実績を維持している点が顕著である。収入未済額は年度により38～51百万円程度発生しているものの、令和6年度にはわずか5百万円にとどまっております。全体規模からみれば軽微である。過誤納や不納欠損の発生もなく、制度運用の安定性が確認できる。

また、滞納繰越分についても、実態はそのほとんどが徴収猶予によるものであり、調定額が発生した年度においては、徴収率100%を維持している。徴収猶予は、納税者の資金繰りや経営状況等に配慮しつつ、最終的な納付を確保するための制度であり、当該制度が適切かつ有効に活用されていることは、税務行政上、一定の合理性を有するものと考えられる。

総じて、軽油引取税については現年課税・滞納繰越ともに徴収率がほぼ100%で推移しており、税務行政上の大きな課題は認められない。今後も徴収率の高水準維持を前提に、収入未済額の発生を最小化するため、燃料取引に関する事業者の経営環境変化や制度改正の影響を注視し、徴収体制の適正性と透明性を確保することが、税収の安定確保と公平性維持に資するものと考えられる。

[鹿児島県の軽油引取税の調定額等]

(単位：百万円)

現年又は滞納	項目	R2年度	R3年度	R4年度	R5年度	R6年度
現年課税	調定額	12,142	12,149	11,845	11,982	12,372
	収入済額	12,091	12,149	11,845	11,943	12,367
	徴収率	99.58%	100.00%	99.99%	99.68%	99.96%
	不納欠損額	-	-	-	-	-
	過誤納額	-	-	-	-	-
	収入未済額	51	-	0	38	5
	減免金額	-	-	-	-	-
滞納繰越	調定額	67	51	-	-	38
	収入済額	67	51	-	-	38
	徴収率	100.00%	100.00%	-	-	100.00%
	不納欠損額	-	-	-	-	-
	過誤納額	-	-	-	-	-
	収入未済額	-	-	-	-	-
	減免金額	-	-	-	-	-

(出典：鹿児島県定期監査調査)

d) 軽油引取税の徴収率と全国順位

令和6年度における鹿児島県の軽油引取税の徴収率は99.96%と、全国平均98.37%を上回り、全国順位も4位と高水準を維持している。現年分の徴収率が安定しており、徴収事務の適正な運営が確認できる点は評価に値する。全国的に見ても上位に位置しており、徴収体制の整備や事務処理の確実性が反映された結果と考えられる。今後は引き続き高い徴収率を維持するとともに、徴収過程における透明性と公平性の確保を徹底していくことが求められる。

〔都道府県軽油引取税の徴収率と全国順位〕

順位	県名	徴収率	順位	県名	徴収率
1	山梨県	100.00%	25	島根県	98.92%
	沖縄県		26	滋賀県	98.89%
3	愛媛県	99.98%	27	福井県	98.84%
<b>4</b>	<b>鹿児島県</b>	<b>99.96%</b>	28	静岡県	98.68%
5	栃木県	99.90%	29	福島県	98.60%
6	山形県	99.88%	30	京都府	98.50%
7	香川県	99.84%	31	福岡県	98.39%
8	長崎県	99.81%	32	岡山県	98.31%
9	青森県	99.70%	33	山口県	98.16%
10	新潟県	99.70%	34	宮崎県	97.72%
11	高知県	99.67%	35	佐賀県	97.70%
12	大阪府	99.55%	36	広島県	97.61%
13	埼玉県	99.52%	37	秋田県	97.41%
14	宮城県	99.50%	38	群馬県	97.27%
15	大分県	99.48%	39	三重県	97.26%
16	千葉県	99.45%	40	愛知県	97.24%
17	岐阜県	99.42%	41	北海道	97.13%
18	熊本県	99.29%	42	岩手県	96.97%
19	長野県	99.27%	43	東京都	96.84%
20	徳島県	99.27%	44	富山県	96.78%
21	茨城県	99.21%	45	兵庫県	96.39%
22	鳥取県	99.11%	46	神奈川県	96.18%
23	石川県	99.05%	47	奈良県	96.06%
24	和歌山県	99.03%			

(出典：一般社団法人地方行財政調査会 2024年度都道府県税決算見込額調べ(出納閉鎖日現在))

※ 本表における徴収率は小数点第二位までを表示しているが、全国順位は小数点第三位以下の実績値を用いて算定している。そのため、表示上は同率であっても、実際の数値の差により順位が異なることがある。

3) 意見及び指摘並びに過年度の包括外部監査における指摘・意見に対する措置状況

a) 軽油引取税について実施した監査手続

i) はじめに

「6. 個人県民税」に記載のとおり、県から提供を受けた資料は納税者を特定し得る記載が黒塗り処理されており、軽油引取税に関連して提供を受けた資料においても、納税者に加えて特別徴収義務者等を特定し得る記載には黒塗り処理が施されていた。そのため、黒塗り部分に関する証憑間の整合性や正確性については検証できていない。

ii) 実施した手続

- ① 軽油引取税の課税事務手続等の業務内容について質問を実施した。
- ② 適切な手続に従って賦課徴収業務が行われているかを確かめるため、抽出したサンプルについて「軽油引取税納入申告書」「軽油の納入数量明細書」「課税済軽油販売証明書」及び根拠証憑として添付された請求書等を閲覧、照合した。
- ③ 免税軽油使用者の承認手続及び免税軽油使用者に対する免税証交付手続が、適切な申請をもって行われていることを確かめるため、任意の件数について「免税軽油使用者証交付申請書」「免税軽油使用者証交付申請書添付明細書」「誓約書」「免税軽油使用者に係る注意事項」「免税証交付申請書」「免税証交付申請書添付明細書」といった申請書類等及び添付された根拠証憑とを閲覧、照合した。
- ④ 免税証に関する管理状況について質問を実施した。
- ⑤ 不正軽油事案に関する調査状況を確認するため、「調査処理状況報告書」及び県が設置している不正軽油ホットラインに寄せられた事案に関する実態調査報告書を閲覧した。

b) 意見

i) **【意見 15-1】軽油引取税納入申告書における免税証添付状況の記録方法について**

軽油引取税の賦課徴収業務において、納税者からの申告が適切に行われているかを受付時に確認することは、適正な課税の観点から重要な手続の一つであるが、「軽油引取税納入申告書」の受付業務において、添付された免税証の枚数欄が未記入のまま受理されていた事例が確認された。もっとも、当該事例については、特別徴収義務者から提出された免税証及び明細書と照合を行った上で受付処理がなされており、さらに、その照合状況を示す職員の筆跡のある書類についても、後日、監査人に提出されたことから、免税取扱いの実体確認自体は適切に行われていたもの

と認められる。

一方で、納入申告書上の記載欄が空欄のまま受理されている場合、当時実施された確認内容が申告書自体からは直ちに把握できず、確認行為の経緯や範囲について、後日の検証や第三者確認に一定の手間を要する状況となる。税務事務においては、実質的な確認に加え、その内容が申告書等の主要書類上に明確に記録され、事後的にも容易に確認できる状態で管理されることが望ましい。

特に、免税証は免税軽油の適正な取扱いを担保する重要書類であることから、申告書への記載内容と添付書類の照合結果が、できる限り一体的に把握できる形で整理されていることが、事務の透明性及び説明責任の観点から有用であると考えられる。

については、今後の事務運用において、免税証の添付がある場合には、申告書の添付枚数欄への記入又は補記を行うなど、確認済みであることが申告書上からも明確に確認できる取扱いとすることや、照合結果を簡潔に記録する方法について整理・共有を図ることが望まれる。これにより、現行の実務を維持しつつ、事務の記録性及び再現性の向上につながるものと考えられる。

## ii) 【意見15-2】免税軽油申請手続における確認用チェックリスト運用上の問題点について

軽油引取税に係る免税制度においては、免税軽油が法令により認められた用途に限定して使用されることを前提に課税が免除されており、その適正な運用を確保するため、申請段階における確認手続は重要な役割を果たしている。

県では、免税軽油使用者からの申請に際し、「免税軽油使用者に係る注意事項」と題するチェックリストの提出を求め、申請者自身に制度内容や遵守事項を確認させる運用を行っている。しかしながら、当該チェックリストに複数のチェック漏れが認められるにもかかわらず、補正や確認を行うことなく申請が受理されている事案が確認された。

チェックリスト自体は、法令上必須の申請書類そのものではなく、確認用資料として位置付けられるものの、免税制度の内容や注意事項を申請者に再確認させることを目的として提出を求めている以上、チェック漏れを看過したまま申請を受理することは、当該手続を形式的なものにとどめ、実質的に形骸化させるおそれがある。特に、免税軽油制度は不正使用が発生した場合の影響が大きく、申請段階における確認手続の不徹底は、制度全体の信頼性を損なう要因となり得る。チェック漏れがある場合に申請者へ確認や補正を求めない運用が常態化すれば、申請内容や制度理解の不十分なまま免税証が交付されるリスクを内包することとなる。

県においては、チェックリストの位置付けや活用目的を改めて整理した上で、チェック漏れがある場合には申請者に確認、補正を求める運用を徹底するとともに、受付時の確認手順を明確化するなど、申請手続の実効性向上に向けた改善が求められる。

iii) **【意見 15-3】 免税証交付申請書の決裁欄運用の不統一によるリスクについて**

軽油引取税に係る免税制度においては、免税証の交付が課税免除の前提となる重要な行政手続であることから、その審査及び決裁手続は、適正かつ統一的行われる必要がある。

しかしながら、県が免税証の交付手続の際に作成している「免税証交付申請書」に設けられている「審査」「承認」「交付」の各欄の取扱いについて、地域振興局・支庁ごとに運用が大きく異なっている事案が確認された。具体的には、全ての欄に押印がなされているもの、承認欄のみ押印されているもの、各欄が手書きの備考欄として使用されているもの、同一人物の印鑑が複数欄に押印されているものなど、統一性を欠く運用が見受けられた。

このような運用のばらつきは、免税証交付に至る意思決定過程が書面上から判別しにくくなるおそれがあり、事後的な検証や内部牽制の観点から問題がある。特に、審査・承認・交付といった工程が形式的に区分されていない場合、実質的なチェック機能が十分に働いていない可能性を否定できず、不適切な免税証交付や不正使用の温床となるリスクを内包する。

また、地域ごとに運用が異なる状況は、申請者間の取扱いの公平性に疑義を生じさせるだけでなく、職員間の認識の相違や事務引継ぎ時の混乱を招く要因ともなり得る。

県においては、「審査」「承認」「交付」各欄の位置付けや記載、押印方法について明確な基準を示し、全地域で統一した運用を徹底するとともに、必要に応じて様式の見直しを行うなど、免税証交付事務の透明性及び信頼性の向上を図る必要がある。

iv) **【意見 15-4】 免税証受付枚数確認事務の効率化及び正確性向上について**

軽油引取税に係る特別徴収義務者からの申請において、免税証が提出された際、その受付枚数を複数の職員が分担して目視により確認、計数している実態が認められた。限られた人員及び時間の中で、相当数に上る免税証を手作業で確認することは、職員の事務負担が大きいのみならず、確認漏れや計数誤りが生じるリスクがある。

免税証の枚数は、申請内容どおりに免税軽油が引き取られているかを確認するための基礎的な情報であり、その把握に誤りが生じた場合、免税対象数量の算定に影響を及ぼし、課税の公平性や適正性に疑義が生じる可能性がある。また、受付時点で正確な枚数が把握、記録されなかった場合、後日、申請内容や納税額に関する照会等が生じた際に、当時の受付状況を客観的に説明することが困難となり、県の事務処理の妥当性に対する信頼を損なうおそれも考えられる。加えて、手作業による計数を前提とした運用が常態化すれば、職員の負担増大を通じて、繁忙期における事務全体の品質低下につながるおそれも否定できない。

今後は、特別徴収義務者に対して免税証の提出枚数の記載を徹底させるとともに、

受付時の確認方法の簡素化や、電子的な管理手法の導入可能性について検討するなど、事務処理の標準化及び省力化を図ることが望ましい。

c) 指摘

**【指摘 15-1】 免税軽油使用実績報告書の受理手続に係る改善の必要性について**

軽油引取税に係る免税制度は、免税軽油が法令により認められた用途に限定して使用されることを前提に課税を免除するものである。その適正性を担保するため、免税証の管理及び使用実績の確認が重要であることは言うまでもないが、免税軽油使用者から提出される「免税軽油使用実績報告書」について、アワメーター数や軽油受払内訳といった数量面の記載は確認できるものの、免税軽油を使用した具体的な作業内容等の欄が未記入であるにもかかわらず、県において受理されている事案が確認された。

免税軽油の使用数量を把握するという観点に限れば、数量情報のみの確認でも一定の管理は可能であるが、免税制度の趣旨は、免税対象用途に限定して使用されているかを確認する点にあり、作業内容の記載は、目的外使用や不正使用の抑止、検証に資する重要な情報である。作業内容欄が未記入のまま受理される運用が常態化した場合、免税軽油の使用実態を事後的に検証することが困難となり、制度運用上のリスクを内包するおそれがある。

このため県においては、報告書様式に定められた各記載項目の趣旨を改めて整理した上で、作業内容等の記載がない場合には補正を求める運用を明確化することが望まれる。併せて、受付時の確認事項をチェックリスト化することや、免税軽油使用者に対し記載要領を周知することにより、事務の標準化と制度の適正な運用の確保を図る必要がある。

d) 平成 27 年度の包括外部監査における指摘・意見に対する措置状況

平成 27 年度の鹿児島県包括外部監査において、軽油引取税に係る指摘又は意見はない。

## 16. 自動車税（環境性能割・種別割）

### 1) 概要

自動車税（環境性能割・種別割）は、地方税法第 145 条以下において規定される都道府県税であり、自動車の取得・保有に伴う担税力に基づき、使用の本拠を置く都道府県が課税する普通税として位置付けられている。令和元年 10 月に行われた地方税法の改正により、従来の自動車取得税は廃止、新たに「自動車税環境性能割」が導入され、また、従来の自動車税は「自動車税種別割」へと名称を変え、税率も変更された経緯がある。鹿児島県では、県税条例第 98 条以下において納税義務者等、課税標準、税率、徴収方法等の賦課徴収業務に関する内容を規定している。

「自動車税環境性能割」は、自動車の「取得」に着目した一時的な税であり、取得価額を課税標準として自動車の燃費性能・排出ガス性能に応じた税率を適用する。取得形態は新車・中古車を問わず、有償・無償を含む広範な取得が対象であり、実質的取得者が納税義務者となる点に特色がある。

一方、「自動車税種別割」は、自動車の「保有」に基づき毎年課税されるもので、4月1日時点の所有者に対して用途区分や総排気量等に応じて税額が定められる。自動車の継続使用は道路維持管理や交通安全対策等の行政サービスと密接に関連し、受益と負担の均衡の観点から本税の合理性が認められる。

これら自動車税（環境性能割・種別割）は道路交通・環境施策等を支える重要な自主財源として位置付けられ、取得・保有に伴う受益との均衡、並びに環境政策上の誘導効果の両面から制度的意義を有している。

[自動車税環境性能割のあらまし]

#### a) 納税義務者

自動車を取得した者（新車・中古車を問わない。）。ただし、割賦販売の場合のように売主が所有権を留保しているときは、買主が納税義務者となる。

#### b) 納税額

自動車税環境性能割の税額は、「自動車の通常の取得価額×税率」により算出される。

「自動車の通常の取得価額」とは、自動車の取得のために通常要する価額をいう。無償で取得した場合や特別に安く買った場合には、同車種の通常の取得価額によって課税される。この価額には、自動車と一体になっているものも含まれる。

また、税率は自動車の燃費性能等に応じて、自家用の登録車は 0～3%、営業用の登録車と軽自動車は 0～2% が適用される。

#### c) 免税・非課税対象

次の取得については、課税されない。

- i) 取得価額が 50 万円以下の自動車の取得
- ii) 国・地方公共団体等による自動車の取得

- iii) 相続による取得
- iv) 法人の合併又は分割による取得
- v) 所有権留保付で売買された自動車で、代金完済等により、所有権が売主から買主へ移転した場合の取得

d) 軽減措置

低公害車・一定の燃費基準を満たす自動車については税率軽減が適用される。  
 また、身体障害者等が所有又は使用する自動車で、一定の要件に該当する場合には、登録のときに申請することで減免される。

e) 申告と納税

運輸支局にて自動車の新規登録又は所有権移転の登録をするときに、県の鹿児島地域振興局自動車税課へ申告して納付する。

f) 使途

県の一般財源に充当されるほか、40.85%に相当する金額が、県内の市町村に交付される。

g) 軽自動車税環境性能割

軽自動車を取得した者に課される。軽自動車税環境性能割は市町村税であるが、当分の間、市町村に代わり県が賦課徴収を行う。

[自動車税種別割のあらまし]

a) 納税義務者

自動車を取得した者（新車・中古車を問わない。）。ただし、割賦販売の場合のように売主が所有権を留保しているときは、買主が納税義務者となる。

b) 納税額

自動車税種別割の税額は、自動車の種類、用途、総排気量、最大積載量等に応じて年税額が定められている。

主なものは以下のとおり。

(単位：円)

区 分		自家用	営業用
乗用車	総排気量 1.0ℓ以下	25,000	7,500
	総排気量 1.0ℓ超 1.5ℓ以下	30,500	8,500
	総排気量 1.5ℓ超 2.0ℓ以下	36,000	9,500
	総排気量 2.0ℓ超 2.5ℓ以下	43,500	13,800
	総排気量 2.5ℓ超 3.0ℓ以下	50,000	15,700

	総排気量 3.0ℓ超 3.5ℓ以下	57,000	17,900
	総排気量 3.5ℓ超 4.0ℓ以下	65,500	20,500
	総排気量 4.0ℓ超 4.5ℓ以下	75,500	23,600
	総排気量 4.5ℓ超 6.0ℓ以下	87,000	27,200
	総排気量 6.0ℓ超	110,000	40,700
トラック (3人以下)	最大積載量 1ト以下	8,000	6,500
	最大積載量 1ト超 2ト以下	11,500	9,000
	最大積載量 2ト超 3ト以下	16,000	12,000
	最大積載量 3ト超 4ト以下	20,500	15,000
	最大積載量 4ト超 5ト以下	25,500	18,500
	最大積載量 5ト超 6ト以下	30,000	22,000
	最大積載量 6ト超 7ト以下	35,000	25,500
	最大積載量 7ト超 8ト以下	40,500	29,500

(監査人作成)

c) 免税・非課税対象

国・地方公共団体等による自動車の取得については課税されない。

d) 軽減措置

次の自動車で、一定の要件に該当する場合は、課税が免除又は減免される。

- i) 商品であって使用しない自動車
- ii) 消防専用自動車
- iii) 救急専用自動車、結核予防の事業の用に供するレントゲン専用自動車及びガン検診車
- iv) 病院又は診療所が所有する救急自動車及びへき地巡回診療のために使用する自動車
- v) 教育練習の用に供する自動車
- vi) 身体障害者等の利用に供する自動車
- vii) 身体障害者等が所有する自動車で一定の要件に該当する場合
- viii) 一般乗合用又は一般貸切用のバス
- ix) 身体障害者が所有する自動車

e) グリーン化特例

地球温暖化・大気汚染防止の観点から、環境負荷の小さい自動車の普及等を図るため、排出ガス性能及び燃費性能の優れた自動車は税額を減額（軽課）し、新車新規登録から一定年数を経過した自動車は税額を増額（重課）する制度で、国の税制優遇措置（特例措置）の一つである。

i) 軽課

令和5年4月から令和8年3月末までに新車新規登録した自動車で、電気自動車、

燃料電池自動車、天然ガス自動車、プラグインハイブリッド車、又は一定の要件を満たすガソリン自動車、LPG自動車、クリーンディーゼル車については、新車新規登録の翌年度の1年間のみ、自動車税種別割が減額される。

ii) 重課

新車新規登録から11年を経過したディーゼル車及び新車新規登録から13年を経過したガソリン車（LPG車を含む）は、抹消登録するまで自動車税種別割が増額される。

f) 申告と納税

自動車の新規登録、変更登録、移転登録（購入、売却、廃車、登録事項の変更等）をしたときは、当該事案が発生した日の翌日から起算して15日を経過する日までに、自動車税種別割の申告書を県の鹿児島地域振興局自動車税課へ提出する。

納税については、毎年4月1日現在で自動車を所有している者が、県の各地域振興局・支庁から送付される納税通知書により、5月末までに納付する。

ただし、4月1日以後に新規登録した場合は、登録の時に月割で納付する。

2) 鹿児島県における自動車税（環境性能割・種別割）の課税・徴収事務

a) 課税・徴収事務の業務フロー（自動車税環境性能割）

i) 申告書の受理

自動車税環境性能割の納税義務者から申告書若しくは修正申告書又は環境性能割に係る申請書の提出があったときは、その内容について精査の上、必要な事項について税務総合システムへ登録する。

ii) 納税義務の免除又は徴収猶予の申告に係る処理

環境性能割の納税義務の免除又は徴収猶予に係る申告があったときは、自動車税環境性能割関係申告整理簿に必要な事項を記載して整理し、その処理の状況を明確にする。

iii) 申告書と賦課資料との照合

申告書又は修正申告書の記載内容について、自動車登録ファイル又は軽自動車に係る自動車検査証若しくは使用の届出書により照合し、その結果当該申告書又は修正申告書に記載された事項が照合したところと異なるとき、又は申告書若しくは修正申告書を提出すべき者が申告書若しくは修正申告書を提出していないことが明らかとなったときは、自動車税環境性能割調査書を作成し、更正又は決定の処理を行う。

iv) 加算金に係る処理

環境性能割に係る過少申告加算金、不申告加算金又は重加算金を決定する場合に

においては、当該加算金額の計算の基礎となった税額に係る処理と併せて行う。

v) 調定

申告書若しくは修正申告書の提出があったとき、又は更正若しくは決定若しくは加算金に係る処理をしたときは、自動車税環境性能割調定決議書により調定する。

vi) 環境性能割に係る減免の処理

自動車の取得に係る環境性能割の減免の申請があったときは、その内容を精査の上、自動車税環境性能割関係決議書により処理し、その結果を自動車税環境性能割関係承認通知書又は自動車税環境性能割関係不承認通知書により当該申請をした者に通知する。

b) 課税・徴収事務の業務フロー（自動車税種別割）

i) 申告書の受理

自動車税種別割の納税義務者から申告書の提出があったときは、その内容を精査し、当該申告書に必要な事項を記載の上、税務総合システムへ登録する。

また、非課税自動車に係る届出を受けたときは、申告書を受理した時点で必要な事項について税務総合システムへ登録する。

ii) 課税免除の申請に係る処理

自動車税種別割の課税免除の申請があったときは、その内容を精査の上、自動車税種別割課税免除(減免)決議書により処理し、その結果を自動車税種別割課税免除承認(不承認)通知書により当該申請をした者に通知する。

また、課税免除に係る自動車が課税免除の要件に該当しないこととなったため課税免除を取り消す場合は、自動車税種別割課税免除(減免)取消決議書により処理し、自動車税種別割課税免除(減免)取消通知書によりその旨を当該自動車の所有者に通知する。

なお、種別割の課税免除を承認し、又は取り消したときは、必要な事項について電算処理をするとともに、自動車税種別割台帳にその旨を記載する。

iii) 減免の申請に係る処理

自動車税種別割の減免の申請があったときは、その内容を精査の上、自動車税種別割課税免除(減免)決議書により処理し、その結果を自動車税種別割減免決定通知書又は自動車税種別割減免不承認決定通知書により当該申請をした者に通知する。

また、減免に係る自動車が減免の要件に該当しないこととなったため減免を取り消す場合は、自動車税種別割課税免除(減免)取消決議書により処理し、自動車税種別割課税免除(減免)取消通知書によりその旨を当該自動車の所有者に通知する。

- iv) 課税保留に係る処理
- 道路運送車両法(昭和26年法律第185号)第15条の規定による永久抹消登録がされていない自動車で、解体その他によって既に滅失したもの若しくは盗難等により現に所有していないと認められるもの又は納税義務者の所在不明等のためその所在が確認できないものについて当該自動車の所有者等から申請があったときは、内容を精査し、課税することが適当でないと認めたときは、自動車税種別割課税保留決議書により課税保留の取扱いをする。
- v) 税額の算定
- 必要な事項について税務総合システムへ登録することで、自動車税種別割の税額が算定される。なお、算定した税額を変更し、又は取り消したときは、必要な事項について税務総合システムへ登録し、自動車税種別割税額異動通知書により当該種別割の納税義務者に通知する。
- vi) 調定
- 税額の算定に係る処理及び算定した税額の変更又は取消しに係る処理に基づいて税務総合システムへ登録するとともに、自動車税種別割調定決議書により調定する。
- c) 電子申告・納付推進の取組
- 自動車二税(当時の自動車税及び自動車取得税)については、平成29年度より電子申告(OSS)が導入された。また、納付書にPay-easyマークが印刷されたものについてはペイジーによる納付も可能となっている他、自動車税種別割に関しては令和5年度よりクレジットカードによる決済やスマホ決済についても導入済みである。
- これら電子申告・納付推進に係る取り組みとして、鹿児島県ではOSSや「電子申告(eLTAX)」専用の案内ページを設け、電子申告・電子申請・電子納税の利用が可能であることを明示している。また、ウェブサイトにおいて、「よくある質問(FAQ)」を整備し、初めて申告・納税手続をする人でも理解しやすいように配慮している。その他、関係する機関や団体を通じてOSSやeLTAXの利用促進及びシステムの周知を行ったり、キャッシュレス納付や多様な納付方法の案内に関するチラシを配布する等の取り組みを実施している。
- d) 直近5年間の調定額、徴収率、不納欠損額、収入未済額等の状況
- 鹿児島県の自動車税に関する調定額及び徴収状況をみると、現年課税分は令和2年度から令和6年度にかけて18,600~19,200百万円程度で安定的に推移している。収入済額もほぼ同水準であり、徴収率は毎年度99.7%前後と極めて高水準を維持している。収入未済額は40百万円前後で推移しているが、全体規模からみれば軽微であり、税務行政の安定性が確認できる。不納欠損や過誤納の発生もほとんどなく、減免も限定的であることから、制度運用の適正性がうかがえる。

一方、滞納繰越分については調定額が毎年度 100 百万円前後で推移する中、収入済額は 30～50 百万円程度にとどまり、徴収率は 30%台と低水準で推移している。収入未済額は着実に減少傾向を示しているものの、依然として 50 百万円以上が残存しており、滞納整理の実効性に課題があることが明らかである。特に不納欠損額が毎年度 10 百万円前後発生している点は、徴収困難事案の存在を示しており、早期対応や整理方針の明確化が求められる。

なお、環境性能割については令和 2 年度以降調定額が増加傾向にあり、令和 6 年度には 1,319 百万円に達している。徴収率は 100%で推移し、滞納や未済額は発生していないことから、制度導入後の安定的な徴収が確保されている点は評価できる。これに対し、種別割は調定額・収入済額ともに安定しているが、滞納繰越分の低調な徴収率が課題である。

総じて、自動車税の現年課税分は高水準の徴収率を維持しているものの、滞納繰越分の整理が税務行政上の主要課題である。今後は、滞納整理体制の強化、納税者への早期督促、徴収困難事案の適切な処理を通じて、税収の安定確保と公平性の維持を図ることが求められる。

[鹿児島県の自動車税の調定額等]

(単位：百万円)

現年又は滞納	項目	R2 年度	R3 年度	R4 年度	R5 年度	R6 年度
現年課税	調定額	18,619	18,607	19,019	19,125	19,221
	収入済額	18,577	18,565	18,976	19,083	19,183
	徴収率	99.77%	99.77%	99.77%	99.78%	99.80%
	不納欠損額	-	0	0	0	-
	過誤納額	-	-	-	-	-
	収入未済額	42	42	44	42	39
	減免金額	0	0	-	0	-
滞納繰越	調定額	155	126	115	108	102
	収入済額	56	41	36	35	36
	徴収率	36.30%	32.65%	30.75%	32.86%	35.13%
	不納欠損額	13	10	13	10	13
	過誤納額	-	-	-	-	-
	収入未済額	85	75	67	62	53
	減免金額	-	-	-	-	-

(出典：鹿児島県定期監査調書)

〔自動車税のうち、環境性能割〕

(単位：百万円)

現年又は 滞納	項目	R2 年度	R3 年度	R4 年度	R5 年度	R6 年度
現年課税	調定額	808	819	1,052	1,203	1,319
	収入済額	808	819	1,052	1,203	1,319
	徴収率	100.00%	100.00%	100.00%	100.00%	100.00%
	不納欠損額	-	-	-	-	-
	過誤納額	-	-	-	-	-
	収入未済額	-	-	-	-	-
	減免金額	-	-	-	-	-
滞納繰越	調定額	-	-	-	-	-
	収入済額	-	-	-	-	-
	徴収率	-	-	-	-	-
	不納欠損額	-	-	-	-	-
	過誤納額	-	-	-	-	-
	収入未済額	-	-	-	-	-
	減免金額	-	-	-	-	-

(出典：鹿児島県定期監査調書)

〔自動車税のうち、種別割〕

(単位：百万円)

現年又は 滞納	項目	R2 年度	R3 年度	R4 年度	R5 年度	R6 年度
現年課税	調定額	17,811	17,788	17,967	17,922	17,902
	収入済額	17,769	17,745	17,924	17,880	17,864
	徴収率	99.76%	99.76%	99.76%	99.76%	99.78%
	不納欠損額	-	0	0	0	-
	過誤納額	-	-	-	-	-
	収入未済額	42	42	44	42	39
	減免金額	-	0	-	0	-
滞納繰越	調定額	155	126	115	108	102
	収入済額	56	41	36	35	36
	徴収率	36.30%	32.65%	30.75%	32.86%	35.13%
	不納欠損額	13	10	13	10	13
	過誤納額	-	-	-	-	-
	収入未済額	85	75	67	62	53
	減免金額	-	-	-	-	-

(出典：鹿児島県定期監査調書)

e) 自動車税（環境性能割及び種別割）の徴収率と全国順位

令和6年度における鹿児島県の自動車税環境性能割の徴収率は100%であり、全国平均値と同水準で、全国順位も1位に位置している。現年分・滞納繰越分ともに欠損なく処理されており、徴収事務の確実性と適正性が確認できる点は高く評価される。環境性能割は制度上、課税対象が限定的であることから徴収率が高位安定する傾向にあるが、鹿児島県においてもその水準を堅実に維持していることは、税務事務の適正な執行を示すものである。

一方、自動車税種別割については、徴収率が99.42%と、全国平均99.45%をやや下回り、順位も34位にとどまっている。現年分の徴収率は安定しているものの、滞納繰越分の処理率が約35.13%にとどまっていることが全体の徴収率を押し下げる要因となっている。自動車税種別割は自動車保有者全般に課税されるため納税者層が広く、毎年度定期的に課税されることから、納付遅延や滞納が発生しやすい税目である。滞納繰越分の解消に向けた取組を一層強化するため、滞納整理の効率化や納税者への適切な督促・周知を徹底し、徴収率の更なる改善を図ることが重要である。

〔自動車税環境性能割の徴収率と全国順位〕

順位	県名	徴収率	順位	県名	徴収率
1	鹿児島県 ほか42都府県	100.00%	46	北海道	99.97%
44	大阪府	99.99%	47	千葉県	99.87%
45	鳥取県	99.99%			

(出典：一般社団法人地方行財政調査会 2024年度都道府県税決算見込額調べ(出納閉鎖日現在))

※ 本表における徴収率は小数点第二位までを表示しているが、全国順位は小数点第三位以下の実績値を用いて算定している。そのため、表示上は同率であっても、実際の数値の差により順位が異なることがある。

〔自動車税種別割の徴収率と全国順位〕

順位	県名	徴収率	順位	県名	徴収率
1	秋田県	99.92%	25	大阪府	99.55%
2	新潟県	99.84%	26	埼玉県	99.53%
3	鳥取県	99.84%	27	福岡県	99.52%
4	宮崎県	99.84%	28	青森県	99.49%
5	山口県	99.83%	29	熊本県	99.49%

順位	県名	徴収率	順位	県名	徴収率
6	長崎県	99.80%	30	愛知県	99.47%
7	佐賀県	99.77%	31	東京都	99.47%
8	和歌山県	99.74%	32	愛媛県	99.47%
9	大分県	99.73%	33	宮城県	99.46%
10	栃木県	99.73%	<b>34</b>	<b>鹿児島県</b>	<b>99.42%</b>
11	三重県	99.72%	35	香川県	99.40%
12	高知県	99.70%	36	神奈川県	99.35%
13	山形県	99.68%	37	滋賀県	99.32%
14	群馬県	99.66%	38	奈良県	99.31%
15	長野県	99.65%	39	千葉県	99.27%
16	山梨県	99.62%	40	兵庫県	99.27%
17	島根県	99.62%	41	沖縄県	99.26%
18	岩手県	99.62%	42	北海道	99.23%
19	広島県	99.60%	43	岐阜県	99.16%
20	徳島県	99.59%	44	茨城県	99.03%
21	岡山県	99.59%	45	京都府	98.99%
22	富山県	99.59%	46	福島県	98.92%
23	静岡県	99.56%	47	石川県	98.77%
24	福井県	99.56%			

(出典：一般社団法人地方行財政調査会 2024年度都道府県税決算見込額調べ(出納閉鎖日現在))

※ 本表における徴収率は小数点第二位までを表示しているが、全国順位は小数点第三位以下の実績値を用いて算定している。そのため、表示上は同率であっても、実際の数値の差により順位が異なることがある。

### 3) 意見及び指摘並びに過年度の包括外部監査における指摘・意見に対する措置状況

#### a) 自動車税（環境性能割・種別割）について実施した監査手続

##### i) はじめに

「6. 個人県民税」に記載のとおり、県から提供を受けた資料は納税者を特定し得る記載が黒塗り処理されており、自動車税（環境性能割・種別割）に関連して提供を受けた資料においても、納税者に加えて対象物件（課税客体）を特定し得る記載には黒塗り処理が施されていた。そのため、黒塗り部分に関する証憑間の整合性や正確性については検証できていない。

##### ii) 実施した手続

- ① 自動車税（環境性能割・種別割）の課税事務手続き等の業務内容について質問を実施した。
- ② 適切な手続きに従って自動車税環境性能割・自動車税種別割に関する賦課徴収業務が行われているかを確認するため、調定内訳書を母集団として抽出したサンプルについて、「自動車税（環境性能割・種別割）申告書（報告書）」「軽自動車税（環境性能割）申告書（報告書）」「自動車税種別割減免取消決議書」「課税復活連絡票」「自動車税減免申請書」「自動車税環境性能割関係決議書」「自動車税種別割課税保留決議書」「自動車税種別割課税免除申請書」といった関連書類を閲覧、照合し、また、課税額の再計算を実施した。
- ③ 自動車税種別割のグリーン化特例について、その軽課・重課の算定が適切に行われているかを確認するため、システム画面のハードコピー等の関連証憑を参照しながら、システム対応に関する質問を実施した。また、抽出したサンプルについて、グリーン化特例に関する判定を含む登録情報が適正かを確認、課税額の再計算を実施した。
- ④ 自動車税種別割の課税免除及び減免に係る実態調査状況を確認するため、県が実施した社会福祉施設が保有する福祉車両に関する実態調査から抽出したサンプルについて、「課税免除車実態調査票」を閲覧し、目的使用率の再計算を実施する等、評価の過程及びその適正性を確かめた。
- ⑤ その他、免税制度の本来の趣旨に照らして不相応な車両についてまで免税されてしまうリスクを防ぐための体制について質問を実施した。

b) 意見

i) **【意見 16-1】 使用実態を失った福祉車両の把握体制について**

福祉車両の自動車税減免の適否を確認するため、県が福祉施設に対し文書により対象車両の実態調査票の提出を依頼したところ、当該施設から「令和6年1月から、故障により使用していない車両が存在する」との申出があり、初めてその実態が判明した事案があった。また、当該車両の登録抹消手続きは、調査依頼の日付と前後しており、施設側が日常的な管理の中で適切な時点で手続きを行ったのか、あるいは県からの調査依頼を受けて急遽対応したものか判然としない状況であった。もちろん、日付の近接が偶然である可能性は否定できないものの、福祉車両が実態として使用されていないにもかかわらず、その事実が県に適時共有されず、減免対象車両として存置されていた可能性は看過できない。福祉車両は、本来利用者の送迎等に専ら供されることを前提として減免措置が講じられており、実態との乖離は課税の公平性を損なうだけでなく、制度の信頼性にも影響を及ぼす。

従って、県としては、使用実態が失われた車両を速やかに把握できる仕組みの構築が不可欠である。具体的には、現行の定期的な指導等に加え、故障・廃止予定車両の届出ルールの特明瞭化、実地確認の重点化等の改善策を講じ、減免制度の適正運用をより確実に担保することが望まれる。

ii) **【意見 16-2】 目的使用率の算定及び区分判定に係るチェック体制の強化について**

福祉車両の自動車税減免の適否を確認するため、県が実施した実態調査において、県の定める判断基準上は改善指導が必要となる区分（目的使用率 70%以上 80%未満）に該当する車両が存在したにもかかわらず、調査記録上は「適正」（同 80%以上）として整理されていた事案が確認された。もっとも、今回の事案については、対象施設に対して実際には改善指導を行っていることが、後日、監査人側に提出された資料からも確認できたため、調査記録上の単なる記載誤りであったことが判明した。一方で、区分誤りが行政判断に直結する以上、記載誤りの発生自体が内部チェック体制の不十分さを示唆していることは否めない。

本来、目的使用率に基づく区分は、減免制度の適正運用を担保するための重要な判断基礎であり、改善指導の要否を左右する指標である。それにもかかわらず、基準に照らした正確な区分が記録されていなければ、県として必要な行政指導を実施できず、ひいては減免制度の均衡性及び公平性が損なわれるおそれがある。また、調査結果が適正よりも緩和的に取り扱われているとすれば、制度の信頼性にも影響を及ぼす。

従って、県は、目的使用率の算定及び区分判定に係るチェック体制を強化し、調査票の記録内容について複数者確認を行う仕組みを導入することが望まれる。また、作業マニュアルの明確化や担当者研修の実施等により、判断基準の運用の一貫性を確保し、減免制度の適正性をより確実なものとする必要がある。

c) 指摘

i) **【指摘 16-1】 社会福祉施設車両の減免審査における再評価手続の公正性確保について**

社会福祉施設が保有する福祉車両について、自動車税減免の適否を判断する際、県では半年間の運行日誌に基づいて実際の運行記録から目的使用率を算定し、80%以上を課税免除継続、70%以上 80%未満を改善指導の上で課税免除継続、60%以上 70%未満を 2 か月間の使用実績を再提出依頼の後に再評価、60%未満を不適正として課税復活とする運用を行っている。

このうち、目的使用率が 60%以上 70%未満の場合に、不適切と評価された期間を除外し、指導後の 2 か月間に限った実績で再評価する方式は、改善状況の迅速な確認という行政目的に照らし一定の合理性が認められる。一方で、短期間のみを評価対象とする仕組みは、提出義務者が当該期間に意図的に目的使用を集中させるなど、行動調整（情報操作）の余地を残し、公平性確保の観点からは課題も存在する。とりわけ年間を通じた利用構造が改善されていない場合でも、短期的改善のみで免除が維持される可能性があり、減免制度本来の趣旨である「専ら福祉目的への利用」との整合性が損なわれるおそれがある。

従って、再評価の際には、年間又は一定期間の運行記録の併用、改善計画書の提

出、再評価対象法人への翌年度の重点的モニタリングなどを組み合わせ、公正妥当な判断基盤をより確実に確保することが望まれる。

ii) **【指摘 16-2】実態調査票の手書き修正に伴う修正履歴の記録及び根拠資料の管理について**

福祉車両の自動車税減免の適否を確認するために提出された「課税免除車実態調査票」を閲覧したところ、目的使用日数や目的使用走行距離に係る数値について、手書きによる修正が多数認められた。しかし、当該修正について、調査票とその根拠資料が一元管理されていないことに起因して、誰がどのような根拠で修正を行ったのか、また修正前後の数値がいかなる理由により変動したのかを示す記録が添付されておらず、修正内容の正確性を確認することができなかった。中には、修正により目的使用率が課税に関する判断区分を跨ぎ、減免の可否判断に直接影響を与える事案も見られた。実態調査票は、減免制度の適正運用を支える基礎資料であり、その内容の正確性と改ざん防止は、課税の公平性確保の観点から極めて重要である。

従って、今後は、①修正履歴（修正を行った者とその日時、修正理由など）の記録、②調査票と根拠資料の一元管理を徹底するといった対応が必要である。

iii) **【指摘 16-3】突発事案控除後の目的使用率に基づく改善指導未実施の問題について**

福祉車両の自動車税減免の適否を確認する実態調査において、目的外使用が突発的な事案（行方不明者の捜索）により一時的に増加したことを理由に、目的使用率が本来の基準を下回っていたにもかかわらず、「適正」と判断された事案が確認された。確かに、緊急事案に対応するための車両使用は、目的外使用の事情として十分考慮する余地はある。しかしながら、本件では突発事案の走行距離を控除して再計算した場合でも、目的使用率は改善指導が必要となる区分（70%以上80%未満）に該当していることが確認された。従って、本件を「適正（80%以上）」として整理した判断は、県が定める基準に照らして整合性を欠き、減免制度の適正運用に影響を及ぼすおそれがある。目的外使用の特殊事情を考慮すること自体は否定されるものではないが、その場合においても基準に基づく区分判定が揺らいでならず、透明性と一貫性の確保が不可欠である。

今後は、目的使用率の算定における突発事案の位置付けや取扱いを明確化し、考慮すべき事案を例示するとともに、目的外使用を控除した再計算値と区分判定の双方を調査票に明記し、複数者による確認体制を導入するなど、判断過程の適正化と基準運用の統一を図ることが望まれる。

iv) **【指摘 16-4】県公式サイト掲載の自動車税種別割税額表における誤記載について**

県が公式ホームページで公表している「県税のしおり」において、自動車税種別

割の年税額表に記載された「トラック（3人以下）」の区分について、誤った単位によって掲載されていることが確認された。当該資料は県民及び事業者が税額や区分を判断する際の基礎情報として広く参照されており、その正確性は行政情報への信頼性を支える重要な要素である。誤記が公表資料に残存したまま掲載されていることは、行政運営上の情報提供体制に問題があることを示唆している。

今回の誤記は一見軽微な表記ミスであるが、税務関連情報としての性質上、本来であれば複数の確認工程を経て正確性が担保されるべきものであり、誤った区分表示は利用者に誤解を与え、納税判断にも影響を及ぼすおそれがある。また、ホームページで公開されていることから影響範囲が広く、行政情報全体の信用性を損なう可能性も否定できない。このことから、本件は内部統制の観点からも改善の余地が認められる。

再発防止に向けては、資料作成から公開に至るまでの校正・確認体制を見直し、特に数値や単位を扱う表記情報については専門部署による最終確認を必須化するなど、責任区分を明確化したチェックフローの整備が必要である。さらに、公開前のチェックリスト運用や過年度資料との照合を取り入れるなど、体系的な品質管理を導入することで、行政情報の正確性向上と信頼性確保につながると考えられる。

d) 平成 27 年度の包括外部監査における指摘・意見に対する措置状況

項番	平成 27 年度の意見・指摘	措置状況等
1	<p><b>【意見（P73）】</b></p> <p>知事の承認を受けた社会福祉施設の自動車は課税免除となるが、そのためには要件を具備した運行日誌の整備が必要となる。県の定める「自動車税課税免除実態調査要領」6(3)では社会福祉施設については概ね3～4年ごとに調査する、となっている。</p> <p>施設に対する実施調査件数は増加傾向にあるが、文書調査はそもそも調査数が少なく過去3年度は横ばい状況にある。</p> <p>実地調査数の増加が困難であるならば、文書調査を増やし、気付事項や疑問点が生じた施設に改めて赴く等の対策が必要である。</p>	<p><b>【現在の措置状況】</b>（鹿児島県総務部税務課回答）</p> <p>御指摘のあったこと、またコロナ禍もあり、文書調査数を増やし、要領に定められた頻度で実施できるよう努めているところである。</p> <p>なお、令和7年度の社会福祉施設への調査については、令和3年度以降調査を行っていない全ての自動車を対象として調査を行っているところである。</p>

項番	平成 27 年度の意見・指摘	措置状況等
2	<p>【意見 (P73)】</p> <p>社会福祉施設が自動車税の課税免除を受けるには要件をみたす運行日誌等の整備が必要ということになる。</p> <p>しかし、調査を行って入手された実際の各社会福祉施設の運行日誌等を見ると用紙の使い方も縦・横があり、手書・機械入力出力ありと様々な形で作成されている。</p>	<p>【現在の措置状況】(鹿児島県総務部税務課回答)</p> <p>県ホームページにて様式例を掲載しているが、各施設において運行日誌等を管理する過程で、馴染みの様式・方法等が採用されているところもある。県としては、様式例に示す項目を網羅していれば調査に支障はないため、様式を強制して依頼していない。</p>
3	<p>【意見 (P74)】</p> <p>現在は調査を行った各施設に対して調査結果の不備事項等を送付しているが、本部に送付しなければ社会福祉法人全体への周知にはつながらない場合も生じる。また、各施設(各サービス区分)に送付する場合、実施した施設数だけ送付することになるために部数が多くなり、事務手続きが煩雑となっている。</p>	<p>【現在の措置状況】(鹿児島県総務部税務課回答)</p> <p>御指摘を踏まえ、現在は本部への送付を行っている。</p> <p>なお、調査依頼についても本部へ行っている。</p>
4	<p>【意見 (P74)】</p> <p>県や市町村において社会福祉法人に関係する部署は数多く存在する。例えば、社会福祉課の指導監査との連携を強め情報を共有し、県や各市町村の指導監査業務担当部署に運行日誌記載の指導をしてもらうことにより、最終的には公共性の強い社会福祉法人運営が可能となる。</p>	<p>【現在の措置状況】(鹿児島県総務部税務課回答)</p> <p>社会福祉法人に関係する本県部署との特段の連携は行っていないが、運行日誌については、必要事項を満たすものであれば利用する様式を強制はできないため、県ホームページに掲載する様式に注意事項を明記し、適切な運用を促す取り組みを行っている。</p>
5	<p>【意見 (P77)】</p> <p>自動車税は自動車の使用による道路の損傷に対して、その損傷の原因</p>	<p>【現在の措置状況】(鹿児島県総務部税務課回答)</p> <p>主たる定置場の変更については、運</p>

項番	平成 27 年度の意見・指摘	措置状況等
	<p>となる自動車の所有者に負担金を課するものであることから、主として道路が使用されている所在地において課税されるべきである。そしてこの目的を達成するには自動車登録ファイルが使用の実態に沿ったものであることが必要となる。しかし、主たる定置場の変更申請がなされず、自動車登録ファイルが更新されないために使用の実態に合わないケースが生じている。</p> <p>そのため国は納税義務者に対して、主たる定置場に変更があった場合は運輸支局に変更手続きをとるように車検時などの際適切に指導し、自動車登録ファイルが実態と合わない場合は主たる定置場の実態に沿った課税を行えるよう法の厳格運用を行うべきである。</p> <p>また県としても、納税義務者に変更申請を依頼するだけに留まらず、他県との情報交換ができる体制づくりの必要性を全国知事会などで積極的にアピールすべきである。</p>	<p>輸局が管轄することから、当県より積極的に何か取り組むことはないが、毎年4、5月に納税者へ送付する納税通知書の裏面や同封するお知らせに、転居の場合は速やかに運輸支局で手続きすることを周知している。またチラシを作成し窓口に置いている。</p>

## 17. 鉱区税

### 1) 概要

鉱区税は、普通税に分類され（地方税法第4条第2項第9号、鹿児島県税条例第3条第1号）、鉱区の設定を受けた鉱業権者が、地下の埋蔵鉱物を掘採するという特権を与えられていることに対して課される特権税的な性格を持っている税である。また税を課すことにより、休眠鉱区の防止を意図している。

[鉱区税のあらまし]

項番	項目	内容	地方税法
			鹿児島県税条例
1	課税主体	鹿児島県	第4条第2項第9号 第3条第1項
2	納税義務者	鹿児島県内に鉱区を持っている鉱業権者（試掘権が存続するものとみなされる期間において試掘することができる者を含む。）	第178条 第108条
3	鉱業権の種類	鉱業権には、試掘権と採掘権の2種類がある。  （1）試掘権 存続期間は、登録の日から2年（石油又は可燃性天然ガスを目的とするものは4年）であるが、申請により2回に限り延長できる。延長する期間は1回について2年である。  （2）採掘権 存続期間は永久である。	—
			—
4	課税標準	課税標準は、鉱区の面積である。 ただし、砂鉱を目的とする鉱業権の鉱区で延長により設定されている河床に存するものについては、河床の延長になる。	第178条
			第108条

項番	項目	内容	地方税法		
			鹿児島県税 条例		
5	税率	<b>区分</b>		<b>税率</b>	第 180 条
		砂鉱を目的としない鉱区	試掘鉱区	面積 100 アールごとに年額 200 円	
			採掘鉱区	面積 100 アールごとに年額 400 円	
		砂鉱を目的とする鉱区	河床以外の鉱区	面積 100 アールごとに年額 200 円	
			河床鉱区	延長 1,000 メートルごとに年額 600 円	
共同開発鉱区	探査権の共同開発鉱区	面積 100 アールごとに年額 22 円			
	採掘権の共同開発鉱区	面積 100 アールごとに年額 133 円			
砂鉱とは、砂金、砂鉄、砂すず等の金属鉱のことであり、試掘鉱区とは、実際に採掘する前に鉱物があるかないか、採算がとれるかどうかをみるために採掘を行う鉱区のことである。			第 109 条		
6	徴収方法	普通徴収の方法による。		第 184 条	
				第 112 条	
7	申告と納税	<p>鉱区税の納税義務者は、鉱区税を課されるべき事実が発生し、又は消滅した場合は、当該事実が発生した日から 7 日以内に県に対して申告が必要となる。</p> <p>各事業者は納税通知書に基づき、毎年 4 月 1 日現在の鉱業権者が 5 月末日までに納付する。年度の中途に納税の義務が発生した場合は、納税通知書により定められた期限までに月割による額を納める。</p>		第 181 条及び条第 182 条	
				第 110 条、111 条及び第 113 条	

2) 鹿児島県における鉱区税の課税・徴収事務

a) 課税・徴収事務の業務フロー

① 九州経済産業局より鹿児島県へ鉱業権の設定又は変更の登録について月 1 回通知
--



② 税務課において九州経済産業局にて鉱業原簿閲覧  
 ※ 新規登録、各種異動（期間延長、放棄、譲渡、脱退、鉱種変更等）について全件確認を行う。



③ 税務課において各種情報の税務電算入力及びエラーチェック



④ 各地域振興局・支庁において内容確認後、調定、納税通知書発送  
 ※ 県税条例111条により、納期は5月10日から5月31日となっている。  
 ※ 年度途中で納税の義務が発生した場合は、納税通知書により定められた期限までに納付する。

(鹿児島県総務部税務課作成資料)

また、鹿児島県税事務処理規程によると、鉱区税の事務の流れは概ね以下のとおりである。

[鹿児島県税事務処理規程による鉱区税の事務の流れ]

項番	処理	行為者	内容	鹿児島県税事務処理規程
1	課税資料の作成	知事	毎年1回以上、経済産業局において、鉱業権者の異動その他の資料を収集し、必要な事項について電算処理をするものとする。電算処理をしたときは、当該処理によって作成される課税資料を、地域振興局等の長に送付する。	第102条
2	申告書の取扱い	地域振興局等の長	鉱区税の納税義務者から鉱区税納税義務発生(消滅、異動)申告書の提出があったときは、その内容を精査し、必要な事項を知事に報告する。	第103条
3	課税保留にかかる処置	地域振興局等の長	鉱業法(昭和25年法律第289号)第59条第1項の規定による鉱業権の消滅の登録がされていない鉱業権で、現に当該鉱業権による鉱物の掘採が行われておらず、かつ、当該鉱業権者の所在不明等のため鉱区税を課することができないものについて調査し、課税することが適当でないと認めたときは、鉱区税課税保留決議書により課税保留の取扱いをするとともに、その旨を	第104条

項番	処理	行為者	内容	鹿児島県税 事務処理規程
			知事に報告する。	
4	調定	地域振興局等の長	知事が作成した課税資料に基づき税額の算定に係る処理及び算定した税額の変更又は取消しに係る処理をしたときは、鉾区税調定決議書により調定を行う。	第106条

(監査人作成)

b) 電子申告・納付推進の取組

令和6年度末時点において、鉾区税において電子申告(eL-TAX)の導入は実施されていない。一方で、電子納付の方法として、ペイジーによる電子納付は、個人事業税、不動産取得税、自動車税種別割及び鉾区税等の賦課課税方式により課税する税目のうち、納付書にPay-easyマークが印刷された税目が納付可能となっている。

c) 直近5年間の調定額、徴収率、不納欠損額、収入未済額等の状況

鹿児島県の鉾区税の調定額等は下表のとおりである。

[鹿児島県の鉾区税の調定額等]

(単位：千円)

現年又は 滞納	項目	R2年度	R3年度	R4年度	R5年度	R6年度
現年課税	調定額	9,658	10,138	11,864	11,703	16,255
	収入済額	9,262	9,754	11,864	11,703	16,255
	徴収率	95.90%	96.21%	100.00%	100.00%	100.00%
	不納欠損額	-	-	-	-	-
	過誤納額	-	-	-	-	-
	収入未済額	397	384	-	-	-
	減免金額	-	-	-	-	-
滞納繰越	調定額	1,920	1,933	1,100	1,088	320
	収入済額	-	-	13	-	-
	徴収率	-%	-%	1.18%	-%	-%
	不納欠損額	384	1,152	-	768	-
	過誤納額	-	-	-	-	-
	収入未済額	1,536	781	1,088	320	320
	減免金額	-	-	-	-	-

(出典：鹿児島県定期監査調書)

d) 徴収率と全国順位

令和6年度の鉦区税の徴収率と全国順位は下表のとおりである。

〔都道府県鉦区税の徴収率と全国順位〕

順位	県名	徴収率	順位	県名	徴収率
1	北海道	100.00%	1	鳥取県	100.00%
1	青森県	100.00%	1	島根県	100.00%
1	岩手県	100.00%	1	岡山県	100.00%
1	宮城県	100.00%	1	山口県	100.00%
1	秋田県	100.00%	1	徳島県	100.00%
1	山形県	100.00%	1	香川県	100.00%
1	福島県	100.00%	1	高知県	100.00%
1	茨城県	100.00%	1	佐賀県	100.00%
1	栃木県	100.00%	1	長崎県	100.00%
1	群馬県	100.00%	1	熊本県	100.00%
1	埼玉県	100.00%	1	大分県	100.00%
1	千葉県	100.00%	36	沖縄県	99.73%
1	新潟県	100.00%	37	福岡県	99.56%
1	福井県	100.00%	38	宮崎県	99.51%
1	山梨県	100.00%	39	兵庫県	99.51%
1	岐阜県	100.00%	40	広島県	99.38%
1	静岡県	100.00%	41	長野県	99.29%
1	愛知県	100.00%	<b>42</b>	<b>鹿児島県</b>	<b>98.07%</b>
1	三重県	100.00%	43	東京都	94.25%
1	滋賀県	100.00%	44	愛媛県	88.76%
1	京都府	100.00%	45	富山県	71.84%
1	大阪府	100.0%	46	石川県	56.31%
1	奈良県	100.0%	—	神奈川県	調定なし
1	和歌山県	100.0%			

(出典：一般社団法人地方行財政調査会 2024年度都道府県税決算見込額調べ(出納閉鎖日現在))

※ 本表における徴収率は小数点第二位までを表示しているが、全国順位は小数点第三位以下の実績値を用いて算定している。そのため、表示上は同率であっても、実際の数値の差により順位が異なることがある。

3) 意見及び指摘並びに過年度の包括外部監査における指摘・意見に対する措置状況

a) 鉦区税について実施した監査手続

i) はじめに

「6. 個人県民税」に記載のとおり、県から提供を受けた資料は納税者を特定し得る記載は黒塗り処理が施されていた。

そのため、黒塗り部分に関する証憑間の整合性や正確性については検証できていない。

ii) 実施した手続

- ① 鉦区税の課税事務手続き等の業務内容について質問を実施した。
- ② 「令和6年度鉦区税賦課一覧」の各納税義務者の賦課情報を閲覧して、税額の再計算を実施した。
- ③ 鉦区税の滞納者について、滞納理由や解消予定について質問を実施した。
- ④ 鉦区税の実地調査について、質問を実施した。

b) 意見

**【意見17-1】鉦区税の100%徴収について**

上記の鹿児島県の鉦区税の調定額等にあるとおり、令和6年度の現年課税分については100%の徴収率であるが、滞納繰越(320千円)については過年度から徴収が出来ておらず、令和6年度においても引き続き滞納繰越となっている。

これにより、令和6年度における徴収率及び全国順位にも影響が生じている。調定のある全国46都道府県のうち、35道府県が徴収率100%を達成している一方で、鹿児島県は100%に達していない状況である。

令和6年度の滞納繰越の内容としては、熊毛支庁における1法人の滞納となっている。当該法人については、令和3年度に当初課税を行っているが、令和3年度中に採掘権を取り消されており、令和4年度に減額調定を行ったのち、残額について滞納となっている事を確認した。

令和5年2月において、当該法人の財産の存在が確認されない事から滞納処分の執行を停止しており、執行停止後も、毎年度財産調査を実施して引き続き財産の存在は確認されていないという事ではあるが、全国の3/4以上の都道府県が徴収率100%を達成している状況の中で、鹿児島県においても今後は徴収率100%の達成を目指すべきである。

c) 指摘

**【指摘17-1】納税義務者への申告義務の周知徹底について**

地方税法185条では、「鉦区税の納税義務者は、当該道府県の条例の定めるところによって、鉦区税の賦課徴収に関し同条例で定める事項を申告し、又は報告しなければならない。」とされており、鹿児島県税条例第113条においては、「鉦区税の納税義務者は、鉦区税を課されるべき事実が発生し、又は消滅した場合においては、その発生し、又は消滅した日から7日以内に、必要事項を記載した申告書を知事に提出しなければならない。その申告した事項に異動を生じた場合においてもまた同様とし、提出の期限は異動

を生じた日から7日以内とする。」と規定されている。

この点、鹿児島県における鉱区税の納税義務者の情報把握については、上述の「課税・徴収事務の業務フロー」からもわかるとおり、納税義務者からの自発的な申告等はなされてはおらず、九州経済産業局からの通知書の受領と九州経済産業局における鉱業原簿の閲覧にて実施している事が判明した。

本来、課税に関する基本的な情報は、納税義務者自らが行う申告手続を通じて、県が適正に把握できる仕組みとなっている。すなわち、納税義務者は、法令に基づき、自らの状況を正確に申告する責務を負い、県はその申告内容に基づいて課税処理を行うことが予定されている。従って、適正な申告が行われていれば、鹿児島県としては、納税者情報を十分に把握し得る体制が確保されているものと考えられるため、納税義務者への申告義務の周知徹底を図られたい。

d) 平成27年度の包括外部監査における指摘・意見に対する措置状況

平成27年度の鹿児島県包括外部監査において、鉱区税に係る指摘又は意見はない。

## 18. 核燃料税

### 1) 概要

核燃料税は、地方税法第4条第3項の規定に基づく法定外普通税に分類され（鹿児島県核燃料税条例第1条）、原子力発電所立地周辺地域の原子力安全対策、環境保全対策、民生安定対策及び産業振興対策に必要とする財政需要に充てるため、昭和58年6月に創設された。

[核燃料税のあらまし]

項番	項目	内容	鹿児島県核燃料税条例								
1	課税主体	鹿児島県	第1条								
2	納税義務者	発電用原子炉の設置者であり、本県では九州電力株式会社が唯一の納税義務者となる。	第4条								
3	課税標準	<table border="1"> <tr> <td>価額割</td> <td>発電用原子炉に挿入された核燃料の価額</td> </tr> <tr> <td>出力割</td> <td>発電用原子炉の熱出力</td> </tr> </table>	価額割	発電用原子炉に挿入された核燃料の価額	出力割	発電用原子炉の熱出力	第6条				
価額割	発電用原子炉に挿入された核燃料の価額										
出力割	発電用原子炉の熱出力										
4	税率	<p>令和5年6月1日～令和6年7月3日（第9期）</p> <table border="1"> <tr> <td>価額割</td> <td>発電用原子炉に挿入された核燃料の価額に100分の8.5を乗じた額</td> </tr> <tr> <td>出力割</td> <td>発電用原子炉の熱出力に対し、1,000キロワットあたり54,150円/3か月を乗じた額</td> </tr> </table> <p>令和6年7月4日～令和11年7月3日（第10期）</p> <table border="1"> <tr> <td>価額割</td> <td>発電用原子炉に挿入された核燃料の価額に100分の8.5を乗じた額</td> </tr> <tr> <td>出力割</td> <td>発電用原子炉の熱出力に対し、1,000キロワットあたり60,060円/3か月を乗じた額</td> </tr> </table>	価額割	発電用原子炉に挿入された核燃料の価額に100分の8.5を乗じた額	出力割	発電用原子炉の熱出力に対し、1,000キロワットあたり54,150円/3か月を乗じた額	価額割	発電用原子炉に挿入された核燃料の価額に100分の8.5を乗じた額	出力割	発電用原子炉の熱出力に対し、1,000キロワットあたり60,060円/3か月を乗じた額	第7条
価額割	発電用原子炉に挿入された核燃料の価額に100分の8.5を乗じた額										
出力割	発電用原子炉の熱出力に対し、1,000キロワットあたり54,150円/3か月を乗じた額										
価額割	発電用原子炉に挿入された核燃料の価額に100分の8.5を乗じた額										
出力割	発電用原子炉の熱出力に対し、1,000キロワットあたり60,060円/3か月を乗じた額										
5	課税期間	出力割の課税標準の基礎となる期間であり、次に掲げる期間をそれぞれ一の課税期間とする。  (1) 6月1日から8月末日まで (2) 9月1日から11月末日まで (3) 12月1日から翌年2月末日まで (4) 3月1日から5月末日まで	第5条								
6	徴収方法	申告納付の方法による。	第8条								

項番	項目	内容	鹿児島県核燃料税条例				
7	申告と納税	<table border="1"> <tr> <td>価額割</td> <td>核燃料を挿入した日から起算して2か月を経過する日の属する月の末日までに申告・納付する。</td> </tr> <tr> <td>出力割</td> <td>6月から8月、9月から11月、12月から2月、3月から5月までをそれぞれ1課税期間とし、各課税期間の末日の翌日から起算して2か月以内に申告・納付する。</td> </tr> </table>	価額割	核燃料を挿入した日から起算して2か月を経過する日の属する月の末日までに申告・納付する。	出力割	6月から8月、9月から11月、12月から2月、3月から5月までをそれぞれ1課税期間とし、各課税期間の末日の翌日から起算して2か月以内に申告・納付する。	第9条
価額割	核燃料を挿入した日から起算して2か月を経過する日の属する月の末日までに申告・納付する。						
出力割	6月から8月、9月から11月、12月から2月、3月から5月までをそれぞれ1課税期間とし、各課税期間の末日の翌日から起算して2か月以内に申告・納付する。						

項番3の税率については、価額割の税率は、核燃料税創設時では7%であったが、平成15年度改正で10%と上昇、平成20年度改正ではさらに上昇して12%となっていた。平成25年度改正で出力割が導入されており、平成30年度改正では現在の8.5%となっている。

他道県の税率は下表のとおりとなっており、鹿児島県の税率は平均的な税率であるといえる。

都道府県	価額割	出力割 (1,000kW/3か月)
北海道	8.5%	37,750 円
青森県 (核燃料物質等取扱税)	8.5%	38,250 円
宮城県	8.5%	22,300 円
茨城県 (核燃料等取扱税)	8.5%	34,000 円
静岡県	8.5%	29,500 円
新潟県	4.5%	52,330 円
石川県	8.5%	34,900 円
福井県	8.5%	51,200 円 (廃止措置中は1/2)
島根県	8.5%	41,100 円 (R6年度までの額)
愛媛県	8.5%	59,000 円 (廃止措置中は29,500 円)
佐賀県	8.5%	59,000 円 (廃止措置中は29,500 円)

(監査人作成)

2) 鹿児島県における核燃料税の課税・徴収事務

a) 課税・徴収事務の業務フロー

① 発電用原子炉の設置者（電力会社）より北薩地域振興局へ申告  
 価額割：核燃料を挿入した日から2か月を経過する日の属する月の末日までに申告納付  
 出力割：課税期間（6～8月，9～11月，12～2月，3～5月）の末日の翌日から起算して2か月以内に申告納付



② 北薩地域振興局にて調定、納税通知書発送



③ 3年度に1回程度、北薩地域振興局が発電用原子炉の設置者の現地調査を行う

（出典：鹿児島県総務部税務課作成資料）

また、鹿児島県税事務処理規程によると、核燃料税の事務の流れは概ね以下のとおりである。

〔鹿児島県税事務処理規程による核燃料税の事務の流れ〕

項番	処理	行為者	内容	鹿児島県税事務処理規程
1	申告書の受理及び認定	地域振興局等の長	鹿児島県核燃料税条例(令和6年鹿児島県条例第43号)第9条第1項又は第2項の規定により発電用原子炉の設置者から申告書の提出があつたときは、その内容を精査し、核燃料税調定決議書により調定するとともに、必要な事項について電算処理を行う。	第129条の4

（監査人作成）

b) 電子申告・納付推進の取組

令和6年度より電子申告（eLTAX）が導入されているが、令和6年度末時点で利用実績はゼロとなっている。

鹿児島県における核燃料税の納税義務者は1者のみであるが、鹿児島県のホームページ上で電子申告が可能である旨周知しているのみであり、当該納税義務者に対して個別に電子申告への移行を勧めている状況ではない。

c) 直近5年間の調定額、徴収率、不納欠損額、収入未済額等の状況

鹿児島県の核燃料税の調定額等は下表のとおりである。

収入未済、不納欠損又は減免はいずれも発生していない。

〔鹿児島県の核燃料税の調定額等〕

(単位：千円)

現年又は 滞納	項目	R2 年度	R3 年度	R4 年度	R5 年度	R6 年度
現年課税	調定額	2,142,355	1,550,883	1,608,739	2,257,031	2,638,221
	収入済額	2,142,355	1,550,883	1,608,739	2,257,031	2,638,221
	徴収率	100.00%	100.00%	100.00%	100.00%	100.00%
	不納欠損額	-	-	-	-	-
	過誤納額	-	-	-	-	-
	収入未済額	-	-	-	-	-
	減免金額	-	-	-	-	-
滞納繰越	調定額	-	-	-	-	-
	収入済額	-	-	-	-	-
	徴収率	-%	-%	-%	-%	-%
	不納欠損額	-	-	-	-	-
	過誤納額	-	-	-	-	-
	収入未済額	-	-	-	-	-
	減免金額	-	-	-	-	-

(出典：鹿児島県定期監査調書)

d) 徴収率と全国順位

令和6年度の核燃料税の徴収率と全国順位は下表のとおりである。鹿児島県の核燃料税に係る徴収率は100.00%であり、指摘すべき点はない。

〔都道府県核燃料税の徴収率と全国順位〕

順位	県名	徴収率	順位	県名	徴収率
1	北海道	100.00%	—	長野県	調定なし
1	青森県	100.00%	—	岐阜県	
1	宮城県	100.00%	—	愛知県	
1	茨城県	100.00%	—	三重県	
1	新潟県	100.00%	—	滋賀県	
1	石川県	100.00%	—	京都府	
1	福井県	100.00%	—	大阪府	
1	静岡県	100.00%	—	兵庫県	
1	島根県	100.00%	—	奈良県	
1	愛媛県	100.00%	—	和歌山県	
1	佐賀県	100.00%	—	鳥取県	

順位	県名	徴収率	順位	県名	徴収率
1	鹿児島県	100.00%	—	岡山県	
—	岩手県	調定なし	—	広島県	
—	秋田県		—	山口県	
—	山形県		—	徳島県	
—	福島県		—	香川県	
—	栃木県		—	高知県	
—	群馬県		—	福岡県	
—	埼玉県		—	長崎県	
—	千葉県		—	熊本県	
—	東京都		—	大分県	
—	神奈川県		—	宮崎県	
—	富山県		—	沖縄県	
—	山梨県				

(出典：一般社団法人地方行財政調査会 2024年度都道府県税決算見込額調べ(出納閉鎖日現在))

※ 本表における徴収率は小数点第二位までを表示しているが、全国順位は小数点第三位以下の実績値を用いて算定している。そのため、表示上は同率であっても、実際の数値の差により順位が異なることがある。

### 3) 核燃料税の現地調査

鹿児島県においては、核燃料税(価額割)の申告、納付について適正を期すために、3年に1回程度の頻度で、地方税第264条(法定外普通税に関する調査に係る質問調査権)に基づいて納税義務者の申告した課税標準について調査を実施している。

鹿児島県における納税義務者は1社のみである。なお、当該1社については、直近では令和5年1月に本社において調査を実施している。

調査の内容としては、課税標準となる核燃料の価額の構成とその構成が規定に準拠しているかを確認しており、また、核燃料価格の検証として、鹿児島県から様式を示した納税義務者作成資料と、これと申告書作成の基となる燃料税課税台帳との突合作業を行っている。

### 4) 意見及び指摘並びに過年度の包括外部監査における指摘・意見に対する措置状況

#### a) 核燃料税について実施した監査手続

##### i) はじめに

「6. 個人県民税」に記載のとおり、県から提供を受けた資料は納税者を特定し得る記載は黒塗り処理が施されていた。

そのため、黒塗り部分に関する証憑間の整合性や正確性については検証できていない。

ii) 実施した手続

- ① 核燃料税の課税事務手続等々の業務内容について質問を実施した。
- ② 適切な手続きに従って徴収業務が行われているかを確認するために、令和6年度分の「核燃料税出力割調定決議書」「核燃料税出力割調定内訳書」「核燃料税出力割毎調定明細書」「核燃料税出力割申告書入力確認リスト」「核燃料税調定決議書（価額割）」「核燃料税調定内訳書」と納税義務者から提出された「核燃料税申告書」及び根拠証憑を閲覧、照合した。
- ③ 令和5年1月に実施された核燃料税の現地調査について、適切な調査が行われているかを確認するために、「核燃料税調査報告書」や調査関連資料、納税義務者から提出された「核燃料税申告書」を閲覧した。
- ④ 核燃料税の電子申告制度推進への取り組みについて質問を実施した。

b) 意見

**【意見 18-1】核燃料税の現地調査方法について**

上述のとおり、核燃料税の現地調査において、核燃料価格の検証方法として、「核燃料税に係る装荷核燃料明細書」（鹿児島県から様式を示した納税義務者作成資料）と、これと「燃料税価格台帳」（申告書作成の基となる資料）との突合作業を行っている。一部の追加費用として核燃料価格台帳に記載がないものについては、「核燃料税に係る装荷核燃料明細書」と請求書の写しとの突合を行っているが、「核燃料税に係る装荷核燃料明細書」と「燃料税価格台帳」はどちらも納税義務者の作成した資料である。

調査の有効性を確保するためには、納税義務者が作成した資料だけで検証を行うべきではなく、外部証憑（第三者が作成した資料）との突合を行って検証を行うべきである。従って、検証対象となった全ての資料とは言わないものの、一部をサンプルとして抽出して、外部証憑との突合を検討されたい。

c) 指摘

監査した範囲において、核燃料税に係る財務事務の執行に関し指摘すべき点はなかった。

d) 平成27年度の包括外部監査における指摘・意見に対する措置状況

平成27年度の鹿児島県包括外部監査において、核燃料税に係る指摘又は意見はない。

## 19. 狩猟税

### 1) 概要

狩猟税は、目的税に分類され（地方税法第4条第4項、鹿児島県税条例第3条第2号）、狩猟のできる資格を得た人が狩猟者の登録を受けるときに課税されるもので、鳥獣の保護や狩猟に関する行政の費用に充てられる税である。

[狩猟税のあらまし]

項番	項目	内容	地方税法																
			鹿児島県税条例																
1	課税主体	鹿児島県	第4条第4項 第3条第2号																
2	納税義務者	知事の狩猟者の登録を受ける者。	第700条の51 第144条																
3	税率	<table border="1"> <thead> <tr> <th>狩猟免許の種類</th> <th>区分</th> <th>税額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">第一種銃猟 (空気銃以外の銃器)</td> <td>県民税の所得割を納める人</td> <td>16,500円</td> </tr> <tr> <td>県民税の所得割を納めなくてもよい人 (注)</td> <td>11,000円</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">網漁・わな猟</td> <td>県民税の所得割を納める人</td> <td>8,200円</td> </tr> <tr> <td>県民税の所得割を納めなくてもよい人 (注)</td> <td>5,500円</td> </tr> <tr> <td>第二種銃猟(空気銃)</td> <td>—</td> <td>5,500円</td> </tr> </tbody> </table> <p>(注) 県民税の所得割額を納めなくてもよい人であっても、同一生計配偶者や扶養親族に該当する人(農林水産業に従事している人及び県民税の所得割額を納めなくてもよい人の同一生計配偶者や扶養親族に該当する人を除く。)は、軽減されない。</p>	狩猟免許の種類	区分	税額	第一種銃猟 (空気銃以外の銃器)	県民税の所得割を納める人	16,500円	県民税の所得割を納めなくてもよい人 (注)	11,000円	網漁・わな猟	県民税の所得割を納める人	8,200円	県民税の所得割を納めなくてもよい人 (注)	5,500円	第二種銃猟(空気銃)	—	5,500円	第700条の52      第145条
狩猟免許の種類	区分	税額																	
第一種銃猟 (空気銃以外の銃器)	県民税の所得割を納める人	16,500円																	
	県民税の所得割を納めなくてもよい人 (注)	11,000円																	
網漁・わな猟	県民税の所得割を納める人	8,200円																	
	県民税の所得割を納めなくてもよい人 (注)	5,500円																	
第二種銃猟(空気銃)	—	5,500円																	
4	徴収方法	証紙徴収又は普通徴収の方法による。 狩猟税を普通徴収によって徴収しようとする場合において納税者に交付すべき納税通知書は、遅くとも、その納期限前十日までに納税者に交付しなければならない。	第700条の54及び55  第147条																
5	申告と納税	狩猟をしようとする者は、毎年度、都道府県にあらかじめ狩猟者登録をして狩猟税を納める必要がある。狩猟税を	第700条の56																

項番	項目	内容	地方税法
			鹿児島県税 条例
		納付するためには、狩猟者はまず「狩猟税申告書」を作成し、これに必要な税額分の狩猟税証紙を貼付して提出しなければならない。	第 148 条及び第 150 条
6	免税制度	<p>【対象鳥獣捕獲員に対する課税免除】</p> <p>「鳥獣による農林水産業等に係る被害の防止のための特別措置に関する法律（鳥獣被害防止特措法）」に基づき、県内市町村から任命された対象鳥獣捕獲員が狩猟者登録をする場合は、狩猟税が課税されない（令和 1 年 3 月 31 日までの登録に限る。）。</p> <p>【認定鳥獣捕獲等事業者の従事者に対する課税免除】</p> <p>「鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律（鳥獣保護管理法）」に基づき、鹿児島県の区域で捕獲許可を受けた認定鳥獣捕獲等事業者の従事者（従事者証の交付を受けた人）が狩猟者登録をする場合は、狩猟税が課税されない（平成 27 年 5 月 29 日から令和 11 年 3 月 31 日までの登録に限る。）。</p>	—
			附則第 16 条
7	軽減措置	<p>【鳥獣保護管理法による許可捕獲従事者に対する軽減措置】</p> <p>狩猟者の登録を受ける人が、登録申請をする日前 1 年以内の期間に、鳥獣保護管理法第 9 条の許可を受けて捕獲等を行った場合は、狩猟税の税率が 2 分の 1 に軽減される（令和 11 年 3 月 31 日までの登録に限る。）。</p> <p>ただし、前年度にこの軽減措置を受けていた場合は、申請前 1 年以内で、かつ前年度の登録申請書を提出した日から今回の登録申請書を提出する日の前日までの間に許可捕獲等を行った場合が軽減対象となる。</p>	—
			附則第 16 条の 2
8	税収の使途	税収の使途については、鳥獣保護事業（鳥獣保護員設置、保護区指定及び普及宣伝費）や狩猟対策事業（有害鳥獣捕獲権限移譲交付金等）の財源としている。	

項番 6 及び 7 について、要件及び必要書類を整理すると下表のとおりとなる。軽減対象者は、狩猟税登録申請時に以下の書類の提出が必要となる。

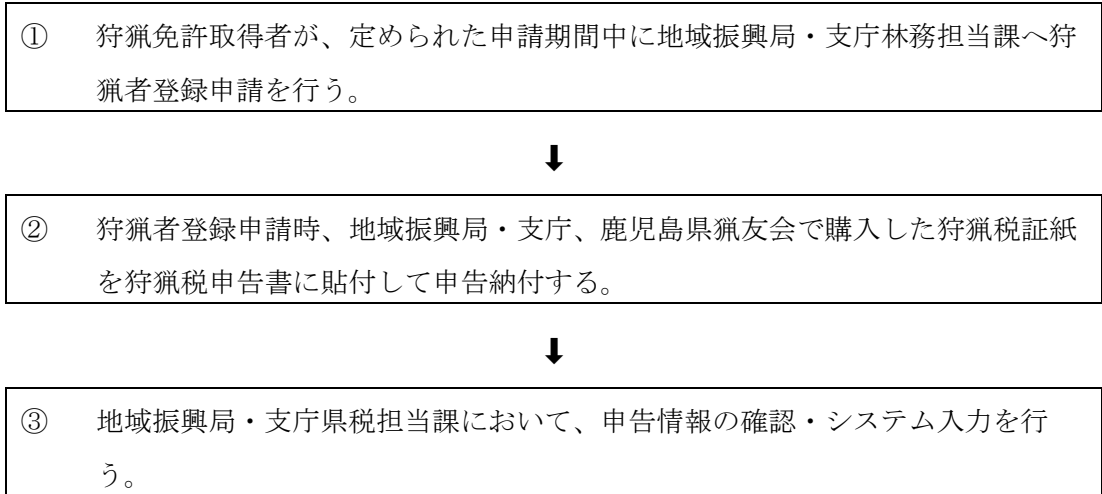
区分	要件	税の取扱い	必要書類
対象鳥獣捕獲員	市町村が鳥獣被害防止特措法に基づき委嘱した捕獲員であること	非課税	・県内の市町村による、対象鳥獣捕獲員であることを証する書類
認定鳥獣捕獲等事業者の従事者	鳥獣保護管理法第 18 条に基づく認定鳥獣捕獲等事業者の業務に従事していること	非課税	・認定鳥獣捕獲等事業者の認定証の写し ・認定鳥獣捕獲等事業者の捕獲従事者である旨の証明書 ・認定鳥獣捕獲等事業者により認定鳥獣捕獲当事業が実施されたこ

			とを証する書類 ・上記認定鳥獣捕獲等事業に従事した際の従事者証の写し
鳥獣保護管理法による許可捕獲従事者	狩猟者登録申請前1年以内に、鳥獣保護管理法第9条に基づく捕獲許可により従事した実績があること	半額軽減	・鳥獣保護管理法第9条第1項の許可証または従事者証の写し ・鳥獣捕獲等の結果（捕獲日時・場所等）を記載した書面

(鹿児島県総務部税務課作成資料より監査人作成)

## 2) 鹿児島県における狩猟税の課税・徴収事務

### a) 課税・徴収事務の業務フロー



#### 【補足】

2、3月頃、地域振興局・支庁、鹿児島県猟友会へ証紙販売実績の確認を行い、鹿児島県猟友会へ証紙販売手数料を支払う。

(鹿児島県総務部税務課作成資料)

また、鹿児島県税事務処理規程によると、狩猟税の事務の流れは概ね以下のとおりである。

[鹿児島県税事務処理規程による狩猟税の事務の流れ]

項番	処理	行為者	内容	鹿児島県税事務処理規程
1	申告書の受理及び税額の算定	地域振興局等の長	納税義務者から狩猟税申告書の提出があったときは、その内容を精査し、適用税率を判定して税額を算定する。 また、狩猟税を普通徴収の方法により徴収するときは、税額を算定するとともに、狩猟税台帳兼調定内訳明細書に必要な事項を記載して整理する。	第129条の2

項番	処理	行為者	内容	鹿児島県税 事務処理規程
2	調定	地域振興局等の長	税額の算定に係る処理をしたときは、必要な事項について電算処理をするとともに、狩猟税調定決議書により調定を行う。	第 129 条の 3

(監査人作成)

b) 電子申告・納付推進の取組

令和 6 年度末時点において、狩猟税において電子申告 (eL-TAX) の導入は実施されていない。一方で、電子納付の方法として、ペイジーによる電子納付は、個人事業税、不動産取得税、自動車税種別割及び鉱区税等の賦課課税方式により課税する税目のうち、納付書に Pay-easy マークが印刷された税目が納付可能となっている。

c) 直近 5 年間の調定額、徴収率、不納欠損額、収入未済額等の状況

鹿児島県の狩猟税の調定額等は下表のとおりである。

収入未済、不納欠損又は減免はいずれも発生していない。

[鹿児島県の狩猟税の調定額等]

(単位：千円)

現年又は 滞納	項目	R2 年度	R3 年度	R4 年度	R5 年度	R6 年度
現年課税	調定額	25,488	24,842	23,479	22,927	22,141
	収入済額	25,488	24,842	23,479	22,927	22,141
	徴収率	100.00%	100.00%	100.00%	100.00%	100.00%
	不納欠損額	-	-	-	-	-
	過誤納額	-	-	-	-	-
	収入未済額	-	-	-	-	-
	減免金額	-	-	-	-	-
滞納繰越	調定額	-	-	-	-	-
	収入済額	-	-	-	-	-
	徴収率	-%	-%	-%	-%	-%
	不納欠損額	-	-	-	-	-
	過誤納額	-	-	-	-	-
	収入未済額	-	-	-	-	-
	減免金額	-	-	-	-	-

(出典：鹿児島県定期監査調書)

d) 徴収率と全国順位

令和 6 年度の狩猟税の徴収率と全国順位は下表のとおりである。鹿児島県の狩猟税に

係る徴収率は 100.00%であり、指摘すべき点はない。

〔都道府県狩猟税の徴収率と全国順位〕

順位	県名	徴収率	順位	県名	徴収率
1	北海道	100.00%	1	滋賀県	100.00%
1	青森県	100.00%	1	京都府	100.00%
1	岩手県	100.00%	1	大阪府	100.00%
1	宮城県	100.00%	1	兵庫県	100.00%
1	秋田県	100.00%	1	奈良県	100.00%
1	山形県	100.00%	1	和歌山県	100.00%
1	福島県	100.00%	1	鳥取県	100.00%
1	茨城県	100.00%	1	島根県	100.00%
1	栃木県	100.00%	1	岡山県	100.00%
1	群馬県	100.00%	1	広島県	100.00%
1	埼玉県	100.00%	1	山口県	100.00%
1	千葉県	100.00%	1	徳島県	100.00%
1	東京都	100.00%	1	香川県	100.00%
1	神奈川県	100.00%	1	愛媛県	100.00%
1	新潟県	100.00%	1	高知県	100.00%
1	富山県	100.00%	1	福岡県	100.00%
1	石川県	100.00%	1	佐賀県	100.00%
1	福井県	100.00%	1	長崎県	100.00%
1	山梨県	100.00%	1	熊本県	100.00%
1	長野県	100.00%	1	大分県	100.00%
1	岐阜県	100.00%	1	宮崎県	100.00%
1	静岡県	100.00%	1	<b>鹿児島県</b>	<b>100.00%</b>
1	愛知県	100.00%	1	沖縄県	100.00%
1	三重県	100.00%			

(出典：一般社団法人地方行財政調査会 2024年度都道府県税決算見込額調べ(出納閉鎖日現在))

※ 本表における徴収率は小数点第二位までを表示しているが、全国順位は小数点第三位以下の実績値を用いて算定している。そのため、表示上は同率であっても、実際の数値の差により順位が異なることがある。

3) 意見及び指摘並びに過年度の包括外部監査における指摘・意見に対する措置状況

a) 狩猟税について実施した監査手続

i) はじめに

「6. 個人県民税」に記載のとおり、県から提供を受けた資料は納税者を特定し得る記載は黒塗り処理が施されていた。

そのため、黒塗り部分に関する証憑間の整合性や正確性については検証できていない。

ii) 実施した手続

- ① 狩猟税の課税事務手続等業務内容について質問を実施した。
- ② 適切な手続に従って徴収業務が行われているかを確認するために、抽出したサンプルについて、「狩猟税 調定内訳書」「狩猟税 台帳兼調定内訳明細書」と納税義務者から提出された「狩猟税申告書」及び根拠証憑を閲覧、照合した。また、狩猟税の軽減税率及び非課税の適用に関して、納税義務者に提出が求められている資料が、適切に申告書に添付されているか検証を行った。
- ③ 狩猟税の証紙について、その販売を委託している各猟友会において、適切な管理が行われているか質問を実施した。

b) 意見

**【意見19-1】申告書への書類の添付について**

上述のとおり、鹿児島県税条例第145条第1項第2号又は第4号の税率区分を適用して申告する場合には、当該区分に該当する者の住所地の市町村が交付する証明書の提出が必要とされている。ここで、第一種銃猟免許とわな猟免許の双方について登録を行う場合など、複数の免許区分で登録が必要となる者については、免許区分ごとに申告書を提出する必要があるが、この際、上記条例に基づく証明書の取扱いとして、一方の申告書には証明書原本を、他方の申告書にはそのコピーの添付を求めているのが現状である。しかし、県担当者においては証明書の原本のみならず、そのコピーについても確認作業を行っており、事務負担の増加要因となっている。この点、証明書の提出については、いずれか一方の申告書に原本を添付させ、その他の申告書については「証明書原本は別途提出済みである」旨を記載させる取扱いとしても足りるものと考えられる。

以上を踏まえ、県担当者の事務効率化の観点からも、証明書コピーの添付を求めない方向で、当該事務の取扱いの見直し・改善を図ることを推奨する。

c) 指摘

監査した範囲において、狩猟税に係る財務事務の執行に関し指摘すべき点はなかった。

d) 平成27年度の包括外部監査における指摘・意見に対する措置状況

平成27年度の鹿児島県包括外部監査において、狩猟税に係る指摘又は意見はない。

## 20. 産業廃棄物税

### 1) 概要

鹿児島県において課税されている産業廃棄物税は、地方税法第4条第6項の規定に基づく法定外目的税に分類され（鹿児島県産業廃棄物税条例第1条）、循環型社会の形成に向け、産業廃棄物の排出の抑制、減量化、再生利用その他適正な処理の促進を図る施策に要する費用に充てるために課する税である。

〔産業廃棄物税のあらまし〕

項番	項目	内容	鹿児島県産業廃棄物税条例
1	課税主体	鹿児島県	第1条
2	納税義務者	事業活動に伴い発生した産業廃棄物を最終処分場又は中間処理施設のうち焼却施設に搬入する事業者（中間処理業者を含む。）	第4条
3	税率	搬入される産業廃棄物の重量に応じて課税される。 課税① 最終処分場への搬入 1トンあたり 1,000円 課税② 焼却施設への搬入 1トンあたり 800円	第7条
4	徴収方法	特別徴収又は申告納付による。	第9条
5	申告と納税	4月末、7月末、10月末及び1月末の年4回 （3ヵ月分まとめて、最終月の翌月末に申告納入（納付）） 申告納入（納付）の対象期間 申告納入（納付）の期限 1月1日から 3月31日までの税額 4月30日 4月1日から 6月30日までの税額 7月31日 7月1日から 9月30日までの税額 10月31日 10月1日から 12月31日までの税額 翌年の1月31日	第12条
6	免税制度	中間処理を経て再生利用される産業廃棄物には課税されない。 また、次のものについては、課税を免除している。 1. 熱処理の過程を通じて産業廃棄物を原料等として製品を製造したり、産業廃棄物の焼却熱を利用して発電し、電力を有償で供給するなど循環的利用が行われる焼却施設への搬入など、循環型社会の形成に資するものとして規則で定める搬入 2. 大規模な災害で発生したがれき類等の処理に係る最終処分場等への搬入など、公益その他の事由により課税が不適当なものとして規則で定める搬入	第5条



課税の種類を以下の4つに分類した場合における県の納税義務者登録数は下表のとおりである。

A	最終処分業者が排出業者から特別徴収して申告納入
B	焼却施設業者が排出業者から特別徴収して申告納入
C	自己処理業者が自ら最終処分して申告納付
D	自己処理業者が自ら焼却処理して申告納付

申告の分類と申告業者の数

R7.9.1時点

申告者⇒	産業廃棄物処理業者			
	特別徴収義務者数		自己処理業者数	
	最終処分場	焼却施設	最終処分場	焼却施設
申告区分⇒	最終処分場	焼却施設	最終処分場	焼却施設
地域振興局・支庁	A	B	C	D
鹿児島	13	19	2	6
南薩	2	9	1	5
北薩	4	7	3	6
始良・伊佐	1	2	-	-
大隅	3	7	1	2
熊毛	1	3	-	1
大島	2	9	-	4
合計	26	56	7	24

※C・Dについては、A・Bにおいて、自己処理を行う事業者も含まれる。

(鹿児島県総務部税務課作成資料)

## 2) 鹿児島県における産業廃棄物税の課税・徴収事務

### a) 課税・徴収事務の業務フロー

鹿児島県税事務処理規程によると、産業廃棄物税の事務の流れは概ね以下のとおりである。

[鹿児島県税事務処理規程による産業廃棄物税の事務の流れ]

項番	処理	行為者	内容	鹿児島県税事務処理規程
1	特別徴収義務者の指定に係る処理	地域振興局等の長	特別徴収義務者の指定をする場合は、その内容について調査した上、産業廃棄物税特別徴収義務者指定決議書により処理する。この処理をしたときは、遅滞なく産業廃棄物税特別徴収義務者指定通知書により当該指定を受けるべき者に通知する。	第129条の5

項番	処理	行為者	内容	鹿児島県税 事務処理規程
2	特別徴収義務者登録申請等に係る処理	地域振興局等の長	産業廃棄物税の特別徴収義務者としての登録の申請があつた場合において、当該申請を適当と認めるときは、産業廃棄物税特別徴収義務者登録通知書により申請者に通知するとともに、産業廃棄物税特別徴収義務者証票整理簿により整理した上で、産廃税条例第11条第3項に定める証票を当該申請者に交付する。	第129条の6 第1項
3	最終処分場等の設置届出の処理	地域振興局等の長	最終処分場又は焼却施設の設置の届出があつたときは、その内容を調査し、最終処分場又は焼却施設設置届出整理簿により整理した上、必要な事項について電算処理を行う。 届出事項の変更の届出があつた場合も、同様の処理となる。	第129条の7
4	課税期間及び納期限の指定に係る処理	地域振興局等の長	課税期間及び納期限の指定をする場合は、産業廃棄物税申告納入(納付)期限等指定決議書により処理を行う。 この処理を行ったときは、遅滞なく産業廃棄物税申告納入(納付)期限等指定通知書により当該課税期間及び納期限の指定をされた産業廃棄物税の特別徴収義務者又は申告納付すべき者に通知する。	第129条の9
5	申告書の受理	地域振興局等の長	産業廃棄物税の特別徴収義務者又は納税者から納入申告書又は納付申告書の提出があつたときは、その内容を精査し、必要な事項について電算処理を行う。この場合において、納入申告書又は納付申告書の記載に誤りがあつたときは、直ちに、当該特別徴収義務者又は納税者に連絡し、所要の訂正をさせた上で処理を行う。 この処理を行う場合において納入申告書又は納付申告書に係る納期限が変更されているときは、納期限の変更について電算処理を行う。	第129条の10
6	調査及び検査	地域振興局等の長	産業廃棄物税に係る課税標準等を正確に把握するため必要があると認めるときは、産業廃棄物の排出事業者、産業廃棄物税の特別徴収義務者その他産業廃棄物税の賦課徴収に関係があると認められる者についての産業廃棄物の搬入及び処理の状況等を調査し、その記録を明確にする。	第129条の11

項番	処理	行為者	内容	鹿児島県税 事務処理規程
7	更正又は決定に係る処理	地域振興局等の長	産業廃棄物税について更正又は決定をする場合は、必要な事項について電算処理をするとともに、産業廃棄物税更正・決定・加算金決定調査書により処理を行う。	第129条の15
8	加算金に係る処理	地域振興局等の長	産業廃棄物税に係る過少申告加算金若しくは不申告加算金又は重加算金を決定する場合には、当該加算金額の計算の基礎となった税額に係る処理と併せて行う。	第129条の16
9	調定	地域振興局等の長	納入申告書又は納付申告書の受理に係る処理をしたとき、更正又は決定に係る処理をしたとき、及び加算金に係る処理をしたときは、電算処理により出力される産業廃棄物税調定決議書により調定を行う。	第129条の17

(監査人作成)

b) 電子申告・納付推進の取組

令和6年度より電子申告（eLTAX）が導入されているが、令和6年度末時点で利用実績はゼロとなっている。

この点、令和7年5月に、鹿児島県から産業廃棄物関係団体に対して、改めて電子申告（eLTAX）が導入されている旨の周知に努めており、今後の利用者の増加が期待される所である。

c) 直近5年間の調定額、徴収率、不納欠損額、収入未済額等の状況

鹿児島県の産業廃棄物税の調定額等は下表のとおりである。

収入未済、不納欠損又は減免はいずれも発生していない。

[鹿児島県の産業廃棄物税の調定額等]

(単位：千円)

現年又は 滞納	項目	R2年度	R3年度	R4年度	R5年度	R6年度
現年課税	調定額	197,837	207,586	185,753	184,379	176,670
	収入済額	197,837	207,586	185,753	184,379	176,670
	徴収率	100.00%	100.00%	100.00%	100.00%	100.00%
	不納欠損額	-	-	-	-	-
	過誤納額	-	-	-	-	-
	収入未済額	-	-	-	-	-
	減免金額	-	-	-	-	-

現年又は 滞納	項目	R2 年度	R3 年度	R4 年度	R5 年度	R6 年度
滞納繰越	調定額	-	-	-	-	-
	収入済額	-	-	-	-	-
	徴収率	-%	-%	-%	-%	-%
	不納欠損額	-	-	-	-	-
	過誤納額	-	-	-	-	-
	収入未済額	-	-	-	-	-
	減免金額	-	-	-	-	-

(出典：鹿児島県定期監査調書)

d) 徴収率と全国順位

令和6年度の産業廃棄物税の徴収率と全国順位は下表のとおりである。鹿児島県の産業廃棄物税に係る徴収率は100.00%であり、指摘すべき点はない。

[都道府県産業廃棄物税の徴収率と全国順位]

順位	県名	徴収率	順位	県名	徴収率
1	青森県	100.00%	1	<b>鹿児島県</b>	<b>100.00%</b>
1	岩手県	100.00%	1	沖縄県	100.00%
1	宮城県	100.00%	25	北海道	99.93%
1	秋田県	100.00%	26	三重県	99.91%
1	山形県	100.00%		茨城県	調定なし
1	福島県	100.00%		栃木県	
1	新潟県	100.00%		群馬県	
1	愛知県	100.00%		埼玉県	
1	滋賀県	100.00%		千葉県	
1	京都府	100.00%		神奈川県	
1	奈良県	100.00%		富山県	
1	鳥取県	100.00%		石川県	
1	島根県	100.00%		福井県	
1	岡山県	100.00%		山梨県	
1	広島県	100.00%		長野県	
1	山口県	100.00%		静岡県	
1	愛媛県	100.00%		兵庫県	
1	佐賀県	100.00%		和歌山県	
1	長崎県	100.00%		徳島県	
1	熊本県	100.00%		香川県	

順位	県名	徴収率	順位	県名	徴収率
1	大分県	100.00%		高知県	
1	宮崎県	100.00%			

(出典：一般社団法人地方行財政調査会 2024年度都道府県税決算見込額調べ(出納閉鎖日現在))

※ 本表における徴収率は小数点第二位までを表示しているが、全国順位は小数点第三位以下の実績値を用いて算定している。そのため、表示上は同率であっても、実際の数値の差により順位が異なることがある。岐阜県、大阪府、東京都、福岡県については、産業廃棄物税が含まれる法定外目的税の内訳が不明のため記載していない。

### 3) 産業廃棄物税に関する現地調査の状況

鹿児島県においては、産業廃棄物税に関して、令和3年度～令和4年度にかけて、全ての特別徴収義務者に対し事前調査を行い、令和5年度以降、本格的に現地調査を実施している。産業廃棄物税については、特別徴収義務者などによる申告納税の方法により税を徴収していることから、適正な申告納税制度の確立及び維持が調査の目標となっている。調査の根拠としては、地方税法第733条の4に規定する質問検査権によるものであり、任意調査であることから、税帳簿及びその他事業に関する帳簿書類等の検査は、特別徴収義務者などの承認を得た上で実施している。調査の頻度については、原則として、1事業者につき3年に1回は実施するものとされている。

令和6年度における調査実績は下表のとおりとなる。

地域振興局・支庁	件数
鹿児島	6
南薩	3
北薩	2
始良・伊佐	1
大隅	3
熊毛	1
大島	3
合計	19

(出典：鹿児島県総務部税務課作成資料)

### 4) 産業廃棄物税の制度検討と今後の対応について

産業廃棄物税条例附則では、令和6年度を目途に条例の施行の状況、社会経済情勢の推移等を勘案し、必要があると認めるときは、この条例の規定について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずることとされていることから、鹿児島県では令和6年度において、排出事業者に対する意識調査を実施しており、条例の施行に伴う産業廃棄物の処理量等の推移や排出事業者の意識変化の分析、税収を活用した事業の評価等を通して産業廃棄物税の政策効果を検証して、産業廃棄物税の今後の在り方を検討している。

a) 産業廃棄物税の充当事業の内容

産業廃棄物税は目的税であり、循環型社会の形成に向け、産業廃棄物の排出の抑制、減量化、再生利用その他適正な処理の促進を図る施策に要する費用に充てるために課する税となっている。税収について鹿児島県においては、「産業廃棄物の排出抑制、減量化、リサイクルに係る産業活動への支援」、「産業廃棄物の適正処理等の促進」、「公共関与による管理型最終処分場の整備・推進」の3つを柱にした事業に充当している。

令和2年度から令和5年度の事業充当額は以下のとおりである。

(単位：千円)

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
①充当事業	182,836	207,394	183,159	173,133
産業廃棄物の排出抑制、減量化、リサイクルに係る産業活動への支援	62,043	60,151	41,986	64,704
産業廃棄物の適正処理等の促進	46,002	46,067	47,192	45,362
公共関与による管理型最終処分場の整備・促進	74,791	101,176	93,981	63,067
②徴税费	7,837	6,958	7,085	6,498
合計 (①+②)	190,673	214,352	190,244	179,631

(出典：鹿児島県総務部税務課作成資料)

令和2年度から令和5年度の使途事業の実績と成果については以下のとおりである。

[産業廃棄物の排出抑制、減量化、リサイクルに係る産業活動への支援] 228,884千円  
排出抑制やリサイクル等に資する施設設備の整備への助成や産業廃棄物を原材料とするリサイクル製品の認定、普及などにより、排出抑制やリサイクルを推進している。また、リサイクル研修の実施により、排出事業者や処理事業者の意識啓発を図っている。

[産業廃棄物の適正処理等の促進] 184,623千円

不法投棄パトロールの実施、監視ネットワークの構築、啓発活動の実施などにより、不法投棄の未然防止に寄与している。

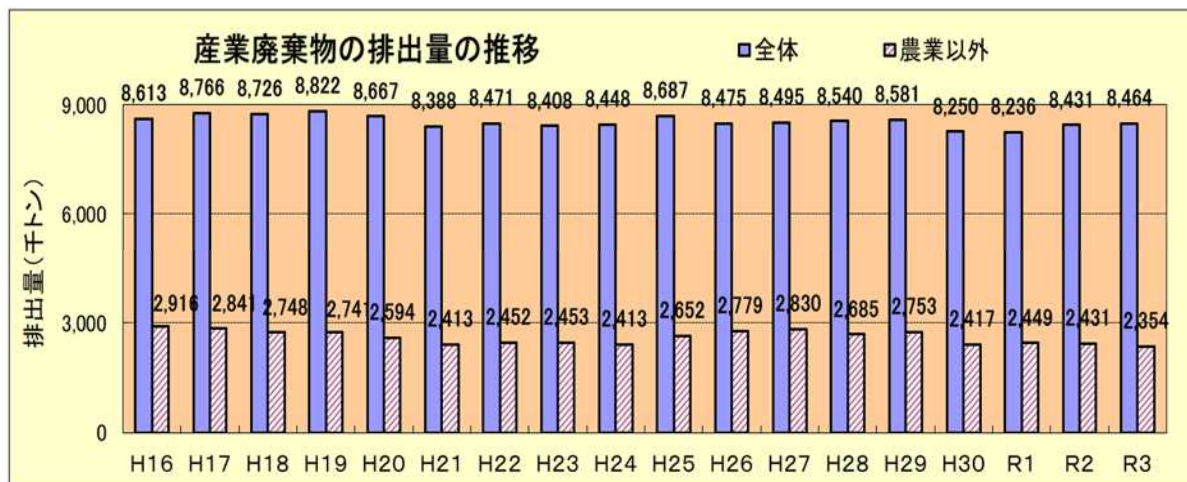
[公共関与による管理型最終処分場の整備・促進] 333,015千円

管理型最終処分場は、循環型社会形成や地域産業振興に必要な施設であり、公共関与による処分場として、平成27年1月に「エコパークかごしま」を開業している。

開業後は、安心・安全を第一とした施設運営に努め、運営状況について安全監視委員会等で説明するとともに、報誌等を通じた周知広報等を行っている。

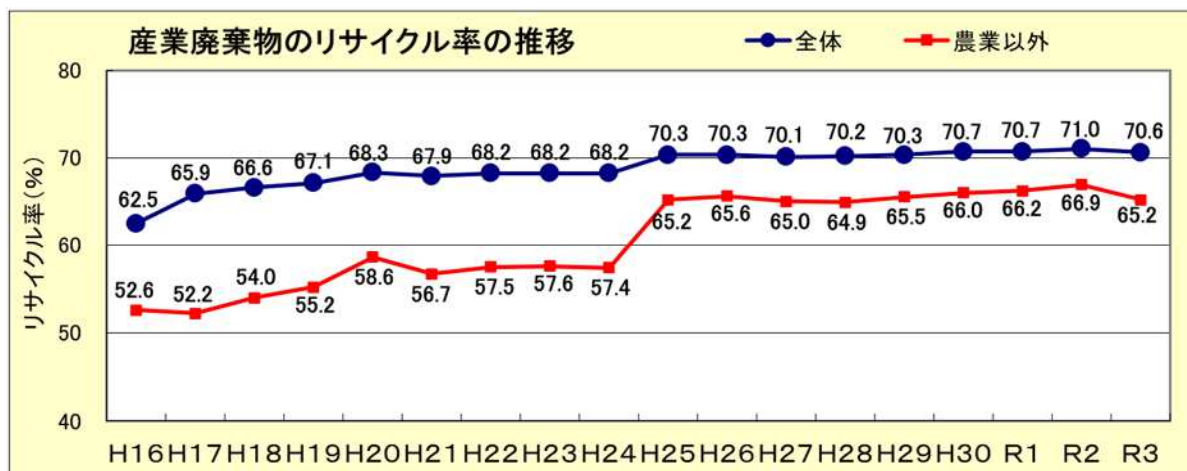
b) 産業廃棄物の排出量等の状況

[排出量の推移] 産業廃棄物の排出量は、年度毎に増減はあるものの減少傾向。



(出典：鹿児島県総務部税務課作成資料)

[リサイクル率の推移] リサイクル率は全体では上昇傾向にあるが、平成 25 年度以降は横ばい。



(出典：鹿児島県総務部税務課作成資料)

[最終処分量の推移] 最終処分量は、平成 20 年度に大きく減少しており、その後は横ばい。



(出典：鹿児島県総務部税務課作成資料)

c) 産業廃棄物税の効果検証と今後の対応

〈「産業廃棄物税の制度検討と今後の対応について」より〉

(税導入の効果検証)

- 県内の産業廃棄物の処理状況をみると、産業廃棄物税の導入以降、排出量及び最終処分量は減少傾向に、また、リサイクル率は上昇傾向にあり、循環型社会の形成に向けた取組が進められていることが認められる。
- 排出事業者への意識調査においても、9割近くの事業者が排出抑制又はリサイクルに向けた取組を行っており、税の導入により排出抑制等に取り組んだ結果、社員の意識改革、処理コストの減及び会社のイメージ向上につながったと回答している事業者も多いことから、排出抑制、リサイクルに向けた一定のインセンティブ効果があったと認められる。
- 税制の広域的導入は、本県だけでは効果が上がりにくいところを、九州各県が連携して、産業廃棄物の排出抑制、リサイクルの促進等といった共通の目的を持って一斉に導入し、環境政策を行うことで、より効果を上げていくという意味において大きな意義があったものと考えられる。

(今後の対応)

本県においては、前述のように、税導入による一定の効果が上がっており、また、九州各県が共同して産業廃棄物税について検証を行った結果においても、広域的導入により一定の成果をあげていることから、今後とも税制を継続していく必要がある。このため、税条例については、課税要件など主要部分の見直しは行わず、現行制度のまま存続させることが望ましいと考える。ただし、制度をまだ知らないとする排出事業者もいることから、引き続き税制の周知・広報に努める必要がある。また、リサイクル率は上昇傾向にあるものの、近年は横ばいになっていることから、循環型社会の実現に向け、産業廃棄物税を活用した環境施策の充実に取り組む必要があると考える。

今後においては、社会経済情勢の変化等が考えられることから、5年を目途に検討を行い、その結果に基づいて必要な措置を講ずることとする。一定の成果をあげていることから、今後とも税制を継続していく必要がある。

5) 意見及び指摘並びに過年度の包括外部監査における指摘・意見に対する措置状況

a) 産業廃棄物税について実施した監査手続

i) はじめに

「6. 個人県民税」に記載のとおり、県から提供を受けた資料は納税者を特定し得る記載は黒塗り処理が施されていた。

そのため、黒塗り部分に関する証憑間の整合性や正確性については検証できていない。

ii) 実施した手続

- ① 産業廃棄物税の課税事務手続き等の業務内容について質問を実施した。
- ② 産業廃棄物税に関する現地調査が適切に実施されているか確かめるために質問をした。また、抽出したサンプルについて、「産業廃棄物税税務調査書」「産業廃棄物税納付申告書」といった関連資料を閲覧した。
- ③ 産業廃棄物税の特別徴収義務者の登録、登録内容の変更および消滅の処理が適切に実施されているか確かめるために、抽出したサンプルについて、「産業廃棄物税特別徴収義務者登録申請書」「産業廃棄物税特別徴収義務者登録事項変更届出書」「産業廃棄物税特別徴収義務消滅届出書」といった申請書類等及び添付された根拠資料を閲覧、照合した。
- ④ 適切な手続きに従って産業廃棄物税に関する徴収業務が行われているかを確認するために、抽出したサンプルについて、「産業廃棄物税調定決議書」「産業廃棄物税調定内訳書」と納税義務者から提出された「産業廃棄物税納付申告書」及び根拠証憑とを閲覧、照合した。
- ⑤ 産業廃棄物税の制度検討と今後の対応について、質問の実施と関連資料を閲覧した。
- ⑥ 産業廃棄物税の電子申告制度推進への取り組みについて質問を実施した。

b) 意見

i) **【意見 20-1】産業廃棄物税に関する現地調査について**

上述のとおり鹿児島県においては、令和5年度以降、産業廃棄物税の現地調査を実施している。調査実施にあたっては、総務部税務課が産業廃棄物税調査要領を定めており、これに従って各地域振興局・支庁において調査が行われる。

令和6年度に実施された現地調査について、監査人が関連資料の閲覧及び税務課担当者へのヒアリングにより監査を実施したところ、以下の事案が検出された。

- 産業廃棄物税調査要領の中で、調査事項としてマニフェスト（法令の規定により交付された産業廃棄物管理票）と税帳簿（申告書作成の基となる帳簿）との突合が規定されているところ、マニフェストの一部が無い納税義務者がいるため、調査時の突合が全て出来ていない事案があった。マニフェストについては、排出事業者が搬入時毎に納税義務者に対して提出しているが、その際に提出しない排出事業者がいる事が原因となっている。また、同じ納税義務者の前回の現地調査でも同様の事案が発見されている。

マニフェストの提出は、廃棄物処理法に基づく手続であり、鹿児島県においては廃棄物・リサイクル対策課が所管しているとのことである。

今後は、現地調査を行う税務課と、マニフェストの提出を所管する廃棄物・リサイクル対策課との間で情報連携を図り、マニフェストの適切な管理・運用について、所要の対策を講ずるべきである。

- 産業廃棄物税調査要領の中には、調査結果を記載する税務調査書などの様式、

実施する調査項目の網羅性などを確認するチェックシートなどが含まれているが、チェックシートの活用が出来ていない地域振興局・支庁の県税担当課が発見された。現地調査が手続漏れなく適切に実施されるよう、全ての地域振興局・支庁の県税担当課においてチェックシートを活用すべきである。

ii) **【意見 20-2】特別徴収義務者の登録、登録内容の変更及び消滅の処理について**

鹿児島県産業廃棄物税条例第 11 条では、「特別徴収義務者は産業廃棄物の最終処分又は焼却処理を業として開始しようとする日の 5 日前までに、特別徴収義務者に指定された者は当該指定を受けた日から 5 日以内に、その特別徴収すべき産業廃棄物税に係る最終処分場又は焼却施設ごとに、特別徴収義務者としての登録を申請しなければならない。」と規定されている。

また、同条においては、事業を開始した場合のみではなく、登録内容の変更が生じた場合及び特別徴収義務が消滅した場合についても、変更・消滅時点から 5 日以内の届出を義務付けている。

監査人が令和 6 年度における特別徴収義務者の登録、登録内容の変更および消滅の処理についてサンプル検証を行ったところ、特別徴収義務者の申請が期限後に提出されている事案が複数確認された。

上記について、鹿児島県側では、申請者の法の不知が要因であると認識しており、期限内に申請者が自発的に申請を行うよう、鹿児島県から事業者への許可通知の際に産業廃棄物税に関する資料を同封するなどの対策を講じているとのことである。

これらの対策の効果については、今後も個別の事案において、手続きがなされているか、確実に確認していく必要があると考えられる。

c) 指摘

監査した範囲において、狩猟税に係る財務事務の執行に関し指摘すべき点はなかった。

d) 平成 27 年度の包括外部監査における指摘・意見に対する措置状況

項番	平成 27 年度の意見・指摘	措置状況等
1	<p><b>【意見 (P56)】</b></p> <p>県が徴収する税金である以上その申告額の正確性については何らかの方法で検証される必要があるが、産業廃棄物税導入後、現地調査が実施されたことはない。</p> <p>現地調査に代わり、申告書の計算検証や課税標準（重量）に大幅な変</p>	<p><b>【現在の措置状況】</b></p> <p>現地調査は実施している。また、新たな意見については前述のとおりとなる。</p>

項 番	平成 27 年度の意見・指摘	措置状況等
	<p>動が生じた際の質問等が実施されるのみであり、申告書に記載された課税標準が正確なものであるのか、測量が適切に実施されているのかといった点については確認できる水準にあるとは言えない。</p>	

## 21. 徴収事務について

### 1) 概要

#### a) 法令根拠

納税者が納期限までに完納しない場合における督促の手続については、国税と地方税とで規定が異なる。国税については、国税通則法により各税目の統一的な取扱いが整備されており、同法第 37 条において、申告納税方式による納付又は納税告知書により通知された納付の納期限までに完納がなされないときは、税務署長が督促状により督促を行わなければならないものとされている。督促状は、国税に関する法律に特別の定めがある場合を除き、当該国税の納期限から五十日以内に発することが必要とされている。さらに、督促状を発した日から起算して十日を経過しても完納がなされない場合には、国税徴収法その他の法令に基づき滞納処分を行うこととされている（同法第 40 条）。

一方、地方税における督促の手続については、地方税法において税目毎に規定が設けられている。同法第 66 条第 1 項により、納期限後二十日以内に督促状を発することが定められており、ただし、特別の事情がある場合には、道府県の条例により異なる期間を定めることができるものとされている（同条第 3 項）。また、同法第 68 条においては、督促状を発した日から起算して十日を経過しても完納がなされないときは、差押え等の滞納処分を実施する旨が規定されており、地方税法に別段の定めがある場合を除き、国税徴収法その他の法令の規定に基づく処分が行われることとされている。

#### b) 徴収事務手続の実績

鹿児島県の令和 6 年度の各税目における徴収事務実績は下表のとおりとなる。

(単位：千円)

税目	調定額	収入済額	徴収率	不納 欠損額	過誤納額	収入 未済額
個人県民税	46,050,180	44,996,646	97.71%	89,030	14,001	978,506
法人県民税	3,762,495	3,743,547	99.50%	1,223	—	17,725
県民税利子割	197,628	197,628	100.00%	—	—	—
個人事業税	1,653,034	1,601,780	96.90%	1,884	—	49,370
法人事業税	37,831,993	37,753,925	99.79%	5,068	—	73,000
地方消費税	39,759,517	39,759,517	100.00%	—	—	—
不動産取得税	4,356,907	4,212,173	96.68%	4,640	—	140,094
県たばこ税	1,905,585	1,905,585	100.00%	—	—	—
ゴルフ場利用 税	398,427	398,427	100.00%	—	—	—
軽油引取税	12,410,928	12,405,589	99.96%	—	—	5,339
自動車税	19,322,978	19,218,409	99.46%	12,815	—	91,754
鉾区税	16,575	16,255	98.07%	—	—	320
狩猟税	22,141	22,141	100.00%	—	—	—

税目	調定額	収入済額	徴収率	不納 欠損額	過誤納額	収入 未済額
核燃料税	2,638,221	2,638,221	100.00%	—	—	—
産業廃棄物税	176,670	176,670	100.00%	—	—	—
合計	170,503,276	169,046,512	99.15%	114,659	14,001	1,356,107

(出典：鹿児島県定期監査調書)

c) 滞納整理事務手続に関する計画

鹿児島県においては、県税の滞納縮減を図る目的で、県税滞納縮減特別対策本部を設置しており、その中で県税の収入未済額の目標値を掲げており、毎年その達成状況の分析を実施している。

下表は令和6年度の各地域振興局・支庁ごとの目標値とその達成状況である。

[令和6年度県税滞納縮減特別対策の実施計画における目標値の達成状況]

(単位：千円)

地域振興局 ・支庁	目標値 (A)	収入未済額 (B)	目標値との差 (B-A)	達成率 (A/B)
鹿児島	520,841	578,794	57,953	89.99%
南薩	107,069	99,276	▲ 7,793	107.85%
北薩	155,486	177,925	22,439	87.39%
姶良・伊佐	218,220	198,703	▲ 19,517	109.82%
大隅	191,140	210,226	19,086	90.92%
熊毛	26,961	36,625	9,664	73.61%
大島	49,732	54,558	4,826	91.15%
合計	1,269,449	1,356,107	86,658	93.61%

(鹿児島県総務部税務課作成資料)

上記のうち最も未済額の大きい鹿児島地域振興局について、各税目の収入未済額を前年度と比較したのが下表となる。

(単位：千円)

税目	令和6年度	令和5年度	増減
個人県民税	432,655	455,476	▲22,822
自動車税種別割	46,287	46,900	▲613
法人二税	19,527	15,921	3,607
個人事業税	24,427	17,631	6,797
不動産取得税	50,559	28,341	22,218
その他の県税	5,339	38,293	▲32,954
県税計	578,794	602,562	▲23,768

(鹿児島地域振興局作成資料)

収入未済額の主な増減理由としては、以下のとおりとなる。

個人県民税については、国税の税務調査による随時課税の発生が多かった一方で、定額減税による調定額の減少や特別滞納整理班による徴取引継ぎの効果もあり、22.8 百万円の減少となっている。

不動産取得税については、令和 6 年度の収入未済額 50.6 百万円のうち、減額予定で徴収猶予中のものが 37.1 百万円含まれていることから、実際の滞納整理の対象額は 13.5 百万円となり、令和 5 年度と同程度である。

その他の県税は全て軽油引取税であり、令和 5 年度及び令和 6 年度共に特別徴収義務者 1 社分について、一時的に未済が発生している状況である。

d) 九州地区の徴収率比較

一般社団法人地方行財政調査会が、令和 7 年度に調査した 2024 年度都道府県税決算見込額調べ（出納閉鎖日現在）において、九州地区の各県の徴収率は下表のとおりである。令和 6 年度の実績における鹿児島県の徴収率は、8 県の中ではほぼ中間的な水準となっている事がわかる。

県名	現年徴収率(%)	繰越徴収率(%)	合計徴収率(%)
福岡県	99.62%	36.27%	99.07%
佐賀県	99.52%	55.26%	99.17%
長崎県	99.73%	33.97%	99.17%
熊本県	99.73%	43.08%	99.01%
大分県	99.75%	34.92%	99.42%
宮崎県	99.50%	43.84%	99.01%
鹿児島県	99.70%	31.76%	99.15%
沖縄県	99.54%	32.70%	98.68%

e) 滞納整理事務の流れ

鹿児島県税事務処理規程によると滞納整理事務の流れは概ね以下のとおりである。

[鹿児島県税事務処理規程による滞納整理事務の流れ]

項番	処理	行為者	内容	鹿児島県税事務処理規程
1	納期限後の督促	地域振興局等の長	滞納報告を受けたときは、その内容を精査し、督促状発付発送簿兼滞納整理票交付簿により、督促状発付の決定をして滞納者に発送する。 鹿児島県の場合、納期限の翌月末日までに発送することになっている。	第 161 条

項番	処理	行為者	内容	鹿児島 県税 事務処 理規程
2	滞納整理票の作成	地域振興局等の長	督促状を発した日から起算して10日を経過した日までに当該督促に係る徴収金が完納されなかつたときは、滞納整理票を電算処理により作成し、督促状発付発送簿兼滞納整理票交付簿に必要な事項を記載した上で当該滞納整理票を徴税吏員に交付し、徴収及び滞納処分を命ずる。	第162条
3	催告書の発送	地域振興局等の長	滞納者について必要があると認めるときは、滞納処分の着手前において徴収金の納付又は納入を催告する。	第195条
4	差押	地域振興局等の長 徴税吏員	滞納者の財産を差し押えようとする場合は、あらかじめ、滞納者に差押えの予告を行う。滞納者の財産を差し押えたとき、その他差押処分についての処理をしたときは、必要な事項について電算処理をするとともに、差押調書その他関係書類を添えてその所属する地域振興局等の長の閲覧に供し、その状況を報告する。	第203条 第210条
5	換価	地域振興局等の長	差押財産の換価をしようとする場合においては、換価に付すべき財産、換価の時期及び方法等につき、具体的に計画を立てる。動産、有価証券又は電話加入権の公売をしたときはその当日、不動産の公売をしたときはその当日から起算して7日を経過した日において売却決定を行う。	第241条 第250条 第251条
6	配当	地域振興局等の長	換価代金等の配当をする場合は、換価代金等配当決議書により処理した上、配当計算書を作成し、その謄本を換価代金等配当結果通知書に添えて買受代金の納付の日から3日以内に滞納者に発送する。	第257条
7	不納欠損(執行停止)	地域振興局等の長	徴収金について次に掲げる理由が生じたときは、当該徴収金につき不納欠損処分決議書により不納欠損として処理するとともに、必要な事項について電算処理を行う。 (1) 地方税法第15条の7第4項の規定により徴収金を納付し、又は納入する義務が消滅したとき。 (2) 地方税法第15条の7第5項の規定により徴収金を納付し、又は納入する義務を消滅させたとき。 (3) 地方税法第18条の規定により徴収金の徴収を目的とする権利が時効により消滅したとき。	第183条

(監査人作成)



f) 財産調査

財産調査は、滞納者の資産を把握し、県税の公正・確実な回収を図るための中核業務である。

国税徴収法 141 条に「任意調査である質問検査権」、国税徴収法 142 条に「強制質問である搜索権」が定められており、滞納者の財産に関する質問・検査・照会・搜索が可能となっている。滞納者の不応答・虚偽・拒否には国税徴収法 188 条に「質問権等に対する罰則」が定められており、抑止と執行力が担保されている。財産調査の対象範囲は、滞納者および関係第三者の預貯金・勤務先（給与）・不動産・債権など広範に及んでいる。

具体的な調査方法は以下のとおりである。

i) 預貯金・生命保険調査

各地域振興局・支庁において、調査対象者について、電子照会システムを利用して、随時預貯金調査を行うほか、1 か月～3 か月に 1 回程度、一括で各金融機関照会センターや保険会社に照会を行うことで、取引口座の発見及び保険契約の発見に努めている。

ii) 勤務先（給与）の調査

該当市町村に対し、対象者の勤務先を一括照会するほか、照復書により、個別に勤務先の調査を実施して、勤務先が判明した場合は、滞納整理支援システムに記録するとともに、処分の優先順位に従って、勤務先に給与の照会を行っている。

iii) 不動産等の調査

該当市町村に対し照復書により、滞納者の固定資産税名寄帳が添付されるので、該当する不動産があった場合は、法務局で不動産登記簿の交付申請を行っている。

iv) 税務署での申告書等の閲覧・調査

確定申告法人・個人について、国税連携システムを利用して、随時、確定申告書を確認するほか、税務署の課税部門において、決算書等を閲覧することにより、取引銀行、売掛先、保有不動産、賃貸借契約、有価証券の保有状況等、差押対象財産の有無を調査している。

v) 家賃、入居保証金（敷金）、権利金、売掛金、報酬等の債権や有価証券等の調査

照復書や税務署調査等においてこれらのものが発見された場合は、第三債務者に対し臨戸又は文書照会により、契約状況・債務額の確認を行っている。

g) 高額滞納者

令和 6 年度から令和 7 年度へと繰越した滞納者のうち、税額が 300 万円以上の高額滞

納者合計 16 件の項目ごとの内訳は以下のとおりとなる。

- 滞納者  
法人…13 件  
個人… 3 件
  
- 滞納税額  
10 百万円以上… 7 件（うち、最高滞納税額 30 百万円）  
5 百万円～10 百万円未満… 3 件  
3 百万円～5 百万円未満… 6 件
  
- 税目毎の税額  
不動産取得税…77 百万円  
法人事業税及び特別法人事業税…68 百万円  
個人事業税…10 百万円  
法人県民税… 5 百万円

h) 滞納処分の執行停止

自治体が地方税を徴収する際、納期限までに納付がない場合には滞納処分として差押えや換価などの強制手続を実施することがある。しかし、納税者の生活状況や事業の継続性、災害による損害などの事情によっては、こうした滞納処分を進めることが適切ではない場合もあり、そのような場面で用いられるのが「滞納処分の執行停止」という制度である。

滞納処分の執行停止は、地方税法第 15 条の 7 及び国税徴収法第 153 条に規定されており、法定要件に該当する場合には滞納処分を進めることを一時的に止めるものとなる。例えば、納税者が生活に必要な最低限の財産しか持っていない場合や、滞納処分を続けると生活や事業の維持が著しく難しくなると判断される場合には、自治体は滞納処分を中断しなければならない。差し押さえても換価の見込みがないようなケース、また災害などにより納税者が大きな損害を受けている場合なども同様となる。これらに当てはまらない場合でも、特別の事情があるときには、自治体の判断により執行を止めることができる場合もある。

滞納処分の執行停止が行われても、納税義務そのものが消えるわけではない。ただし、執行停止の状態が長期間続き、かつ、換価の見込みがないと認められると、最終的に税の納付義務が消滅する可能性も出てくる。執行停止は、強制徴収によって生活や事業に過度の支障が生じることを防ぐための制度であり、徴収可能性を見極めながら、適切な運用が求められる。

鹿児島県における、令和 6 年度の執行停止の件数及び金額（個人県民税を除く）は下表のとおりとなる。

地域振興局・支庁	件数（件）	金額（千円）
鹿児島	322	10,671
南薩	23	1,438
北薩	15	395
始良・伊佐	80	14,652
大隅	92	4,145
熊毛	14	122
大島	17	576
合計	563	32,001

（鹿児島県総務部税務課作成資料より監査人集計）

※延滞金を含む

上記の表のうち、各地域振興局・支庁から監査人がサンプルを抽出して、個別の滞納整理資料を閲覧して監査を実施したところ、執行停止の判断に疑問があると思われる事案は発見されなかった。

i) 執行停止の取消し

執行停止は、自治体が地方税の滞納処分（差押え・換価等）を行う際に、一定の事情により、その滞納処分の執行を一時的に止める行政処分である。

停止執行停止の取消しについては、地方税法第15条の8第1項及び国税徴収法第154条第1項において、滞納処分の執行を停止した後3年以内に、当該滞納者について執行停止事由のいずれにも該当しないことが明らかとなった場合には、行政庁はその執行停止を取り消さなければならないと定められている。

鹿児島県における、令和6年度に執行停止を取り消した件数及び金額は下表のとおりとなる。

なお、これらについては、執行停止後、催告等により自主納付があり完納となった後に、執行停止の取消しを行っているものを除いている。

地域振興局・支庁	件数（件）	金額（千円）
鹿児島	5	371
南薩	—	—
北薩	—	—
始良・伊佐	2	54
大隅	2	170
熊毛	—	—
大島	—	—
合計	9	595

（鹿児島県総務部税務課作成資料）

※延滞金を含む

上記の表のうち、各地域振興局・支庁から監査人がサンプルを抽出して、個別の滞納整理資料を閲覧して監査を実施したところ、執行停止の取消しの判断に疑問があると思われる事案は発見されなかった。

j) 不納欠損処理

不納欠損は、徴収すべき税について、法令上または事実上の理由により徴収が不可能となった場合に実施される。

不納欠損事由としては、第一に、地方税法第15条の7第4項に基づき、滞納処分の執行停止後3年経過した場合には、滞納処分の効力が失われ以後の徴収が不能となる。第二に、地方税法第15条の7第5項に基づき、滞納処分をすることができる財産がないことを理由に滞納処分の執行を停止した場合において、徴収金を徴収することが出来ない事が明らかである時には、その徴収金の納付義務を直ちに消滅させることができる。第三に、地方税法第18条に定める消滅時効の完成があり、この場合、徴収権が法律上消滅するため、当然に徴収不能となる。

鹿児島県における、令和6年度に不納欠損処理した件数及び税額は下表のとおりとなる。

地域振興局・支庁	執行停止後3年間継続したもの		即時消滅させたもの		時効完成に基づくもの		合計	
	件数 (件)	税額 (千円)	件数 (件)	税額 (千円)	件数 (件)	税額 (千円)	件数 (件)	税額 (千円)
鹿児島	22	538	51	1,449	49	1,751	122	3,738
南薩	20	526	3	520	10	434	33	1,481
北薩	14	331	5	79	9	273	28	683
始良・伊佐	69	1,782	13	4,321	45	1,302	127	7,406
大隅	139	7,732	24	2,273	59	1,671	222	11,675
熊毛	7	257	1	7	2	44	10	308
大島	2	43	7	290	1	7	10	339
合計	273	11,209	104	8,939	175	5,482	552	25,630

(鹿児島県総務部税務課作成資料)

上述のとおり、滞納処分の執行を停止した場合であっても、その後3年の経過や消滅時効の完成により結果的に納税義務が消滅し得るからといって、単に期間の経過を待てば足りるものではない。執行停止の前提となる要件が途中で失われたときは、執行停止を取消す必要があるため、執行停止後も継続的なフォローが不可欠である。具体的には、滞納者の財産状況、事業の実態、生活状況、所在の有無等について定期的に調査を行い、

その変動状況を把握したうえで、現時点でもなお執行停止を継続することが相当かどうかを適宜検証・判断していくことが求められる。

この点、鹿児島県においては、執行停止後、定期的に滞納者の財産の調査を実施している。具体的な手続としては、各自治体に対する滞納者の所得状況や所有不動産、県税以外の税の滞納状況などの照会、また、各金融機関及び生命保険会社への照会も行っている。照会の結果、差押え可能な財産が発見された場合には、執行停止の取消しなどを行っている。

令和6年度に行われた執行停止後の財産調査の中から、監査人がサンプルを抽出して、個別の滞納整理資料を閲覧して監査を実施したところ、財産調査の方法などに疑問があると思われる事案は発見されなかった。

## 2) 意見及び指摘並びに過年度の包括外部監査における指摘・意見に対する措置状況

### a) 滞納整理事務について実施した手続

#### i) はじめに

「6. 個人県民税」に記載のとおり、県から提供を受けた資料は納税者を特定し得る記載は黒塗り処理が施されていた。そのため、黒塗り部分に関する証憑間の整合性や正確性については検証できていない。

#### ii) 実施した手続

- ① 関係部署からの説明聴取及び関係者に対する質問
- ② 関係書類の閲覧
- ③ 期別推移分析、比率分析等の分析的手続
- ④ 関係帳票及び証拠書類との照合

### b) 意見

#### i) 【意見21-1】個人県民税の重点強化対策について

上述のとおり、鹿児島県の収入未済額の内訳を見ると、最も大きな割合を占めているのは、鹿児島地域振興局が所管する個人県民税であることが明らかである。特に、同地域振興局の管内では鹿児島市が人口規模・税収規模ともに突出しており、その結果として当該未済額の相当部分が鹿児島市分の個人県民税に由来している状況にある。県では、こうした実情を踏まえ、重点強化対策として鹿児島市に県税徴収対策官を配置するとともに、人員増強などの体制整備を進め、滞納整理の強化に努めているところである。

今後についても、収入未済額の着実な縮減を図るためには、より一層効果的かつ効率的な滞納整理事務の遂行が不可欠であり、そのためには人的体制の強化が引き続き重要な課題となる。従って、現行の対策を基礎としつつ、更なる専門人材の配置や人員の補強、業務分担の見直し等を積極的に検討し、組織としての実効性ある徴収体制の確立に向けて取り組まれない。

ii) **【意見 2 1 - 2】 事案別滞納整理状況一覧表の活用について**

監査人が個別の滞納整理資料を閲覧したところ、「事案別滞納整理状況一覧表」を作成している地域振興局や支庁が存在することが判明した。同一覧表には、滞納者の基本情報や滞納状況に加え、財産状況、差押処分の実施状況、交付要求の状況、滞納に至った経緯、滞納者の概況、直近の交渉記録、さらに担当者による滞納整理方針及び具体的対応策が、一枚に集約して整理されており、滞納整理の全体像を比較的容易に把握できる構成となっている。

鹿児島県では平成 29 年度に滞納整理支援システムを導入しており、滞納整理事務に関する記録は、同システム上で「記録一覧」として時系列に参照することが可能である。しかし、滞納整理期間が長期に及ぶ場合には、記録すべき事項も必然的に増加するため、監査人が閲覧した「記録一覧」の中には、紙媒体換算で 20 ページを超える事案も確認された。

また、鹿児島県担当者へのヒアリングによれば、「事案別滞納整理状況一覧表」は、各地域振興局・支庁において、事案毎の進捗状況等を把握する課長ヒアリングなどの内部管理資料として任意に作成しているものであり、作成を義務づけているものではないとの説明があった。しかしながら、担当者や上席者の異動が生じた場合などには、滞納整理状況を迅速かつ正確に把握するうえで当該一覧表が有用であると考えられる。

以上を踏まえ、すべての地域振興局・支庁において「事案別滞納整理状況一覧表」を統一的に作成することが望ましく、その作成を推奨したい。

c) 指摘

監査した範囲において、滞納整理事務に係る財務事務の執行に関し指摘すべき点はなかった。

d) 平成 27 年度の包括外部監査における指摘・意見に対する措置状況

項番	平成 27 年度の意見・指摘	措置状況等
1	<p><b>【指摘 (P80)】</b></p> <p>県税滞納者に対する行動については、滞納整理票裏面の「整理事項」に記録する必要があるが、閲覧する中において長期間に渡り活動内容が記録されていないものが見受けられた。</p> <p>その他財産調査がなされているが差押がなされておらずその判断過程も記されていないケースもあった。</p>	<p><b>【左記指摘に対する措置状況 (鹿児島県公報第 3239 号 H28.8.19)】</b></p> <p>実施している滞納整理進行管理会議等の充実に努めるとともに、滞納整理票については、随時、交渉記録等の記載状況を確認し、記録の脱漏については所要の補正に努めることとしている。(上長による確認及び各担当による補正を実施)。</p> <p>また、管理者が電算システム画面で滞</p>

項番	平成 27 年度の意見・指摘	措置状況等
	<p>また、本税が完納されている場合、他の滞納者の本税回収に注力することから、延滞金の回収は後回しになっていると思われる案件も散見された。</p> <p>滞納整理票裏面の「整理事項」が長期間に渡って記載されない場合は、滞納者に対してどのような行動がとられたのかが不明であるため、上長や後任者などが適切な対応を図れないという問題がある。</p> <p>また、遠隔地であるなどの理由により、滞納者に対して長期間に渡って接触していない場合には、租税債権の回収が著しく困難になるという問題もある。</p> <p>滞納整理の進行管理については、担当者一人だけに任せるのではなく、組織的な管理体制を整える必要がある。担当者による滞納整理行動の記録を確実に行うとともに、現在、県税課（納税課）内で行っている滞納整理に係る進行管理会議の実施方法を工夫するなど、上長による検証を通じて常に滞納整理の状況を把握しておく必要がある。</p>	<p>納整理進捗管理ができるよう、平成 28 年度において、滞納整理支援システムを構築している。</p> <p><b>【現在の措置状況】</b>（鹿児島県総務部税務課回答）</p> <p>各地域振興局・支庁においては、平成 29 年度に導入した滞納整理支援システムにおいて、担当者による滞納整理行動の記録を確実に行うよう徹底している。</p> <p>また、上長が日常的に事案毎の進捗状況の確認や指示を行うとともに、四半期毎に担当者ヒアリングを行うなど進行管理を徹底している。</p> <p>今後も引き続き、滞納整理進行管理会議等の充実に努めるとともに、組織的な管理体制のもと確実に滞納整理を進める。</p>
2	<p><b>【指摘（P81）】</b></p> <p>自動車税の納税者で、平成 20 年度の自動車税本税を滞納し、その後分割納付したものの、延滞金 3、000 円が回収されず、平成 26 年度において不納欠損処理されている事例があった。</p> <p>本件は法令に準拠した手続がとられないまま、不納欠損処理されており、不適切な処理である。</p>	<p><b>【左記指摘に対する措置状況（鹿児島県公報第 3239 号 H28.8.19）】</b></p> <p>実施している滞納整理進行管理会議等の充実に努めるとともに、平成 27 年度中に不納欠損処理した延滞金に係る再点検を実施した。</p> <p>また、管理者が電算システム画面で滞納整理進捗管理ができるよう、平成 28 年度において、滞納整理支援システムを構築している。</p>

項番	平成 27 年度の意見・指摘	措置状況等
	<p>延滞金が徴収されないとすれば、納期限までに納付している善良な納税者との公平が保たれず、県の税務行政に対する信頼が失墜する恐れがある。</p> <p>再発防止のために、滞納整理票の網羅的かつ定期的な上長による査閲の実施と、個々の滞納整理票を誰がいつ査閲したかを一覧できる管理表などシステム面の構築と運用が求められる。</p>	<p>【現在の措置状況】（鹿児島県総務部税務課回答）</p> <p>滞納整理支援システムにおいて、1か月、3か月及び6か月以内に時効が到来する調定の予定一覧について、延滞金のみの滞納も含む「不納欠損予定者リスト」が自動で配信されることとなっており、時効完成前までに最終的な調査、折衝及び検討を行った上で不納欠損処理を行うこととしている。</p>
3	<p>【意見（P83）】</p> <p>不動産の差押えに関して、不動産売却代金が、県や市・国の租税債権合計額を上回る金額ではあるものの、債権者が一方的に弁済額を通知すれば、これが認められるという事例が発見された。</p>	<p>【現在の措置状況】（鹿児島県総務部税務課回答）</p> <p>県税以外にも債務がある滞納者に対しては、納税相談等を行う際に地方税法第14条の趣旨を説明しており、また、差押えについては、時機を失することなく適正に行うよう、組織的に進捗管理を行っている。</p>
4	<p>【意見（P85）】</p> <p>特別滞納整理班について、徴収率が、特別滞納整理班在籍前より在籍後の方が下回っているケースが見受けられた。</p> <p>特別滞納整理班がいなくとも一定水準以上の徴収率が定着するようになるまで継続した関与が求められるところである。</p>	<p>【現在の措置状況】（鹿児島県総務部税務課回答）</p> <p>特別滞納整理班においては、地方税法739条の5に基づき、市町村から過年度分（滞納繰越分）の滞納事案を引受けることから、特別滞納整理班の設置終了後、滞納繰越分の徴収率が一時的に下がるのは、やむを得ないと考えている。</p> <p>県は特別滞納整理班の設置終了後においても、市町村からの申出により併任協定を締結し、合同で捜索を実施するなど連携した滞納整理を実施しており、市町村における滞納整理スキル向上にもつながっていると考えている。</p>

## 22. 総括

本年度の包括外部監査では、「県税の賦課・徴収に係る事務の執行及び管理状況について」をテーマに検証を行い、【指摘】14件、【意見】27件が確認された。これらの内容を踏まえると、県税務行政の適正性をより確実に担保するためには、①人材育成、②組織的管理体制の強化、③関係行政機関との連携強化、④過年度指摘に対する改善措置の履行という四つの観点から、計画的かつ継続的な改善が求められる。

### 1) 人材育成

本年度の監査では、税務総合システムの仕様書作成における記載の不明確さ、雑所得に係る所得区分の確認未実施、家屋敷課税における課税対象者の捕捉方法の理解不足、軽油引取税に係る免税証交付申請書の決裁欄運用の不統一など、各税目に固有の課税要件の確認方法や調査手続に関する理解が職員間で統一されていないことが複数確認された。これらは、事務が依然として属人的に運用されている状況を示すものであり、専門知識の体系的な習得、OJTの標準化、文書作成能力の向上等、人材育成の強化が不可欠である。特に、税目ごとに求められる課税判定の手順、確認すべき資料、調査の深度等を明確化し、組織として統一的に運用するための研修体系の整備が求められる。

### 2) 組織的管理体制の強化

誤謬処理すべき事案を修正申告として処理したこと起因する二重調定及び収入未済発生事案の発生、自動車税減免審査における突発事案控除後の目的使用率に基づく改善指導未実施、県公式サイトに掲載された税額表の誤記載など、確認体制やチェックフローの不備に起因する事案が散見された。これらは、個々の担当者の努力だけでは防ぎきれず、組織としての内部統制が十分に機能していないことを示している。

今後は、ダブルチェック体制の徹底、決裁手続の明文化、システム処理に関する統制の強化、文書・データの更新管理ルールの整備など、組織的な仕組みとしての再構築が必要である。また、突発事案の取扱い基準を明確化し、判断のばらつきを防ぐ体制を整えることも重要である。

### 3) 関係行政機関との連携強化

家屋敷課税に係る課税対象者の捕捉方法の把握不足、未登録法人の捕捉におけるハローワーク等の情報活用不足、不動産取得税における情報伝達体制の不備など、県単独では解決が難しい事案が複数確認された。課税の公平性と網羅性を確保するためには、市町村との定期的な情報交換や国機関との連携強化、課税対象者情報の共有ルールの整備、共同研修や事例共有の実施など、広域的な協働体制の構築が不可欠である。関係機関との連携を強化することで、県税務行政全体の実効性が高まることが期待される。

### 4) 包括外部監査の指摘・意見に対する改善措置の履行

令和7年度の監査では、平成27年度包括外部監査の指摘・意見に対する改善措置が未だ十分に履行されていない事案が複数確認された。家屋敷課税の課税対象者の捕捉方法、個人

事業税内訳書に係る現地調査、外形標準課税対象法人への調査など、改善措置が継続して実施されていないことは、組織としての PDCA サイクルが十分に機能していないことを示している。今後は、改善措置の進捗管理を徹底し、実施状況を定期的にレビューするとともに、改善内容を文書化して引継ぎを確実に行う仕組みを整備する必要がある。

以上のとおり、本年度の指摘・意見は、個別の事務処理の誤りにとどまらず、組織運営の根幹に関わる課題を示している。県としては、人材育成、内部統制、関係機関との連携、改善措置の履行管理といった観点から、計画的かつ継続的に改善を進めることにより、税務行政の適正性・公平性・効率性を一層高め、県民からの信頼向上につなげていくことが期待される。